評議員
文學博士 萩野由之
文學博士 黑板勝美
文學博士 松本愛重
文學士 笹川臨風
文學士 菊池謙二郎
文學博士 三宅米吉
（イロハ順）

黑川真道編

國史叢書

新東鑑 三

國史研究會藏版

目次

新東鑑　三

巻之二十

附錄巻之一

同卷之二

目次終

新東鑑 巻之十八

阿部備中守并諸家高名の事

前田利常
大野治長
合戰

城將大野主馬介治房は、諸將の指揮を主り、鉈の紋付きたる旗を眞先に押立てたり。相伴ふ人々には、大野道犬、赤吹貫二本を先立てゝ進む。其外內藤宮內少輔・淺井周防守・三浦飛驒守・稻木三右衞門尉・樋口淡路守・靑木駿河守・野々村伊豫守・眞野豐後守・石川肥後守・小倉作左衞門・長野與五郎・成田兵藏以下都合三萬、寄手の先陣たる前田が梅鉢の紋付きたる旗を目掛け、一番に此手を突崩さば、殘る兵は、風に草の偃すが如くならんと、相測つて押出す。此所には前田筑前守利常兵二萬、二陣本多豐後守康純(やすのり)・同縫殿助康俊・遠藤但馬守慶隆等、軍令を守つて陣しけるが、午の刻を過ぎて、合戰を始むる令なり、前田の先鋒長如庵・山崎長門守長德入道閑齋・本多安房守政重・横山山城守長知の

軍兵等、馬の鼻を雁行に連ねて、敵を引包まんと、相蒐りに蒐つて合戰を始め、追ひつ返しつ、斬りつ斬られつ、暫く揉合ひけるが、加州の先陣、一手は追立てられて、右往左往に敗軍す。然りと雖も二の備は敢て亂れず。敵の虚に乘つて討てやとて、筑前守麾を取り下知すれば、二三の備、旗本軍士まで、同音に鬨を作つて攻めけるに、大坂勢は一溜りもなく崩れ懸れば、加賀勢は、勇み進んで追討つ所に、稻荷明神の前にて、小倉作左衞門・長岡與五郎が部下、大返に返して戰ひければ、加賀勢又敗績す。

或記に、岡山筋にては、埋火刎上りけるにより、秀忠公の御先手は是に驚き、色めき崩れしが、御手廻の近習は高名を心懸け、先へ出でたる砌なれば、不慮の敗走にて、御馬廻にも、僅の人なる故、將軍は手鎗を持たせられ、敵の中へ蒐入らんと進ませ給ふを、安藤對馬守馳せ來り、御馬の口を控ふる所、本多大隅守・加藤左馬介・黑田筑前守駈來り、御旗本を固めたり。時に御下知により、三枝平右衞門御旗を押立て、崩れ懸る味方の中を拔け、敵前近く詰寄せ、沼を前に當て、御旗を立て

ける天晴なる仕方、敵兵も此振舞を見てや、暫く猶豫するを、東兵は立直して蒐りければ、大野主馬介防ぎ戰へども、本多豐後守・遠藤但馬守・本多縫殿助・蒔田權之介・石川伊豆守・片桐兄弟等、横合に懸り揉立つる故、大野も終に打負け、城中指して退きけると云々。(此砌の事なるか。)

然る所に片桐兄弟・宮城丹波守・石川伊豆守・蒔田權之介等、時分を計り、横鑓を入れければ、城兵大に敗走して、城中指して退くを、東兵勝に乘つて追蒐りければ、敵は取つて返し、火花を散らして相支ふと雖、防ぐ事能はず、城中迄逃入りたり。利常が炮卒の長安藤長左衞門、(治右衞門正次が弟にて、時に三十七歳とかや、)敵將を選み討ち、鑓創を蒙りける。

或記に、此時敵は、玉造口の東の門へ逃入りければ、東國勢、終に附入にせんとする所を、城中より、北村五介といふ者、鐵炮の藥筥を投出し、火矢を射かけ、一度に刎上りけるにより、皆々退きしと云々。

是より先、土井大炊頭利勝が先手寺田與左衞門・土井內藏助・長尾但馬守等は、一戰に利を失ひける。

或記に、土井大炊頭・酒井雅樂頭は、將軍家の執事職故、御本陣にあり。依之、土井は、佐久間備前守安次・舍弟大膳亮勝之本書に安政とありを頼み、酒井は、息阿波守忠行を陣代とし、細川玄蕃頭興元を憑めり。一本に、是れ台命に依つてなりと云々。是れ皆、中軍の備たり。已に制令、一番に土井勢、二番に酒井勢と定められし所、備場に至り、玄蕃頭下知して、酒井勢を、土井勢の左の方に備へさせけるにより、佐久間備前守之を見て、軍令に背く由を申して恐ると雖も、興元改めざる故、安次怺へず、右の趣、軍士を以て土井に告げけるに依つて、利勝、此旨を酒井に達し、備を立替へん事を演ぶるにより、忠世は馬に打乘り、馳けて我備に來り、玄蕃頭に向ひ、上意を背くに相似たれば、早早。備を立替へられよと申せば、細川答へて、夫れ一二といふ次第は、何ぞ前後に依るべきや。地形に依つて、其宜しきに從ふべきなり。敵に向つて戈を接ふる事は、如何にも御諚を守り、土井より後にすべし。所存あれば、斯く屯を設けたり。後に思當り給へと、備を立替へざりしが、果して敵の鋒先尖にして、土井が備大に崩れ、朽葉色の旌旗數して、寺田・土井・長尾等敗北す。佐久間、頻に下知すれど

も、持直す事能はざるにより、細川は酒井が兵を以て、横を打つて鬪はしむ。阿波守は自身高名し、一手へ首卅餘級を討取りけり。雖然、城兵强くして、土井が備愈崩れ、酒井が備も散亂せしが、谷大學頭盛返し、一騎輪乘をなし、芝居を踏みければ、細川興元も盛返さんと、二將傑出して勇を顯はす。又酒井左衞門尉・牧野右馬允は、土井が備、敗北の體を見て、わざと我備を引放し、一町計り退きて屯しけるが、城兵千計り眞驀に蒐り、左衞門・右馬允・大炊頭、此三備を突崩せし所、稻垣平右衞門尉重綱（後に攝津守と稱す。今志州鳥羽城主、三萬石を領する稻垣氏の家系なり。或本は、僅に、稻垣平右衞門長茂の子攝津守重綱は、承應三年正月八日に卒すと云々）雜兵百五十を以て、横を入り敵陣を破り、一手へ首卅五級を得たり。土井が組の由良信濃守貞繁も、鑓を合せて高名す。其臣、松原庄左衞門、首級を得、田村五郎右衞門は疵を蒙り、大谷五郎兵衞・大澤監物は戰死す。土井が組の田村兵庫（江州ノ佐々木承楨が一族なり）・大澤右京大夫基重（或本に、左近衞權中將基宿の子侍從基重は、慶安三年五月廿六日に卒すと云々）は、手勢を率ゐて奮戰し、自ら首級を得たりしと云々。

高木主水正正次が組の御番士大岡忠四郎忠行・林藤四郎吉政・米倉小傳次義繼・筒井

甚之介・間宮庄五郎正元（卅一歳）は、一足も去らず討死す。渡邊平六直綱（後に、六左衛門又、下總守と稱す）・兼松五左衛門正直（後に、下總守と稱す。或本に、兼松藤右衛門正勝の子孫五左衛門正直、後に下總守と稱す。寛文六年七月十三日、七十九歳にて卒すと云々）・金田惣八郎正吉・高木忠右衛門爲信は、勇猛を顯し創を被る。組頭山田清太夫重次、並に小笠原久左衛門正直・近藤金藏・權田小三郎（泰清が息）は、首級を得る。主水正が從士、林莊兵衛は命を殞す。木村治郎左衛門・小田喜之介は、深く創を被れり、

或本に、是より先に秀忠公は、先隊を御巡見あつて、御本陣に歸らせ給ふ。時に安藤對馬守重信馳せ來り、御先手は敵に喰付き候。加賀勢と井伊が備の間空地の所へ、御番頭・御書院番の諸士を進め、鬪はしめ給ふべき由を言上す。依之、秀忠公、御左方の先軍、大番頭高木主水正が組と、大御所の左の先鋒阿部備中守正次が組を、向けられんと、朝比奈源六正重を以て、此趣を大御所へ達し給ふと云々。

各競ひ進む中に、御書院番頭水野隼人正忠清、青山伯耆守忠俊は、舊冬より互に武威を爭ひければ、水野は一番なりと雖も、青山が組は、加賀の先隊本多安房が備の東へ寄りて蒐りければ、敵を正直に受くる故、悉く死を決して控へける。又、水野隼人

正は、加藤肥後守忠廣が叔父たるを以て、火炮の輕卒百人に、老功の士を添へ差越したれば、其備最厚し。然るに靑山が組は、加賀勢の後へ割入り、先へ起らんとするを、水野が組松平助重郞秀信進み出で、靑山が備、やがて道筋に張出さば、敵と間近く、當組に先達つて鑓を始むべければ、當組は二つに分つて、忽ち道筋へ出で、敵陣に押付け、靑山より先に戰ふべしと申せば、元より勇氣の忠淸なる故、何ぞ靑山に劣るべきかと、牙を嚙んで工夫を凝らす折なるにより、忠淸、此意見を信容し、組を分つて道筋に押出し、頻に繰詰めける。松平助重郞は、本道殊に人數込合ひければ、敵合近く深田を越え、敵陣に馳入りて戰死す。其臣高松四郞左衞門、同じく命を失ひける。

或記に、松平助重郞は、豫て敵に遭ふ事、此組にての一番は、我等なるべしと申しける。水野多宮守定、之を聞きて微笑し、廣言を吐くべからず。當隊の士、誰か貴殿に劣らんやといへば、重信重ねて、當組の士、我馬に超えたる駿足を持たず。其上上田吉之丞重秀より、已に兵術の蘊奥を傳へたれば、誰か我に先を爭ふ者あ

らんやといひけるを、聞く者或は感じ、或は憎めりと云々。

秀信に相續いて、松平庄九郎忠一・山口助治郎・山口小平治重克・梁田平七郎・同平十郎は、沼を越えて、晴なる討死を遂げたり。

或記に、松平庄九郎忠一は、秀忠公の麾下に供奉せり。時に諸士に謂つて曰、大坂必ず破れ、天下混一せば、吾生の中、又鬪戰あるべからず。今若し武名を顯はさずば、又何れの時を期せんや。我れ幸に麾下の前隊に屬す。必ず先登して、父祖の忠死を相繼ぐべしといひしが、果して大坂の多勢競ひ來れる時、先鋒に馳入り勇を振ひ、終に戰死す。行年廿六歲なりと云々。

別記に、忠一が曾祖父、好景大炊介と稱せり。是は、松平右京亮親忠の孫なり。親忠は家康公の御先祖なり。參州深溝の城主にて、家康公に仕へしが、東條の吉良義昭と合戰の時、永祿四酉年四月十五日、四十四歲にて戰死せり。祖父を伊忠主殿助と稱せり。武田勝頼と合戰の時、天正三甲戌年五月廿一日、卅九歲にて討死す。父は家忠主殿頭と稱せり。慶長五庚子年七月十八日、伏見城に於て戰死せりと云々。四十六歲なり。今下野國宇都宮城主、七萬石を領せる松平氏は、忠

一が兄主殿頭忠利が家系なり。

水野隼人正は、軍已に急なるにより、突棄切棄にせよと呼ばはり、馬上に鎗を揮つて闘を始め、魚鱗になつて突いて蒐れば、敵勢は水野を部將と見て、頻に之を討たんとす。水野が郎等小田加右衞門・淺井與三右衞門は、隼人正が馬前に馳塞がり、敵の鎗を奪ひ取れば、水野は鐙下に敵二人を突伏せ、加右衞門に首を取らせけり。鬼小左衞門が從士を始め、組中、勇猛を勵まし敵を破れり。又忠淸が從臣は、十餘人戰死せりとぞ。

或記に、水野忠淸は、日向守勝成が末弟なり。慶長・元和の兩役忠淸は書院番の第一隊たるに因つて、隊下を指揮して、武功を顯せり。故に元和二年參州苅屋に於て、二萬石の采邑を給はり、寛永九年苅屋を轉じて、同州吉田に於て、四萬五千石を給ふと云々。水野和泉守忠重の第三子忠淸は、正保四年五月廿七日に卒すと云々。

靑山伯耆守忠俊が組も悚へずして、水野が組に續いて深田を乘越え競ひ蒐る。殊更大久保四郎左衞門忠成、早く馬を馳せて敵に向ふ。御番士中根傳七郎正成、後に大隅守。

或本に中根半兵衞正貞の子、大隅守正成は、寛文十一年九月四日に卒すと云々、續いて乘入り、敵の首を得たる處を突落されて、深創を被る。然る處へ高木忠右衞門爲信駈付け、日來の知音此時なり。助くべしといひけれども、城兵手繁く蒐りし故、大に難澁するに、中根聲かけ、忠右衞門我を救はずんば、男が立つまじといひければ、高木氣を勵まして之を助け、再び進んで首級を得たり。其外高木善治郎正成主水正正次が息、後に主水と改む・今村傳四郎正長後に彦兵衞・松前隼人忠廣・安藤傳十郎定知・川口茂右衞門宗量・花房又七郎正榮後に右馬介・大久保牛之介長重後に甚右衞門・溝口半左衞門重長・近藤金藏・城織部信茂・井戸左馬助良弘等、頻に攻めて首級を得たり。中にも今村傳四郎は、敵中に馬を馳せ入る所を、馬に鐵炮中りて斃れければ、歩行立となり、尙又働きけるが、青山伯耆守之を見て、如何ぞ歩行立になるやと相尋ぬれば、正長爾々の旨を述ぶる時節、近藤金藏高名して傍を通り、驄毛の馬を傳四郎に授けゝれば、彼馬に打乘りて駈入り、敵を突殪し下り立ちて、其首を取る間に、馬放れて行方を知らず。于時傳四郎は、取りたる首を伯耆守に見せん爲に、近藤に賴み、相渡して曰、汝が芳情に依つて功を顯したり。然りと雖も馬を失ひたれ

ば、取返さずば再び還るまじと、廣言を吐き乍ら、又敵中に走入りし所に、彼驄毛の馬に乘りたる者のありける故、其敵を擊取りける。其外鈴木兵左衞門・佐野介左衞門・丸井五太夫以下、功を顯す者十人に及べりとぞ。

記に、是より先、水野が組の一色賴母といふ者、青山に向ひ、先年、我先祖、此所に於て討死を遂げ、父は關ヶ原合戰に戰死せり。今度、某も討死を遂げ、先祖の跡を追はんといふ儘に、敵陣に馳入り、思ふ程戰ひて、終に命を棄てけり。之を軍の手始とし、組中竝に水野・青山二手の郎從入、交りて相戰ふ。茲に忠俊が小姓島田惣五郎は、一番に首を取つて來れり。伊豫田與四右衞門も亦首を取り來り、島田と前後を論じけるを、青山聞きて、惣五郎は若年といひ、殊更冑首にて、持參せる事も早し。汝が取るは冑首にもあらず、縱ひ汝が得たるは一番にもせよ、惣五郎に讓るべきなるを、相論ずるは長氣なしと申しければ、伊豫田信服し、復、敵陣へ蒐入りて、冑首を提げ來り、伯耆守に見せければ、忠俊、無雙の働なりと感じけると云々。

或人曰、青山家臣の墓は、播州東生郡天王寺村一心寺にあり。

又、御勘氣を蒙りたる大久保左馬介忠知権右衛門忠為が二男なり。今下野國烏山の城主、三萬石を領する大久保氏の家系なりも、馬を入れて敵陣を破る。又松平越中守定綱、並に舍弟信濃守定眞は、其組を率ゐて相戰ひ、兩將馬上にて鎗を揮ひ、敵陣を打破り、越中守自ら首を得たり。定綱が組の士戸田藤五郎重宗・三浦權六郎・駒井右京亮親直・同治郎左衞門・跡部民部良保等首級を得、牧野傳藏成信等力戰せり。

岡山表合戰幷水野隼人正靑山伯耆守武勇を勵ます事

嚮に秀忠公の御旗本の先手は、敗軍しけるにより、大坂勢は、氣に乘つて挑み戰ふ中に、淺井周防守長房一本に政賢・三浦飛驒守義世一本に義清等は、家々の旗を風に飜して、競ひ進みける所に、大樹の右軍大番頭阿部備中守正次、組下五十騎にて、黑白段々筋の旗、白地に黑餅の馬符、家中の旗は扇の差物、黑白の筋付きたるをさゝせ、備を厚く立てたり。正次其日の裝束には、緋緘の鎧に、同毛の星冑の緒をしめ、白き棧の差物

さし、黒の馬の太く逞しきに、梨子地の鞍置きて打乘り、組の者竝に家中へ下知をなし、斯る打込の軍は、敵味方と分ち兼ぬるぞ。構へて味方討ばしする事勿れ。東國勢は長途を經たれば、顏の色黑し。敵は長々の籠城なれば、色白く、馬物具も汚れたり。夫を證に討てよ、違ふな者共とて、一同に曳々聲を出して進み蒐る。向より、嚮に敗軍せし土井大炊頭が朽葉色の指物さしたる武者共、足を亂して御旗本へなだれ懸るを、正次屹と見て、きたなし者共、旗は慥に見知りたるぞ、踏止まつて一戰せよ。阿部備中守玆にありと恥しめけれども、敢て止まらざりける。正次が嫡子修理亮正澄は、敗軍の士卒に道を塞がれ、進むべき樣なかりしかば、道を横切り、一丈計もあるべき岸より、馬を飛ばせけるが、乘放して下に轉び落ちけれども、遉が年若く、勇健の正澄なれば、頓て馬に飛上り、出合ふ敵を、馬より鑓にて突落し、自ら首を取りける。敵兵透さず追うて來るを、又鑓付けて、家人山本新兵衞に首を取らせ、御旗本へ差上げさせ、城兵淺井周防守・三浦飛驒守が三百計にて控へたる正中へ、會釋もなく駈入り、十文字に當り、巴の字に追廻し、左右に當つて、敵三人を突

落しければ、正澄が步行の士卒、押付け首を取つたりける。又備中守正次は、城兵に圍まれ、已に危き所に、家臣下宮理右衞門・內藤角右衞門・粟飯原庄右衞門以下、武威を勵まし追拂ひけるに、猶も兩人押竝んで來れるを、內藤駈合ひ、一騎の武者の喉を拂ひ、落つる所を、下人首を取り、殘る敵一人を、內冑を切つて落し、自身首を取り、下宮理右衞門は、敵を鎗付しを、高橋權右衞門走り蒐りて之を切り、相討なりと呼ばはるを、下宮笑ひて、夫迄も無しといひ捨てて後、敵の首を取り、本陣に歸れり。今日政次が小姓近藤五郎介は、冑首一番を取り、同組頭坪內五郎左衞門秀定は二番首、組頭大久保新九郎忠村・御番士近藤權左衞門正吉は高名す。正次が家中へ討取る首數二十五、組中へ五十八、都合八十三級を得たりと雖も、手負死人は多かりける。

記に、大樹御歸陣以後、大坂表の働を、御詮議ありける時、御旗本の面々は、多く備中守を證據とせりと云々。

斯る所へ土井大炊頭馳せ來り、自己の旗本二三の備を立直し、頻に下知を加へ、遂

に敵を討破り、首級九十八を得たり。

或記に、本多出羽守正勝は、父上野介の士卒を率ゐて、挑み戰ひけるが、馬の首を斬られけれども、乘替の駿馬を牽來りければ、夫に打乘り、又敵陣へ駈入り、高名を遂げけると云々。

鳥井土佐守成次は、七組の長野々村伊豫守雅春と戰ひけるが、騎士十三騎討たれ、敵の首廿八級を得たり。茲に坂部作十郎宣勝は、時に歳十五歳なり、久世三四郎廣當の舍弟にて、坂部三十郎康勝が養子なりしが、初陣に、天王寺表に於て雜卒を討取りて後、家僕に向ひ、兄三四郎殿は、高名せられしや如何と尋ねければ、已に冑付の首級を得給ひたる由答へければ、作十郎いへるは、我が久世にありては、此首を得て足れり。世に久世・坂部と、甲乙なき武名を發する所、坂部家を繼ぎ乍ら、兄より軍功劣れる時は、養父への不孝なれば、再び闘ひ冑首を取らずば、生きて歸るべからずといひける故、聞く者之を制しければども耳にも入れず、敵陣に乘込み討死せり。又安藤治右衞門正次は、前田筑前守利常の先手へ、御使に來りし所、城兵五六十騎計り引取る

を見て、前田の軍士に對し、あの敵を討取るべしといひけれども、前田勢は進まざる故、治右衞門いらつて、馬に鞭を當てヽ馳せけるに、敵三人取つて返しけるを、安藤馬より飛んで下り、太刀拔放ちて、敵の額を三刀斬りければ、城兵も、正次が額を三刀斬付け、互に目暗み、尻居に座しけるを、治右衞門は正氣付きて、敵の上に乘掛り、首取つて立上らんとする所を、城兵二人助け來れば、安藤が家人平山太右衞門記に太左衞門駈來り、二人の敵を追拂ひ、正次が取りたる首を持ちて、安藤をば肩にかけ、御陣場へ引取りける。一本に、平野の陣營とあり。

或本に、城方の斥候六七騎、進み來りける故、安藤治右衞門之を見て、加賀の部將等に、討取るべき旨を下知すと雖も、諸軍未だ兵糧を遣はさずといひて擬議しけるを、安藤は、利常若しくは運を計り、兩端を挾むやと思ひ、堪へ兼ねて馬を進めけると云々。

秀忠公は、正次を早々御前に御招きあつて、疵の程を尋ね給ふに、頭に深く疵あつて、堪へ難き體なり。其時安藤、愚臣が迫所の味方は大臆病者にして、逃走りたる

旨を言上せり。將軍は大に治右衛門を惜ませられ、御直に疵藥を賜はりける折柄、召上がらるゝ所の茶碗にて、御湯の餘を授けられたり。此器は、彼子孫に長く傳ふとかや。

或記に、安藤治右衛門正次、父は治右衛門定次といひしが、(定次は帶刀直次、對馬守重信が叔父なり、)關ヶ原合戰の時、伏見の城にありし所、敵の爲に左の股を射ぬかれ、其矢を拔きて戰死せり。正次は今年六月十九日、大坂に於て卒す。其墓は、攝州住吉郡平野村にありと云々。(一本に、戰死と作るは誤り。)

田上右京・山上彌四郎、(御膳番にて、假の御使番なり、)御旗本の崩れける時、追立てられて逃げたりしが、大御所の御陣場へ來り、破籠を持ちたる人夫の中へ馬を乘懸け、悉く踏破りける。後に御穿鑿あつて、臆したるに紛なかりける故に、改易せられたり。

或本に、山上彌四郎は、寛永年中、肥前島原の役に、忍んで松平伊豆守信綱が備にありて合戰を遂げ、歸參せんと思ひける所、不運にして陣所より出火し、歸陣の後に、行方を知らずと云々。

記に、堀伊賀守利重は、御勘氣の身なりしが、忍んで松平下總守忠明が陣にありし所、昨六日の曙、後藤又兵衞が兵士と力戰し首を取る。今日天王寺表に於て働き、城中に攻入り、附從ふ兵士蔭山彌治右衞門・山田藤左衞門は粉骨を盡し、首級九を得たり。內二は、利重が得たる所なり。堀伊賀守は、則ち御勘氣御赦免ありしと云々。

或本に、堀市正利重は、秀忠公に仕へ、大番頭に至る。家光公の時、始めて寺社奉行職を置かれ、利重と堀式部少輔直之二人、其事を司る。其後御奏者の事を承り、常陸新治郡・近江淺井郡・安房長狹郡・上總望陀郡等の地を下し賜はり、常陸國岡取といふ所に居す。二萬二千石なり。息男越中守政照、始め利昌と稱す。萬治元年十月に卒す。時に五十八歲なり。嗣子なくして、天方主馬增道が男彌太郎包周を養つて子とす。後に市正に任ず。延寶七年十一月十一日、罪あつて沒收せらる。息主稅を召出され、三千石賜ふと云々。

本多美濃守忠政の息忠義（時に十四歲、或は十五歲なり。本書稱號を脫す）は、天王寺表にて働き、其臣大原儀太夫、

鎗付けて落つる所を、川口又兵衞・大屋庄右衞門、彼敵を取つて押へしを、忠義下立ち、首を御旗本へ持參せしを、本多佐渡守披露せり。

或説に、忠義が勇氣倫を絶す。古、能登守敎經が如しと御感あつて、後に能登守に任ぜらると云々。此說虛實辨じ難し。

或記に、忠義が母は、岡崎三郎信康君の御女なり。知行四萬石を給はり、寬永八年、加祿一萬石。同十六年、遠州掛川の城を給はり、二萬石を加賜せらる。正保元年、掛川の城を改め、越後村上の城を給はり、加祿三萬石。慶安二年奥州白川の城に移り、二萬石御加增にて、都合十二萬石を領し、延寶四年九月廿六日、七十五歲にて卒去すと云々。此家系、今奥州泉の領主一萬二千石なり。

本多美濃守忠政は、忠義と共に、天王寺表にあつて敵軍を破り、首二百八十餘級を得たり。此時家人佐野兵右衞門・安方佐傳治は討死し、蜂須賀金左衞門・同主馬等は、高名して疵を蒙る。松平下總守忠明も、兵を進め敵軍に乘込み、已に危く見えける所に、家人加藤太郎左衞門等討死し、敵を追打ち、首六十餘級を得たり。淺野釆女

正長重も、城兵と刄を交へ、息をも繼がせず戰ひけるが、家人蒲倉仁兵衞、一番に首を取つて來れり。然るに步行立の侍も、同じく首を持參せしが、蒲倉之を見て、渠こそ一番首なれ。其所以は、某は馬なり。敵を討ちたる時刻は遲しといひければ、彼侍のいへるは、縱ひ騎馬にても、本陣に來る事早きが、一番首なりと申しければ、長重之を感じ、馬上の一番首は蒲倉仁兵衞、步行立の一番首は汝なりとて、二人に褒美せしとかや。又榊原遠江守康勝は、天王寺表にあつて働きけるが、家人黑田彥右衞門といへる者、赤母衣を着たる敵を突伏せたる所に、傍輩三枝勘兵衞、相討ぞと詞を掛けゝれば、彥右衞門は其首を取らずして、其身は鐵炮先へ進むを、三枝見て、相討ぞ〳〵と呼ばはれども、聞かぬ顏にて先へ通り、敵を突倒して能き首を取りたり。然るに康勝は、今月下旬に病死す。依之領國館林へ、久世三四郎・坂部三十郎を遣され、今般の手柄高名の御吟味ありしに、三枝罷出で、我等が取申候首は、黑田彥右衞門が鎗付けたるにて、其時相討と呼かけしかども、其儘打捨て參り、ひたと呼かけ候へども、聽付け申さゞる故、跡にて頸を得申候といふにより、彥右衞門を

呼びて之を尋ぬれば、一向不レ覺申レ候といふにより、三枝其場の様子を語ると雖も、曾て覺無之由をいひけるにより、此段兩御所の上聞に達しける所、御感淺からざりけるとぞ。

大坂落城の事

秀頼公には、豫て天王寺へ御出陣あるべしとの事なりしを、大御所の謀を以て、城中には返忠の者あつて、秀頼公御出門あらば、裏切せんと巧む由を、密に大野治長が方へ告げたる者あるに依つて、暫く御猶豫まします所に、眞田大助歸り來つて、父左衛門佐が手段を申上げ、早々御出馬あるべき様にと勸め奉りし故、此上は戰場に打つて出で、諸卒と死を倶にせんと宣ひければども、彼此と申す族もあつて刻を遷せり。斯る所へ、速水甲斐守時之歸り來つて、味方の先手打負け、大軍襲ひ懸り、眞田左衛門佐已下討死を遂げたり。然るに天下の大將軍たる御身として、輕々しく出で給ひ、亂箭匹夫の爲に、御命を殞し給はん事は、後代の嘲之に如かんや。時到る迄、

御本丸を御固めあつて、叶はざる時は、尋常の御生害こそ專要たらめと、言上しけるにより、秀頼公は、櫻の門より、大廣間の千疊敷に入らせ給ひければ、諸軍勢は、落支度の外は他事なかりけるとぞ。

或本に、此時大野修理亮は、櫻の門に到り、秀頼公に謁し、味方敗亡の由具に述ぶる。又眞田大助も歸り來つて、父左衞門佐が種々の旨を諭し、臣を歸しける跡にて、諸軍皆敗走し、途に於て戰死の告ありし旨を達すと云々。

大野治房遁走

又、大野主馬助治房は、秀頼公の出頭にて、城中に於て、渠等兄弟が上に立つ者も無く、而も今度御矛盾の張本たる身なりしが、如何なる思慮やありけん、周章の亂に落失せたりしと聞えし。

一説、大野治房は、若君國松丸を守護して落行きし所に、禁野の邊にて、主馬が郎等塙市左衞門・松田庄太夫心替して、治房を刺殺し、金銀を奪ひ取り、國松君を捨てゝ逃げ去りけると云々。

仙石豐前入道宗也は、津田主水以下の將士を從へて、北方に陣を張りて居たりし所

石川堯成戰死

に、石川主殿頭忠總に切崩され、何地ともなく落失せけり。

記に、仙石豐前・津田主水・今津圖書・竹光伊豆・大場土佐・淺香長門・生田茂庵・家所帶刀等都合三十餘人、天滿に陣を張りて居たりしが、城中に火懸り、味方敗北するを見て、右往左往に落散りけると云々。

松平石見守重綱は、一番に進みけるに、旗本大に疲れて動かざる故、正根寺四郎兵衞といへる步士、旗を取りて城中に押立てける。其手に討取る首數十七、其兵七人は戰沒し、五人は創を被り、又本多伊勢守一本に豐後守康紀・其子彥次郎後に伊勢守忠利は、千貫櫓の下に乘入りし所、敵の炮玉、康紀が冑に留る。其一隊へ討取る首、百十級なり。又本多縫殿助康俊も城中に臨む。其子下總守俊次一本信次に作るは、功名を遂げ、御直參源右衞門本書に苗字を脫すは、二丸に於て首級を得る。石川內記堯成は、日向守家成が外孫にて、別に日向守が隱居領を讓り置けるに、實父大久保相模守忠隣配流故、堯成も蟄居しけるが、密に出陣し、首二級を得、櫻門迄攻入りて戰死す。時に廿四歲なり。松平和泉守乘壽、今參州西尾城主、六萬石を領する松平氏の家系なり、一萬石以下の美濃國士を率ゐて、河州牧方を守りける

大坂落城

が、森口より大坂へ押來られ、河州砂の守護那須衆慶長五年の記に、那須七騎といふは、太田原備前守晴清・伊王野下總守資信・大關左衞門佐資増・千本大和守・福原安藝守・蘆野民部少輔・岡本下野守なりと云々・泉州岸和田加番金森出雲守可重等も、御勝利の由を聞くと均しく、須臾の間大坂に來り、敗兵を擊取る事若干なり。渡邊圖書宗綱は、大御所の御傍にありて、命令を傳ふる事を主れり。然るに味方總勝になりしかば、本町通より、川口長三郎正武と倶に乘込み、千貫櫓の邊に至る時、城門閉ぢたる故、塀を破らんとするを、塀の上より、鎗二本突出すにより、渡邊・川口兩人も、下より鎗を以て突きければ、敵再び鎗にて支へず、鐵炮を發せんとする所を、渡邊圖書は心得たりと、敵の面を二鎗迄突くと雖も、塀高うして功を遂げず。さる程に大手搦手の寄手、城中に亂れ入り、未の刻過なりと云々、攻め戰ふ中にも、是より先、越前の本多飛驒守が郎等小笠原忠兵衞といふ者、火を放ちければ、直に綟の士石川佐右衞門・小栗治右衞門、墨揚枝を以て、越前少將、只今城を攻崩し、火を放ち候旨を書記し、汗馬に策つて、御本陣に馳行きけるが、大御所、茶臼山へ赴かせらるゝ途中にて、此一箇を獻じ蹲踞せり。家康公、御馬の側近く召され、委細に御尋の上、汝等兩人は逐電して、何方に

罷在るやと思ふ所に、少將が方に密仕する事、重疊不屆なりと雖も、今日の軍に、城を攻崩せし註進に來れば、其罪を許すべき旨仰を蒙れり。石川・小栗は、拜謝して歸りけるが、一二町計り過ぎ給ひ、小家十軒程もある所に當つて、鐵炮を十計り放つ音の聞えける所、彼兩人馬を家際に馳付け、下立ちて刀を拔き、內に入りて見れども、曾て人無し。時に大御所、團扇を揚げて之を感ぜらる。少將が者共の所爲を見よ。壯年の頃より、予に習入りたる故、斯る振舞をなすと御自讚の後に、秀忠公へ、板倉內膳正を以て、今日の吉事を仰遣さる。大樹よりも、同面向の御使安藤對馬守馳せ來り、道路に於て、板倉・安藤行遭ひけり。斯くて大御所は、茶臼山より四五丁此方迄到らせ給ふ頃、本丸に當りて、煙立騰りける處、小出大隅守三尹馳せ來れり。其時大御所、彼煙見よと仰せけるに、三尹答へて、近頃笑止なる事に御座候と申しける故、群臣奇怪の詞かなと私語きけれども、家康公は、汝、秀賴へ筋目あれば、尤の一言なりと、哀に思召す御氣色に見えさせ給ひける。悅び申し後れじと、此に參り聚りたる人々の中にも、豐臣家の御恩を蒙りし輩は、世に恥かしき事に思ひける。

此後も大御所、宿老の人に向ひ給ひ、大隅守が申せし所、神妙の至りなりと、御感最も淺からざりしとぞ。

或本に、小出大隅守の父秀政は、尾州中村の人にて、秀吉公と同じ所に生れたれば、幼より相親しく、其後秀吉公に仕へて、奉公の勞を積み、竟に泉州岸和田を給ひけると云々。

或本に、白石先生曰、多聞院日記に、小出播磨守は、大政所の妹を妻とせしと云々。然るに茶臼山には、水色の旗四半に、荷葉の馬符の見えければ、本多佐渡守取布きたりと覺ゆると仰せられ、田の中を、急に御馬を進められし所に、未だ山下に敵兵群がり居たる故、尾張義直卿・駿河賴宣卿の方へ、蚤く押詰められ、此敵を討取れと、山上彌四郎・內藤長助兩人を以て、仰遣されけるが、殘兵なるが故、戰はずして敗せり。

或記に、義直卿の許へ、追々人を遣され、大御所御心を迅れ怒り給ひ、成瀨隼人の腰拔奴、何とて右兵衞を連れて來らぬぞ。急ぎ來れと仰によリ、御使其段を、直

に尾張勢へ申しければ、成瀬隼人正聞きも敢ず、大御所の左様に御意なるか、某を腰拔といはるゝ人こそ、武田信玄に逢ひて、腰が拔けたれと惡口せしが、後に成瀬は、大御所の御前に於て、愚臣尾張の物主仕候に、御使の者不心得にて、諸軍の中にて、御上意の通を傳へ候故惡口仕候。さ無くば尾州家の者、以來の下知を承らず候と申しけると云々。

又賴宣卿は、頻に諸軍を進められしが、渴を淩ぎ兼ね、馬上より水を乞はれける所、三浦長門守邦時が附人柾木清兵衞といふ者、馬柄杓に水を汲みて差出しけるを、則ち呑みて、大御所に御對面ありければ、彼卿の髮を撫でさせ給ひ、今日其方等に首を取飽かせず、殘念なりと仰ありければ、賴宣卿答へて、御先手を承はらざるゆゑ、證〔詮カ〕なき道に刻を移し、戰に望まざる事、無念至極に御座候と申されければ、松平右衞門大夫が申すは、今日手に合はせられずとも、御若年の事なれば、此後幾度も合戰に遭はせらるべしと慰めければ、賴宣卿は、予が十四歲の事が復あるべきかと、頻に落淚あつて、怒り給ひけるとかや。

或本に、慶安四年四月、家光公薨去。同七月、由井正雪・丸橋忠彌叛逆露顯せし時、紀州頼宣卿御直判の書を數通、浪人共より公邊へ差出せり。執事役の面々相談の上、兎角頼宣卿を御城へ招き、彼書を見せ奉り候はゞ、虚實相分るべし。其時の樣子により、搦め奉るべしとて、强兵數十人を、御城の便よき所に隱し置きて、其設をなす。先づ尾州光友卿・水戸頼房卿御登城あり。則ち右の書を見せ申せしに、必定謀書たるべしと、光友卿は仰ありけれども、上下只思案に能はず、手に汙を握れり。然る所に頼宣卿御登城にて、座に着せられし時、井伊掃部頭直孝・酒井讃岐守忠勝・松平伊豆守信綱等、今度諸浪人叛逆の次第を申達し候所へ、阿部豐後守忠秋、件の書數多披露しけるに、頼宣卿、彼書を殘らず披見あつて、御顏色常に變らず。扨々、目出度御事に候。最早御氣遣ひ無之候。其仔細は、彼徒黨人等、外樣大名の判を贋せ、謀書致し候はゞ、御三代の御恩を忘れ、逆心を企て候やと御疑も有之べきか。我等の判を贋せ、謀り候儀なれば、上の御氣遣ひ御疑も御座候はゞ、某、只今國を差上候間、思召し次第になさるべく候。扨々天下安全の基に候と申

し給へば、尾州・水戶の兩卿幷に老中、一同に、覺えず智勇强剛を感ぜられしと。其時讚岐守・伊豆守を始め、仰の如く紀伊國樣、何しに御謀反の御企御座しまさんや。御判形を贋せ候段、一入重罪の者共に候。皆々刑罪申付くべしとありしに、賴宣卿、さ候はゞ、其中年壯の者四五人は、助け置かれ候へと仰せけり。是は御穿鑿の爲めなり。且は後暗からん事を、諸人の申さるゝ樣を、思召してならんとぞ。扨、三卿退出の後、老中も御城の口より出でらる。先へ掃部頭、後に讚岐守・豐後守・伊豆守、同道にて立たれけるが、酒井は跡より、掃部殿々々と呼んで、只今紀伊國殿の御挨拶を御聞きなされしやとありければ、掃部頭立止り、あれにてこはがる事に候と申されしと云々。

又曰、慶安三年にも、賴宣卿御在國にて、四月末に、御參勤あるべき所に、尾張大納言義直卿、御氣色大事に及び候由、公儀より申來れる故、三月に參勤ありたしと仰せ遣され、江戶へ御下りの所に、遠州見附へ奉書到來にて、尾張殿御所勞も、驗氣に候間、假令路次にて御出で候とも御歸ありて、豫て仰出され候通り、四月下

句に、參勤あるべしとの上意なり。依之、見附より御歸國の積に候所に、出頭中根壹岐守自筆にて、早々江戸へ御下り可被成との、大樹公（家光）より御內意なりと申し來れり。如何せんと御密談の所、渡邊若狹守直繩が申すは、是は大事の儀にて御座候。畢竟上の御難題と存奉り候。さり乍ら中根壹岐守が書面は內證、奉書は大法なり。御參勤候はゞ、御越度に罷成るべく候とありければ、賴宣卿、早速に御歸國なされしとぞ。中根が差圖に隨ひ御參府あらば、必定御大事なるべき樣子に聞えしとぞ云々。

織田主水關東へ召出さる幷佃治郎兵衞水練
附忠昌朝臣・忠輝朝臣御目見の事

斯る折柄織田主水信重は、殘兵を引纒ひ、城中へ退かんとする所を、家康公遙に見給ひ、此期に及びて、斯の如き振舞は誰なるやと、傍へ御尋ありければ、御使番村田權右衞門、之は武光式部にて御座あるべくやと言上しければ、仰に、赤白段々の旗

なれば、織田家の者なるべし。織田は淀殿の外族の事なれば、籠城勿論の事にて、怨むべきにあらず。早々携へ來れよと御諚あるに因つて、村田馳せ行きて尋ぬるに、織田主水なりければ、則上意の旨を述べて、茶臼山へ召連れ來れり。

或記に、織田主水が父は、信澄七兵衞と稱せり。信長公の御舍弟武藏守信行の子なり。信行は叛逆たる由にて、弘治三年正月、信長公の爲に殺害せらる。其後七兵衞は、磯野丹波守員正が養子となり、江洲大溝を與へらる。明智日向守光秀叛逆の時に、七兵衞は光秀が聟たる故彼に黨し、大坂に放て、丹羽長秀に殺害せられたり。此時信澄が遺子二歳なりしが、其母、懷に入れて、藤堂高虎が方に赴き、如何にもして、此子を撫育し給はれと憑めり。藤堂は始め磯野丹後守に仕へ、直に信澄の家臣なりし故、彼小兒を深く勞はり、成長の後に、蘆尾庄九郎と名付け、高麗陣にも具せられたり。其後、秀忠公の姫君、大坂へ御入輿の頃、庄九郎が母は、光秀が娘なれども筋目あり。其上材能も勝れければ、姫君の二臈に召出され、庄九郎も、秀賴公の旗本へ出で、百人扶持を賜はり、織田主水信重と名告り、落城後、

御家人に召出され、其子三左衞門信高、後に主水と稱せしと云々。家康公は、茶臼山に御上りあつて、御陣を据ゑられければ、諸大將來りて、御祝儀を申上げけり。

或記に、是より先、茶臼山へ御陣を移さるべしとある故、中井大和が豫て作れる切組小屋を、人夫に持たせ、取立てんとせし時、本多上野介、大和を呼んで、左樣に手廣き事は、思召に相叶ふまじといひて、猶も上意を伺ひしに、九尺梁に二間、六疊敷より廣きは、無用たる由仰出さるゝ故、上三疊の間を、布交の內幕を打ち、外幕を打廻したる計り故、早速出來しけると云々。

然る所に畠山入庵、御前へ罷出で、思召の儘なる御事に御座候と申上げければ、大御所、入庵が手を取らせられ、又勝ちたるはと上意ありける。

或記に、畠山入庵は、始め上條民部大輔（以前は彌五郎）義春といひて、上條山城守景義の養子なり。慶長六年、家康公の命により、畠山氏に歸れり。嫡子は、長則彌五郎と稱す。二男は、義員源四郎と稱す。上杉景勝卿の養子なり。（義員は、景勝卿の息定勝出生の後、秀忠公へ召出されたり。）

三男義眞彌三郎、長門守、又下總守と稱せり、後に一庵紹閑といひしと云々。

又池田武藏守利隆は、備前・備中勢を相備として、尼ヶ崎に屯しけるが、城中に煙の騰るを見て、神崎川を渡り、天滿の地に入り、敗兵を討取る事夥しかりける。就中、花房五郎右衛門職利、本書に職則、自ら高名を遂ぐる。毛利甲斐守秀元卿並に加藤式部少輔明成は、領國より大坂へ渡海し、今福へ向はんとす。時に五月雨にて、神崎川に水增し、渡り難し。擬議する所に、城中に煙發る故、明成身を揉きて涉らんとするにより、從士川木五郎左衛門・黑川加兵衛、一番に川へ乘入りたり。佃治郎兵衛十成も、續いて乘込みしが、逆卷く水に押流され、川木・黑川の二人は命を落せり。

或記に、川木・黑川二人は、步行涉りの郎等、水の深きになりて、馬の尾に縋りし故に、命を落せり。將たる者は、心得べき事なりと云々。

然りと雖、佃治郎兵衛は、元來、水練の達者故、水底を潛つて、向の岸に着きたり。明成が軍勢之を見て、一同に川へ打入り、互に曳々聲を掛けて打渡り、城兵と相戰ひしが、十成剛强の兵を討取り、加藤が手へ、敗兵百九人を得たりける。

或記に、佃十成は、攝州西成郡佃の鄕に住せる岩松右衞門尉直成が息なり。加藤左馬介嘉明に仕へ、度々の武功により、豫州浮穴郡久萬山の莊にて、六千石を領す。御歸陣の後に、將軍家へ召され拜謁を遂げ、御紋の時服を賜はり、忝き上意あり。同年仙臺の城主より、二萬石の采地を與ふべしと、强ひて招かれけれども、是に應せず。元和四年、加藤へ御加增ありて、奧州會津へ移れる時、一萬石となり、同十一年二月上旬より、病牀に臥す。同三月二日、息男を殘らず集め、我れ若年より、戰場に赴く事、數ヶ度にして、十三ヶ所の疵を蒙れり。就中、豫州に於て、久米表の戰に、鐵炮右の首に中り、其玉、左へ通り、皮の下に止つて今にあり。然れども運盡きざれば死せずして、今八十二歲に至りぬ。定業來る時は、靈藥却て鴆毒と變じ、今、病惱の爲に命を失ふ。是れ以て倩思ふに、武士の家に生れたる者、少しも臆したる心を待つべからず。汝等が形見に之をといひて、剃刀を以て左の首を突破り、炮玉を取出して前に差置き、西に向ひ、端座合掌して卒す。法名明輝光蓮社英譽淨傑居士といふ。裔孫、豫州松山に多しと云々。

越前忠昌朝臣は、茶臼山に至り拜謁せらる。

或記に、此時、大御所、忠昌朝臣の手を執り給ひ、御祕藏の御孫たる由仰ありけると云々。

秀忠公は、岡山より大御所の御陣營に來り給ひければ、家康公御床几を立たせられ、思召の儘に、御勝利欣然たる由御諚の所、將軍の仰に、兩年の御動座に依つて、今日存分の御勝利、且つ近習の若者にも首を取飼はせ、忝き由御答ありける。夫より糒を進らせられけるが、日既に沒せんとする頃に至れば、岡山に還らせ給ひ、堅固に御下知あるべき旨、大御所の仰に任せ、早々御本陣へ還らせらる。又、越後忠輝朝臣參向あり。本多上野介正純披露せし所に、大御所、御覽あり乍ら、御詞も無かりしにより、上野介、頻に忠輝朝臣を、御座近く前めける所、仰に、上總介は何れに居けるやと計り御上意あつて、長臣花井主水義雄へ、堺の津に落人見ゆる間、せめて上野介に士卒を遣し、亂妨なりとも致させよと仰ありけり。時に正純が申すは、少將殿には、蚤く御陣へ歸り給ひ、失火を鎭め、宜しく敎令あるべき旨を述ぶる故に、忠輝朝

臣は、赧然として空しく退去せらる。

或記に、本多正純は、上總介殿御參上と、二三度申上げければ、漸く御見向あつて、其方は親の死目に合ふ爲、便をも存ぜざるやと、苦々しく上意ありけるを、越後の家中は之を聞傳へ、せめて昨日、溝口伯耆守の申されたる如くにせば、斯程の上意は蒙るまじきものをと千悔す。右溝口が、忠輝朝臣を勸めて、城兵を攻撃たんと申す頃は、眞田・毛利も引取らず、長曾我部は、其日戰場より逃落ちけれども、其節迄は、尙も一戰を待ちたる體にて、城外にありし折柄なれば、一入殘念にありける由。其節越後家に仕へし大道寺久左衞門入道が物語なりと云々。

本多縫殿介康俊が息彥治郎(後に下總守)俊次、擊取る所の首を獻ずる時、年齡を尋ね給へば、十六歲なる由を言上す。其時大御所、汝が祖父、掛川の城を予が攻むる刻、十六歲にて初陣の功名せし、其功に劣らざる旨命あり。

或記に、搦手の寄手京極若狹守・同丹後守・石川主殿頭は、京海道より攻入り、今日午の刻に、野江の堤に着せし所、切戶あるにより、主殿頭より、石川半左衞門を以

て、先手の京極へ、切戸を御越あれと申遣しければ、若狹守返事に、切戸を跡にて陣取り候事如何なれば、切戸を前になして、陣取り申すべしとあれば、石川大に怒りて、敵を攻むる者が、身構してなるべきか。是非に切戸を御越あれと、再三申遣せども、京極得心なきに依つて、石川が申すは、さ候はゞ某先づ打越え、若者共に、足輕掛けさせ申すべし。兎角越えられ候へと申遣しければ、丹後守・若狹守も、切戸へ越えて、堤に柵を振りて備へければ、主殿頭は堤には備へずして、下なる畠に備へたり。然るに敵は多勢を以て、備前島片原町より出づると申來るによ り、忠總が軍兵は、京極兩手の備に附き、堤の上へ行く時に、石川が兵中黑彌兵衞が、皆々へ申すは、敵强き時は、京極殿の人數にて、中々怺へ申さるまじ。然れば其後に備へたる我々は、皆押立てられ、雜人原に首取らせ候はんも口惜し。又、手柄致すとも、京極家の手柄となるべし。兎角、堤下の畠に備へ、京極勢敗軍するに於ては、是より脇鎗にて突崩し然るべし。小人數にて討死を遂げなば、跡にても、主殿頭は下知をせざるか、家老中は存寄無かりしかと、批判せんと申す所へ、前

島文太郎、馬に打乘り來るにより、此段を申上げられよといふ。其場に大河内金三郎もありしが、尤と一同する故、前島は乘戻せり。又堤の上なる大久保權右衞門には、中黑彌兵衞が行きて、其段をいひければ、尤なりと諾し、一人も堤へ上るべからず。本の備場の畠へ下り候へと申渡せり。案の如く城兵は、堤の上を目當に來れば、京極勢柵を振りたる故、蒐り兼ねける所を、畑の中より、石川主殿頭麾を振り、勢を眞丸にして、京極勢を乘越えて鎗を入れければ、大坂勢は、一支も支へず崩るゝを、追討に高名し、片原町を取固めたり。京極勢は先手乍ら、前に柵を振りたる故、後陣の石川に越えられ、漸く後より乘附きて、僅計り追討にせしと云々。

或記に、福島備後守正勝は、兵庫に入津し、眞鍋五郎左衞門を斥候として遣す所、大坂の天守、既に火光鮮に見えけるにより馳せ歸り、豐臣殿生害の由をいひければ、小關石見聞きて、何とて其義を知るやといへば、眞鍋微笑して、天守燃上る時は、大將の自殺勿論にして、滅却といはんに、聊越度なき由を答へけると云々。

大坂諸士自害并御簾中城中を出でらるゝ事

さる程に秀賴公は、千疊敷へ入らせ給ひける所へ、郡主馬介良州・津川左近親行も、御旗馬符を持たせて來り、臣等は城外に於て、討死を遂げんと奉存候へども、御旗馬符を敵に渡さん事勿體無く、戰場を逃れ參り、只今返上し奉ると申しける。

或記に、津川左近は、火の手揚るを見ると等しく、城へ引取りければ、御馬符を持ちたる兵、路に馬符を捨てけるを、廣島浪人の伊藤武藏守後より來りしが、異國まで知られたる御馬符を捨てゝは、大坂數萬の軍勢の中に、勇士は一人も無しと言はれんと、捨てたる馬符を取揚げ、城中へ入りければ、諸軍勢大に稱美せしと云々。

一說、伊藤武藏守は、福島左衛門大夫が家臣にて、蜂屋將監が聟なりしが、國を立退き籠城せり。然るに武藏守が妻は、此時姙娠たりし故、落城以後、父の方へ落行き廣島に於て平產せり。將監は、其孫を養ひ、吾苗字を讓り、蜂屋市兵

衞と名告らせ、紀州に仕へしむと云々。

主馬介は甲冑を脫ぎ、縨を千疊敷の床に立置き、先君累年の御厚恩に、命を捨つと、獨言して家人を招き、汝、我を介錯し、此短刀を黑田筑前守へ屆けよといひ含めて自害せり。時に七十一歲とかや。　其外成田兵藏長宗・眞野豐後守賴包（或は眞野藏人に作る。豐後守は、翌八日葭原にありて自害すと云々）・中島式部少輔氏種・安藤五右衞門等、相續いて自殺す。　又野々村伊豫守雅春は、南表の合戰に勞れ、城に入らんとする所に、鷹匠頭佐々孫助、（孫助、本は關東へ仕へしが、去慶長十八年、何の所以にや追逐せられ、浪人して、豐臣家に仕官すと云々）、關東へ內應して火を放てり。　且秀賴公の庖厨人（りやうりにん）大隅與五左衞門は、豫て板倉伊賀守に密約し、大臺所に火をかけたる故、野々村は、猛火に咽び二の丸と本丸との間なる、石壁の中段に於て切腹せり。　堀田圖書介勝喜は、辛うじて私宅に歸り妻子を刺殺し、夫より城へ馳入り、御玄關迄出でける所に、加州勢雲霞の如く亂れ入り、敷臺の上にて、前田家臣堀田平右衞門（一本に與右衞門）と鎗組み散々に戰ひ、相突にして、雙方共に倒れしが、平右衞門は起上り、勝喜を取つて押へ、名告れといひければ、堀田圖書助なりと答ふ。　元來平右衞門が從弟なりけれども、終に對面せ

ざりければ、大に驚き、何とぞして助けんと思へども、勝喜は深手なりける故、所詮助かり難し。早々に首を取れといひける儘、首を討ちけり。又、平右衞門も、其時の疵により、後日に死せりとかや。茲に毛利河內守は、老母妻子を引連れて行きしが、城中に火掛りける故にや、織田有樂の屋敷にて切腹せり。渡邊內藏介は、櫓に於て、二男三男を刺殺して後、乳母を呼び、嫡男を召連れよといひければ、乳母は小賢き者にて、白帷子着せ替へんといひさまに、其場を遁れ、彼小兒を澁紙包にして、繩を以て櫓より下し、其身も漸く遁れ去り、彼小兒を市中の不淨所に隱し置き、日を歷て逃れ去らんとしけるが、關東方の侍に捕へられ、色々に責問はれけれども、渡邊が從士水谷淸兵衞といふ者の妻にて、彼は吾子に紛無しといへり。彼小兒も、僅六歲なりしが、勇士の子たる故か、打擲すと雖も、渡邊が子たる事を言はず。然るに彼侍が申すは、金子二兩出すに於ては、赦すべしといふにより、乳母は其儘、故鄕渡邊に行き、右の趣を、百姓共に賴みし所、里民等も舊恩を捨てず、且乳母が忠志を感じ、金子二兩を授けゝる。其金子を持行き、小兒と取替へ、洛陽に面向し、南禪寺の

喝食とせり。漸く十八歳に及ぶ時、細川越中守・一柳土佐守など有緣の方より、渠を還俗させ、後年素心尼前田了心が母に據つて、甲府卿へ歎訴しけるが、竟に召抱へられ、渡邊權兵衞と名告り、五百石を賜はり、輕卒頭となれり。

一本に、渡邊內藏介は、深手數多負ひて、吾宅に歸り、子供三人を引具し登城せし所、母正榮、之を見て、など腹は切らぬぞと諫めければ、母の御先途を見奉らん爲に候と申しける時に、正榮、我は女の身なれば苦しからず。疾く〳〵切腹せよと申すにより、內藏介は、吾が子三人を刺殺しけるが、その後、正榮は自殺せりと云々。

或本に、渡邊內藏介は、大野修理亮に議して、秀賴公安全の謀をなすべき由を、呉々申合せ、江州迄落行きし所、秀賴公御生害の由を聞くと、忽ち切腹せしと云々。此說非なるべし。

秀賴公竝に淀殿は、天守に登らせ給ひ、御自害あるべしと宣ひけるを、速水甲斐守之を諫めて、軍の習にて、先陣破れ、後陣利ある事も多く御座候。御自害の儀は、御

遠慮あるべしと申しければ、秀頼公の仰に、天運既に盡き、故太閤四海を掌握し、當城を築き給ふ所に、匹夫亂入し、黑煙四方に滿ちたるに、今又何の賴かあらん　然りと雖も故老の意見たる上はと、天守より下り給ひ、月見の樓より、東の方糒倉へ、淀殿並に御簾中と倶に移り給へり。又豫て本多佐渡守父子よりは、城内の南部左門・中川小右衛門・村井喜兵衛・堀内主水が方へ、落城の節は、秀頼公の御簾中を落し奉るべし。然らば大御所へ訟へ、籠城の罪を免し、且厚く賞せらるべき旨を約せし故、堀内は、御簾中を負ひ、南部は、刑部卿の局を負ひて立退きけり。

異記に、淀殿は、御簾中を傍へ引付け、御振袖を控へ居給ひけるが、秀頼公の御座と、屏風を隔て居給ひけるに、二三人の聲にて、上樣のあれ〳〵といふを、淀殿は聞かせられ、袖を放して立ち給ふ所に、刑部卿の局、御簾中を供奉して、早々遁れ出で給ふと云々。

速水甲斐守之を見て、押止めんとする所を、大野修理亮曰、最早、斯樣に成行きし上は、御臺樣を御城中より出され、御前並に御母公御助命の事を、御賴あつて然るべ

しと申しければ、侍女、各、之を勸めけるにより、堀内主水は、御簾中を負ひ奉り、城外へこそ出でにけれ。

或記に、堀内主水氏久は、紀州牟婁郡城主、安房守氏善が息なり。氏善は關ヶ原合戰の時、石田に與して沒落せり。嫡男左馬介氏弘後に行朝若狹と稱せりは、大坂に籠城せしが、夏陣の時遁れ出で、後に二千石にて、藤堂氏に仕ふ。二男は氏滿右衛門兵衛後に大和と稱す。三男は主水なり。後に下總國臼井領の內にて五百石を賜はり、大番士となれり。

主水が子を、甚右衛門といひしが、護持院御建立の奉行仰付けられし時、越度あつて配流せらる。其子も甚右衛門といひ、孫を宇右衛門と稱せしが、御納戶役を勤めけると云々。

四男は、氏時主膳と稱せり。賴宣卿に奉仕すと云々。

或本に、姬君の御供には、刑部卿・喜多殿・梅殿・古吳殿・松坂殿なり。此時に堀內主水は、鎧を脫ぎ堀へ入りたる所、腰限あり。姬君を始め御供の衆を負ひて堀を越

え、其邊の寺へ立退かせられ、其段板倉伊賀守へ申遣しければ、御迎の乘物來りし
により、山里廓といふ所より出で給ひぬ。是へは人も來らざる所なりと云々。
然るに坂崎出羽守成正、右の體を見て立寄り、誰人ぞと問ひければ、是は關東の姫
君にて渡らせ給ふと申すにより、夫より坂崎守護し奉れり。

異說に、城中一面に、火の手揚がるを見て、上下進む所に、家康公は、御孫君の事
を思召され、誰にても城中に馳入り、御簾中を唱出づる者あらば、婦妻に與へ恩
祿を得させせんと、御上意ありけれども、誰か焰の中に飛入らんといふ者無かりし
所に、坂崎出羽守進み出で、恩賞の望は更に無し。日頃の御厚恩を、今日報じ奉ら
んと罵り、眞一文字に城に駈入ると見えしが、須臾の間に、御簾中を肩にかけて
來れり。兩御所、御感斜ならざる所に、姫君御下向の節、勢州桑名に於て、本多平
八郞後に中務大輔と稱す忠刻が、御座船を下知する體をちよと見給ひ、才覺美質を慕はせら
れしが、後年此姬君を、坂崎へ遣されんとありける故、大御所へ御訴訟ありける
は、我身事、坂崎出羽守へ嫁せよとの御事に候へども、願はくは本多平八郞へ參

りたしと仰ありけり。將軍家大に怒り給ひ、一度約せし事を變ぜば、以來何を以て政事を執行はんや。最不義の至なりと、樣々諭し給ひ、且女中を以て御賺しありけれども、强ひて上意あらば、御生害にも及ばれんとの御事故、竟に平八郎へ入輿し給ふに極りければ、坂崎大に立腹し、當日姫君を奪ひ奉らんと巧みし所、其事顯はれ、切腹仰付けられしと云々。一本に、坂崎は闇討にあひしと云々。

或本に、將軍家第一の姫君は、豐臣家の御臺所にてまします。大坂の城破れしに、希有にして遁れ出で給ひしを、熊野新宮の住人依田主水といふ者、御供に候ひて、將軍の御陣に參りてけり。爰に坂崎出羽守は、昔浮田の家にありし頃より、常に都にありて、知る人多き由を聞召して、姫君の御事、攝家花族などの公達の中に、媒妁し參らせよと、密なる仰を承りけり。坂崎都に登り、然るべき人をいひ語らひ參りて、此由申上げければ、將軍家深く悅び給ひ、頓て其家に入れ奉るべきに定まりしに、姫君斯くと聞召され、さる人に見えん事こそ、心憂けれと仰せられ、御飾下させ給ふべしなど申させ給ふにより、將軍家大に驚かせられ、姫君を都に

登されん事、叶ふべからずと仰下さる。出羽守承り、斯程、契約をかけ給ひし事を、今更いかで叶はぬ由の御使を仕るべき。只如何にもして、御詞の變らせ給はざらん様にこそ、あらまほしく存候へと申して、罷出でたり。日數積りける所に、姫君は。本多中務少輔忠刻が家に入らせ給ふべしと聞え、坂崎大に恨み怒りて、斯くては爭で世の人に、再び面を向ふべき。よし／＼御輿を奪ひ取りて、都に伴ひ參らせんずものを。命を捨てば易かりぬと、己が家の子郎等を集む。關東に在合ふ大名、すは事こそ出來たれと、家々に兵を集むること大方ならず。將軍家も、坂崎が恨み申す所、其謂なきにあらずと、御使度々下され、出羽守を慰めらる。坂崎承り、詮ずる所、某が首を刎ねられん後は、左にも右にも候ひなん。生きて世にあらん限は、得こそ御輿を人手に渡すまじと申すにより、執政の人々、彼が家人等に奉書を下して、汝が主の恨み申す所、其謂なきにあらずと雖も、彼が慮る所の如きは、君臣の禮に背く。さればとて今反逆の例に準ぜられん事も、返す／＼も哀れと思召さるゝ所なり。斯くても猶上下の分ち亂れず、其信を守りて死し

たらんには、一族の中を選び、其家を繼がしめられ、出羽守が生前の恨を、死後に慰めさせ給ふべきものなり。累代の家、忽ち滅びん事、永く餘慶を其子孫に止めんも、須らく量らひに依るべきものか。汝等何ぞ仕ふる所に、其忠を盡し其義を計りて、各死を以て諫めざるべきと記されたり。坂崎の老等、仰を承りて、主人に自害を勸めて、其首取りて奉りけり。實は出羽守晝寢てありしを、薙刀を以て首を刎ねしとぞ聞えける。將軍家、以の外に怒らせ給ひ、出羽守が振舞、旣に反逆に當りぬと雖も、恨み申す所は、其謂なきにあらず。故に彼家人等が諫により、渠猶君臣の義を存じ、仰をも失はで、自ら死したらんには、別の儀を以て、一族の中を選み、其家を續がせ給ふべしとこそ思召されたれ。夫に己が主人の首取つて參らする事こそ、無道の至りなれ。先づ彼家人等、大逆の罪に處すべし。又、出羽守は、終に始の志を更めずして、家の爲に失はれし上は、今又、其家立てさせ給ふべきにあらずと仰下され、所領沒收せられたり。然るを今、其事知らぬ人の、あらぬ空言を記し置きたるあり。大に誤れるなり云々。

大野治長は、其臣米村權右衞門を呼び、其方は、急ぎ御臺樣に追付き、某が娘を以て、先程申上げたる儀も、今夜中に御願を立てられ候樣に、御量らひ下さるべし。尤も直の御願よりは、本多佐渡守を御賴遊ばさるべしと、能く〳〵申上げよといひければ、權右衞門聞きて、此節に至り、御城外への御使は、心外に候と申しければ、治長叱つて、吾言を背き、倶に死するを滿足と思ふや。上々樣御助命の事は、無二の忠義なりと申しければ、米村是非なく、後馳に大手の堀端にて、姬君に追付きけるに、烝く坂崎が人衆は、女中方を守護してあれば、權右衞門は出羽守へ、爾々の由を演べける時に、坂崎、御邊は豫て承及びたり。いざ御供あつて申上げられよと、茶臼山と天王寺の間なる、本多佐渡守が人數集りし所迄守護し、近所の民家を、假の御座としけり。御簾中は、夫より御使を以て、正信を召しける故、佐渡守は、山駕に乘りて來り、御願の旨を承り、茶臼山に到り言上しければ、大御所聞召され、願の筋、至極尤なり。秀賴母子を助け置きたりとも、何程の事かあるべき。其方は岡山へ參り、大樹に其段申上げよと宣ひける故、正信則ち行向ひ、右の趣を言上せし所、秀忠公御聞ありて、

以の外御氣色を損ぜられ、謂れざる事を申さずとも、秀頼と一所に、自害は致さいでと上意ありければ、佐渡守承り、先づ大御所の思召になし置かれ、御尤に奉レ存候と申して陣所に歸り、姫君へ申すは、兩御所、御聞屆なさるゝ間、御安堵遊ばされ、御膳をも召上らるべしと申し、附々の女中方にも、認めなど致され候へとの儀に付、何れも歡びけり。又權右衞門は、此所に男きれも無き事なれば、其儘相詰め候樣にと申渡しける故、米村、其夜は右百姓家の片脇なる牛部屋の内に於て、御膳並に酒迄下されたり。扨、權右衞門は、數日の辛勞により、只一眠にして、八日晝前に目を覺し、自分の女に（大野修理亮が女の召仕なり）樣子を尋ねければ、間違の事有レ之、上々樣は殘らず御果なされ、御臺樣にも、殊の外御歎に御座候と泣々申せば、大野が女も立出でて、共に泣沈みけり。米村は大に驚き、聞合せければ、城門は七日の暮方より、御旗本の諸組へ勤番仰付けられ、出入は罷成らずとの事故、豐臣家の御簾中の方にありけり。

一本に、今七日大野が使米村權右衞門、（一本に長弘と諱す）、茶臼山に伺公し、豐臣家譜代新參の健士皆命を殞し、右大臣殿並に母堂は、山中帶曲輪糒倉にあらせられ候、御簾

中は先達つて岡山へ退去し給ふ。此期に及びて、兩御所の命を宥められ下されなば、大野修理亮・速見甲斐守等、自殺すべき旨を言上す。此趣大御所の御聽に達し、御許容ありしと雖も、大樹の思召を、猶も御尋あるべしとて、便ち米村を、後藤庄三郎に預け給ひけると云々。

豐臣家滅亡の事

五月八日、壬申の早天、井伊掃部頭直孝に仰付けられ、蘆田曲輪を取卷き、加々爪甚十郎直澄（或本に、直澄後に甲斐守と稱す。民部少輔忠澄と稱すと云々）・豐島主膳信滿命を被り、糒倉に到りける。

一本に、片桐市正は、病苦たりと雖も、案内者たる故、肩輿に乘りて城中を巡見し、燒殘りたる所々を放火しけるが、糒倉に人ありしかば、從士を以て見せける所、秀賴公なるにより、早々御兩所へ註進す。世擧つて、市正が不義の至れるを憎むと云々。

然るに大野修理亮・速見甲斐守は、兩使と廿間計を隔て出向ふ所に、廩中に落殘りた

る姓名を尋ね、且つ秀賴公の御事は、故太閤以來、色々の御因を思召す故、御助命あれば、高野へ御登山なされよとの仰に候。或曰、少し御安堵にて、御出城あるべしと申述べけると云々。又御母堂へは一萬石進らせられ候。且婦人兒小姓は、聊か御祟あるまじと申しけり。

一本に、此時大野は、黃色の陣羽織を着し、淺黃の鉢卷し、顏に疵藥を附けたり。速見は朱具足の上に、繻珍の羽織を着し、其次に繩帶して、門口迄罷出で、井伊掃部頭・近藤石見守に對面し、其仔細を問答す。時に甲斐守が曰、眞田左衞門佐が子息大助、今年十六歲に罷成候が、一昨六日、葛井寺に於て高名し、高股に疵付けさせ、昨七日父の下知により、城に籠居申候。眞田事は、譜代の者にては無御座、右大臣殿の御先途を見屆不被申とも、不苦事なり。御譜代の者さへ遁れ出でたり。殊に若年の事なれば、立退かるべしと申候へば、大助は一向聞きも入れず、昨晝、父左衞門佐が申すは、某は茶臼山にて討死を遂ぐべし。汝は秀賴公御最期の御供せよと申渡し候故、御城外へ出づる事罷成らずと申し、矢倉の內は人込なりとて、廣庭に薟を布き、昨日の晝より物も食はず、御最期を待居申候。誠に弓矢の血脉

は、恥かしき事に候といひて、落涙せりと云々。

且つ大御所より、御母堂へ仰入れられ度旨ある間、二位局を早速城外へ出さるべき由を、仰遣されければ、則ち出向きける故、片桐が肩輿に乘りて、茶臼山へ赴き、本多上野介同伴にて、御前に出でければ、大御所、秀頼公竝に淀殿の裝束、其外御供に籠りたる男女の姓名を、御尋ねありける。

或本に、二位局は、太閤御在世の時に、家康公、彼局に依つて、常に密旨を達せられたる故、今以て等閑なく、局の子川添式部も、御家人に列せられけると云々。

大野・速見は、關東より仰せられし趣を申上げければ、御母子共に、御承諾ありと雖も、御歩行にて出づるに忍び給はざればとて、肩輿二挺を贈らるべき旨を、修理亮・甲斐守より申しけるも、近藤石見守秀用(ひでつね)も玆にありしが、則ち申すは、今の時節に至り、何とて駕の才覺なるべきや。馬進らすべしと申しければ、甲斐守聞きも敢ず、斯る仕合なればとて、御母子の御顏を晒され、馬に召させ候事は、罷成らずと返答しけるにより、井伊掃部頭・安藤對馬守・近藤石見守會議して、大御所は、正直慈愛の餘

り、此上にも後の畏となる御量らひあらんも知れず。然れば母子の命を斷つには如かずと、鐵炮二挺を以て、廩中に打入れける。

尾州加藤氏の藏書に、五月七日、大御所は茶臼山の陣營に在す。加々爪甲斐守・間宮權左衞門・豐島刑部三人、議して夜廻す。間宮・豐島、御陣營に人聲ありしかば、兩人頓て之を改めしに、公御覽じて、兩人は如何して來るやと仰せありし程に、御陣營、此節大切になすべきに、非常を檢むる者無し。故に臣等議して、私に御陣營を守護し奉ると申す。晝夜の勤勞、奇特に思召さるゝ由御感にて、稍ありて間宮・豐島を召して、大坂の城へ參り、秀頼の死生を、見屆け歸るべき旨命ぜらる。兩人寅の刻に城中に入り、方々を窺ふに、寂として人なし。漸く東明に及ぶ頃、立歸りなんとせしに、側に五十計の男、侍と見えて、膓替りの熨斗目を着し、髮を切り下げられしと見ゆ、一段卑き所に、水を汲む者あり。我等大御所より、右府本書に、内府とあるは誤なり。下皆同じ公へ御使に參る者なり。不知案內なる間、座す所へ引入れられよ。偖も右府公、御機嫌は如何にや。誰々未だ附き參らせられ候やと問ふに、吾君は御存命にて、大野修理・

速水甲斐なんど守護し奉るといへり。件の男と倶に、右府の御座所へ行きしに山里丸の道明寺倉とかやの前を、井伊掃部頭一手にて、嚴しく圍みてあり。兩人井伊氏に逢ひ、仰の儘に述べて、御使の樣如何すべきやと問ふ。掃部頭いふ、右府を紀州高野山へ御供仕るべきの由、大御所命ぜらるゝ所といふべしと、兩人諾して、梅戶忠助(片桐東市正が僕なり)といふ者と倶に、土藏の前に至り、速水・大野を呼出させ、右の樣を申し、馬の員足下の計を聞きて、用ひて辨ずべしといふ。大野は朽葉の熨斗目を着し、右の脇に手疵ありと見えて、血流れ出す。速水は、腰替りの熨斗目を着し、白き鉢卷をしたり。甲冑は帶せざりし。大野命を拜して後に曰、吾君及婦人等、長途の備に、御乘物三十挺・其外、人馬如何程申付け然るべしと答ふ。兩人曰、此御乘物多く、早速に調へ奉らん事如何乍ら、有司にぞ傳へ申すべしとて馳せ出で、井伊に逢ひしかぐいふ。掃部頭聞きて、秀賴未だ存命疑なし。さらば一時に事をなすべしとて、忽に鐵炮をつるべ、揉立てく下知せしかば、暫くして煙揚りて後に出で、偖、間宮・豐島、八日辰の刻に茶臼山へ立歸り、大坂の有樣を申せ

豊臣家亡ぶ

しかば、大御所御感斜ならざりしと、間宮權入の談話なりと云々。

或本に、此時廩中より、奴隷二人出で來り、堀の中に飛入る所を、井伊が家臣中村內記、鐵炮を以て之を打殺せり。生捕にして、豊臣家最期の事を、尋ね問はざる事を、人々歎じけると云々。

內にも御用意ありと見えて、忽火、起りて、滅亡し給ひける。此時廩中に籠りし輩は、乃不與（のぶよ）九郎後室（織田信秀の女、淀殿の叔母なり）・饗場局（淺井石見守明正が女、淀殿の從弟女なり）・宮內卿局（秀頼公の乳母、木村長門守が母、卅九歳。一本內藤新十郎が母に作る）・大藏卿局（大野修理亮治長が母なり）・右京大夫局（內藤新十郎母なり。一本木村長門守が母に作る）・阿茶局・和期局（一本、久我局に作る。伊勢國士北畠の一族なり）・正榮尼（渡邊內藏助が母なり）・玉局（紀州湯川孫左衛門が姉なり）・國局・由利局。（壽元尼。）

士には、大野修理亮治長（一本に息彌十郎）・速水甲斐守時之竝に出來丸・

或本に、速水が人質は、前方より江府にありし所、命を助けられたり。依之、福島左衛門大夫に招かれ、三宅庄九郎と改め、七百石となり、後に黑田筑前守に仕へしと云々。（一本に、出來丸は、今年十月廿七日に誅せられしと云々。）

毛利豊前守勝永竝に二男勘解由（長門守が弟とあり）・氏家內膳正行廣入道道鬼（此時萩野氏といふ）・津川左衛

門親武〈扈從五百石なり〉

或記に、津川左門は、兄左近親行が遺言により、嫂〈渡邊内藏介が妹なり〉竝に小才丸〈當年出生〉を介抱し、從者五六人にて、大和路に遁れし所、五月十日、高市郡今井村の邊にて、盜賊數人出合ひければ、左門大に働きて竟に死せり。時に廿一歲なり。嫂竝に小才丸も、盜賊の爲に殺されたりと云々。

或本に、五月十日の事なりしが、和州今井小物屋〈本書のまゝ〉長左衞門といへる者、親の忌日に當りしとて、近隣なる姥嫁等を集め茶を入れ、四方山の物語をなして居たる所、年齡廿餘の士、着込の上に、帷子竝に單羽織を着し、旅裝束にて來り笠を脫ぎ、御無心乍ら此葛籠を、暫く玆に置きて給はるべしといひも敢ず、中間に持たせし葛籠を、門内に投入れて立去りける。長左衞門は、人を追掛けさせ、御知己にても無きに、むざと預かり候事は罷成らず、早々持歸り給へといひ遣せしが、彼士中間、共に早や行方の知れざる故、空しく歸れり。集まり居たる者は口々に、是は定めて大坂の落人なるが、路次にて盜賊に逢ひ難儀せし故、此荷物を玆に置き、

身を輕くして働かんと思ひ、斯く計りしならん。今日御親父の忌日なれば、佛神の福を與へ給ふにやあるべしと申しければ、長左衞門は眉を顰め、いや〳〵それは事に依るべし。落ちてある者を拾ふさへ、心ある人は善しとせず。況や人の預けたる物を、手を指す事あるべからず。縱ひ主は殺さるゝとも、世の人の聞く所も如何なりと、下人三四人を召連れ、股引脚絆して、目當無しに、國府の方へ尋ね行きし所、一里程も來り、堤の陰なる溝の端に、最前の士、數ヶ所手を負ひて死せり。せめて中間になりとも、尋ね逢はんと思ふ所、畔の上に、年の程十七八と見えつる婦人、一練の帷子に、生絹に秋の野畫きたるを引重ね、生れて五十日計りになりたる兒を抱き、彼女は心元を突かれ、朱に染みて死せり。其傍に、引破りたる駕も打捨て置けり。彼赤子、生死は如何と窺ひしに、是も飢ゑて死したるにや息も無ければ、なすべき樣なし。長左衞門は、夫より十町計り南の山よせに、相知る僧のありし故、急ぎ使を以て此趣を達し、葬らせたり。扨て長左衞門は、一年程も過ぎて後に、彼葛籠の蓋を披きければ、其中に婦の衣服並に正宗の脇差一腰、其外竹

流金のありける故、彌〻彼女の荷物に相違無しとて、此衣服の中にて幡を仕立て、彼僧の庵室へ寄附し、件の脇差は、家の重寶とせり。長左衛門は、夫より倍〻富み榮え、代々有德にて暮せり。又、士の差して居たる大小は、彼僧、賣代なし、追善の營、最懇にせしと云々。此說、津川左近に相類せり。故に玆に記す。

伊藤武藏守・眞田大助・武田左吉・森島長次郎一本に長意・加藤彌平太・堀對馬守・高橋半三郎・同十三郎・土肥庄五郎・寺尾勝右衛門一本、勝左衛門、或は淸右衛門に作る・片岡十右衛門・植原八藏・同三十郎・小室茂兵衛・中島一本中高將監淺井周防守が息・同半三郎一本に半十郎・武田榮翁等なり。或說に、五月廿日、佐久間大膳亮勝之が從士、武田榮翁を討取り、首級を献ずといふ。淺井周防守一本に京極備前守・今木源右衛門・別所孫兵衛は、城中より使に出で死を遁れたり。

或記に、淺井周防守は、淀殿の弟にて、落城後、遁れて京極家に來り、剃髮して昨庵と稱すと云々。

或本に、豐臣秀次公の臣淺井周防守は、勇功の士なりし。秀次公少童の目附たりし所、元來男色を好みしかば、ある少年を犯し通せしを、秀次公聞召され、大に怒

らせられ、淺井を殺すべき由を命ぜらる。周防守之を聞きて、立去るべきと思ひけるが、我れ武勇の名を得て祿を食む。阿容々々と退きては、命惜しさになんど、人の誹も口惜しとて城に登り大音上げ、君、人をして、某を殺し給ふべき由、誰人が命を承はられたるぞ。急ぎ出でて害せられよといひて、駈廻りけれども、渠が勢に恐れてや、敢て手指す者も無かりしかば、直に立退きたり。されども日本に居らば、尋ね捜され、恥を見んも心憂しとて、朝鮮へ渡り住みけるが、每朝濱邊に出でて、日本大亂國家滅亡と呼ばはり、薙刀を揮りけるとかや。秀次公御生害の後に歸國し、浪人してありしが、去年籠城して、夏陣に戰死せりと云々。

一本に、別所孫兵衞は立歸り、城中に於て戰死せりと云々。

新東鑑卷之十八畢

新東鑑巻之十九

兩將軍御凱陣の事

さる程に大坂城中千門萬戸は、忽ち灰燼となり、餘烟殿々に覆ひ、南風吹布きて、車輪の如くなる焔飛散りて、十町二十町が外に燃付き、猛火の下より、東兵入亂れければ、途方を失へる女童等は、追立てられて火の中水の底ともいはず、逃倒れたる形勢、是や帝釋天の戰に、修羅の眷屬、天帝の爲に破られ、阿鼻大城の罪人が、熱湯の底に落入らんも、如レ是やと思ひ知られたり。然る所城兵山川帶刀・北川治郎兵衞は、天王寺表の合戰に討負け、西の丸へ引取りけるが、早や城中に火掛りけるにより、兩人も力なく、八幡山の方へ逃行きけり。又關東の大勢は、未だ陣場の極まらざれば、大に騷動する所に、大御所の御下知にて、東國の軍兵等は、去年の陣所へ參る

べしと、觸れさせ給ひしにより、早速に取堅めたり。

或記に、蜂須賀阿波守至鎭、茶臼山・岡山に來つて、兩御所に拜謁す。抑も至鎭は、去月廿四日、本國を發船し、同廿九日、泉州日根郡谷川に入津す。然りと雖も、領地に船乏しくして、將軍勢悉く着津せず。且つ淺野但馬守本書に紀伊守とありを待揃へんとする間に、長晟は樫井に於て、敵徒と戰うて、紀州に一揆勃興し、又、谷川邊に蜂起せんとす。依つて至鎭は、其邊の庶民が質子を取りて、池田宮內少輔家臣乾半左衞門に相渡し、夫より淡州由良の城に送り遣す處、長晟も、領國の逆徒を退治する告あり。至鎭が總軍も、漸く着船せしにより、昨七日、攝州の地に進める處、大坂に煙立上るにより、落城、疑無しと思ひ、押し來れりと云々。

或記に、今日辰刻、將軍は茶臼山へ渡御あつて、大御所に御對顏の後に、眞田・御宿等が頸を、實檢し給ふと云々。

大御所は、秀賴公御生害を聞召すと宣ひ、御駕に召され、板倉內膳正供奉にて、御隱密に茶臼山を御立あつて、城內の燒跡を廻らせられ、京橋へかゝり御上あり。大御

所の仰に、斯る大合戰の後は、必ず大雨降るものなり、途を急ぐべしとの上意なりしかども、天氣快晴して、中々其色なし。然るに守口邊より空曇り、牧方より南にて大雨降り、御駕の者も、續き兼ぬる計にて、淀へ着し給ひしかば、木村宗右衞門早速罷出で雨具を調進す。亥の刻頃、二條の城へ着御あり。板倉內膳正御先へ馳せ、御門を敲くといへども、思寄らざる事なれば、御門を開かず。依之、父伊賀守が固めし御門より馳入りて開かせ入御なし奉る。然るに大御所の還らせらるゝ事は大坂在陣の諸將共も、曾て知らざりけるとぞ。同九日、大坂にては御下知あつて、大手天王寺口は阿部備中守正次、玉造口は靑山伯耆守忠俊、靑屋口は水野隼人正忠淸、京橋口は高木主水正次、組共に之を守る。且つ關ヶ原合戰の佳例を以て、凱歌は行はれず、軍神を送り血祭あつて、岡山より伏見の城に入らせらる。

或記に、關ヶ原合戰御勝利の時、岡江雪、一本、山岡道阿彌、又は福島左衞門大夫正則に作る、家康公の御前に出で、賊徒の猛勢を、半日の間に擊走し、夜の明けたる樣に相成候。急ぎ勝鬨を擧げらるべき旨を申上げければ、仰に、尤も野合の軍は、何れにても斯の如くあるべけれ

ども、速に成る事は、諸將の忠戰に依る者なり。予が喜悅是に過ぎずと雖も、諸將の父母妻子、皆人質として大坂にある故、我れ暫くも快からず。然れば不日に彼地に發向せしめ、人質を悉く諸將へ相渡し、其上にて凱歌を執行ふべしと、御諚ありければ、列侯何れも覺えず感淚を催し、其仁愛を稱歎せり。其後大坂より、異儀無く相渡せしにより、家康公は甲冑を着し給ひ、拔身の御長刀を突かせられ、床几に御腰を掛けられ、御肱を張り給ひ、大坂の方に向ひ、扇の御馬符を立て、鐵炮五十挺に火繩を薰べ、弓三十張に矢を矧げ、拔身の鎗を五十本立置かる。池田・福島其外の大小名は毛氈に座し、各肱を張りて伺公す。面々鎧櫃を持たせ、馬符計りを立つる。斯くて首共を器に入れ、蓋の上を包みたりしを、絹を取り蓋を明けて、首は其儘入置きぬ。其次に、器に入れざる首六七級を竝べ置き、誰々の高名といふ。家康公は、福島・池田に向はせられ、實檢すべきかと御會釋あつて、其後又、御長刀を杖に突き給ひ、御張肱にて左右を見給へば、大小名頭を地に附け平伏す。家康公、左の御足を以て蹈み始め給ひて、蹈み納め給ふ樣に、地響する程に、御足を蹈

み給ふ。此時えい〱をゝと、鯨波を長々と揚げ給へば、次いで御旗本の諸士、凡て凱歌す。

或記に、凱歌の揚げ様は、大將床几に腰を掛け、太刀の柄に手を掛け、えい〱をゝと、後高に凱歌するなり。但し、をゝの聲より、諸軍勢附聲なり。えい〱をゝの時、大將左の足にて、三度地に拍子を蹈むと見えたり。凱歌の古實なりと云々。

而して御脇より、御長刀を請取り、秀忠公へ奉りし處、則ち之を戴かせ給ひて、始め長刀を奉りし臣に渡され、且つ御祝の酒を酌ませ給へり。大小名、各、萬歲を唱ふと云々。

關ヶ原合戰は、慶長五年九月十五日にて、凱歌は同月廿四日、或は廿三日。所は平塚前の野といへり。是れ瀨田の邊なり。然れば今般の御陣にも、凱歌は他所にて擧げられしならん。

首級目錄

三千六百五十（一本に、三千六百五十三又三千七百五十） 越前少將 井伊掃部頭

八百六十七（一本に、八百六十八） 藤堂和泉守 三百十五（本書、五百三十五） 淺野釆女

五 水谷伊勢守 六十 高力左近

廿八（一本に百八） 鳥居土佐守 廿四（一本十七） 新莊越後

一 水野隼人（一本、同心の二字あり。） 十三

十五（一本に五十） 桑山修理（一本に、桑山伊賀守直晴、首十九を獻ろ云々。桑山修理を脫す。）

百五 本多縫殿助（或本に、本多縫殿助康俊父子、河內國須那口の敵を防ぎ、五月七日、城中の兵出でて戰ふに、加賀勢の右より出で、敵陣を打破り、嫡子下總守信次・二男美作守忠相自ら首切つて獻ろ。凡て康俊が手に討取ろ所の首、百十三と云々。）

二百五十三（一本、二百五十二） 本多美濃守 四（內一、自分） 內藤帶刀

百（內二、自分。一本九十、又九十八） 菅沼織部 七十三 松平下總守

十三 堀尾山城守 二百十三（一本、二百十七） 本多大隅守

七十三（一本、七十二）
徳永左馬助　七
日根織部

十二
植村主膳（或本に、植村帶刀泰勝、大坂前後の戰に、將軍家の先陣打つて馳せ向ひ、首を得る事十二とあり。此時泰勝といひしにや。）
土方丹後守

八
土方掃部　二
藤田能登

十七（内二、自分。本書に、二十九、一本に二十とあり。）
松平越中守　二十三
松平將監

三百二
羽柴丹後守　十三（一本、十二）
遠藤但馬

三十四（一本に、三十八）
松平甲斐守　六十八（一本、六十六）
仙石兵部大輔

十四
丹羽五郎左衞門　十一
阿部彌三郎（一本、彌六同心とあり。）

十（一本に、十四）
保科肥後守　一
分部左京

四十
一柳監物　五十
毛利甲斐守

二十一（一本、六十八或は六十二）
古田大膳　百八（本書に、百五、一本百九、一本三百餘）
青山伯耆守

一
六郷兵庫　三十七（本書に三十、一本、三十一）
別所豐後守

六百二十一
松平武藏守　七
松下石見守

五十七
有馬玄蕃頭　十七

四十四　秋田城之助　百九　加藤式部少輔
二十一　稻葉大夫　本書の儘。一本には、十、稻葉右近大夫に作る。
七　西尾豐後守　九　谷出羽守
七十八　榊原遠江守　三十　酒井雅樂頭
百二一本に、九十八　土井大炊頭　十此内、信濃、一　佐久間大膳
二十一　松平安房　十九　杉原伯耆守
七十内一、自分。一本六十八　成田左馬助　二　加藤左(右イ)近或本
に、加藤左近大夫貞泰、夏陣には、軍散じて後に參る。是れ大坂兩陣供奉帳に見えし處なり。改事錄の首帳にも、獻ぜし首見えず。不審なり云々。
三十三本書に、二十七一本、三十一　酒井左衞門尉　二百六一本、二百八　羽柴左近本姓森
三十　石川主殿　三十一本、十九　稻垣平右衞門
六　山崎甲斐守　十四　細川玄蕃
三十　池田備中　四内一、自分　諏訪小太郎
三十一本に、五十二　關長門守　二十五　眞田河内

六　阿部備中守　二十七　遠山久兵衛
五　向井將監　百　花井主水
二　青山善四郎　二　堀淡路守（本書に、堀丹後守手の者とあり。誤なるべきにや。）
三百七（一本に、百六十）　京極若狹守　二　向井半彌
十四　松平丹波守　四十七（一本、四十四）　小笠原兵部
五十七　松平伊豫守　九十七　水野日向守
八十七　堀丹後守　十　別所孫三郎
百十七　桑山左衛門佐（或本に、百十九に作る。一本に、桑山左衛門佐一直は、道明寺の戰に、首十七を切る。城の落ちし日、百十九を獻ると云々。）
十三　山岡主計　五十三　松倉豐後
二十一（一本、八）　藤堂將監　七（一本、二十、或は二十一）　秋山左近
四　奥田九郎兵衛（一本に奥田九郎右衛門三郎右衛門に作る。）　二　村越三十郎
四十二　本多左京　十二（或は、二十、又二十六）　羽柴越中守
二十二　小濱民部　十九　丹羽勘介

百五十二　金森出雲守　或本に、金森出雲守可重の息長門守重頼、大坂の軍起りし時、泉州岸和田の城を守る。大坂の戰、既に破れて、落ち來る者共二百八人が首を切り、八人を生捕りて奉ると云々

百十七今書に、六十七　小出信濃守　四十二　淺野但馬守

二　脇坂淡路守　二　羽柴美濃

六　佐久間備前　三千二百　松平筑前守

八　近藤石見守　三十一本に、三十八　千本大和守右或本に

依つて之を記す。然るに諸書に載せて、爰に脱せるもの又少なからず。且つ本書に、首數一萬三千九十七とあり。今之を算ふるに、多く闕けたり。傳寫の誤なるべし。

將軍御旗本の分

二　內藤主膳一本、內藤主税助に作る。　三一本二　菅沼主殿

一　土屋左門　一　村上六右衞門

一　井野四郎左衞門　一　山崎權八郎

一　渡邊半兵衞　二　奧村三右衞門

一　河合勘右衞門　一　新莊勘介或は、新莊甚助に作る

一 小栗正九郎 一本に、彦九郎に作る。又一本に、小栗庄次郎に作る。別記に、首八、小栗彦次郎に作る。

一 戸田藤九郎 一 野々村新兵衞 一本に、野山新兵衞に作る。

三 安藤與八郎 二 伊藤右馬允手の者

一 戸田小平次 二 高田小治郎 一本、高田小傳治に作る。

一 戸田藤五郎 一 御草履取桑倉兵九郎 一本、名倉權九郎に作る。

二 永田權八郎 一本に、永井權九郎に作る。 一 都築又兵衞

二 一本に、二 岡部七之介 一 永井信濃

一 松平小治郎 一 一本に、二 徳永出羽

四 青山大藏 三 或は二 本多出羽

一 大澤侍從 一 石丸權八郎 一本に、石丸權六郎に作る。

一 堀三右衞門 一 青山左十郎 一本に、青山作十郎に作る。

一 永見新右衞門 四 永見新右衞門手の者

二 稻垣藤十郎 又一本、藤七郎に作る。一本、稻垣藤九郎に作る。

二　細井金五郎（一本、細井金十郎に作る。）　一　鯰江甚右衛門（或本、鯰江勘右衛門に作る。）
二　本田八十郎（或は、手の者之を討つとあり。）　二　松井左近（或は、松平右近とあり。）
二　石川勘介　二　竹山三十郎
二　日根長五郎　一　大久保六右衛門
一　前島十三郎　一　高橋左京
一　高橋左京手の者　二　本多傳三郎（或は、本ー傳十郎に作る。）
一　水野太郎治手の者　一　井上清兵衛（一本、同心の二字あり。）
三（鎗下、或は二）　羽柴勘右衛門　三　羽柴勘右衛門手の者
二　渡邊監物　一　渡邊監物手の者
一　加藤傳兵衛　一　小笠原角左衛門（或は、小笠原角右衛門に作る。）
一　小野淺右衛門（一本、小野忠右衛門に作る。）　一　榊原左衛門手の者
二　內藤若狹手の者　二　伊丹左治右衛門
一　加藤伊織　一　加藤治郎

一 松前隼人
一 駒井右京
二 久世三四郎
二内一、自分 牧野傳藏
一 山田十太夫 或は、五、山口十太夫と作る。
一 曾我喜太郎
一 駒井治郎左衛門
二内一、自分 木造七左衛門
二内一、自分 宮崎左馬助
一 小澤平右衛門 或は、小澤甚右衛門
一 小澤權八郎 一本、權兵衛に作る。
二 小川佐太郎
八内一、自分 三枝源八

一相討 石九六兵衛・武藏甚五兵衛(郎イ)
六 佐藤甚兵衛 一本、佐藤甚五兵衛に作る。
一 牧野豐前手の者
一 坂部作十郎
一 青山十太夫
一 曾我喜太郎手の者
一 跡部民部
一 跡部民部手の者
一 戸田又八
一 芹澤又右衛門 一本、芹澤助右衛門に作る。
二 井上外記
六内二、自分 矢代甚三郎
一 三枝新九郎

二 桑島孫治郎（或は、桑島孫六郎に作る。） 二 中山助六郎
一 中山勘解由 五 中山勘解由手の者
一 鈴木市藏 一 朝比奈孫市
一 服部十兵衛 一（一本に四） 神尾刑部手の者
一 今村傳四郎（一本、今井傳四郎に作る。） 一 安藤傳四郎（一本、安藤傳十郎に作る。）
一 井戸左衛門佐（一本、左馬に作る。） 一 猪子仁左衛門（一本、猪子久左衛門に作る。）
一 安藤治右衛門 一 廣戸半七（一本、半十郎に作る。）
一 中川牛之介 六 中川牛之介手の者
二 阿部修理 三 溝口外記手の者
一 佐々與右衛門 一 大橋兵右衛門
二（内一、自分） 大橋金彌 一 勝部甚五左衛門
一 江（一本無シ）原九郎右衛門 一（一本、二） 江原左平治（一本、原作平治に作る。）
一 松平作右衛門（一本に、山本與八郎に作る。） 一 鎮目長四郎（一本に、鎮目長介に作る。）

一　大久保新八
一　高尾惣九郎　或は、高橋宗十郎
二　久保田勘太郎
一　中根權六
一　御手洗五郎兵衛
一　加藤權右衛門
一　逸見小四郎
二　酒井與左衛門
一　中川市介
一　富永喜左衛門
一　山上長二郎
一　今村傳右衛門　一本、今井傳右衛門に作る。
一　遠山平右衛門　一本、遠藤に作る。

一　門奈半十郎
一　細井長左衛門
二　朝比奈六右衛門
一　押田庄吉
一　天野甚太郎
一　渡邊孫四郎　一本、渡辺孫三郎に作る。
一　小野源十郎　一本、小野源四郎に作る。
二　山本才兵衛
一　青山半兵衛　一本、青田半兵衛に作る。
一　中島長四郎
一　坂本權十郎　一本、坂部權十郎に作る。
一　松平與右衛門
二　戸田半兵衛　一本、眞田半兵衛に作る。

一　蜂屋六兵衛　一　佐橋兵治郎

一　戸田庄三郎（一本、戸田山三郎に作る。）　一　布施八右衛門

一　天野源藏　一　平岩金治郎

一　逸見庄兵衛（一本、鳥見庄兵衛に作る。）　一　松平久兵衛

三　久貝忠三郎　十九　忠三郎同心（本城庄太夫　水野庄太夫）

一　安藤民部　一　今村彦兵衛

一　今村彦兵衛手の者　一　兼松源兵衛

一　青山石見守　三（内一、自分）　岡田木工之助

一　近藤勘右衛門手の者　一　伊丹善之介手の者

一　服部兵吉手の者　一　田代養元

二　近藤五郎左衛門　一　山田十太夫

一　近藤兵九郎（一本、近藤彦九郎に作る。）　一　寸切加兵衛

二　成瀬豐後　一　寸切庄右衛門

二　坂本久五郎（一本、坂部に作る。）　四（或は六）　井上主計同心

二　酒井阿波守　四（或は五）　水野監物同心

二　小山長門守　一　佐久間民部

一　土屋忠次郎　一　田村兵庫（一本、兵吉に作る）

一　島田久太郎　一　高井五兵衛

一　大久保與茂八　一　大久保三七

右首數、本書に二百九十九とあり。今之を算ふるに少しく闕けたり。傳寫の誤なるべし。又從是以下、本書に脱せる者を載す。

五百廿五　松平陸奥守　九十七　大關彌平治

七十五　那須左京　七十　太田原備前守

四十三　和田左京　卅四　伊王野又六

卅三　大島一黨　卅三　平岡平右衛門

卅一　松平宮内少輔　三十　伊奈組衆

廿七（一本に、無し。）	稲葉内匠	廿七	坂崎出羽守
十九	高木采	十七	尾里介右衛門
十六	遠山勘右衛門	八	高岡佐左衛門（或は、市岡太左衛門）
八	片山三右衛門（一本に、首四、片山善四郎又片山三七に作る。）		
七	桑山左近	五	淺野内膳組
三（一本二）	水野淡路守	二	青山善四郎手の者
二	曾我彌八郎	二	岡部庄五郎（一本、岡部庄九郎に作る。）
二	牧野伊織（一本、織部に作る。）	二（或は一）	酒井壹岐守
一	成瀬藤藏	一	成瀬久五郎（一本、久治郎に作る。）
一	保々長兵衛	一	佐橋治郎左衛門
一	朝倉仁左衛門	一	高（戸イ）田數馬
一	細井金右衛門	一	荒川又六
一	鵜殿藤左衛門	一	齋藤三右衛門

一　桑山源七　一　伊木左馬助
一　川口左門（一本、川口左介に作る。）　一（或は二）　水野大和守
一　松平釆女　一　渡邊兵九郎
一　曾我十兵郎

右、首級員數未詳。記には一萬三千百五十級、御前目錄に依て記すと云々。
一本に、首數一萬四千三百卅一なり。其外一二級を得る者二百廿六、總計一萬四千五百五十七級なりといふ。
一本に、首數一萬四千六百三級と云々。
或記に、五月廿三日、諸家より、今度大坂に於て討取る首帳を進獻す。其員數一萬四千五百三十餘級なり。此內、兩將軍家御旗本の從士、二百九十五級を得たり。諸組の功名、陪臣に至る迄、神文を以て盟をなし、依怙贔屓無く、一隊限に檢め糺すべき旨、老臣より之を令す。第一越前の長臣本多伊豆守富正と、水野日向守勝成と對決ありし處、大坂の一番乘は、越前家に相極り、日向守は、二番に旗を立てた

るに決定せりと云々。

越前忠直朝臣の事

五月十日、秀忠公、二條城に渡御あり。且つ大小名伏見より登營し、大御所に拜謁し奉りしかば、忠戰を勵み粉骨を盡す故、天下平均に及ぶ由を稱譽し給ひけり。越前忠直朝臣は、伏見の館に於て、兵馬の勞を休め、少々遲引あつて出席の處、上意に依つて、上壇より一疊半計り御左の方に着座せらる。其弟、庄五郎（本書出羽守に作る）直政は、幼若故、御左の方三尺計を隔て、近々と召寄せらる。其上にて諸將に向ひ給ひ、越前少將、一昨七日は驍戰、其功拔群なる旨仰あつて後、庄五郎は初陣に、生捕二人迄せし事、大功ならずやと上意ありしかば、座中頓首稽屈す。時に末席より松平伊豫守も、玆に伺候仕る由を申されける。仰に、大勢の群參故、見誤りたり。今般の合戰に、躬ら手を碎き拔群の功、感慨の至なりと仰あつて、再び忠直朝臣を召され、汝が父中納言、孝にして且つ忠を竭せり。其方また大坂の城を攻崩し、其功、諸將に抽んで、英烈、天下

に雙ぶ者なし。尤も感狀を授けらるべしと雖も、家門たる故、却て其事に及ばず、當家子孫の末に至り、汝が苗裔逆心の外は、努々疎略あるまじき御遺訓を垂れ給ふべし。恩賞は追つて沙汰あるべし。先づ其驗にとて、初花の茶入を給へば、秀忠公、御取次あつて、忠直朝臣へ授けられ乍ら、今度足下の働き、以て早速天下平均に屬す。依之、賞の印として、貞宗の脇差を、御手づから與へ給ふ。大御所重ねて、汝が父、年來有名の士を招き集めたりしが、今年天下の耳目を驚かす程の大功を立つる上は、尙以て臣下を哀憐すべしと御諚あつて、本多飛驒守・萩田主馬始め上杉の家臣なり。小字孫十郎、後に與想兵衛と稱せり。文祿の比、彼家を立退き、越前に仕ふと云々一萬石の外に、與力の士其祿一萬石を分つて、附屬すべき旨を命せらる。且つ本多伊豆守富正を始め、其軍功を稱美し給ふ。

傳稱す。忠直朝臣伏見へ歸館あつて、家中宗徒の族を呼び、兩君の賜はりし陶器脇差を見せられ、其上に、追つて抽賞の國郡を授けらるべき旨なれば、其間に功を糺し置き賞すべき由、輕卒迄も申聞かせよとありけるが、既に參議官迄は拜任ありしかども、增封遲滯しける所、性質短慮激烈にして憤甚しく、拜領の茶入を微

塵に碎き、家臣に分ち與へられしと云々。

抑忠直朝臣の御父は、家康公の御次男にて、秀忠公の御兄君なり。小字於義丸と稱しけり。家康公未だ參州に御在城の節、御湯殿に入らせられけるが、於萬といへる婦、御湯を運びけるに、邂逅契らせられしに、竟に懷姙せり。依之、於萬の方、本多作左衞門重六へ、右の事を告げしかば、本多仔細を分明に聞屆け、天正二戌年二月、參州產目村にて平產ありける故、家康公へ、此段言上したる處、我子にあらずと宣ひ、更に御賞翫無かりけり。されども御子たる事紛れなき故、程經て御父子たる儀を免許せられぬ。此君十一歲の時、秀吉公の御養子となり給ひ、御諱の字竝に羽柴氏を給はり、羽柴三河守秀康と申しける。同十八寅年、下野國結城中務大輔淸朝（時に十萬五千石なり。慶長十九年七月二十日、八十三歲にて卒去す）が養子となり給ひ、又關ヶ原合戰の時は、上杉景勝卿の押（おさへ）として、結城に陣し、智謀忠義を盡され、靜謐以後は、越前福井に城主（元は北の莊といふ）となり給ひ、同十巳年四月、權中納言（元は從三位宰相なり）に任じ、同十二未年四月八日、領國に於て逝去し給ふ。

或說に、秀康卿は、一旦秀吉公の養子となり給ひし故、秀賴公の事をも疎略無か

りしとぞ。又福島左衞門大夫とも、御因深かりし故、正則、毎度福井へ參向し、主君の如く尊敬せしが、或時福島、秀康卿の家臣に向ひ、某、福井へ參府の爲に、居宅を給はるべき御事なりしと申し、且つ我等は、何に寄らず、御當家の味方に馳せ參るべき覺悟に御座候。然れども秀頼公を蔑になし、御味方すべしと申すにはあらず。此志を內々御達し下さるべしといひしを、秀康卿、そと御聞あつて、福島はさすがの者なりと、殊の外感じ給ひしが、其後は如何なる事にや、正則と御交を斷ち給ひけると云々。

忠直朝臣は、文祿四未年、下野國結城に於て誕生あり。小字長吉、或は廈長丸と稱す、從四位下左近衞權少將に昇進あつて、三河守を兼ねらる。元和三年六月十九日、從三位參議に昇進あり。然るに奢侈次第に長じ、慢心出で來り、我儘氣隨の働きのみ多く、參勤の節は、道中にて遊山に日を送り、日限延引しては所勞と僞り、歸國せらるゝ事度々なり。在國にては、酒宴亂舞に長じ、美童美女を集め、其上に酒狂して、寵愛の男女を害し、或は近臣等を刺殺し、或は山野に遊びては、百姓又は往來の旅人、或は

胎婦の腹を割りなどし、惡行日々に長じける故、御勘氣を蒙り、寛永元申年五月、豐後國へ配流仰付けられ、萩原といふ所に蟄居し、五千石を給はりしが、剃髮して一伯と稱し、三里奥なる津守といふ所に移され、慶安三寅年九月に逝去ありける。忠直朝臣に男子三人・女子三人あり。第一は仙千代丸、後に越後中將光長、御母は秀忠公の息女なり、第二は高松好仁親王の御息所、御母同上、第三は九條關白道房公の政所、御母同上、第四は永見市正長吉、第五は永見大藏長賴、第六は小栗美作守正矩が室なり。以上三人、配所に於て出生なり。

或記に、越前國は舍弟伊豫守忠昌へ給はりける。其節、忠昌御目見えの前に、御老中孰れも申さるゝは、舍兄宰相殿の儀は、御大法に任せられ、遠流仰付けられ候へども、故中納言殿の事を思召され、本家相續仰付けられん爲に召させられ候。追付、御諚あるべしとありければ、伊豫守答へて、宰相儀、亂心仕候故、御大法の通仰付けられ候處、故中納言の家を御立て下さるべき段、難有仕合に候。私儀は、段々の御取立を以て、只今、高田の領地を拜領仕り罷在候へば、此上の望は無之候。故中納言儀を思召し被下に於ては、仙千代と申す、亂心以前の息有之候間、彼者へ

家督相續仰付けられ下さるべき樣に、奉ㇾ願候旨を申されければ、御老中方の返答に、御意の趣は、御尤至極に候へども、宰相殿の儀は、尋常の御亂心と申す計りにても無ㇾ之故、急度御仕置にも仰付けられたる跡にて、公儀の御大法も有ㇾ之故、左樣には難ㇾ被㆓仰付㆒候。故中納言殿、御家御相續と有ㇾ之儀は、重き御事に候へば、早速御請あつて御尤に候。仙千代殿の事は、上樣にも御如才難ㇾ被ㇾ成御筋目に候へば、以來又仰付けられもあるべしと申さるゝにより、忠昌重ねて、御大法を以て、當分仰出され無㆓御座㆒とも、仙千代事を、御捨置被ㇾ下まじと、御內意をなりとも承知不ㇾ仕候ては、私儀本家相續の御請は、仕り難しと返答ありける。依ㇾ之、御老中、然らば先づ今日は、御下あるべしと申されける故、伊豫守退出せられしが、間もなく召させられ、御老中方の申さるゝは、此間、仙千代殿の儀を御申すにより、上聞に達し候處、御尤に被㆓思召㆒候間、御心易かるべしと、御上意の旨を申されければ、伊豫守は、難ㇾ有奉存候と御請申され、其後御前に召出されしと云々。二人の舍弟といふは、今雲州松江十八萬六千石を領する松平氏の祖出羽守直政、次は上州厩橋十五石を領する松平氏の祖大和守直矩、次は播州明石六萬石を領する松平氏の祖但馬守直良是なり。

或記に、此時大野五萬石を出羽守直政。慶長六年江州中ノ河内に於て誕生、小字河内丸又國松丸と稱す。勝山三萬五千石を大和守直矩。小字五郎八と稱せり。丸岡城主四萬三千石本多飛驒守は、再び御直參となりしと云々。飛驒守が家系は、元祿八年、孫飛驒守重益が代に、家中鬪諍の事ありて、領地召上げらる。時に四萬六千三百石なり。

或本に、伊豫守忠昌は本家相續、仙千代は越後國へ移城仰付けらるべき旨、御下知ありし頃、仙千代殿の母公、台德公の御息女にて、後に高田殿と稱す、此事を憤り給ひ、仙千代幼少ならばさもこそあらめ、最早十四五にもなり、軍立もする時なるを、斯る御下知更に心得ずと、越前家七大將の者共を召集められ、皆々我に隨へとて、口々の手配嚴なり。其頃迄は、御一門諸侯の内室、多く在國なりしと云々。依之、將軍家光公より、彼母公へ、御直書を以て、御家督の事、如何樣とも仰付けられんとあつて、江府へ御招により、則ち品川御殿迄下着の時に、高田廿五萬石を、仙千代殿へ進らせられたり。母公は、此事を御憤りあつて、一生無言に居させられしと云々。之を光長越後守と稱せしが、家中に騷動の事あつて、終に左遷せられ、松平大和守直矩の次男を、跡式に定められ、作州津山にて十萬石を給ふ。之を宣富越後守始め備前守長知といへりと稱せり。後年嫡子淺五郎、家督相續せられし處、早世により、同姓主

税頭知清の三男を以て、遺跡相續仰付けられたり。此時、高の内五萬石減少せり。以後代々、津山に在城なり。又、伊豫守忠昌の息は、光通越前守と稱し、則ち忠昌の家督相續せり。然るに光通の內室嫉妬深きにより、妾腹に權藏といへる實子ありけれども、光通隱し置かれ、嗣子無き由を言上せられしを、權藏は、國にありて此事を聞き、急ぎ出府し、松平但馬守の家に馳込み、實子たる由明白に申す故、但馬守、卽ち老中へ達せられしを、光通聞かれて、是非無く自殺せられけるにより、領地召上げられ、舍弟昌親へ、廿五萬石を給はり、家督相續せり。權藏には、別に一萬石を給はり、直賢備中守と稱せり。今越後國糸魚川の領主松平氏の祖なり。當時、三十萬石領せらるゝは、中務大輔昌勝の息宗昌へ、家督相續仰付けられし時、自分の領地五萬石を合せられたる故なりと云々。卷七、伊豫守略傳と合せ見るべし。

長曾我部宮內少輔被二生捕一并山川帶刀・北川治郎兵衞の事

長曾我部盛親生捕らる

五月十一日午刻、秀忠公は、二條の城へ渡御あつて、申刻に還御なりけり。然るに先達つて、城中より遁れ出でし長曾我部宮内少輔盛親は、郎等山内宗右衛門を携へ、八幡の山下、橋本邊に隱れ居たりしを、蜂須賀阿波守入道蓬庵が使者、長坂三郎左衛門といへる者、之を見咎め、頓て搦捕り獻じければ、伏見の御玄關に於て、盛親に御茶給はりて後、井伊掃部頭・安藤對馬守・土井大炊頭が列座の所へ連行き、木綿袷の上をからめ、其繩を、永井彌右衛門白元控へたり。則ち兩人して、軍の事を尋ぬるに、長曾我部答へて、去ぬる六日の晩には、是非、今一戰を遂げ、存亡を決せんと欲せし所に、赤備の勢、堤を壓し來る體、是は井伊が勢なり、横を入れんとする形勢に相見え、我兵は對揚し難く、依之、敗北せしと申しける。格子の內には、秀忠公、近臣二三人を立たせ、其陰より盛親が體を上覽ありけるが、宮內少輔も、亦之を察しけるにや、其方を一向に見居たり。山內宗右衛門は、此期迄附隨ひたる事を感ぜられ、蜂須賀が臣とすべき旨を仰出されたり。又、長坂三郎左衛門には、黄金百兩を御褒美として給はりける。

或記に、長坂三郎左衞門元次は、京へ通るとて、八幡の傍、禁野を過ぎ往きしを、長曾我部が家人藤藏・太郎藏（本書に兩人共に苗字を脫す）といへる者の註進により、盛親並に其家來中田宗右衞門元國を生捕りて、將軍家へ獻じければ、御感あつて、長坂に黃金百兩を賜はりける。此功により、三郎右衞門は、八百石の加增にて、都合千石になれり。中田は、盛親が願により、蜂須賀へ抱へられ、四百石を領せりと云々。

記に、蜂須賀蓬庵が使長坂三郎左衞門は、八幡の茶店にて、暫く休息する內、若し此邊に、落人と思しき者やあると尋ねければ、彼主が申すは、されば不審なる者の候。如何にも忍人と相見え、夜々に此方へ來り、食物を調へ歸る人あり。覺束なく存じ、跡を慕ひて參りし處、葭原の中に、隱れ住むと覺え候と談じければ、長坂之を聞きて大に喜び、茶屋の亭主を案內者として、若黨中間を、葭原の中へ分入れさせ、搜り求めし處、盛親主從二人、飢に瀕みけるが、疲れ伏したるに尋ね當りける故、則ち二人を搦め取りしと云々。

同日、高力攝津守忠房に命せられ、和州に入りて、大坂の殘黨を尋ね搜さしめ給ふ。

高木筑後守正次・山田十太夫重利を監使とし、和州の諸將桑山・別所・松倉等、相共に探る。又城兵山川帶刀賢信・北川治郎兵衞宣勝は、八幡の瀧本坊に、忍んで居たりし處、同十二日、彼山に落人の隱れ居る由風聞に付きて、秋元但馬守泰朝に命じて、尋ね探さしめらる。山川・北川の兩人、法印へ申すは、御詮議有之に於ては、仰分けられあるまじければ、兩人罷出で、切腹仕るべしと申しけるを、法印が曰、若し御尋に於ては、一宿は致させ候へども、其後は何方へ參り候や存ぜずと申し、其上御圖らひ次第にすべき間、返々、兩人とも、切腹の事は思止まられ候へと申すにより、山川・北川は、直に逐電せり。是に依つて瀧本坊を捕へ、板倉伊賀守が方へ召籠められたり。

或本に、同十七日、山川帶刀・北川治郎兵衞は、本能寺に來り、兩人は大坂の落人にて、頃日、瀧本坊の所に隱れ居申候處、彼僧、京都へ生捕られたる由承及び候。願はくは兩人死刑に遭ひて、瀧本坊が赦免を乞ひ奉るといひければ、此旨、本能寺より訟へけり。時に本多上野介、落人を何方へか召預けらるべきかと、大御所へ伺ひければ、仰に、義を知つて出づる者、何ぞ事あらんやとありて、彼寺に差置かれけ

る。一本に、北川治郎兵衞は、知恩院にありし故、則ち知恩院へ御預ありしと云々。其後、大御所、兩人の者共は、大坂にて良き茶を呑みつけたれば、迷惑すべし。此茶を取らせよと仰せられ、御手づから正純へ遣されければ、本多則ち彼茶を、御使何某へ相渡しけるを、何某、請取りて、彼寺へ行きて、兩人に、頓て切腹仰付けらるべし。其心得あるべしと、上意の趣を言渡しけるが、其後大坂の様子、竝に國大名、大身小身に寄らず、心を通じたる者は無之や否やを御尋ありければ、兩人が申すは、某は外様者故、何條も不存候と答へける故、使の人、左様に申上度事なれども、上様へ其返答は罷成らず、一ヶ條なりとも、申上げらるべしといひければ、兩人重ねて、されども存ぜぬ事は、申されず候といふにより、上使、又曰、兩人の衆を、某、能きやうに執成すべき間、左右に申上げられよと申せば、帯刀腹立して、豐臣家滅亡の上は、頼入りたき事はこれ無し。然るを人も頼まぬ事を、取持ちたがる人、我其方を頼む人を取持たるべしといひ、様様と惡口するにより、上使も大に怒り、さらば其通を言上すべしと申し、立歸りて大御所へ一々に申上げ、さん〴〵惡しくいひければ、家康公は聞かぬ御顏にて、彼

兩人は、大坂に於て勇士と呼ばれし者なり。一度知らぬと申出したるを、重ねて問ふ事やあると、結句叱らせ給ひ、右兩人には切腹仰付けらるべしとの御沙汰なりしが、如何なる事にや、八月三日、還御の時に御赦免あつて、兩人共に京都に住しけるに、翌辰年、大御所薨去ましく\、同年八月、京都の浪人拂につき、帶刀は平戸、治郎兵衞は大村へ遣されけると云々。

一本、此事を七月十九日に作る。

落人誅せらるゝ事

五月十二日、京極若狹守忠高より、秀頼公の息女八歲になり給へるを、伏見に獻せり。（息女の母儀は、成田五兵衞助近が女なり。）豐臣の御簾中（天樹院殿）之を養育して、後に尼となり、相州鎌倉松ヶ岡東慶寺の住職となり、天秀泰嚴と稱せり。

一本に、天秀尼は家康公の命により、今年東慶寺に入りて薙髮し、正保二酉年二月七日に寂せらる。（時に卅八。）石塔は、佛殿の後にありと云々。（別本に、天秀尼は、天樹院殿の不義を惡み、一生對面なかりしと云々。）

其乳母の夫三宅善兵衞は、落城の時に戰死し、乳母は、小出大和守吉英に預けられたり。同十三日、秀忠公、二條の城へ入らせ給へり。同日、中川内膳正久盛・寺澤志摩守參着す。兩輩を御前に召出されし處、遠國故、今般の合戰に遭はず、無念の由を言上せり。

或本曰、佐竹家譜に、左京大夫義宣は、大坂に赴かんと、北陸道に策を揚ぐる處、越後路に於て、大坂落城の告を聞けり。南部信濃守利直は、騎兵百四十・雜兵四百餘にて登りけるが、是も途中にて、大坂の城陷る事を聞くと云々。

大坂の落人誅せらる

同十四日、大小名より、大坂亡命の徒を、普く捜し捕へ、六百餘人の首級を獻ず。又大坂の町奉行なりし水原石見守、京都二條邊に隱居の由、告ありし故、討手として藤堂和泉守を向けられたるに、水原、手痛く働き、藤堂が兵三人を擊つて自殺せり。彼石見守が首は、二條の御判外に梟けられたり。

或本に、伊東吉三郎丹後守が二男は、慶長五年以來、大御所（大坂カ）に仕へし處、今般、父伊東、關東へ内應の由を風聞しけるが、落城の砌、丹後守は、其臣森權右衞門以下三を

人從へ、高野山に赴きし處、（伊東が事は前にも記せり、）岩佐右近・赤座内膳等、其外、豐臣家の近臣十人計り上京せり。茲に木下左京が子、妙心寺海山和尙の會下にある故、彼所に來り、一偈を得て各姓名を記し、檢使を乞ひ、自殺すべき旨を、執事の許へ申遣せし所、大御所聞召し 先年石田に與し浪人となりし者共、去年以來籠城せしは、再犯の罪なれば宥すべからず。大坂の諸士は、忠を勵む事、臣たるの道なれば、何をか咎めん。予 大野・渡邊を憎むは、秀頼に逆謀を勸むるが故なり。其餘は聊も罪すべき謂なし。蚤く何地へも退くべしと、御諚ありけると云々。

一本に、秀頼公、御男子有ㇾ之由を聞召され、今十四日、京極若狹守に尋ぬべき由を命ぜられしと云々。

同十五日、和州高取領主松倉豐後守重正が番所にて、新宮若狹行朝を見咎め、山本權兵衞義安馳せ蒐る。時に天野半之介可古（よしふる）之を捕へ、伏見へ獻ず。其時、淺野但馬守長晟が願に、新宮が舊恩の族、新宮・熊野邊にありて、去年より今年に至り、同郡の妨をなし、其罪輕からず候へば、渠を給はるべし、刑戮せんと欲する由を言上す。然れど

長曾我部盛親切らる

も其弟堀内主水氏久、今度大坂の御簾中を落し奉れる功に依つて、行朝が罪を宥めらる。同日（或は廿五日に作る）長曾我部宮内少輔盛親、大路を引渡し、六條河原に於て誅せられ、首は三條河原に梟す。又、大坂徒黨七十二人を、粟田口並に東守邊に、悉く梟首せられたり。

記に、秀忠公は、盛親が武勇の程を御稱美あつて、不便を加へ給へり。然るに頃日長曾我部は、番の者を近付け、去ぬる六日八尾合戰に、藤堂の家人討死の中に、藤堂勘解由一人威を奮ひ、其擧動人倫に過ぎたり。其勇敢を感じ、胄を取りて、某が家人に持たせ置きたり。夫を勘解由が子孫に傳へ、最期の形勢を知らせたしと申しけると云々。

或記に、長曾我部右近大夫親富は、盛親が弟なりしが、宮内少輔浪人の砌、加藤清正に預け置きしが、今度囚人となり、伏見に登され切腹す。其臣、宮崎久兵衞といへる者も、同じく切腹せんといへる處を、檢使の人々差止めけるを、渠が曰、先君某を召され、右近大夫に附置く間、よく／＼傳立てよと仰せけるに、御供を仕らず

しては申分なし、いざ御供といふ儘に、腹一文字に搔破り、其脇差を下に置きつゝ、首を伸べて討たれけり。其場に在合ふ人、感賞せざるはなかりけりと云々。

同二十日、米村權右衞門を召出され、城中に貯へたる金銀の巨細を尋ねられければ、知らざる由を申すにより、奉行の曰、汝は修理亮が寵士なり、何ぞ知らざる事やあらんと罵りければ、是迄米村、稽首してありけるが、額を上げ、是は御奉行の詞とも覺えぬ者かな。某は卑賤なりしを、主人の憐みを以て、士の員に入れられたり。別記に、米村は、故治長が草履取なりしと云々。其主人は大坂にありて、軍陣の成敗を掌られたれば、運命の存亡をこそ、旦晡に計り候へ。曾て金銀財寶を心とせず。是を以て下輩の者と雖も、敵を討ち、首を取らんとのみ思ひ、他の慮をなすに遑あらず。依之、金銀財寶を見る事、芥の如し。理を以て申す時は、城中戰負くる時は、首領をも保たず、千萬の財寶ありとも、何の用にか立ち候はん。若し勝軍ならば、兩將軍の御腰の物までも、皆我輩の物にして、求めずして財寶に飽き充ち申すべし。言ふべき旨あらば、厭ふべきにあらず、言ふべき理なくば、口を裂かれ舌を拔かれても、何をか述べんと、憚る氣色なく

申しけるを、大御所、聞召され、無類の剛の者なりとて、御赦免ありける。
或本に、大野修理亮が女は、天樹院殿に召仕はれ、米村が女は、大野が女に仕へたり。　權右衞門、浪人の後に、折々御屋鋪へ行きければ、衣服・黄金等拜領物などあり。然るに治長が女、虛方を煩ひけるが、存生の內に、寺詣など致し、相果て申したしとの願により、御暇下されける。　其上に權右衞門を召され、其方、召連れ罷上り、隨分養生を致させよとて、關所手形・道中の雜用等も潤澤に給はり、我女と俱に供して上り、種々養生をなしけるが、遂に相果てける故、火葬にせし處、權右衞門は、妙心寺の方丈へ罷越しゝ跡に、女も火中に飛入り、棺に抱付きて燒死しけり。　權右衞門は、歸り來りて大に驚き乍ら、爲すべき樣も無かりける。　さるに依つて主從の骨、分らざる故、一所にして高野山へ持登り、骨堂に納め、剃髮して躬ら權入と名を改め、京都妙心寺の內、嶺南和尙に隨事し、其後江戶へ下り、芝の東禪寺にありて、掃除などし居たりしが、或日、澤庵和尙と嶺南和尙同道し、淺野因幡守長治（長晟の二男）に招かれしが、澤庵の曰、御亭主には、隨分の人數も候へども、嶺南和尙の持たれし

樣なる人は、あるまじといひければ、長治聞きて、夫は何と申す人に候やと尋ねければ、澤庵答へて、大野修理が家老米村權右衞門と申す者に候。彼者は、修理が配所への供をも相勤め、關ヶ原合戰の砌、浮田中納言家來高知七郎右衞門と申す者を組討に致し、其後大坂冬陣に、御和談の節、織田有樂・大野修理亮方へ、物に心得たる侍一人づつ差出し候樣にとある時、有樂より村田吉藏、修理よりは彼者、度々城中より罷出で、御和談相濟み、前方、茶臼山の御陣所にて、大御所へ御目見え仕り、殊の外御賞美に預り候。今程は男を止め、嶺南和尙の方に罷在候とあれば、長治、其權右衞門は、世間に隱れ無き者なり。拙者、召抱へ申度候。修理方にての宛を、御存知なきやとあれば、兩和尙共に、先知は二百石の由聞及び候とあれば、因幡守、然らば四百石遣し申すべしといはれければ、澤庵が曰、迚もの儀に、五百石御遣し候へと申さるれば、五百石と申す知行高には、ちと差合ひ申す仔細も有レ之間、其代りに足輕を預け又、道心者體に候はゞ、腰刀も有レ之まじ。自分、月迫には候へども、當年の物成を、支度料に遣し申すべしとて、竟に家來となせり。然るに米村權

右衛門、八十有餘の年齡に及ぶ迄も、相勤め居たりしが、家中に槇尾又兵衞といへる町奉行役あり。此者は故薄田隼人正が近習にて、利發なる者故、故因幡守、目を懸けて仕はれたり。或時長治、大城落城の砌、天樹院殿、城中を出で給ひし儀を尋ねし處、又兵衞承り、世上にて取沙汰の通、御一所にあるべき筈なるを、御女儀とは申し乍ら、甲斐なき御事の由、其節より申觸らし候といひけるを、程過ぎ米村、之を聞きて大に怒り、家內諸道具迄も悉く取片付け、其上にて、槇尾又兵衞儀、去ぬる頃、御前に於て、天樹院樣の御噂を申しける由、承り及び候。城中を御出被遊候事は、豐臣公御母子御助命の儀を、御願ひ被下候樣に、修理亮達つて申上げたる故に御座候。又兵衞が申す趣にては、天樹院樣に惡名を取らせ申候。左樣にては、修理亮が身に取りて、大に迷惑仕候。然し乍ら斯る片田舍に於て、又兵衞を相手に仕り、裁許に預かるとも、世上への申譯に不罷成候間、私儀は御暇を申し、江戶表へ參り、公儀へ相願ひ、天樹院樣御恥辱の申譯を仕らでは、故主修理への奉公も相立ち申さずといふにより、家老山田監物・八島若狹も大に難儀し、內々にて種々

申すと雖も、米村得心せざれば、因幡守へ其段申せしに、又兵衛方へ內應あつて、其方故主隼人正は、六日に討死し、其家來は同日晩方城中を立退き候由。然れば天樹院殿の儀は、七日の事なれば、定めて世上一統の取沙汰を申したるならん。其方如才も無之儀なれば、權右衛門へ其段斷を申して、合點致させ、內々にて事濟み候樣にするが、此方の爲なれば、宜しく取計らへとありける故に、又兵衛は、米村に向つて、近頃、無調法の至り、迷惑仕候との事に付、權右衛門も堪忍せしと云々。

同日眞田左衛門佐が妻女、紀州伊都郡に忍びてありけるを、淺野但馬守より召捕へて獻せり。然るに去年秀頼公より給はりたる國俊の脇差、並に黃金七十五枚ありけるを、淺野に給はりける。此日、（或は廿一日、）御家人參州の士に、野間金三郎（後に金十郎）重成、片桐が組なる小林太兵衛元長を誘引し、伏見より二條に赴くとて、大佛邊まで來り、大野道犬が餅を食して居たるを見付け、搦取りて之を獻せり。

記に、大野道犬は、大佛養元院に隱れ居る事を知る者ありて、奉行所へ訴へければ、京都より大勢差向けられ生捕りしが、暑氣の頃なる故、高手計りを縛め、小手

秀頼の子國松捕はる

を発して縛りけるに、如何思ひけん、警固の侍川合與左衛門が差したる脇差に、抓付きしにより、川合則ち道犬を取つて押へ、急に小手をも縛りける。無用の事を仕出して、尚ほ縛めに遇ふよと、惡まぬ者こそなかりけれと云々。

同廿一日、細川越中守忠興は、洛外稻荷山へ從士を遣し、長岡與五郎有侶一本に、此の時式部少輔と稱すを誅して獻ず。是は越中守が次男たりしが、父と不和たるに依つて、今度籠城せし故なり。同日、秀頼公の幼息國松君を虜にせり。抑も國松君といへるは、妾腹に御出生ありしが、御簾中を憚り、京極若狹守忠高の母常高院の許へ密に送り、其領内硎屋源左衛門が後家の子として置かれし處、當年七歳に及び給ひけるを、大坂擧兵の時に、常高院より、右の後家と、忠高の家臣田中六左衛門、竝に大坂藏屋鋪を支配せし宗語本書に苗字を脱すが子、十二歳になるを相添へ、大坂に返しけるが、去ぬる七日、落城の期に及び、硎屋が後家・幼童、竝に田中六左衛門三人は、國松君を御供し、煙の中より遁れ去る。依之先達つてより、五歳より十歳計り迄の小兒を召連れ來るべき旨、板倉伊賀守より觸れ促せり。今廿一日に、河州牧方の邊を通りし落人あるを、妻木雅

樂助が番所に於て、强く檢め糺しければ、六左衞門は追ひ失ひ、後家は妻木が手へ捕へ、十三〔上記二トアリ〕歲の男子は、靑山伯耆守が手に生捕り、國松君は、加州の手へ取りて、伏見迄往かるゝ所、腹痛せらるゝ故、村木屋太郎兵衞が方に預け置きしに、靑山が手へ捕へられし宗語が子、國松君の事を申しけるにより、此由を伯耆守より言上しけり。又板倉より、豫て尋ね求むる御觸に相應しける故、村木屋、國松君を携へ、所司へ訴へければ、宗語が子を召寄せ、國松君に謁せしむるに、頓て渠に取付き涕泣せられければ、秀賴公の御息男に決し、同廿三日、〔一本廿五日〕、六條河原に於て誅せられたり。其遺骸は、三條誓願寺の塔頭福正院に送り、漏世院雲山智正と謚せしとかや。其傅臣田中六左衞門は、板倉に訟へて殉死す。後家竝に宗語が子・村木屋等は、免許せられたり。同日秀忠公は、二條に入らせらる。同廿五日、大野道犬を、六條河原に於て誅せらる。

國松誅せらる

一本、五月廿七日、道犬を堺の津に遣し、磔殺す。長谷川左兵衞藤廣、之を承ると云々。

同廿七日、增田右衞門尉長盛は、配所に於て誅せらる。（增田が傳に載せたり。）榊原遠江守康勝は痔疾に依つて、膿血、鞍を浸しけれども、軍中に於て下知をなしけるが、今日北野の陣營にて卒せり。廿八日、秀忠公、二條の城へ成らせられ、藤堂和泉守高虎・井伊掃部頭直孝が、兩年の戰功を賞せられ、秀吉公の儲へ置き給へる法馬、（世に千杉分銅と稱すと云々、）各二枚宛を授けられ、且つ後日に忠賞せらるべしとの命あり。同日、筑後國久留米の城主田中筑後守忠政參着す。遠國たりと雖も、餘り遲引たる由を沙汰す。

或本に、片桐市正は、日來病苦安からざりしが、落城以後、駿府へ下向の途中より、狂氣悶亂せし處、駿府に着して卒去せし事、今日註進ありと云々。（或本に、白石先生曰、世人、片桐は、君に背きし故、忽に其罪を蒙り、三十日を越えずして死しぬといふ。我れ思ふには、如何にや死しけん、哀れなりし事なりと云々。）

◎ 氏家兄弟切腹の事

去ぬる八日、城中にて殉死せし氏家內膳正行廣入道道喜は、故勢州桑名城主にて、五萬石を領せし（一本二萬二千石）常陸介卜全が二男なり。（或本に、美濃三人衆とて、隱れなき武勇の名ある者なり。信長公の臣なり。一人は稻葉一徹、一人は氏

家卜全、一人は伊賀伊賀守なりと云々。行廣が兄を左京亮と稱し、武勇の譽ありしが、早世して、已に家斷絕せんとせしを、秀吉公不便に思召し、家督相續仰付けられ、御懇意を加へられけり。然るに關ヶ原合戰の前に、石田三成、行廣が方へ、家人氏家佐兵衞を遣し、企の意趣を述べ、出陣あるべしと下知せしに、內膳正、彼使者に會ひ、太閤薨去あつて、內府、御國政に私曲ありとも、秀賴公未だ御幼稚なれば、姑く遠慮あるべきを、恣に關東征伐と名付け、兵を動かし給ふ事、私の謀あるに似て心得難し。所以に內府を敵になし、今度會津へ向ひたる上方の諸將に同じて、挑み戰はん事存も寄らず。然れども、天下の御爲といふを聞入れずして、關東へ內通し、內府へ馬を繫ぐやうの淺間しき行は、愛宕・八幡も御知見あれ、某に於ては存じも寄らず。所詮、今度の軍役を辭退して居城に籠り、秀賴公の御爲に忠義を盡し、時到らば、相應に忠を顯さん。此旨、大老奉行へ、宜しく御沙汰給はるべしといへり。又家康公は、氏家が返答の趣を聞召され、如何にもして、彼を味方に引入れよと、本多中務方へ御下知ありけるに依り、忠勝、桑名へ使者を遣し、內府の味方に參り給へといひけれども、氏家一向同心せず、我等は

太閤の御恩を蒙りたる者なれば、假初にも御幼君に叛き難し。若し重ねて内府の味方せよと申越さるゝに於ては、必ず使者の首を刎ぬべしとあるにより、本多も爲方なかりけり。

或說に、浮田秀家卿の下知に依つて、氏家も始終上方の一味をなし、其弟、氏家志摩守、又は寺西下野守、相共に桑名の城を守りしといふは、詳ならずと云々。

然るに上方敗軍せしかば、關東方なる勢州長島城主山岡道阿彌、桑名の城を攻めんとす。氏家内膳正並に弟志摩守・寺西下野守等は、拒ぎ戰はんとせしに、山岡、使者を立て、關ヶ原に於て浮田・石田以下の諸將敗北の上は、急ぎ城を渡さるべし。然らば我等今度の御恩賞に換へ、本領安堵させ申さんといひければ、氏家兄弟承引して、各城を出でけり。然るに一亂程なく治まつて後、其采祿を沒收せられ、内膳正並に嫡子左近・二男内記父子三人を、緣者なれば、京極高次と羽柴輝政本姓池田に預け置かれ、内膳は若狹・播磨を往來して、年月を送りける處に、去ぬる冬陣に、家康公、内膳を召出さるべしと御内意ありけれども、不肖の某、殊更十四五年、弓馬の道を捨て候ひし上

は、武道に於て何程の事か仕るべき、御免あるべしといひて、仰に隨はざりしに、又今年の御陣に、兩御所より、十萬石の軍勢を預け給はるべし。唯々大坂へ參陣すべしとありけれども、返答にも及ばず籠城し、秀頼公の御供せり。內膳、浪人の後に、男子二人出生せしを、一人は比叡山南光坊天海の弟子となし、一人は八丸といひて、未だ幼少なりしかども、父內膳籠城せしにより、嫡子左近・二男內記と共に、五月廿九日、或は七月廿九日、京都妙覺寺に於て、死罪に處せられたり。

或記に、氏家兄弟切腹の形勢を見たりし醫師齋藤玄可が談りけるは、虎落の中に敷皮を敷き、兄弟三人座に並べり。左近は廿四五、內記は二十餘と相見え、八丸は九歲にて、何れも美男なり。左近は、弟幼少なる故、不覺の事もあるべきかと思ひけるにや、阿八は、我等に先立つべしと申しければ、八丸が曰、某未だ切腹者を見ざる間、如何樣にするにや知らず。先づ〳〵御兩人、腹を切つて見せ給へ。其通りに致さんといふにより、實に理なり、然らば、某と內記が眞似をせよといひ聞かせて、二人肌押脫ぎ、腹一文字に引廻して、首を討たせたり。時に八丸は、面色をも

變せず身繕ひし、肌脱ぎけるに、見物の老若、見るに懶く思ひ、皆聲立てゝ泣き乍ら、門外へ逃出でけり。其時八丸、脇差押取り、弓手の脇に突立てけるを、引かせも立てず、首を打落せしと云々。

大御所、二條の城へ入らせ給ひし時に、南光坊は、小僧を召具し御前に出で、氏家内膳正、御敵をなしたるに依つて、其子供を殺害せられ候は御理なり。然れども此小僧は、拙僧が弟子になし申したる事に候間、一向御免下さるべしといはれしにより、家康公、此旨を聞かせられ、氏家は、主君の恩を報ぜん爲に一命を捨てたれば、出家させたる子迄に、罪を懸くべき道理なし。心安く思ひ給へと、仰出されけるとぞ。

或記に、彼小僧は、南光坊に隨ひて、武州東叡山に居けり。其頃、寛永寺の中、一人の浪人ありけるが、俄に狂亂し、刀を拔きて本坊へ切入りしに、兒喝食はいふに及ばず、年長けたる僧も逃走りけるを、內膳正が三男の若僧は、彼狂人を組伏せ、拔きたる刀を奪取りける。後に山州愛宕山康樂寺の住持となりけると云々。

兩御所參內并諸大名恩賞を蒙る事

六月大二日、安藤對馬守重信・後藤庄三郎光次、大坂城中なる倉庫の燒跡に於て、精金一萬八千六十枚・白銀二萬四十枚を檢め出して、二條へ獻ぜり。同五日、島津薩摩守家久は、此間、兵庫の津に着船せしが、今日、二條へ登營す。同八日、記に、十日。一本、十一月廿八日に作る。勢州龜山城主五萬三千石松平下總守に加賜あつて、食祿十萬石となり、大坂の城を守らせらる。同十四日、酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝嚴命を蒙り、五畿內の大名に書翰を遣す。

急度申入候。從去々年當春迄の間、領分より大坂へ奉公に罷越候者於有之は、註交名可被成言上候。今度、在所へ罷歸候者可有之候條、然らば可被搦置候。妻若行末不相知、妻子計相殘し置き候はゞ、彼妻子不致缺落樣可被仰付候。妻子無之者、如何樣なる親類御座候と、御書付御上ヶ可被成候。委細御報可承候。恐々謹言。

土井大炊頭（本書大炊介に作る）
酒井雅樂頭

六月十四日

家康參內

同十五日、大御所參內し給ふ。供奉の士三十人なり。禁裏へ白銀千兩・綿二百把獻上。女御へ白銀五百兩・綿百把進上。長橋局へ白銀二百兩・綿三十把を給はる。夫より院參（午の刻）し給ふ。仙洞女院へ白銀五百兩・綿百把づつを獻ぜらる。同十八日、洛陽鳥部山豐國神祠は、大坂鎭護の宗廟なり、之を棄破せらるべきかと、本多佐渡守相伺ふ處に、神號を廢し、其靈體を大佛殿の傍に納め、社塔は自然に退轉を待ちて可ならんか。堂上方の智臣、且つ門跡方の衆議判に從ふべき旨、鈞命あり。二十日、秀忠公、二條の城へ渡御の處に、大御所より、古田織部正が取持てりし、勢高といふ名物の陶器を授け給へり。同廿八日、秀忠公、二條の城へ成らせられ、池田宮內少輔忠雄を召され、備前の國を給はる。是れ當春卒去せし舍兄左衞門督が遺領なり。

或本に、池田輝政卿の五男岩松に、播州赤穗郡に於て、食邑を給はる。弟七郎に、播州佐用郡に於て、采地を給はると云々。

或本に、岩松、後に政綱左京大夫と稱す。五萬四千石を領す。寛永八年七月、廿八歲にて卒す。嗣子無くして、家斷絕す。七郎は、後に輝興右近大夫と稱す。

正保二年狂氣して、備前國に配流せらると云々。

同廿九日、太閤秀吉公へ、大友宗鱗が獻じたる短刀、藥研藤四郎吉光、長さ一尺九寸五分、或は骨喰と稱す、大坂落城の後、河州の鄕民之を得て、本阿彌又三郎に見せしむ。本阿彌之を買取つて、大御所へ捧げし處、卽ち又三郎に與へ給ひしを、秀忠公、黃金五百兩・白銀千枚を以て召收めらる。是は畠山尾張守政長所持し、極運の時、生害せんと欲し、腹を突くと雖も、其身傷める事なし。政長鉛刀なる事を怒り、傍に捨てし處に、藥研に當り、忽ち切破るゝを以て、無類の名刀に決定せり。

或本に、骨喰の刀は、同朋何某が盜み取りて、落城の後、賣拂はんとせしが、天下に隱れなき名作故に、求めんといふ人なかりければ、後に將軍家へ捧げしと云々。

同日、福島掃部助正賴、去年以來、閉門蟄居せり。平日、不行跡なりと雖、兄左衞門大夫に晒せられ、寛宥の御沙汰に及ぶ所に、其恣、重疊せるを以て、和州宇多六萬石の領

地を召上げられたり。

閏六月小四日、蜂須賀阿波守至鎭に、其聟、池田宮内少輔が舊領、淡路の國を給はり、重ねて去年軍功を賞せらる。（或本に、廿五萬七千石。）又去ぬる五月七日戰死せし本多出雲守忠朝は、實子なかりしかば、其遺領、上總國小田喜の城六萬石を、甥本多甲斐守政朝に賜はる。同六日、秀忠公、南禪寺の塔頭金地院へ渡御。其末寺河州八尾の眞觀寺へ、寺領を寄附せらる。未刻、伏見の城へ還御。

或本に、島津薩摩守（本書陸奥守）家久、火炮藥袋竝に唐竹の火繩を獻ず。片桐主膳正貞隆は、伽羅を獻せり。又信州松本山に、始めて銀と鉛とを出す。是に依つて松平右衞門大夫正綱・伊丹喜之助康勝（後に播磨守）之を檢斷して、鑒しむべしと云々。

同十日、本多美濃守忠政の嫡男平八郎忠刻、次男甲斐守政朝と倶に、大御所に拜謁し、政朝が新恩に浴する事を拜謝す。

或本に、御使番溝口外記常吉、竝に嫡子半左衞門常恒・二男新藏（後に市右衞門）改易せらる。

其故は、南部信濃守利直に、兒小姓より勤仕せし南部左門といふ者、重科を犯して

逐電し、洛陽に蟄居するの聞えあり。其討手として、利直より南部久左衞門といふ士を遣す。已に上京の頃は、大坂色を立つる頃故、左門は忽ち馳せ下つて、秀賴公に屬せり。洛陽にては、證人なき旅客をとめまじき新令たるにより、久左衞門は爲方なくて、內々溝口外記が芳情を受くるを以て、外記に告げければ、外記、證人となつて、南部信濃守が家人に、紛れなき由の墨付を、板倉伊賀守が方へ出せり。茲に於て久左衞門は、所司代の免許を得て在京せしが、此者も亦、奥にて勇烈の稱ある事、秀賴公の謀臣等聞きて、左門に命じ、却て祿を以て招きしかば、久左衞門忽ち心變じて、左門に據つて秀賴公に謁し、隊長になれり。信濃守、此事を聞きて、左門に十倍して久左衞門を憎めり。大坂落城の後に、久左衞門は丹波に走り、又勢州に赴き、日向半兵衞政成が爲めに虜となり、獄舍に下る。大御所卽ち久左衞門を、舊主信濃守に渡されしかば、悅んで渠を火罪し、尙は又、左門をも請取つて、重科に處すべき由を所望す。然れども此左門は、落城の時、堀內主水と相謀り、秀賴公御簾中の御供して、岡山へ移し奉りし功を賞せられ、先達つて大御所より、五

百石を給はりし處、利直斯くの如く言上に及べり。依之、其祿を放ちたる間、此上渠を刑戮すべからざる旨、信濃守に命ぜらるゝ故、卽ち之を領掌し畢んぬ。斯くて大御所より、黄金を左門に與へ放逐せられ、終に紀州に隱る。溝口外記は、右の通り、久左衞門が證人に立ちけるさへ、誤遁れ難き薄運なるに、亂前、溝口が所持の駿足を伯樂が買取つて、秀賴公へ賣りける由、世に謳歌す。素より渠は、太閤秀吉公の舊臣たりしを以て、旁〻御疑を蒙り、食邑二千石を沒收せらる。嫡子半左衞門常恒は、秀忠公へ奉仕し、今般も軍功ありて、三百石恩賞の列なりしが、父が過に連座せられ、改易に及べり。此人は、小野忠明父子に、一刀流の刺擊を傳習し、其薀奧を究む。遂には召返され、七百石を給はりて舟手役となる。後年劍術を、大猷公の上覽に備ふと云々。

同十六日、秀忠公、二條の城に成らせらる。大御所、武家古法の書を以て、大樹に授け給ふ。同日、井伊掃部頭直孝、從四位下に敍し侍從に任ず。同十七日、水野隼人正忠清・青山伯耆守忠俊、軍功に募り、御前に於て過言し、暫く閉門す。後却て恩賞を蒙る。菅沼主殿定

常も、御前に於て過言し、御氣色を蒙る。

或本に、秀頼公の御簾中入輿の時、附屬ありし江原與右衞門、又豐臣家より御簾中へ附けられたる渡邊筑後守、共に恩許を得て御家人となる。渡邊は、二位の局が弟にて、初め速水庄兵衞と稱せし者なり。本知三千石を直に給ふ。

或本に、同十八日、去る六日の戰功に依つて、井伊掃部頭へ、近江國にて五萬石を加賜せらる。

同十九日、越前少將三河守忠直朝臣・加賀少將筑前守利常・仙臺少將陸奥守政宗、戰功の忠賞として、各參議に任ず。又加賀の家臣本多安房守政重・横山山城守長知、各從五位下に敍す。淺野但馬守長晟・藤堂和泉守高虎、各從四位下に敍す。

或記に、藤堂和泉守は、今般の戰功に依つて、高木貞宗の御腰物、且つ采地五百石を加賜せらる。此日、本多彥次郎忠利任二伊勢守一・戶田左門氏鐵任二采女正一・小笠原大學忠眞任二大學頭一・安藤式部重長任二伊勢守一後右京進と改む・成瀨藤藏之成任二伊豆守一・神尾五兵衞守世任二刑部少輔一・池田治兵衞長幸、任二備中守一、且つ越前の元老本多丹下成重・加賀の宿老横山山城長知・本多安房、各從

秀忠參內

五位下に敍すと云々。

同二十日、蜂須賀阿波入道蓬庵上京し、二條へ登城す。愚息阿波守至鎭へ、淡路の國を增封せられし事を拜謝す。同廿一日、秀忠公、御上京なり。施藥院宅にて朝餉を獻ず。卽ち黃金百兩・着衣十領を授けられ、巳の刻、參內し給ひ、白銀一萬兩を獻ぜらる。同二千兩・綿三百把を、女御へ獻ぜらる。吉良侍從吉廣、御劒を役す。尾張駿河(本書に遠江)・越前の三卿・仙臺參議・井伊侍從・藤堂和泉守・酒井左衞門尉・本多美濃守・松平下總守・戶田左門・酒井雅樂頭・土井大炊頭・安藤對馬守・青山伯耆守・內藤若狹守・井上主計頭・本多出羽守・同大隅守・酒井讚岐守・青山大藏少輔・神尾刑部少輔(一本に此外水野監物)扈從す。午の刻院參、白銀三千兩・綿三百把を進上し給ふ。未刻還御にて、伏見に入らせ給ふ。

或記に、將軍の近臣、小山長門守と成瀨豐後守正武は、芝蘭の友なりしが、各供奉しける處、正武が妻は、伊藤修理大夫祐慶が娘にて、其緣族官女に數多ある故、豐後守を閨房へ呼入れけるにより、長門守を携へ行き、冠を取りて酒興を催せり。然

るに小山は容色の者故、壯歲の女孀、數多出でて奔走せしが、後に此趣、駿・武へ漏れ聞えしにより、成瀨を土井に預けられ、新知恩寺に於て生害す。其朋友、井上清兵衞政重介錯す。時に豐後守は廿二歲とかや。小山長門守は、安藤對馬守に預けられ、吉祥寺に於て自殺す。朋友、細井金兵衞勝吉、介錯すと云々。

同廿六日、喜連川左兵衞督賴氏、上洛して登城し、太刀馬代を捧ぐ。退席せらるゝ時、大御所立たせられ、見送り給ふ。同廿七日、秀忠公、二條の城に成らせらる。伶人を召して舞樂あり。

或記に、諸大名、段々に戰功を糺されし時、本多出雲守が相備、最初に敗北故、監軍須賀攝津守は、此月改易せられしと云々。

新東鑑 卷之十九畢

新東鑑巻之二十

法度を定めらる并年號改元附越後少將蟄居の事

七月大朔日〔慶長十九年〕、大御所及び秀忠公、二條の城に於て燕會を設け、公卿侯伯を饗し給ひ、猿樂あり。其番組、

高砂　弓八幡　夜鳥　百萬　自然居士　祝言

なり。

或本に、雜錄備考に、此月、關白左大臣從一位藤原朝臣昭實公、關白になり給ふと云々。

或本に、淀殿、秀賴公を御誕生の後は、政所殿と御中惡しく、夫故に秀賴公を御嫉みあり。大坂落城の後に、政所殿、大御所へ御祝儀に御出ありとの事にて、大御所

は、御袴肩衣を召され御待ちありしを、小栗又市が見て、今日は何事の候やと申す。政所殿、早朝より御入來にて、晩迄御座なさるゝ筈なれども、未だ御出なきとの事なり。小栗又市、之を聞きて、何ぞや繼子を殺し、目出たしと申す。あの樣なる者は、其儘にて差置かるゝがよきと申しけるとぞ云々。其頃の事なるにや。

六日、大坂の天守東北の櫓の燒跡にて、金の盃・香爐・香箸、壺及び黄金四十三枚・竹流金數十枚を得て、松平下總守之を獻せし故、是れ淀殿の翫器なるべしと、早々伏見へ持行きて、相伺ふべき旨命あるにより、伏見へ捧ぐる所、悉く下總守へ下さる。同七日、武家の法令十三ヶ條を定め、貞觀・建武の式目に准擬し給ふ。此日、海内の諸侯を伏見の城に會せしめ給ひ、本多佐渡守をして、諭し告げさせらるゝ事左の如し。

武家の法令十三箇條を定む

一、文武弓馬之道、專可₂相嗜₁事。

左₂文右₁武古法也。不₂可₁不₂兼備₁矣。弓馬是武家之要樞也。號₂兵爲₁凶器、不₂得₁止而用₂之。治不₂忘₁亂、可₂勵₁修練₁矣。

一、可₂制₁群飮佚遊₁事。

令條所載、嚴制殊重。耽好色業博奕、是亡國之基也。

一、背法度輩、不可隱置於國々事。

法是禮節之本也。以法破理、不以理破法、背法之類、其科不輕矣。

一、國々大名小名竝諸給人、各相抱士卒、有爲叛逆殺害人之告、速可追出事。

夫挾野心者、爲覆國家之利器、絕人民之鋒劍。豈可允容乎。

一、自今以後、國人之外、不可交置他國者事。

凡因國其用是異。或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國、佞媚之萌也。

一、諸國居城雖爲修補、必可言上。況新儀之構營、堅令停止事。

城過百雉國之害也。峻壘浚湟大亂之本也。

一、於隣國企新儀、結徒黨者有之、則早可致言上事。

人皆有黨、亦少達者。是以或不順君父、忽違于隣里。不守舊制、何企新儀乎。

一、不可私締婚姻事。

夫婚姻者陰陽和同之道也。不レ可二容易一。睽曰、匪レ寇婚媾、志將レ通。寇則失レ時。桃夭曰、男女以レ正、婚姻以レ時、國無二鰥民一也。以レ緣成レ黨、是姦謀之本也。

一、諸大名參勤作法之事。

續日本紀制曰、不レ預二公事一、不レ得レ集二己族一。京裏廿騎以上、不レ得二集行一云々。然則不レ可レ引二率多勢一。百萬石以下廿萬石以上、不レ可レ過二廿騎一。十萬石以下可レ爲二其相應一。蓋公役之時、可レ隨二其分限一矣。

一、衣裳之品不レ可二混雜一事。

君臣上下可レ爲二各別一。白綾・白小袖・紫袷・紫裏・練無紋小袖無二御免一衆、猥不レ可レ有二着用一。近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非二古法制一焉。

一、雜人恣不レ可二乘輿一事。

古來依二其人一、無二御免一乘家有レ之、御免以後乘家有レ之。然近來及二家郎諸卒一、乘輿濫吹之至也。於二向後一者、國大名以下一門歷々者、不レ及二御免一可レ乘。其外昵近之衆並醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可レ乘。家郎從卒恣令レ乘者、

其主人可レ爲ニ越度一者也。但公家門跡竝諸出世衆者非ニ制限一。

一、諸國諸侍可レ用ニ儉約一事。

富者彌誇、貧者恥レ不レ及、俗之凋弊無レ甚ニ於此一、所レ令ニ嚴制一也。

一、國主可レ選ニ政務之器用一事。

凡治レ國道在レ得レ人。明ニ察功過一賞罰必當。國有ニ善人一則其國彌殷、國無ニ善人一則其國必亡。是先哲之明誡也。

右可レ相ニ守此旨一。

慶長乙卯七月日

或本に、寛永六年九月、台德公御治世に、此法令十三ヶ條の內、諸大名參勤作法之一ヶ條を除かると云々。

或記に、今日、戶田土佐守高次、京都に於て卒す。時に五一歲（五十一歲カ）（本ノマヽ）なり。

豐國大明神の號を止めさせらる

同九日、敕ありて、豐國大明神の號を止められ、國泰院俊山雲龍大居士と諡し、方廣寺大佛殿の側に、秀吉公の廟塔を建てらる。然れども、實に其廟は阿彌陀嶺の麓、鳥部

野の山上に存す。豐國の寺務、聖護院御門主二品御諱興意は、關東を咒咀の疑ある故、方廣寺の御住職共に止められ、蟄居し給ふ。祭主萩原二位兼敬卿の領知千石は、舊の如く宛行はれ、其職を除かる。聖護院御門主は、年ありて免許を得給ひ、白川村に照高院を開基し、寺產千石を寄附せらる。

或記に、豐國大明神の社は、大御所、御歸陣の砌に、其儘、差置くべきやと仰ありければ、天海曰、今破壞し給はずば、其靈、必ず祟をなさんと言上するにより、大御所、馬上にましく、鳥居に向つて鞭を三度當て給ふ。其勢に打崩せり。神體は社司卜部兼治卜部比良麻呂廿六世なりが息萩原兼從奉仕して、吉田へ立退けり。今吉田齋場所にありと云々。扨兼從は、豐後國へ配流あるべしとの御沙汰なりしが、其兄兼起の室は、細川越中守忠興の女たりしにより、罪なき者を配流するの例を聞かざる由を以て、御歎き申しければ、御聞屆あつて、豐國臺所領の千石を、豐後國武田郡に於て給はり、後に丹波國氷上郡中竹田村上垣村に變る。萩原殿は、今吉田の境內に居住なり。

或本に、寛文年中、豐國社を、舊社より少し再與せられんと台命あり。依之吉田・

萩原の兩家、武江に下向し、議定して上京せられしを、西三條殿、之を聞かれ歎じて曰、豐國社決して復すべからずといはれけるが、所司代板倉內膳正重矩、豐國に詣り、大匠中井主水をして地方を經畫し、社規を量度し、事終りて歸らんとする時、妙法院の坊官、一文書を呈せり。重矩開き見し所、板倉伊賀守が下知狀、東照宮の思召は、豐國の神を轉じて佛とし、墓を大佛殿の南に築き、石碣を立て、向後之を主として祭らしむとの事なり。內膳正大に怒り、此文書を何ぞ速に出さゞるや。證據出し晚れたれば、用ふべからずとの事なりしが、遂に何かと障あつて再與なく、西三條殿の詞の如くなりしと云々。

或記に、日本國にて油を絞る事は、山崎離宮八幡の社人の外は停止なりし故、此恩謝として、豐國社御建立の時、諸大名より獻ぜし燈籠六十六基ありといへりに燈明をあぐるを、彼社家の役とせり。然るに豐國の社破壞の後は、石燈籠を卅三基、大佛殿の前に移されけれども、彼例を以て、所司板倉周防守の量らひにて、燈籠一基に付、銀九十錢目宛を給はり、永代燈すべしとの事なり。依之山崎より、大佛邊に家を構へ、

火燈の役人を置きたりしが、今は其事廢れたりとぞ。或人、今に至り、大佛殿の石籠は、九條邊より火を燈す燈といへり。然れども舊例にて、今とても山崎の社家年始の禮に、妙法院御門主並に一乘院御門主、其外御老中所司代へ各油五升、京都町奉行へ各三升を進ずと云々。

或本に、家光公の御世に、日光御造營の砌、方塔末代迄、朽ちざる樣になされたしとの思召にて御吟味あり。石にては、地震の爲に惡しきとて、靑銅に極らんとせしが、島田幽也は、一思案あるべしと思召され、二の丸へ召されたり。松平伊豆守・阿部豐後守・中根壹岐守其座にあり。公は間を隔て給ひ、日光御宮の、永代不朽の事を尋ねさせられしが、幽也が曰、差當つて何の辨も是なく候。當座の存寄を申上ぐべく候。豐國御造營仰付けられ候はゞ、日光は如何程輕くなされ候とも、御相續あるべしと言上しけり。聞く人一言の返答もなくして、幽也は其座を立ちしが、其後、伊豆守・豐後守へ御意に、幽也が申す所は、道理至極せり。豐國大破の事は、御存じ知らるれども、わざと御手を付けられざるは、侍の習ひにて、敵の跡を取立てざるものなり。其外色々仔細有レ之、其上今に至り、五月七日に、豐國の社

へ香奠を集る由なり。權現公御威光にて、大坂譜代の者、御旗本に大勢是あり。大坂の事を申出し候も如何と、恐るゝを以て立つ事なり。右の譯にて、わざと御捨置あり。總じて兵家にて討取り候敵の首は、大將といへども、獄門に曝す習なり。是れあるまじき事なれども、古法なりと御意なされ、其後一入大坂の事を、強く仰付けられしと云々。

元和と改元

同十一日、秀忠公、二條城に成らせ給ひ、御閑談に及び、本多佐渡守・同上野介伺候す。同十二日、年號改元あり、元和といふ。同十七日、大御所、關白藤昭實公と相共に商議して、公家の法度を定めらる。此日秀忠公、二條の城に入らせらる。兩傳奏及び公卿を會して、諭告し給ふ事左の如し。

禁中及び公家諸法度

禁中並公家中諸法度

一、天子諸藝能之事、第一御學問也。不レ學則不レ明二古道一、而能レ政致二太平一者未二之有一也。貞觀政要明文也。寛平遺誡雖レ不レ窮二經史一、可レ誦二習群書治要一云々。和歌自二光孝天皇一未レ絶、雖下一本に、雖字爲字あり綺語上我國之習俗也。不レ可二棄置一云々。禁祕抄所レ載

御習學、專要候事。

一、三公之下親王、其故者右大臣不比等着舍人親王之上、殊舍人親王・仲野親王贈太政大臣、穗積親王准右大臣、是皆一品親王。以後被贈大臣時者、三公之下可爲勿論歟。親王之次、前官之大臣三公、在官之內者爲親王之上、辭表後者可爲次座。其次者諸親王、但儲君各別。前官大臣關白職再任之時者、攝家之內可爲位次事。

一、清華之大臣辭表之後、座位可爲諸親王之次座事。

一、雖爲攝家無其器用者、不可被任三公攝關、況其外乎。

一、器用之御仁體雖被及老年、三公攝關不可有辭表。但雖有辭表、可有再任事。

一、養子者連綿。但可被用同姓。女緣其家督相續、古今一切無之事。

一、武家之官位、可爲公家當官之外事。

一、改元漢朝年號之內、可以吉例相定。但重而於習禮相熟者、可爲本朝先矩之

作法事。

一、天子禮服、大袖小袖裳御紋十二象（諸臣禮服各別）御袍麴塵青色帛生氣御袍、或御引直衣御小直衣等之事。仙洞御袍赤色橡或甘御衣（くつろぎ）。大臣袍橡異文小直衣。親王袍橡小直衣。公卿着㆓禁色雜袍㆒。雖㆓殿上人㆒、大臣之息或聽㆑着㆓禁色雜袍㆒。貫首五位藏人六位藏人着㆓禁色㆒。至㆓極﨟㆒着㆓麴塵袍㆒。是申㆓下御服㆒之儀也。晴時雖㆓下﨟㆒着㆑之。袍色四位以上橡、五位緋、地下赤色、六位深綠、七位淺綠、八位深縹、初位淺縹。袍之紋轡唐草輪無、家々以㆓舊例㆒着㆓用之㆒。任槐以後異文也。直衣公卿禁色直衣、始或拜領家々、任㆓先規㆒着㆓用之㆒。殿上人直衣羽林家之外不㆑着㆑之。雖㆓殿上人㆒、大臣息又孫聽㆑着㆓禁色㆒。直衣布衣直垂隨㆑所㆓着用㆒也。小袖公卿衣冠之時者着㆑綾。殿上人不㆑着㆑綾。練貫羽林家三十六歲迄着㆑之。此外不㆑着㆑之。紅梅十六歲三月迄諸家着㆑之。此外平絹也、冠（十六未滿）透額帷子、公卿從㆓端午㆒、殿上人從㆓四月酉加茂祭㆒、着用普通之事。

一、諸家昇進之次第、其家々守㆓舊例㆒可㆑申㆑上。但學問有職歌道令㆓勤學㆒、其外於㆑積㆓

奉公勞一者、雖レ爲二超越一、可レ被レ成二御推敍一。下道眞備雖レ爲二從八位下一、依レ有二才智譽一、右大臣拜任最規模也。螢雪之功、不レ可二棄捐一事。

一、關白傳奏並奉行職事等申渡儀、堂上地下輩於二相背一者、可レ爲二流罪一事。

一、罪輕重可レ被レ守二格令律一。

一、攝家門跡、可レ爲二親王門跡之次座一。攝家三公之時、雖レ爲二親王之上一、前官之大臣者次座相定上者、可レ准レ之。但皇子連子之外之門跡者、親王宣下有間敷也。門跡之室之位、可レ依二其仁體一。考二先規一法中之親王希有之儀也。近年及二繁多一無二其謂一。攝家門跡親王門跡之外、門跡者可レ爲二准門跡一事。

僧正（大正・權）門跡院家、可レ守二先例一。至二平民一者、器用卓拔之仁、希有雖レ任レ之、可レ爲二准僧正一也。但國王大臣師範者格別之事。

一、門跡、僧都（大少・正）・法印任敍之事、院家者、僧都（大正・少權）・律師・法印・法眼、任二先例一任敍勿論。但平人者本寺推擧之上、猶以相二選器用一可レ申二沙汰一事。

一、紫衣之寺住持職先規希有之事也。近年猥敕許之事、且亂二﨟次一且汚二官寺一、甚不

レ可レ然。於二向後一者選二其器用一戒臘相積有二智者聞一者、入院之儀可レ有二申沙汰一事。

一、上人號之事、碩學之輩者、爲二本寺一選二正權之差別一於二申上一者、可レ被レ成二敕許一。但其仁體佛法修行及二廿ヶ年一者可レ爲レ正。年紋未レ滿者可レ爲レ權。猥競望之儀於レ有レ之者、可レ被レ行二流罪一事。

右可レ被二相守此旨一者也。

慶長（元和元カ）乙卯七月

昭實 御判

秀忠

家康

或本に、十七ヶ條の法度の書は、萬治四年正月十五日、內裏炎上の時燒失せしを、寛文四辰年六月三日、家綱公より上らると云々。

或本に、淨明殊院二條關白晴良公の息男、關白從一位左大臣昭實公は、元和五年七月に薨ず。後中院と謚すと云々。

同十九日、秀忠公は、伏見を發輿し給ひ、永原に御止宿あり。廿日、佐和山に着御。廿

一日廿二日、岐阜に着かせられ、河水に逍遙し給ひ、鵜飼を御上覽ありける。此日御供の御家人内藤甚八郎・市川傳三郎及傷に及び、倶に死せり。廿三日、尾州名古屋に着御。國主義直卿之を饗せらる。寶刀守眞短刀五新藤を給はる。義直卿より、寶刀重則短刀光行を獻ぜらる。

一本、此日、織田内府常眞公へ、和州宇多郡三萬石、上州甘羅郡或は上田郡に於て、二萬石或は一萬八千石を給はる。

同廿四日、浮屠の法禁を定めて、天下に頒たしむ。其文茲に略す。秀忠公は、名古屋に御滯座なり。同廿五日岡崎、廿六日濱松に着御なり。廿七日、大御所の御外祖父水野右衛門大夫忠政が孫日向守勝成は、素より勇烈の譽ありしが、今般の忠戰拔群たりし故、參州苅屋三萬石を轉じ、和州郡山城地六萬石を賜はる。一本、忠政に加祿の事は、廿日に作る。此日、秀忠公濱松、廿八日懸川、廿九日田中に着御あり。

或記に、岡越前守は、明石掃部が妹婿にて、越前守が嫡子平内は、掃部が婿にて重緣なり。仔細あつて、越前と平内父子の間不和になり、親の許を出で流浪せし所

に、今般掃部は、大坂にあるを便りに、平内も籠城せり。落城の後に、行方知れざるにより、父越前守竝に戸川肥後守へ、詮議仰付けられしに、平内は、備中に居たる家人伊賀四郎兵衛といふ者、寢所の下に穴を掘りて、夫婦給仕して匿し置きたりしが、六月下旬に至り、父越前守身上、危き由を傳へ聞きて、我身を遁れんとて、父の難儀を餘所にするにあらずと、自ら名乘りて京へ出でたり。卽ち戸川肥後守へ御預なりしが、七月廿九日、越前守は、京都妙顯寺に於て切腹仰付けらる。平内は、耶蘇宗を信ずる故に、自殺を忌みて首を斬らる。弟、忠兵衛は、江府にて切腹すと云々。

或本に、前日、德善院玄以が孫二人、誅せらると云々。

同晦日、秀賴公の御後室御出京にて、關東へ御下向あり。阿茶局等、扈從し、路次の警固は、安藤對馬守重信なり。此日、秀忠公は、淸水に着かせ給へり。

或本に、所司代板倉伊賀守祕計を盡し、去冬陣の節、其臣朝比奈兵左衛門を、伊東丹後守が方へ附置き、今年は、同人を樋口淡路守に屬し、樋口が內意を得て、城方

の謀略を聞届け言上せり。依つて樋口淡路守を、板倉より、御宥免の儀を乞ひしかども、大御所御許容無し。秀頼公御簾中の庖厨人大隅與左衛門、と共に、浪客となる。佐々孫助は、裏切を約し乍ら、其沙汰に及ばずして、色々虚言を吐きて、賞を貪らんとせしかば、大御所甚だ憎み給ひ、之を誅せられしと云々。

同記に、常徳院・憲林院二世、柳營の管領たりし畠山尾張守政長が四代の後裔次郎四郎政信、頃年、大坂に遊歴して、片桐は豊臣家の舊臣たりし故、其助力を得し所に片桐兄弟大坂を退居しければ、政信も共に離散せしが、冬夏兩陣に列し、聊か軍功を遂げし故、秀忠公より召して祿を給はり、高家に列せらる。(後に民部と改め、終に入道して休山と號すと。)

同記に、秀吉公以來、片桐市正が與力たりし毛利兵橘重政(織田掃部助信昌が外孫。)小林太兵衛元長・長井助十郎正次本領を安堵して、市正が嫡子出雲守高俊が組となりしに、其子孫時を得て御直參となる。市正が弟主膳正貞隆が與力にて、同じく大坂を退居せし久野十右衛門(於丹波國七百卅石を領す)・西川八右衛門(於播州三百廿石を領す)・伊藤猪右衛門(於因州百六十石を領す)本領安堵して、元の如く貞隆に附屬せらる。(此苗孫、常憲公の時、直臣たらん事を直訴し、各、改易せらる。)

同記に、齋藤新九郎利之入道道三が庶子長井隼人利道が子井上小左衛門利定は、秀頼公の臣として、五百石を領せしが、今般討死せり。大御所、其舊家の斷えん事を憐み給ひ、其子治兵衛利儀（子、時十歳なり）を、二條の城へ召され、御家人となし給ふ。

同記に、秀頼公の臣田屋茂左衛門政高が子三好左馬助直政も、其母關東の御臺所と從弟たる故、遂に八百人扶持を給はり、御家人に列せらる。（此人の子を、政盛石見守と稱す。）

秀忠江戸凱陣

同八月大朔日、秀忠公は三島に着御。二日箱根、三日藤澤、四日江城に入らせ給へり。

家康駿府凱陣

大御所は、今日、京都を御發駕あつて、膳所の城に入らせ給ひ、五日、矢橋の御船に召され、水口に着き給ひし所、雨に依つて三日御滯座あつて、九日龜山、十日桑名御渡海あつて、申の刻名古屋の城に着御。又洪水にて、一兩日御逗留あつて、十三日、岡崎の城に着御。茲に一日御滯座ありしとぞ。十五日中泉、廿日掛川の城に着御。大坂の御後室は、此日、武陽に下着あり。是より大姫君と稱す。廿一日、大御所、田中城に着御。（翌日御滯座なりと。）廿三日午刻、駿府城へ入り給ふ。廿四日、御凱陣を嘉せられ、御使酒井備後守、東武より到着す。十五夜の壺を授けらる。又、大坂の促に見崩れて、逃去りし者

を糺され、諸士見及べる趣、依怙贔屓なかるべき盟をなさしめ、逐一入札をさせ給ひぬ。又、越後少將上總介忠輝朝臣は、今般、大和口の總大將たりしが、去る四月下旬、美濃路迄着陣し給ふ時、先手花井主水が使來りて、淺野但馬守が軍勢は、旣に泉州樫井に於て、双を接ふる由を承る。急ぎ御馬を進め給へと註進するにより、忠輝朝臣、是より馬を馳せ、江州守山の驛を通られし所に、武者二騎、若黨十二三人宛を左右に立て、忠輝朝臣と摺合うて通りけるにより、越後家臣等、聲々に、何者なるぞ、急ぎ下馬せよと呼ばはりければ、彼武者冷笑ひて、某に二人の主人を持たず、豈下馬せんやと、少しも構はず行過ぐるにより、兵共大に怒り、汝等下馬せざる仔細を聞かんと、大勢にて追蒐りければ、彼武者、叶はじとや思ひけん、其邊の茶店に逃入りけるにより、追手の者共は、其儘にして通りけるを、彼武者二人、忠輝朝臣の來らるゝを見ると等しく走り出で、太刀を拔いて討つて懸る。供の軍士等、先手の者共は、先の口論は知らず、狼藉者を討留めよと、皆太刀長刀を以て打圍みければ、彼武者又逃入りしを、花井三郎兵衛といふ者、透さず追詰め、無手と組む所を、安西右馬助、同じく追駈

け來り、彼者共を斬殺し通りけるが、五月六日の軍終る頃に着せられ、大御所の御氣色も大に損じける上に、七月廿九日、（一本に廿日、）秀忠公、駿州田中へ着御の所、途中に於て御旗本の長坂茶利信次、御駕の前に跪きて、今度、越後少將殿御上洛の砌、江州守山にて、某が弟長坂十左衞門を、理不盡に誅せられたる其科、曾て相知り申さず候旨、言上す。時に秀忠公、其段は江府に於て糺明あるべしと、御直に宣ひし故、長坂喜悦したりける。又家康公は、江州水口着御の日、長坂十左衞門竝に伊丹彌兵衞が誅せられしを、始めて聞召す。依之本多上野介を召され、御尋ありけれども、曾て不奉存と申すにより、江州の御代官長野内膳亮・小野宗右衞門竝に蘆浦の觀音寺を召して、御尋ありける。時に三人が申すは、上總介殿の御上洛を存ぜず。彼者共通懸り候を、前駈の御家人怒りて、是は越後殿なり、御先を乘打仕る慮外者なりとて、追駈け打殺し申され候と言上す。然るに忠輝朝臣歸國の後に、將軍家、老臣等を召して、長坂・伊丹を誅せられし仔細を御尋あるにより、越後の者共大に驚き、何者ぞと思ひしに、偖は御旗本の侍なりしかと、何れも陳防の詞なく、彼者共は、大に慮外仕る故に、誅

せられたりと言上す。時に秀忠公、死人に口無し、幕下の侍慮外せしとて、理不盡に誅し、剰へ是迄言上せざる事、侈の第一なり。解死人を出すべき旨仰出されければ、老臣等は大きに驚き、其砌は山田將監・富永大學助兩組の歩卒二人、石谷縫殿助が組鳥見役一人に起ると雖も、多勢馳集まり斬止むる故、相手は孰れとも決し難く、迷惑せし所に、右三人は、此事を聞きて逐電せしにより、進退途を失ひ、色々群議して、兎角羽林の御爲なれば、安西右馬允・平井三郎兵衞を相手とし、駿府に遣さんと内談する由を聞きて、兩人も出奔せり。依之、御歩行衆の內より二三輩、出づるに外なしとの事故、山田將監・富永大學助（兩人は歩行頭なり）申合せ、解死人に出でんといふにより、花井主水、之を携へ行かんとするを、歩行侍共聞きて、是は我々が所爲なり、何ぞ罪なき者を殺さんやと、三百餘人の中より、佐藤清九郎・駒木根升助・工藤丹右衞門の三人、此儀を望んで出でけり。山田・富永大に感じ、右の段を忠輝朝臣へ申しければ、誠に義士なりと感ぜられ、小澤・松岡と同道して、江府に赴きけり。其跡へ松平忠左衞門尉勝隆（後に出雲守と稱す。大隅守重勝の男なり。致仕して覺雲軒といふ。寛文六年二月二日、七十七歳にして卒す）を上使として、今般大坂表へ出陣の節、

江州守山にて、將軍御近習の小姓長坂十左衞門・伊丹彌兵衞を成敗し、次に京都に於て參內の砌、病と稱し供奉せられず。嵯峨の川狩に出でられし、是二つ。扨御暇の節、北國の脇道を通らる。豫て御制禁の所、其方一人違背の事、是三つ。次に六十萬石の身上にて、臺所不如意難儀に及ぶ由、右の段々不屆に思召す間、急度御返答あるべしとの儀なり。偖、忠左衞門が內意にて、大御所樣、以の外に御立腹遊ばされ候間、關東へ御越あつて、上州藤岡邊に先づ御籠りなされ、御訴訟仰上げられて然るべしと申すにより、忠輝朝臣も尤とて、高田を立ちて、密に藤岡に赴き給ひ、其後に色々、と御詫ありけれども、御赦免なく、配所勢州朝熊へ赴き給ひけり。元和二年八月廿二日なり。此忠輝朝臣は、元來水練を好み給ひ、番人の隙を窺ひ、不時に海中へ飛入りて慰とせらる。故に守護の輩、毎度驚きけるが、上聞に達し、然らば海無き所然るべしとて、飛驒の國に移さる。元和四年三月なり。國守金森出雲守賴直守護せし所、茲にても、氣隨の事ども數多あつて、金森が手に餘りける故、其段言上に及び、重ねて信州諏訪へ移し、諏訪因幡守賴永、之を預かりけるが、此所には湖水あるにより、之を喜び、氣隨の事も無

く居住せられ、終に此所にて卒去なり。天和三年六月なり。時に九十三歲。又先達つて逐電せし安西右馬允に、身の置所無き儘、少將の不行跡、並に花井主水が奢侈の次第を、一々に書記し、之を秀忠公へ捧げける故に、大御所より、花井を召され、御僉議を遂げられし所、惡行悉く露顯し、常州笠間の城主、松平丹波守康長に預けられ、頓て誅せられたり。元和二年六月廿二日。安西右馬允は、命を惜みて逐電し、身の置所なき儘に、主人の惡事を訴人に出でたれば、是も亦斬罪せられたり。

或本に、安西右馬允は、始め文右衞門といひし時より、越後の長臣奉行の私曲を知る故、後難恐るべき者なれば、歷へて今度の喧嘩の相手として之を誅し、申披くべしと、長臣等の姦計を企つるを、安西漏聞きて、大に驚き怒り、所詮、花井主水等が不忠を有の儘に言上し、第一忠輝朝臣の、難波の戰場へ遲參の誤を申凌がんと思ひ、密に越後より東武へ來り訴ふる故、花井と對決仰付けられし所、花井罪に歸し、安西は主君の誤なき事、申披かんとする事を御感を蒙り、元和二年七月廿七日、花井は常州笠間へ謫せらる。右馬允は舊臣にあらずして、主の危きを避けんと訴

へ出づる事を賞せられ、越後の先知を給はり、（三百石、）御家人に列し給ふと云々。（此説是なるにや。）

同廿八日、筑後より、田中筑後守忠政、去る頃上着し滞留する所、密旨ある故、其家に給仕せし櫻井庄之助勝成を携へ、駿・武の城に登りければ、卽ち渠を召して仰に、亡父庄之助（勝次）は、本多中務（忠勝）に附屬する所、聞く毎に勇驍を顯し、功あらざる事なく、中務所勞の時は、渠其陣代たらしむるに、五千三千の兵を輙く下知せり。今以て存命たるべくば、旗本五三輩の兵なるべし。其勳功に賄し、汝を再び家臣に列す。向後は大樹へ忠勤を勵ますべき旨御諚あり。

最上大藏少輔滅亡の事

九月（或十月大）十三日、最上駿河守家親（羽州山形城主、六十萬石なりといへり）は、其庶弟大藏少輔義成（二萬五千石）が居城清水へ兵を發し、鏖にせり。是は義成、密々大坂へ與せし事露顯するが故なり。然るに大藏が子、孫一郎（十六歳）は、山形の屋鋪にありける所、此事を聞き、三百餘兵を率

ゐて、山形の城門へ押寄せ、盡く戰死せり。殘黨卅餘人は、家親が臣木戸周防守が攻め來るを待ち、或は戰死し、或は自害せり。

或記に、家親が父を、出羽守義光と稱せり。素より家康公へ忠志あり。殊に豐臣家を恨むる仔細あつて、關ヶ原合戰の時關東に屬し、慶長十九寅年正月十八日、六十九歳にて卒去なり。家親、家督相續して、元和三年三月六日、卅三歳にて死去せり。息源五郎義俊、十二歳にて家督相續の所、同八壬辰年の秋、最上の臣松根備前守といふ者江戸に來り、駿河守家親事は、逆臣あつて、毒殺せるの由を申し、則ち本城豐前守四萬五千石・山邊右衞門一本に右衞門大夫とあり。最上出羽守義光が息にて、一萬九千三百石を領せり・上山兵部義光が息なり二萬石を領す・大山內膳義光が息なり。二萬七千石を領す。或は二萬石とあり・楯岡甲斐義光が息。一萬六千石なり・小國日向八千石・鮭延越前一萬千五百石、或一萬千石とあり・大山筑前守を、相手として之を訟ふるに依つて、酒井雅樂頭忠世が宅に招き、老中奉行人等連會して、其訟を聞く所に、雙方諍論する事數回なり。時に松根備前が曰、源五郎儀は、未だ若年にして國政を知らず。家臣等は、源五郎を退け、山邊右衞門を家督に立てんと謀れども、義光嫡流たるを以て、某一人之を容れず。

最上家滅亡

故に常に衆と和せず。先達つて駿河守頓死せし事を、某、深く怪み、即日馳行き其死骸を見んと欲する所、早く火葬にせり。依之、愈〻疑はしく、出羽守が侍女を招き、密に其樣子を尋ねしに、死骸暫時に色を變じ、口より血流れ出づる事夥しく、臭氣亦甚しかりける由を申せしといふにより、御老中奉行人等、彼女を召して詰問するに、松根がいふ所分明ならず。其訟に證據なきが故に、其旨台聽に達せし所、命あつて、島田治兵衛(後に彈正少弼)正利・米津勘兵衛由政兩使とし、仰渡さるゝは、源五郎若年にして、家中の指揮宜しからずと雖も、祖父出羽守義光、忠勤あるにより、領地を召上ぐるに忍び給はざる間、家臣等私無く國政を沙汰し、義俊を傅育つべき旨なり。時に山邊右衛門・鮭延越前が返答に、台命背き難しと雖も、松根備前が如き惡意の者、重ねても有之時、義俊、若輩にしては、國政全く立ち難かるべき間、鈞命に從ひ難き由達つて言上す。依之遂に義俊が領地沒收せられ、近江・參州二國に於て一萬石を賜はり、此度諍論の輩は、所々に預けられしと云々。

或本に、最上は、大切の場所なる故、氣遣に思召され、一分の仕置仕る節、再び返

下さるべしとありて、義俊には、御扶持方として、江州・參州二ヶ國にて、一萬石を下されける。義俊、此儀を、口惜しくや思ひけん病氣となり、寛永八未年八月に死去せり。于時廿二歳なり。息あり、二歳にて家督相續仰付けられし所、一萬石の內、五千石差上げ、成長の後、御取立の儀を願ひけるが、後に其沙汰はなかりけると云々。

大御所關東へ御放鷹の事

同廿八日、(一本に廿九日、)家康公は、關東に狩し給はんが爲に、駿府を御首途あつて、清水に着御し給ふ。十月朔日、善德寺に着御。此所に三日御滯座ありて、四日、小田原に着せらる。將軍の御使酒井雅樂頭忠世、此所に來りて拜謁す。五日中原に着御。此所に二日御滯座あり。八日藤澤、九日神奈川に着御の所、秀忠公、江戶より來謁し給ふ。十日江府に御着ありて、西の丸へ入らせらる。

或記に、竹千代君の御舍弟國松君は、御臺所の御愛子故、御嫡君にも御立あるべき

やと、下々にても取沙汰し、大名方も、取分け國松君を尊敬せり。御部屋の儀も、御本丸の内に、對待てありけり。近習衆は、誰に寄らず、御夜詰過ぎては、兩君の御伽に伺候する筈なるが、國松君の方へは、御臺所より、毎夜御夜食を潤澤に遣され、竹千代君の方へは、邂逅に進らせられし故、自ら國松君の御部屋へ參る衆計りの樣になり、竹千代君の御部屋は、御徒然勝なりしが、永井日向守（直清と諱せしならん。今攝州高槻城主、三萬六千石を領する永井氏の家系なり）一人は、當番にさへあれば、毎とても竹千代君の御伽計りに伺公せしにより、春日局（竹千代君の御乳母なり。別記に法名麟祥院といふ。稻葉内匠頭正成が妻にて、丹後守正勝が母なりと云々）殊の外悦ばれけるが、或夜、春日局、日向守へ申さるゝは、最早、若君樣の御弘めなど仰出さるべき儀なるを、今に何の御沙汰も無御座は、如何致しての御事なりやとありければ、竹千代君の仰に、日向が兄信濃守（尙政と諱するならん。今播州加納三萬廿石城主、和州新莊一萬石を領する永井氏兩家の祖なり）定めて存ずべし、尋ねて見よと宣ひければ、日向守、奉畏候、明朝罷越し、承り申すべしと御請申し、翌朝御城より、直に信濃守が方へ參りしに付、信濃守不審に及び、早々罷越されしは、何事と尋ねし故、日向守答へて、別儀にても無之、竹千代樣より、御

尋ねの儀有レ之候と申せば、信濃守聞きも敢ず、座を立たんとせしを、日向守は、舍兄の裔をとらへ、竹千代様の仰を、御聞被レ成まじとの事に候やと申せば、信濃守申すは、若君の御意を、此形にて承るべきや。其許も、御城より直に參られたれば、先づ御支度あるべしと、勝手に入り、其後に衣服を改めて、舍弟を上座に直し、謹んで仰の趣を承り、今日登城仕り、同役共に相議し、追つて御請を申上ぐべき由を申し、扨日向守には、今晩か明朝なりとも、參られ候へといひて登城せり。然るに同日夕方、日向守來りし所、以前の如く上座に直し、信濃守謹んで、今日御城に於て、御用の次手有レ之、萬民安堵の爲にも御座候間、若君様御弘めの儀を、仰出され可レ然奉レ存候と、同役共一同に申上げし所、御思案遊ばされ、追つて仰出さるべしとの上意に御座候と、御請をなしければ、日向守之を聞きて御部屋へ伺公し、其趣を言上せしとなり。其以後程なく、春日局の見えざる故、御老中より、御留守居年寄衆へ尋ねられし所、近き頃、春日局の願により、女中三人、箱根御關所の通切手形を相調へ、遣し候との事に付、扨は竹千代君へ、相違なく御弘めなどをも、被二仰出一

候様にとの立願の志にて、伊勢參り致されしものならんと、諸人、推量せり。其時、世上にて、春日殿の拔參と沙汰せしと云々。其後、伊勢より下向ありしが、程なく駿府より御飛脚來り、大御所江府へ來らせ給はんとの事に付、例の如く小田原迄、御老中を御迎に出され、御到着の日は、秀忠公も、品川御殿迄迎へ給ひけるが、御對顏の上、今晩は大奥へ入らせられ、御膳をも召上らるべしとの仰により、早速、御城へ仰越されければ、御臺所は、毎に無之事とて、大に悦ばせられ、御招請の所、夕御膳に至り、西の丸より本丸に入り給ひ、直に大奥へ御通りありければ、御臺所も、御對面相濟み、將軍並に兩若君にも御相伴にて、御膳奉り候節、大御所、國松君の附女中へ對せられ、竹千代殿の相伴は尤なり、國は無用の事なり、連れて立ち候へと仰あつて後、御臺所へ仰せらるゝは、總て天下取りに、兄弟と申すは無之事なり。國松、息災にて成人致すに於ては、國郡の主ともなり、竹千代へ奉公致すより外は無し。然れば幼少よりの仕曲（しくせ）が大事なり。畢竟國が爲なりと、秀忠公の方を御覽あつて、あの人の稚立に、竹千代殿程似たるは無之。夫故殊に祕藏なりと仰ありければ、秀忠公は、忝

き御意の趣を御挨拶あり。御臺は兎角の仰もなく、御赤面にて、當惑の樣子なりしが、是より竹千代君の事を、格別に仰出され、國松君の部屋へは、孰れも伺候する事も相止みけり。右春日局は、伊勢より下向の節、駿府御城へも上りけると云云。以上、此時の事なるべきにや。

同十五日、御本丸に渡御あり。秀忠公、饗し給ふに、廿一日、大御所、戸田に遊獵し給ふ。廿五日、川越に着御。晦日には、忍に渡御し給ふ。

或記に、元和元年十月、大御所の命を以て、青山伯耆守忠俊を、家光公の御傅に附け給へり。此時、酒井雅樂頭・土井大炊頭も一所に召して、今日より汝等三人を、竹千代に附くべき旨、將軍、予に內談せられたり。大樹の底意は、雅樂は後見、大炊は智を以て諫めよ、伯耆は勇を以て傅立てよとならん。然れども竹千代を、予が風儀に傅立つべしと思ふべからず。豫ていひ聞かする如く、慈悲を萬事の根元とす。風儀に於ては、數奇不數奇があるぞ。此意を譬ふるに、我は、寅の年にて金性なり。將軍は、卯の年にて土性なり。竹千代は、辰の年にて火性なり。人の性質

も、大方は此意の〔脱字アルカ〕予が金性なりとて、將軍を金性にせんと欲しても成らず。是と同じく、人の風儀は直り難き者なれば、其性質に隨ひ、善政を行はせよ。第一の肝要は、武道に怠らざる事を諫言せよ。されば、人間は、生死を度(はか)るに脈を取りて、手首一寸の中にて知る如く、武勇の絶ゆるは、身命の死脈と知るべしと宣ひければ、三人畏りて平伏せり。依之酒井雅樂頭は、詞寡なに嚴重にて、竹千代君の御前に居らるゝ時は、土井・青山も手を束ね、座配を改む。又青山伯耆守は、家光公に然らざる事などあれば、自ら脇差を御次へ投出し、大肌脱になり、御膝の上に這懸り、某を御成敗下され、御心を御直し候へと、申上ぐる事度々なり。又大炊頭は、無二の御意に適ひ、內外の事御隱しなし。酒井・青山退出の後にては、御酒の御相手となり、雅樂頭・伯耆守などが樣に仕りては、中々身命は續かれず候。一盃の酒に一世の榮華と申候と申して酒を飮み、御機嫌を見て、諫言には、伯耆守が度々申上ぐる事、道理至極に御座候。此事を、雅樂頭などが承り候はゞ、御前には何と被遊べく候や。只伯耆守が申す事を、御用ひあるべしと申す故に、家光公

も、青山を恐れ給ひ、必ず御承引あり。三輩心を合せ傳り奉りける故、明將軍とならせ給へり。然るに寛永二丑年十二月、仔細あつて、忠俊は御勘氣を蒙り、所領殘らず召上げられ、息宗俊共に、遠州小林郷平木村、內藤彌市衞門方へ配流せらる。同九壬申年、同國今泉村へ移り蟄居す。然れども御宥免なく、同二十未年四月十五日、今泉村に於て、八十六歲にて病死す。息宗俊（因幡守と稱す）は、程もなく召出され、三千石を給はり、御書院番頭に仰出され、慶安元子年正月十九日、新規に三萬石下され、信州小室城主に仰付けらる。此時、家光公、因幡守を御座の間へ召して、御直に、父伯耆守、忠臣たる事、漸く今思合せたり。汝も伯耆が我に仕へし如く、竹千代（時に御歲七歲、家綱公の事なり）に奉公仕るべし。誠に伯耆が配所にて死去せし事、不便の次第なりとて、御涙を催し給ひけると云々。（因幡守は、寛文二寅年九月、二萬石御加增にて、五萬石になれりと云々。）

十一月小九日、岩付に移り給ひ、越谷·葛西に渡御。十六日、下總國千葉に着御。十七日、東金に移り給ふ。十九日、將軍より太田攝津守資宗（後に采女正、備中守と稱す）、又を御使として、獵場に遣さる。資宗、東金の御旅館に於て、家康公に謁す。時に御劒（越前下坂康繼）を、資宗に

賜はる。廿五日船橋に着御。廿五日（廿六日か）葛西に着御。廿八日（一本に廿七日）江城に着かせ給へり。

或記に、家康公は、遠方御鷹狩の節は、女中六七人程宛、定めて御供せり。其内乘物の御供は一兩人にて、其外は孰れも乘掛馬にて、赤根染の木綿蒲團などを敷き、笠の下に覆面せり。（其頃、女中の御使有レ之は、定めて御逗留の間もあるべしと、下々にて推量せしと云々。）關東御在城以後は、忍・河越・東金邊へ、御鷹野に成らせられ、數日御逗留故、急に伺はで叶はざる御用など有レ之節は、御老中方を始め、諸役人、共に其先へ伺公する事、每度あり。左樣なる久々の御遊獵には、女中は尙ほ以て數人召連れられたり。秀忠公も、大御所在世の內は、折々御泊がけの御鷹野もましまし〳〵ける。家光公も、御鹿狩・御鷹野も度々ありしかども、御泊懸といふ事無レ之故、女中の御供も自然と止みけり。其以前は、御三家方を始め、仙臺中納言・薩摩中納言などにても、年寄の女中表向へ出で、徘徊せしと云々。

十二月小四日、家康公は江府へ出で給ひ、稻毛に着御。六日中原に着かせらる。

或記に、今月十一日、井伊掃部頭直孝に、五萬石新知ありしと云々。

十二日、小田原に着御。十五日、善德寺に着御せらる。

一本、此日、藤堂和泉守高虎へ、五萬石御加增ありしと云々。

同十六日、駿府還御まし〳〵けり。

御旗本衆賞罰の事

大坂兩陣に對する行賞

同じく廿六日、大坂表に於ての戰功、一番鎗より、崩際高名迄、詳に詮議を凝らし、鎗合せ馬入の證據を糺され、抽賞ありけり。

或記に、御加增の輩は、千石太田善太夫吉正、五百石山田十太夫重利、同渡邊半十郎後に圖書宗綱、菅沼一本、後に田中氏と稱すと云々主殿定常、一本定吉に作る、同服部權太夫政信、今度政信が父政光死去せし故、遺領三千石を合せ給はり、三千五百石となる、三百石間宮權左衞門伊治、二百石木林源太郎元政、御小姓御目附兼帶なり、五百石川口長三郎正武、同中山勘解由昭守、四百石一本に三百石石谷十藏貞清、四百石中山助六郎直之、勘解由が長男なり、四百石記に三百石小栗平吉久玄、一本に平吉、四百石安藤甚介、三百石喜

多見半三郎記に平十郎重恒、三百石八木勘十郎宗直、三百石藁科孫九郎、安藤甚介以下四人、御小姓御手水番なり。一本、御小姓御目附役を兼ぬる木村源太郎にも、二百石賜はると云々、二百石木村甚九郎勝元、源太郎が嫡子にて、以前は無祿なり、五百石坪内五郎左衛門、大御番阿部備中守組なり、五百石大久保新八郎忠村、同近藤權左衛門正吉、同山田淸太夫重次、高木主水正組、同記に三百石兼松彌五左衛門後に下總守正直、同渡邊平六郎後に六左衛門、又、下總守と稱す、一本半六に作る直綱、同記に三百石高木忠右衛門爲信、志摩守一豐嫡子にて、以前は無祿なり、同金田宗八郎正喜、三百石筧助兵衛爲春、同權田小三郎爲淸、同小笠原久左衛門正直、同高木茂右衛門、記に加增無しと云々、同近藤金藏、後に忠右衛門、同加藤傳兵衛政信、大御番にて伏見にあり。一本政信は、割場を勤め且つ市橋下總守長勝の隊の目附とし、八尾に於て敵徒を搦捕へしにより、組頭となると云々、千石水野多吉一本多宮守重、同天野佐左衛門雄易（かつやす）、同東總右衛門・横田五郎三郎、同赤見猪右衛門・平井久右衛門、二千石土方宇右衛門勝直、水野多吉以下七人、御書院番頭水野隼人正組なり。一本、勝直は、加藤左馬介嘉明・金吾中納言秀詮卿に歷仕し、勇名を顯したる者なりしが、頃年、麾下に列し、無祿たりし所、今度の二千石內、五百石は勳功の賞にして、千五百石は金吾家にありし時の先知として、授けらるゝ所なり。記には、青山伯耆守が組として、千

石たりと云々。

五百石三木十郎兵衛近綱、記に、三枝十兵衛に作り、三百石を給はると云々、五百石記に三百石本郷庄三郎、後に庄右衛門、五百石堀田勘左衛門正利、同柴田三左衛門、同記に三百石齋藤左源太利政、二百石天野權十郎後に佐左衛門光則、光則、元は無祿たりしが、父佐左衛門と共に出陣し、高名せし所、新知二百石を賜ふ所なり、千石大久保四郎左衛門後に玄蕃頭忠成、御書院番頭青山伯耆守が組なり、千石中根傳七郎正成、後に大隅守、千石高木善次郎後に主水正正重、千石今村傳四郎正長、五百石松前隼人忠廣、五百石安藤傳十郎定智、同川口茂右衛門宗重、同花房又七郎後に右馬助正榮(まさなが)、同大久保牛之介後に甚右衛門長重、同井戸左馬助良弘、以前は無祿なり、千石一本に二千石戸田藤五郎、後に備後守、千石三浦權六郎、五百石駒井右京親直、三百石駒井治郎左衛門昌保、三百石跡部民部良保、同跡部治郎右衛門。一本に載す。戸田藤五郎以下六人、御書院番頭松平越中守組なり、五百石松平五左衛門正吉、五左衛門正直が二男にて、以前は無祿なり、三百石丸權六郎、同朝比奈彌一郎泰澄、松平五左衛門以下三人は、御花畑番水野監物が組なり、五百石土井左門後に忠兵衛知貞、四百石山崎權八郎、以上二人は、御花畑番井上主水正組なり。二百石岡部庄九郎長勝、四百石稻垣藤七郎後に若狹守重大、御花畑番板倉周防守組なり、四百石彥坂平六郎一本に平十郎重定、三百石中山内記後に市正信正、御花畑番成瀬豊後守組なり、信正は備前守信吉が息なり、同安藤與八郎

等なりと云々。

又曰、朝倉仁左衞門有重は、未だ無祿なりしが、天王寺表にて軍功ありしを、牧野駿河守、證據を糺し言上に及びし故、御書院番頭に列し、采邑を給はる。（後に江府の町司となれる石見守といへる是なり。此人は祖父以來、三代、諱を同うす。）

又浪華戰場に於て、見崩れの節逃亡せし村越內藏助・佐久間孫四郎・青山五郎八・青山小兵衞（以上御書院番頭・青山伯耆守組）・土橋孫六郎・杉山三右衞門・堀田清十郎（以上水野隼人正組）等、各改易せらる。本多傳三郎・西山清山郎兩人も、右の列座にて改易せられしが、後に兩人、誤無き事を申開き、歸參すといへり。青山善四郎重長は、制令を背き拔蒐せしに依つて、改易せらる。（後に恩免を蒙ると云々。）

或記に、御旗奉行保坂金右衞門は、御押前にて御旗を搖がし、士卒に疑惑あらせしめたるにより改易せられ、後年免許ありしと。又假の御鎗奉行永田善左衞門重利は、同じく罪ありて、閉門仰付けられしが、免許無き内に死去し、家、斷絕せり云々。

或記に、八王寺小人頭、（本書に名を脫す、）甲陽武功の士なり。今般虎の皮の拋鞘の御數鎗を、

歩卒の族に渡し、仕方宜しく、加恩五十石を宛給はるべきや、當座の賞として、白銀を授けらるべきやと御尋の所、當時資料逼迫しける故、白銀を願ひ、各廿枚を拜受す。其中に、志村勘右衞門貞時は、五十石の賞祿を願望して、拜領せりと云々。

同廿七日、大坂大野修理亮が質子、記には、治長が嫡子信濃守と彌十郎二人に作る、竝に村上周防守賴長が大坂屋鋪の衞守富田治郎左衞門も、敵方へ内通の由露顯し、周防守に告げて之を誅せらる。

或記に、今年内藤帶刀忠興一萬石・坂崎出羽守成正・本多大隅守正吉等、各一萬石を加増せらる。　本多美濃守忠政が二男能登守忠義は、無祿たりしが、一萬石を給はる。保科甚四郎正貞は、兄の養子たりしが、甚だ不和にして、密に戰場に到り、大功を顯せし故、三千石を授けらる。　植村新六郎家政には、五千石を加へ給はる。或本に植村出羽守家次が男家政、慶長四年十一歲にして召出され、同十三年敍爵し、志摩守に任ずとあり。此時新六といひしは誤にや。　松平本姓大須賀五郎忠次は、出羽守忠政が息なりしが、當夏伯父榊原遠江守康勝卒去して、嗣子なきにより、家督館林の城を給はる。　是より大須賀家斷絶す。出羽守忠政は、榊原式部大輔康政の息にて、大須賀氏の家督を相續せり。　内藤紀伊守信昌には、攝州高槻の城を給はる。

以前は、水野日向守が居城なりとぞ。或本に、豐前守信成が息紀伊守信政、天正十九年、十九歳にして大番頭、元和元年大坂の城修補せられて後に、信政に仰せて、此所を守らせらる。是れ大坂御城代の始なり。寛永三年に卒すと云々。

池田三五郎恒元は、江戸に來り、秀忠公に謁す。時に御腰物を給はる。一本に、恒元は、武藏守利隆が二男、今、五歳なり。後に備後守と稱す。慶安二年十月、播州宍粟郡にて、三萬石給はる。寛文十一年に卒す。此家、後に嗣子無くして斷絶すと云々。

安藤對馬守重信が養子重長、（本書に稱號を脫す、）從五位下伊勢守に敍任す。（一本に、實は本多藤四郎が子にて、右京進と稱すとあり。一本に、後に右京進と改むとあり。追つて尋ぬべし。）池田治兵衞尉長幸、從五位下備中守に敍任す云々。

家康公薨去の事

元和二丙辰年正月大元日、將軍の御使、駿府に來りて新正を賀す。

或記に、同日、松平五郎左衞門尉忠次、從五位下式部大輔に敍任す。池田宮內少輔

忠雄、從四位下侍從に敍任す。　同十九日、藤堂和泉守高虎が男高次、從五位下に敍し、大學助に任ずと云々。

家康病む

同廿一日、田中城へ渡御あり。　近邊を御放鷹まし／＼還御の所、遽に御腹痛に依つて、醫師興庵を召しけれども、其住所知れざるにより、萬病圓を御服用あり。

或本に、同廿一日、呉服師茶屋四郎次郎道情、洛陽より駿府に下向し、拜謁を遂げし所、大御所の御前に召出され、京都・大坂の事を御尋ありしに、道情が申上ぐるは、聊か異なる儀も御座無く候。　上下共に無爲の化に誇り、酒茶の宴に耽り申候。頃日、鯛を切り、榧の油を以て煎徹らし、其上に韮を摺かけて賞翫仕候由を、猥りに演説せり。　折節、榊原内記、久能より、鯛二尾を獻じければ、則ち道情が申せし通に、御料理仰付けられ召上られ、夫より田中の城へ渡御ありし所、俄に御腹痛ありけると云々。

又落合小平治を以て、東武へ御病惱を告げらる。（小平治道次は、十二時にして、江府に至りける。将軍其疾き事を感じ給ひ、黄金呉服を給はりしと云々。）然る所、興庵漸くと田中に來りける故、御氣色を蒙りける。

或記に、家康公、田中に御放鷹あり。時に夜中俄に御痰涎御胸に滞りて、甚だ危急なり。是に於て興庵法印、御藥を獻じければ、御快然ありて、駿府の城に還御の後、御腹中に塊ある故、時々萬病圓を召上らるゝを、興庵申して曰、徒に大毒の劑を召上らるれば、御積を除く事は無く、却て御元氣を破らるべき旨を、諫め奉れども御許容無し。時に大樹、御側の輩を召され、萬病圓を數日召上らるゝと雖も其驗なし。彼御藥を止めさせ給ふべき事を、申上ぐべき由を命ぜらる。然るに近習の輩、猶豫して言上する事を得ず。依レ之秀忠公、興庵法印に命じて、嚮の趣を、大御所の上聞に達しければ、御氣色を損じ、信州高島郡へ配流せられしが、元和三巳年四月十七日、御赦免を蒙り江戸に歸參し、將軍に謁せし所、命ありて、汝、東照君の寵臣、殆んど傍人に超えたり。其上御藥の事を諫め申す事、忠志淺からざる由の御旨を蒙りけると云々。

或曰、興庵配流になりしは、大御所の御前へ出づる事、遲引せる〔爲ノ字脱カ〕ならんと云々。

廿四日、大御所の御病惱、微驗に依つて、田中より駿府へ還らせ給ふ。夜陰に落合歸參せり。二月小一日、（一日に作るは不審を存すと雖も、本書の儘に記レ之、）秀忠公は、大御所の御不例に依つて、江府を御發駕ありて、二日申刻、駿府の城に着御まし〳〵、大御所に御對顏ありし所、大御所の命に、予、齡七旬に餘り、遽に重病に罹れば、生涯の對面もあるまじと悲歎せし所、斯の如く迅速に來り給ふ事の欣び、何れか是に如かんと仰せければ、秀忠公は、其情に堪へ給はず、淚を垂れて御退去なり。又安部四郎五郎正之・朝比奈源六は、肥後國より、昨日駿府に歸着せしが、秀忠公の渡御を待受け、九州の事を言上す。三月大七日、陸奥守政宗卿、大御所の御不豫を聞きて仙臺を發し、駿府に面向せんと、途中に留りて命を待つ所に、御旨あつて駿城に上り、大御所に謁しければ、遠く來れる事を感じ悅ばせられ、努めて能く將軍家に奉仕すべき由を命ぜらる。

或本に、同十五日、松下石見守重綱が大坂の軍功を賞せられ、五千石を加恩し給ふ。本領と共に二萬石と云々。

同十七日、大御所を、太政大臣に任ぜらるべしとて、敕使廣橋大納言兼勝卿・三條大

家康太政大臣に任ぜらる

納言實條卿下向せらる。

或記に、同廿五日、大御所は、松平外記忠實を召され、汝密に中仙道を經て、城州伏見に到り、城を守るべしとの命あり。元和四午年迄、伏見にありと云々。

或本に、同廿六日、水戸輔臣中山左助信吉、從四位下に敍し、備前守に任ずと云々。

同廿七日、綸命を、駿府の城に於て受け給ふ。同廿九日、御饗應あり。

或本に、此時一色左兵衞範勝は、無官なれども、今般、敕使饗應配膳の役たり。時に永井右近大夫直勝言上に、左兵衞事、無官にして、此役如何と申上げければ、家康公仰に、渠が家は、足利の門葉にして、代々、室町將軍家の賞翫ありし家なり。依つて諸大夫は不相應なり。無官にて侍從諸大夫の代りを勤むる事、規模なる由仰あり。依つて烏帽子素袍を着し、配膳を勤む。家光公御世、寛永の始め、酒井讃岐守忠勝を以て、一色は高家たれば、諸大夫不相應の由、東照神君仰ありと雖も、五位に進むは當時の面目なり。渠が心底に望あらば、仰付けらるべしとありければ、範勝難有仕合、身に餘りける故、御請申上、從五位下に敍し、式部大夫に任ず。然れど

も武役を勤むべき由奉ㇾ願故、高家の例に入れられず、御子御使番となり、其子右馬介範親、御花畑番を勤め、五十に滿たずして死す。其子左兵衞範凰も早世す。範凰が子長七郎範永、母は安部丹後守が女、家綱公の御世、九歲にて死去し、家祿二千石を召上げられ、家斷絕すと云々。

四月小朔日、堀丹後守直寄を寢殿に召して、大坂の軍功、且平日の武備を御稱美の上に、我れ薨ぜなん後、國家擾亂せば、藤堂を以て大樹の一陣とし、井伊を二陣として、汝は兩隊の間に屯し、其橫を擊つて之を敗るべし。忠義怠るべからずとの仰を蒙る。直寄頓首して退きけり。同三日、敕使駿府を發駕し給ふ。同日、水野隼人正忠淸を召され、先祖の忠功を賞し給ひ、參州苅屋の城二萬石を賜はる。元は七千石なり。頃日、大御所、秀忠公に對し給ひ、予が病、愈〻篤し。假令倉公扁鵲といふとも、命數の極まる所、如何ぞ醫治せんや。偖て天下を平治する事、馬上にてなすべきにあらずと雖も、仁弱にしては、功業長く享くべからず。若し明日にも、諸侯の內、不順の者出で來らば、躬ら出馬し、假令、親戚世臣たりとも、妄に私の恩惠を加へず、速に罪せらるべ

し。小敵と雖も、努々怠りて、捨置くべからず。且つ輕んじ給ふなと、濃に仰ありければ、謹んで嚴命を拜し給へり。

或本に、同四日、石川主殿頭忠總を召しければ、御牀の側に伺公す。時に命あつて曰、昔年、汝が養父石川日向守死去せる時、實父相模守、石川長門守（康道と諱す）の幼子あるを以て、汝をして石川の家を繼がしむる事を、辭退すと雖も、予が思ふ所を變せず、遂に外祖父日向守が家督とせり。況や多年恩顧深ければ、能く將軍家に奉仕すべき由を命ぜらる。時に大久保權右衛門忠爲も、主殿頭に從ひ、同御前に候す。大御所、重ねて忠總へ、新發の地を大垣に開きて、一萬石に及ぶとも、權右衛門に與ふべし。必ず忘るゝ事勿れと仰あり。已にして忠總、拜謝して退きけりと云々。

或本に、同五日、松倉豐後守・桑山左衛門佐・市橋下總守を召して、去年の夏陣の功を賞し、采邑五千石宛を加恩し給ふと云々。

同十四日、諸州の牧伯を召され、予、老病甚だ篤うして、命、旦暮に迫れり。當時、大樹院（既カ）に、海内の政務を執行はるれば、一身後の事に於て憂無し。然れども將軍の

制令行跡、若し道に違ふ事あらば、天の監昭々たり。諸將、天道神明の誠意を受けて、自ら國柄を執るべし。天下は一人の天下にあらず、天下の天下なりといへば、予、何ぞ恨を泉下に含まんや。此外に遺し言ふ事なし。蚤く封國に歸られ、大樹の命を待つて來らるべしと、財貨を頒ち給はり、各、領國領邑に還し給ふ。群侯も、私無き嚴命を拜し、愁涙襟を濡し退散しけり。重ねて大御所、秀忠公に屬し給ひ、天下の政事、聊も邪曲なかるべし。嚮に諸國の侯伯に告げて、大樹の政道違ふ事あらば、各天に承りて、國柄を執るべしといひき。自然、海内の侯伯、我意に誇り逆謀あつて、參勤せざる者あらば、早速、其罪を糺し著して出馬あるべし。又義直・賴宣・賴房、未だ幼弱なり。予に代つて憐憫あれと仰せられ、次に三君を召され、爾が輩大樹へ仕へ、或は賤役にも從ひ、或は左右にも給仕し、只命に從つて、背く事勿れと仰あり。其上に成瀨隼人正・安藤帶刀を召され、汝等、予が歿後に於て、全く忠義を竭し、努々宰相に疎遠あるべからず。若し不順の心あらば、如何にもして諫糺すべし。汝等害心を挾みなば、黃泉の下より勘當すべきぞと、理を盡して上意ありける。

或説に、福島左衞門大夫を召し、御暇を下され、御遺物として、御直に名物の茶入を下され、其許には、先年、將軍へ讒言の者ありて、逆心も有之樣に聞え、永々江戸に留めたり。今度、將軍家、仰分けられ、御暇を給ふ間、心安く存ぜられ、國元に於て、二三年も休息あるべし。又御諚に、斯の如く仰せられ候へども、其許將軍家へ不足あらば、歸國の上、逆意の事は、心任せたるべしと仰ありけるを、正則怺へ兼ね、聲を揚げて泣きつゝ退出しければ、本多上野介を召され、左衞門大夫は、何と申せしぞと尋ねさせ給ひければ、太閤以來、少しも御疎略に仕らざる所に、只今の御意、餘り情なき御事に奉存と、申上げける由を言上す。時に大御所、夫にて相濟みたりと仰ありけるとかや。抑も福島左衞門大夫正則は、後年、廣島の城普請に善美を盡し、畫圖を以て願ひし所、將軍秀忠公、直に御覽あつて諸臣を召され、彼城は、毛利元就良將にて、異國本朝の例を考へ、數年心腑を碎き、要害を構ふる故に、十三ヶ年迄掌握し、數萬の士を扶持したり。然るに正則は、僅二箇國の守護なれば、元就・輝元が全盛十分一の身上にて、廣大の願を起す。是れ皆分限を辨へざる

奢侈なり。所詮本丸を破却し、二三の丸に居住せよと、申遣すべき由宣ひけり。各畏りて、上意の趣を申送りたるに、正則上意を背き、普請結構しければ、將軍、愈〻御機嫌損じ、元和五年六月十四日辰刻、江戸に於て、牧野駿河守・花房志摩守兩人、正則の宅に赴き、犯禁の罪により、安藝・備後を召放され、信濃國川中島へ配流仰付けられ、彼地に於て、四萬石與へ給ふべき由、台命を以て申聞かせ、若し違背に於ては討果すべしとて、表の門前には蒲生下野守、裏の門前は鳥居左京亮、芝の下屋鋪へは、最上源五郎を差向けらる。右三家の郎從等、皆甲冑を帶して取圍めり。兩人の上使は、上意を申聞かせ退出の後に、蒲生下野守より、志賀與三右衞門を使者として、急ぎ居宅を出でらるべしとありければ、正則、彼使者に遇ひて、仰せらるる迄もなし、頓て信州へ赴くべしとて、使者を還し、家來熊澤助右衞門・上月新八を呼びて、奧羽の風俗、常にがさつなれば、蒲生・鳥居が郎從等、門内へ込入るに於ては、堪忍なり難し。然る時は、事の破れとなるべし。我等旅行の用意する中は、汝等門内に控へ、其理を盡して申聞かせ、其上に承引せずば馳歸り、其旨を註進せ

よ。我等は切腹すべしと申せば、助右衞門承り、心外の仰にて、承知仕り難しといひも果てぬに、正則、例の怒を發し、某、此度、斯る身となりたる故、己等さへ侮ると見えたり。愈〻下知に隨はずば、手討にせんと膝を立直されしに、助右衞門、更に驚かず、新八に向つて、只今、仰聞けらるゝ如く、出羽・奥州の風俗、がさつなる事勿論なれば、兩人立向ひ、理を盡して申聞かせたりとも、大方は承引すべからず。其時に御邊と我等、御門より馳せ歸るに於ては、追立てられしも同じ事にて、末代の恥辱なり。然る上は、込入る奴原を腕限り斬伏せ、之を御註進となし、君は兎も角御心に任せらるゝ樣にあらまほし。さなくば兩人御手に掛かるが、本意にてなきかといひけるを、上月新八同意して、其方が申す如くなりと答へたれば、正則、忽ち機嫌を直し、兩人が申す所、至極せり。幾重にも無事を繕ひ、其上にも承引せずば、汝等が心に任せよといはれけるとぞ。又廣島へは、城請取として、安藤對馬守重信・永井右近大夫直勝、（一本に、本多美濃守一人に作れり、）廣島より七里隔てし隱戸の瀨戸にあり。時に、正則の家臣吉村又右衞門・大橋茂右衞門（一本、永井治郎右衞門・八に作る）を以て、當城の儀は、左衞門大

福島正則信濃に移さる

夫父子に召預けられ、某等は、彼父子より預かり申す上は、父子の下知なき内に、城を相渡し申さん事、本意なきに似たり。然れば父子自判の書を見申し、其下知に隨ひ度候と申せば、上使も尤とありけるが、此趣を江戸迄申遣しては、日數も重なる故、折節、備後守忠勝、將軍の御供にて、京都建仁寺にありければ、急ぎ飛脚を以て、右衞門が家老の願を註進す。其頃、備後守に仕へし家老蜂屋將監を、宰臣の旅宿に招き、廣島の家中の申す所據なし。さり乍ら時刻移るに於ては、御在京の御妨となり、御機嫌の程も計り難し。然れば備後殿より、廣島へ御下知あるべき事勿論なり。其方は如何心得るやと問はれしに、將監、聞きも敢ず、父左衞門を閣き、備後一人の心得にて、此事の下知仕るべき樣更に無し。假令、書狀遣したりとも、家老共、其下知に隨はん程も計り難し。若し、家老共、承引せずば、備後が一生の過なるべし。備後は若輩者に候へば、仰に隨はんと申すとも、某、諫爭して、差止むべき職分なり。此所を聞召分けらるべしと、いひ切つて退出しける。其後に正則卿より、城を明渡すべき旨書狀到來して、廣島の家中、何れも退散せり。扨左衞門大

夫は配所に赴き、剃髪して宜齋と稱せり。寛永元年七月に卒す。六十四歳。息備後守正勝も、父と同じく移されたり。翌年九月に卒す。

或記に、白石先生の曰、正則、國を除かれし時の事、中將直孝の語りしを、石谷將監貞淸入道の記せしに詳なり。此時將軍は、都に入らせ給ひ、福島は關東に止まる。斯くて藤堂和泉守・本多上野介・同美濃守・酒井雅樂頭・土井大炊頭・安藤對馬守・板倉伊賀守等を召されて、正則は國除かるべき由仰下され、七人の議する所異同ありて、四五日を經たり。伊賀守計りて、井伊掃部年若なれども、召寄せて問はるべしと申す。其翌日、直孝を加へられし所、人々の議に異なるべきにても候はずと申す。されど、先づ存ずる所を申上ぐべしと、重ねて仰せられしに及びて、某が存ずるには、正則を都に召され、其罪を數へられて、申開く旨あらんには、聞召さるべし。若し又、本國に罷下つて、申すべき事あらんには、夫又、望に任せらるべき所なりと仰下され候はんか。然らずんば、御使一兩輩を、關東に下され、仰傳へしめられ、異儀に及びなば、御留守に侍らん人々して、誅せられんに過ぐべからずと申

す。和泉守聞きて、掃部頭、若年に候故、古の小路軍といふ事存じ仕らず、大きなる屋鋪に、兵數多引籠り切つて出でんには、仕惡き合戰なるものをと申す。直孝、聞きも敢ず、やゝ御邊には、夫等の軍、何所にしてやし給ひつる。小路軍といふ事、昔には聞けども、誰が其軍せしといふ者を見ず。昔、駿河の國にして、今川の家人飯尾信濃守といふ者討たれし時、其事ありしとはいふなれど、當時、夫等の軍せしといふ人は、聞えずといふ。先づ〳〵夫等の問答は暫く置きて、明日又議せらるべしと仰あつて、御暇給はりぬ。偖て井上主計頭正就して、密に直孝に仰せらるゝ旨あり。明日疾く參るべし。但し裏御門より來るべしとの御事にて罷出づ。此事決せずして日已に久しく、世に聞ゆる事もこそあれ。直孝、其議に召加へられ、人人の疑受けん事然るべからずと思ひ、其夜一紙の起請文に血を注ぎ、正就して參らす。頓て御前に召されて、昨日申せし所、又別に良き思案もなきやと仰せらる。直孝、昨日申上げしより外、存ずる旨も候はずと答ふ。其時秀忠公、我れ始より、汝が申す所の如く、各と心同じからねば、事久しく決せざりき。今日は、汝が議せし

て參れり。扨て關東への御使には、牧野右馬允忠成を下され、花房志摩守を副へらる。此等、正則に親しき輩なり。若し事あらん時の爲に、物に心得し者共下さるべしとて、久世三四郎廣宣・坂部三十郎廣勝・小栗又市・阿部四郎五郎・堀田勘左衞門・山田野十太夫等の御使番も副へらる。又古き人の申せしは、此時、關東には、松平下野守・蒲生・最上等の大名に守らせ、正則が擧動に依つて、彼館を攻めらるべき由を仰下されしとぞ。福島が館の上、愛宕の山の上には、久世・坂部等を始として、御先手の人々、鐵炮を立並べて、彼館を見下し、事起らば、忽ちに打破るべき有様なり。御使の面々、福島が館に行向ふ。正則、仰の旨承りて、稍あつて後に、大御所世にましませし時ならば、某、申すべき事もありなまし。當代に向ひ參らせ、何事をかくゝ申すべき。左にも右にも、仰にこそ隨ふべけれと答へ申しければ、聞く人感涙を催しける。又或人の申せしは、正則が許へ御使に行きしは、鳥居左京亮忠政なり。忠政、此仰を承り、己が家に歸り、供人少々引具し彼館に向ふ。侍共に申せしは、某、

思ふ所あれば、縱ひ命を殞す事ありとも、相構へて、汝等、戰に及ぶ事あるべからずと、堅く誓はせて行き、正則に對面して、仰の旨を傳ふ。左衞門大夫稍ありて、答へ申すべき事あり。暫く待ち給へとて内に入りけり。夫より彼館、殊の外物騷がしくなりしかど、忠政は只常の氣色にて、正則が出で來るを、待つ事二時計りの後に、長袴を着して刀をも帶せず、幼き娘の手を携へて、忠政に向ひ、某、さしも當家に忠ある者に侍れば、七代が内は罪許さるべき身の、正則が一生の程をだに過ぎ得ず。斯る仰を承るこそ恨めしけれ。されば某が妻子等一々に刺殺し、御邊と刺違へて死なんずると思ひ究め、旣に刀を拔いて、先づ彼等を殺さんとする事、數度に及べども、いづくに刀を當つべしとも覺えず。此上は力なし。左にも右にも仰にこそ隨ふべけれ。年來の情に、渠等が事、よきに賴み參らするに候と、申せしなりと云々。此事不審なり同記に見ゆ。

或記に、福島左衞門大夫は、配所にあり乍ら、食祿四萬五千石を給ひし所に、逝去の後、家人四郎兵衞といへる者の計らひにて、火葬にせし故、其過により、米祿悉

く召上げられしが、家綱公の御治世に當りて、正則の忠節、思召出され、正則、京都にある頃出生せし市松或は市之丞といへるを召出され、上總國にて、二千石或は三千石を給はると云々。市松、後に福島兵衛尉と稱し、元祿二巳年十月、御書院番頭に仰付けられ、同十二月、從五位下伊豆守に敍任すとぞ。

大御所御病床の邊には、秋元但馬守泰朝・板倉内膳正重昌・松平右衛門大夫正綱・榊原内記清久、後に照久と諱す、晝夜咫尺も去らずして、功勞を竭せし所、同十七日、御齡七十五歳にして薨去まし〳〵、秀忠公を始め奉り、家門・世臣・御旗本の諸士はいふに及ばず、歎かぬ者はなかりけり。

或本に、昨十六日晩方、御差料の三池傳太別記に、筑後國の住人傳太と稱すと云々の御腰物を出され、町司彦坂九兵衛に命ぜられ、死罪に極りたる科人あらば、試させよと仰ありける故、卽ち試して御前へ奉りければ、之を榊原内記に給はり、久能山に納むべき由仰ありける。又内記は、久能の祠官たるべしと命ぜられたり。此内記は、元和四年四月十二日、從五位下大内記に敍任し、同八戊年六月廿日、從二位に敍し、正保四亥年八月七日、六十二歳にて卒去すと云々。

大内記が嫡子越中守は、御譜代大名に列し、寄合の上に座し、久能山を守護す。次男左馬助御書院番を勤む。三男大膳は、御先手弓頭に至り、四男左京、中奥御番たり。五男七郎左衛門は、御小姓組に入り、長女は、一色右馬助範親が室なりと云々。

或本に、大御所薨ぜられんとする時、本多上野介へ、大樹を早々召せとありしが、先づ無用にせよと上意ありて、予が歿後、必ず武道の儀を御忘れなきやうに、將軍へ申せと仰せられ、其儘、御息は絶え給へりと云々。

或本に、世に傳ふ、大御所御馬の舍人井出八郎右衛門といふ者、弱年より仕へ奉り、數度の戰場へ、御馬の轡に附從ひ、甚だ御旨に應じ、御褒詞を蒙る事を感激し、黄泉の供奉せん事を欲すと、其長、畔柳助九郎に達し、其詞の未だ畢らざるに、忽ち自殺すと云々。

家康を久能山に葬る

夫より同國久能山に葬り奉る。榊原内記淸久をして、神職を掌らしむ。本多上野介正純・松平右衛門大夫正綱・板倉内膳正重昌・秋元但馬守泰朝の四人、靈柩に供奉す。

本多正信死去

將軍御名代として、土井大炊頭利勝・尾張宰相義直卿の使者成瀨隼人正正成・駿河宰相賴宣卿の使者安藤帶刀直次・水戸賴房君の使者中山備前守信吉（中山勘解由左衛門家□の男なり。寛永十九年正月六日に卒す）等供奉たり。是皆豫め御遺言に因つてなり。此外の人、山中に入る事を得ず。安國院殿德蓮社宗譽道和大居士と諡し奉る。同廿五日、秀忠公、久能山に御參詣あつて、榊原內記淸久が宅へ入らせられ、御膳を獻ず。同廿七日、秀忠公、駿府を御出輿あつて、廿九日武城に入らせ給へり。

或本に、德川家累代淨土宗門たるを以て、武江三緣山增上寺にも、御靈屋を經營せらる。金銀を鏤め、結構崔嵬たり。日本の國數を表して、疊數六十六疊なりと云々。

御軍令并伊東・別所、爭論の事

同年六月大七日、本多佐渡守正信、七十九歲にて卒せり。

或記に、正信存世の中に、嫡子上野介へ、某が歿後に、必ず其方へ御加增あるべし。

三萬石迄は、被₂下候御事なれば、御請申すべし。若し其餘仰出さるとも、御請決して無用たるべし。冥加に盡きなんといひける所に、後年十五萬石にて、下野國宇都宮城主に仰付けられ、根來衆百廿人御預あり。此組頭は、大納言・少納言といふ同心なり。此等は度々御陣の供奉して手柄あり。故に一騎をも勤むる程の者なり。抑此根來衆といへるは、紀州根來寺の僧の末なり。秀吉公の時、下知に背く事あつて、天正十三乙酉年三月廿三日、彼寺を攻められしに、悪僧等一味し、近國隣里の溢者共を招き集め、防ぐ事甚だ疾かりけるにより、秀吉公の軍勢は、追立て追立て荒手を入替へ攻めける故、悪僧等は事ともせざれば、此寺輙く破り難しと攻倦みしに、筒井順慶兵士を下知し、頻に火箭を發しける故、城中俄に火起つて、死する者千六百餘人に及べり。之に依つて悪僧等は、防ぐ手段もなく、散々になつて退きしが、武勇を顯す者共なれば、根來寺破却せられ、今更高野山に隨はんも口惜しと思ひ、流浪しけるを、家康公聞召され、其中にて百餘人を抱へられ、御先手に定め給へり。之を根來組といへり。德川家に其氏族ある事は、大略此時より

始まりしとかや。然るに本多正純は功に誇り、宇都宮の城普請の節、彼御預りの根來組へ、壁拒をかくべしと申付けたりし故に、根來共、是は僻事なりとて、勤めざりしにより、正純怒つて、一人も遁さず、女房子迄首を刎ね、塚に築込めたり。斯る惡事により、元和八年に、羽州由利の地に配流せられたりと云々。

異說に、秀忠公、日光御社參の時、宇都宮の城に御止宿あるべき所、本多上野介逆心により、御湯殿に穽を設け、弑し奉らんと謀りしに、其企露顯せし故、秀忠公は、密に酒井雅樂頭を召連れ、彼表より江城へ還御あり。時に松平下總守は、秀忠公の御輿に移りて社參せり。此事により、本多は配流せられしと云々。（正純は、寛永十四年三月十四日卒す。七十三歳なり。）

或本に、本多上野介は、宇都宮の普請するに、公聽に達せず。又大御所の御時より、附置かれたる根來衆といふ足輕の兵百人あり。彼城修する時、催促に隨はざりし故に、一日の内に、悉く切つて捨てたり。此二條、既に上を輕しめ參らせて、大法を犯せり。己が城にて、將軍家を失はんと謀りしは無き事なり。夫も人々疑

ひし事ありしに依つてなり。假の御所中の遣戸毎に、又戸一つ宛設けたり。是は若し地震して地傾き、戸の開かざらん時に、遣戸より出でさせ給ふべき爲に、結構せし所なり。此頃斯る事は、世になかりし程に、是は軍兵亂れ入らん爲の料なりとて、人々怪しむ。御湯殿の敷板、蹈まば落ちん樣に巧み、其外に悉く劍を立竝べしなどいふは、跡方もなき事なりと云々。

白石先生曰、某、奥に下りし時、宇都宮の城を出でて、彼方に原あり。其中に大なる塚あり。之を根來塚といふ。所の人に問へば、彼百人の兵を埋めし所といふ。又彼の城に、三日月の堀といふあり。正純、新に鑿りしといふ。是れ世に傳はる九馬出しといふものなり。然れば正純が城築かんといふも一定なり。此二條、正純いかで私に取計ふべき。されども實に公聽に達せざらんには、其罪輕からず。誠に此等の事のみにあらず、罪蒙るべき由ありとなん。此事、誰かは知るべき。宇都宮より忍びて還らせ給ひしは、深き御心ある事なりといふ人あり。其由、二條あり。一條は、さもありなん。一條は、覺束なき事なり。世に傳

へて、益なきに似たりと云々。

或記に、坂崎出羽守が、將軍家を怨み參らせて、己が宿所に籠りし時、執政の人々相議りて、出羽守が老の許に奉書下して、汝が主人、逆亂の罪遁るべからず。坂崎の家絶えざらん事を思はゞ、汝が主に勸めて自害させよ。さあらんに於ては、世繼を立て給ふべき旨を下知すべしと議定す。其時、本多上野介、人々に向ひ、誠に彼老が、主人に腹切らせたらんに、彼家は立ち給ふべきやと問ふ。人々、いかで彼謀叛人の家を立て給ふべき。正純聞きて、然らば、其奉書下されん事、然るべからず。彼不臣を罪せんが爲に、彼臣に不臣を勸め給ふ事、天下の下知にあるべき事とも思はれず。速に軍勢を差向けて、誅伐あるべきものなり。何ぞ人臣の敎とすべからざる事を述べて、僞を行ひ、天下の風俗を亂り給ふべきやといひしかど、衆議一決せしかば、正純が連署叶ふべからずと申して、書を加へざりきと云々。

白石先生曰、正純が他事は如何にもあれ、此一言は、天下の名言なりといふべしと、柳生但馬守宗矩、常に感ぜられしなり。誠に此一言を以て見るに、此人の

軍役を定む

若き時より、大御所の御覺えのよかりし、諾（うべ）なるにや。又同職の人と、其間の不快なりし、押して知られ侍るにや。

或本に、正純が孫を忠左衛門といひしが、家綱公の時に召還され、後に御使番を勤めしと云々。正純の息出羽守正勝は、父に先立つて卒す。

同月、軍役の儀を仰出さる。

一、五百石　鐵炮一挺　鎗三本（但組鎗とも）

一、千　石　鐵炮二挺　弓一張　鑓五本（但組鎗とも）　騎馬一騎

一、二千石　鐵炮三挺　弓二張　鎗五本（但組鎗とも）　騎馬三騎

一、三千石　鐵炮五挺　弓三張　鎗十五本（但組鎗とも）　騎馬一騎

一、四千石　鐵炮十挺　弓四張　鎗廿本（但組鎗とも）　旗一本

一、五千石　鐵炮十挺　弓五張　鎗廿五本（但組鎗とも）　騎馬七騎　旗二本

一、一萬石　鐵炮廿挺　弓十張　鎗五十本（但組鎗とも）　騎馬十四騎　旗三本

元和二辰年六月

或本に、

一、千　石　人數廿三人　持鎗二色弓一張　鳥銃一挺

一、千百石　人數廿五人　持鎗三色弓一張　鳥銃一挺

一、千二百石　人數廿七人　持鎗三色 鳥銃一挺
一、千三百石　人數廿九人　持鎗三色 鳥銃一挺
一、千四百石　人數卅一人　持鎗三色 鳥銃一挺
一、千五百石　人數卅三人　持鎗三色 鳥銃一挺
一、千六百石　人數卅五人　持鎗三色 鳥銃一挺
一、千七百石　人數卅七人　持鎗四色弓一張 鐵炮二挺
一、千八百石　人數卅九人　持鎗四色 鐵炮二挺
一、千九百石　人數四十人　持鎗四色 鐵炮二挺
一、二千石　馬上一騎　鎗五本弓一張 鐵炮二挺
一、三千石　馬上三騎　鎗五本弓一張 鐵炮二挺
一、四千石　馬上三騎　鎗十本弓二張 鐵炮三挺
一、五千石　馬上五騎　鎗十本旗二本 弓三張鐵炮五挺
一、六千石　馬上五騎　鎗十本旗二本 弓五張鐵炮十挺

一、七千石　馬上六騎　鎗十本旗二本　弓五張鐵炮十五挺

一、八千石　馬上七騎　鎗廿本旗二本　弓十張鐵炮十五挺

一、九千石　馬上八騎　鎗廿本旗二本　弓十張鐵炮十五挺

一、一萬石　馬上十騎　鎗卅本（但長柄對鎗共）　旗三本弓十張鐵炮廿挺

一、二萬石　馬上廿騎　鎗五十本（但長柄對鎗共）　旗五本弓廿張鐵炮五十挺

一、三萬石　馬上卅騎　鎗七十本（同斷）旗五本　弓廿張鐵炮八十挺

一、四萬石　馬上四十五騎　鎗七十本（同斷）旗八本　弓廿張鐵炮百廿挺

一、五萬石　馬上七十騎　鎗八十本（同斷）旗八本　弓卅張鐵炮百五十挺

一、六萬石　馬上九十騎　鎗九十本（同斷）旗十本　弓卅張鐵炮百七十挺

一、七萬石　馬上百騎　鎗百本（同斷）旗十本　弓五十張鐵炮三百挺

一、八萬石　馬上百卅騎　鎗百十本（同斷）旗十五本　弓五十張鐵炮三百五十挺

一、九萬石　馬上百五十騎　鎗百卅本（同斷）旗廿本　弓六十張鐵炮三百五十挺

一、十萬石　馬上百七十騎　鎗百五十本（同斷）旗廿本　弓六十張鐵炮三百五十挺

右御軍役之次第なりと云々。是は以前の御定なるや。

七月小、武州に於て食邑七千石、酒井備後守忠利に加賜せらる。本多三彌正重、下總國相馬郡に於て、采地加賜せらる。舊領凡て一萬石になる。

或本に、本多三彌左衞門、始め三彌と稱す。然れども世の人呼びよき儘、三彌と計りいひしとなり。何れの頃にや、家康公の御氣色蒙り、山家に引籠り居りしに、御書給はりて召されし時、山谷左衞門と書かせられしにより、自らも山谷左衞門と書きしとなり。本多佐渡守が弟なり。永祿六年、一向宗に組して、徳川家に敵せり。同七年罪免されて、元の如くに召仕はれ、度々高名あり。其後、徳川家を去つて、尾州に至り、織田家に仕ふ。天正十二年九月、前田筑前守利家に從ふ。同十五年、秀吉公、筑紫岩石の城を攻め給ひし時は、蒲生氏郷の軍奉行して先駈す。慶長元年、又家康公に見參し、元の如くに召仕はる。

元和二年七月三日、七十三歲にて卒す。正重遺言して、多くの所領、息等に悉く給はらん事、望む所にあらざる由を申せしにより、所領を減ぜられ、息豐前守正

貫、家を繼ぐ。但し此頃は、上方の大名卒する時、遺言して所領を返し獻る事あつて、世の習はしの樣にありし故に、正重、遺言はなけれども、本多上野介が慮らひにて、斯く申せしが、正貫に八千石給はりしとなり。

此人、天性腹惡しき人なれど、又極めて正直の人なり。或寒夜に、大御所、御膳を召上られ、本多佐渡守にも給はる。折節三彌も參り、人々も御旨を傳ふる事あり。事終つて後、鶴の羹を召され、正信に向ひ給ひ、尋常の羹ならんには、今の程も經たらんには、冷かになりなんず。此羹は、斯く溫かなるこそ、大鳥の、老人に益ありといふ、さもありなんと仰せらる。佐渡守、箸きり納め、答へ申さんとする間に、正重進み出でて、此三彌等が如き小鳥腹を、羹にして候はんには、今の程に氷るべしといひ捨てゝ、御前を罷出でたり。大御所、大に呆れ給ひ、如何に佐渡守、汝が弟の心、まだ改めざる。あの心にては、いかで大名になるべきと仰せけり。大坂御陣の後に、坂部三十郎・久世三四郎に、賞行はれしと聞きて、その三四・三十、いかに某に超えたる武功あつて、賞を行はれけんやとて、刀を提げて城に登る。坂部・久世は、

罷歸るとて大門を出でけり。正重、此方に向ひ、揉みに揉んで來る。怪しからぬ者かなと見る所に、橋の半に至りし時、三彌大なる聲にて、御邊達は、如何なる高名して、所領を給ひけるぞ、語れ聞かんと喚ばはる。久世三四郎、早く心得、左の手にて、耳の輪取つて見せければ、三彌も致し樣なく、さこそあらめ、御邊等は耳の輪大きく生れたり、武功に於ては、何條某に及ぶべきといひ、打連れ立ちて歸りしと云々。

八月大十二日、一本十八日、江州の內にて二千石、水野備後守分長に加賜せらる。舊領合せて二萬二千石。

或記に、同月、上州多胡郡伊勢崎に於て、食邑三萬二千石、酒井雅樂頭忠世に御加增あり。又此秋、石川主殿頭忠總へ、豐後國にて、一萬石加賜せられ、舊領合せて六萬石になると云々。

或本に、大御所へ勤仕の輩、駿府を去つて、武江に下着すべき故、其采地を給はるべしとて、田安御門の下北西より、淸水御門の邊へ流るゝ江戶川を、本鄕の臺に掘通し、淺草川へ流すべき旨を議せられけるを、吉祥寺の前を掘通し、柳原筋より淺

草川へ落し、川の土を以て地形を直し、神田大明神を、湯島の邊に遷し、新川より、東南屋鋪に割す。則ち駿府より引移る地なれば、駿河臺と稱せらる。

九月小十三日、秀忠公の次君國丸、一本に國松君に作る、甲斐國に封ぜらる。鳥居土佐守成次、元老として附屬す。加恩ありて都合三萬五千石。朝倉筑後守定政、是亦成次が列となり增封あり。其高三萬五千石なり。

或本に、國君、後に駿河大納言忠長卿と申す。御行荒々しくて、秀忠公の御心にも、叶はせ給はぬ事のみ多かりしかば、土佐守成次、日夜に心を苦しめ、或時は色を柔らげて、敎へ導き參らする事もあり。又或時は、顏ばせを犯して、諫め爭ひ奉る事もあり。寬永二年正月、青山大藏大輔幸成、秀忠公の御使として、忠長卿の館に行向ひ、駿河・遠江を給ひ、本領甲斐を合せて、三ヶ國を領し給ふべき旨を演べしに、忠長卿、喜ばせ給ふ氣色もなく、又答へさせ給ふ旨もなし。幸成は、事柄惡しとや思ひけん、成次が方に向ひ、大國二つ參らせらるゝのみにあらず、甲斐國共、其儘に合せ領し給ふべきとの御事、返すがへすも目出度候と賀し申しければ、忽ち

に御氣色損じ、やゝ大藏大輔、甲斐國、元の儘領する事、忠長が分に過ぎぬとや思ふ。たま〳〵天下の主の弟と生れたらん身の、是程の國を領せん事、何程の事あらんと、以の外に怒り給ふを、成次、よきに申直して、青山を還したり。其後、御前に參りて、抑も本朝は小國なれば、五畿七道を合せても、僅に六十餘州に分りたり。君は大相國の御子、將軍の弟にてましませばとて、其が二十分の一をば參らせられたれば、勇々しき御果報にてましまさずや。夫に斯く少しも悅ばせ給はぬ事は、如何なる御心にて、渡らせ給ひ候ぞや。其上、已に人臣に列らせ給ふ上は、相國の御家人、皆御同僚にてこそ候上、殊に大藏大輔は、天下の政務を司つて、時の重臣に侍る人の、君父の御使に參りたらんを、斯く恥がましく仰せ候ひし事、且は不忠不孝、且は無禮不義とも申すべしと、泣々諫め參らせたり。同八年、成次、甲斐の國にて病に臥し、朝夕を期し難く聞ゆ。秀忠公より、忠長卿に御暇を給はり、駿河へ御入部あるべしと仰せらる。忠長卿、殊の外に悅ばせ給ひ、成次が存命たらん中に、此事聞かせて喜ばせよとて、近う召仕はるゝ人を御使として、早馬打たせて遣

さる。成次、御使と聞きて、助け起されて對面し、御使の旨を聞きも敢ず、頻に涙に咽ぶを、御使の人、成次が死すべき程、遠からぬかは、氣疲れ心弱りて、嬉しさに哭くにこそと哀れになりて、同じく涙を流して、御邊聞かれなば悦ばれて、醫療の助ともなりぬべし、疾く參れとの仰を承り候。されば斯く喜びに堪へ給はぬを見候に、上も下も、深き御契とこそ存候へと、泣々申しければ、成次、苦しげなる息をつき、御使に向ひ、老身病みて、とても死すべき此息の、つれなく今日迄存命へ、斯る口惜しき事を承るこそ、返す〴〵も不幸なれ。君は今度御暇給ひて、御國に赴かせ給ふ事を、嬉しとや思召す。其御心故にこそ、斯る御身とはなり給ひたれ。大相國家、已に御齡も傾かせ給ひ、此日頃は、御身も勞らせ給ふ所に、只二人まします御子にて、將軍家の御固めなれば、片時も御側を離れさせ給ふまじき御事を、今何の所以にて、斯く遠ざけられさせ給ふべき。一度、御傍を離れさせ給ひて、後に二度、大相國家へも將軍家へも、御對面の事叶はせ給ふべからず。某だに世にあらば、申直す事も候ひなん。とても存命なり侍らねば、一時も早く命終りてこそと存

ずれとて、打伏したりしが、頓て空しくなりにけり。翌年秀忠公薨じ給ひ、其秋忠長卿、罪蒙らせ給ひたり云々。白石先生曰、成次常に如何なる事をや申しけん、外樣の人知るべき事にもあらず。此二つは、皆人聞ける事なれば、古き人の物語を承り候ひき。

且つ大御番より五十四人、國君の近臣となる。同十五日、竹千代君傅臣として、酒井備後守忠利・青山伯耆守忠俊・內藤若狹守清次を附屬し給ふ。同廿八日、一本十八日、小栗又市忠政、六十三にて卒す。十月大三日、煙草ます〳〵制禁、畠に彼草を作る者、過料として牢舍たるべし。其所の代官過料五貫文、村中總百姓より、一人にて過料錢百文宛出すべし。道路橋梁前々の如く修補すべし。油斷あらば、代官過料錢五貫文出すべき旨、令を下すべき由鈞命あり。同廿六日、下野の國日光山東照大權現の御廟社御建立なり。此日、天海僧正繩張す。本多上野介正純・藤堂和泉守高虎を以て奉行とす。其副使には、日根野織部正吉明・本多藤四郎正盛・山代宮內少輔忠久・糟屋新三郎等之に加はる。奥平九八郎忠昌後美濃守・小笠原新左衞門佐政信下總國古河城主なり・松平丹波守康長・水谷伊勢守勝隆、此外那須・皆川の城主等、人夫を率して登山す。來年の四月以

日光東照宮建立

前に、御廟社を造り竟るべき由を仰出さる。十一月大七日、佐久間河内守政實、五十六歳にて卒去せり。十二月小十二日、別所孫次郎、新造の風爐を建て始め、焚きしにより、伊東掃部助・桑山左衛門佐を招き之を馳走す。桑山は其夜、佐久間大膳亮が嫁娶の事に付、左衛門佐は大膳亮が甥なり、申刻に到り暇を告げ、彼宅に赴かんとす。時に別所、桑山が袖を控へ、婚禮の時刻未だ遲からずと止めて、大盃を出し頻に酒を勸め、亭主の孫次郎も、客の伊東も亂醉せり。左衛門佐は、婚體の座へ赴く以前なれば、酒を愼みて醉はざりける。然る所に別所がいへるは、松倉豐後守・堀丹後守二人に、領地加賜せらる。是れ去ぬる大坂の軍功を、賞せらるゝ由を聞けり。怯弱なる松倉に、四萬石の御加賜ならば、我等如きの軍忠の者には、八萬石の采地を給うても、なほ不足なる由を惡口せり。掃部助は、豐後守と莫逆の友なる故、大に腹立して、汝がいふ所は、亂酒の醉狂か、武夫の道を知らざる惡言なり。松倉と我れ親友なるを知りていふは無禮なり。然れども、今日は一座の狂言にして、聞捨てにせん。重ねて此言あらば、堪忍罷成らずといへば、別所重ねて、掃部介何をいふぞ。臆病第一の松倉と親むは、

豊後と同志なるべし。友は類を以て聚まるといへば、汝も怯弱の者なりといひければ、伊東持ちたる扇取直し、別所が頭を打ちければ、孫次郎は一言もせず、脇差九寸五分を抜いて、掃部助を突きしかば、桑山之を押へて、二人の間に分入る所を、酌を取る小童短刀を以て、後より伊東を切りたる故、左衛門佐、又之を抑止めし所、別所が息及び家人等、數十人走せ集まり、終に掃部助を斬殺せり。左衛門佐も、右の手の指に疵を蒙る。然るに伊東が家人等、此騷動を聞きて、玄關より內に亂れ入らんとす。時に桑山出向ひ、鬪諍已に事終つて、掃部助殿は異儀なし。此上、汝等狼藉に及ばゝ、主人の身の上宜しかるまじと制しける。依之、伊東が從者漸く鎭まれり。又佐久間大膳亮は、此事を聞きて、別所が宅に馳せ來りけるに、桑山始終を語りければ、則ち大膳亮、奉行所に赴き、此由を達せり。又伊東が親族は、別所・桑山心を合せ、掃部助を殺害するの由を訴ふると雖も、此事、實儀にあらざる故、左衛門佐は、暫く閉居して赦免を蒙れり。其夜、佐久間大膳亮・野々村四郎右衛門御使者を檢使とし、別所孫二郎切腹、伊東が子二人は、追放仰付けられたり。

或記に、今年加賜せらるゝ輩は、一萬石松平甲斐守忠良、濃州大垣五萬石となる、信州松代城主一本、信州川中島采地十二萬石松平伊豫守忠昌、二萬石小笠原右近大夫忠直、播州明石十萬石となる、三萬石一本五萬石酒井左衛門尉家次、越後國高田城主十萬石になる、二萬石松平丹波守康長、上州高崎城主五萬石、一本に信州松本に作る、一四萬石堀丹後守直寄。越後國長岡城主八萬石になる。佐久間備前守忠次、一本安政、信州飯山の城采地三萬石を給はり、御咄衆の列に加はる。松倉豐後守重正、肥前國にて六萬石を給はり、新に城を築く。島原の城といふは是なり。越後國苅羽郡に於て二萬石、一本一萬石、稻垣平右衛門後に攝津守重辰に給はる。一萬五千石一本に脫す、松平越中守定綱。下總國下間莊三萬石になる。以上。一本去る十月十五日、上總介忠輝朝臣沒收の地を、諸將に宛行はるとありて、此外、牧野駿河守忠成、越後國長岡城主七萬四千石、舊は上州太胡二萬石なり。市橋下總守長勝、越後國三條城主四萬三千石、舊は伯州矢橋二萬五千石。佐久間大膳亮安次、信州長沼城主一萬三千石になる。石川主殿頭忠總、日州肥田六萬石になる、舊は濃州大垣五萬石なりと云々。

上州七日市に於て采地一萬石、前田大和守利孝に賜はる。

或本に、前田利長卿の母芳春院、人質の如くにして、關ヶ原陣の前、德川家に參られしに、大和守利孝は、母の愛せし子なれば、連れて關東に下らる。關ヶ原合戰の後に、利長卿へ、加賀・能登を加へ給ひ、彼芳春院にも、一萬石の地を給ひ、又土方河内守雄久にも、上野七日市の地を下さる。此土方は、前田利長卿由緣の人にて、關ヶ原陣に、前田と共に、北陸道を鎭めし人なり。此時に老母關東に在られしが、其便良からん爲に、利長卿に望まれ、土方が領七日市と加賀の地を替へて、芳春院の領とす。利孝、又芳春院より傳領すと云々。

武州・江州の内にて四千石、永井信濃守尙政。木下宮内少輔利房に、備中國加陽郡采地二萬五千石。（一本元和元年に作る、）北條出羽守氏重は、羽州甘繩を轉じて、遠州久野采地一萬石。總州結城領の内二千石、坂部三十郎廣勝。二千石、久永源兵衞。攝州瀨川村鹿垣村五百石、（舊領合せて千石、）喜多見五郎左衞門勝重。千石、水野元綱。（本書に稱號を脱す。）酒井大膳亮勝吉は、始めて秀忠公に謁し、食邑七百石を給はる。兼松源兵衞正成、參議義直卿に附けらる。正成が父修理亮正吉、先達つてより義直卿に仕へたり。父が領地

を正成に給はり、正成が舊領七百石は、其子又四郎正尾に給はり、家光公に仕ふとなり。下總國にて釆地三百石、喜多見半三郎重恒に賜はる。瀧川豐前守忠往は、參議賴宣卿に附けらる。是れ安國院殿御遺命たる由なり。依之、外孫を養つて子とす。與三右衞門直政と稱せり。同八年より幕下に仕ふといふ。

同廿六日、仙臺宰相政宗卿の男越前守忠宗、侍從に任ず。京極丹後守高知の長男高房、御諱字を給はり、忠高と改め、從五位下に敍し、直に侍從に任ず。

、或本に、此月、尾張義直卿、當四月以後、一旦歸國ありしが、又駿州に至り、久能山の神廟に詣で、武江へ參勤せらるゝ所、今以て居館なき故、本多美濃守忠政が宅を借りて、暫く住し給ふ。駿河賴宣卿は、家康公御在世の時より、駿・遠兩國五十二萬石を封ぜられし故、卽ち駿河府中を居城とし給ひ、同じく東武に參勤せらる。是れ亦居館なき故、西丸下或は屋形を借りて暫く住せらる。遂に兩卿へ、北の丸に宅地を授與し給ひし故、營作して是に移られしと云々。

或本に、宗義成、參府す。鈞命ありて、對馬守從四位下に敍任す云々。

谷出羽守衛友(もりとも)、御咄衆となる。三宅惣右衛門康信(惣左衛門康貞が子)越後守、佐久間左兵衛勝年(大膳亮勝之子)信濃守、關兵部氏盛(本書に、長門守政養が子とあり)安藝守に任ず云々。

東照大權現と贈號

日光山へ御改葬の事

元和三巳年二月小廿一日、安國院殿へ、東照大權現と贈號し給ふ。或記に、始め大明神の神號、然るべきかと計議あつて、決定せんとす。天海僧正、之を聞きて、明神は非なり、權現とありて然るべしと雖も、衆皆、權現は習合なれば如何といへり。然りと雖も、天海が意も破り難く、事決せずして延引す。秀忠公、老中をして議定せしめ給へる所、皆明神號を以て是なりとして、將に定まらんとす。天海默していはず。老中、再三天海に尋ねられし所、豐國大明神幸ありやといふにより、何れも答ふる事能はずして、權現に定まる。後に神體を吉田に命じて、鎭齋せんとあり。天海が曰、吉田何をか知らん。愚僧勸請せんといふにより、皆疑ひて、此言を秀忠公に申上げければ、老中を以て、此儀を御尋ねありし所、一軸

を獻ず。卽ち後陽成院帝の、天海に賜はる所の、神體勸請傳の宸筆なり。殿中大に驚く。今の東照宮の神體は、天海上人の鎭齋する所なり。都て東叡山の僧徒、神體を勸請する事を得るは、其緣なり。抑天海、此敕傳を得たるは、慶長の末に、家康公、豐臣秀賴公を伐たんと思召し、後陽成帝に請ひ給ふ所、帝、愍み思召し、東西を和解なさしめんとの叡慮なり。故に執奏再三に及ぶと雖も、許し給はず。家康公御憤ありければ、御老中皆恐れて敢て言はず。時に天海之を諫む。其辭甚だ峻し。終に家康公御承引あり、天海、卽ち上京し奏聞す。帝、天海が功を奇とし、其願ふ所を訟へよと敕定あり。天海、卽ち此傳を以て奏す。帝許し給ふと云々。

別記に曰、天海大僧正は、足利公方義澄公の末子、一本に、俗姓三浦の末葉鈴木氏なりと云々、母は會津葦名盛高の女にて、永正七年誕生。義澄公薨去に付、母と同道し會津へ下向し、外祖の氏を冐し、平氏となり、寬永十九年十月二日に寂す。百三十四歲なり。慶安元戊子年四月、慈眼大師と謚を給ふと云々。

三月小九日、東照神君へ、正一位を賜はる。同十五日、東照神君の御遺命に依つて、

下野日光山に改め葬る

御遺骸を下野國日光山に改め葬らんとて、寅刻大僧正天海並に土井大炊頭・松平右衞門大夫・板倉内膳正・秋元但馬守等、久能山に登れり。天海自ら鋤鍬を取る。是れ大職冠の葬を改めし舊例なりとぞ。同日靈櫃に從ひ、本多上野介・松平右衞門大夫・板倉内膳正・成瀨隼人正・安藤帶刀・中山備前守・板倉内記並に天海等供奉す。十六日三島。此所に二日御逗留なり。

或本に、同十七日、秀忠公、增正寺へ御參詣ありける所、途中に於て、大橋長左衞門重保、後に式部卿法印に任ず、阿部備中守正次を以て、去ぬる慶長十九年、大坂兵亂の時、片桐兄弟、己が宅地に楯籠る。畠山民部・毛利兵吉・天野十左衞門・西川八右衞門・永井助十郎・伊東伊左衞門・大橋等は、片桐と好あるにより、之に應ずる所に、秀賴疑を散じ且元を許すにより、孰れも其難を免る。然るに兩君御進發の時、市正・主膳正は、台命により、備前島の陣に加はる。長左衞門も亦是に從ふ。翌年再亂には、片桐兄弟及び畠山・毛利・天野・西川・永井・伊東を召して、麾下に屬せられ、本領を給はる。時に重保は、備前島の備に於て疵を被り、保養仕り罷在る故に、其列に與らざる由

を訟ふ。其後遂に大橋を召され、麾下に使はると云々。

十八日小田原、此所に一日御逗留。廿日中原。廿一日武州府中、此所に兩日、止まらせ給ふ。廿四日、同國仙波に到らせられ、又兩日止まらせ給ふ內、廿五日酒井備後守忠利、天海僧正を請じ、論議法論あり。廿六日には、天海自ら衆僧を請じ、法華經、讀誦す。廿七日、同國忍に着御。廿八日、野州佐野に着し給ふ。此所は、本多上野介が領知たる故、犬伏と天明の間春日岡寺に、假に新殿を造りて入れ奉る。廿九日、同國鹿沼に到らせらる。惡日たるを以て逆施あり。此所に暫く止まらせ給ふ。既に日光山東照大權現の御本社・本地堂・回廊・御供所造り終れり。四月大未の刻、日光山座禪院に入れ奉る。同八日、靈櫃を廟塔に納め奉る。（御本社の上の奥院にあり。）十四日、神を假殿に遷す。秀忠公御出座。敕使廣橋權大納言兼勝卿・西三條權大納言實條卿、竝に奉行烏丸右中將光廣卿・宣命使河野宰相實顯卿・奉幣使淸閑寺宰相共房卿・仙洞使日野大納言弘資卿等なり。十五日、秀忠公、御社參あり。十六日、神を正殿に遷し奉る。敕使以下諸侯、一昨日に違はず。但し今日の奉幣使は、中御門宰相宣衡卿なり。十七日、御本

勅して東照大權現宮と稱へさせらる

社に於て、敕命の御法事あり。導師は梶井御門跡最胤親王、執蓋は西洞院宰相時直卿、執綱は唐橋民部少輔・壬生極﨟なり。敕使を始め、最初の如く諸侯出座せらる。秀忠公御社參、十九日一本廿日より御廟塔供養、法華經一萬部讀誦、衆僧三千五百口なり。廿一日、秀忠公還御なり。此月、家光公にも御社參なり。

或本に、正保二乙酉年十一月三日、一本九日、家光公の御治世、後光明天皇より、敕して東照大權現に、宮號を賜はり、東照大權現宮と稱し奉る。宣命を、今出川權大納言經季之を携へ、東武に下向、營内に於て御頂戴あり。一本、敕使飛鳥井大納言と云々。

或本に、東照宮御鎭座は、日光山下野國・久能山駿河國御神領三千石・東叡山武州・喜多院武州仙波御神領五百石・鳳來寺參州設樂御神領五百四十石・龍山寺參州御神領六百十石・龍華院遠州御神領百石・長樂寺上野國世良田御神領百石・滋賀院江州坂本御神領千二百五十石・龍山寺尾州名古屋御神領千石・雲光院紀州和歌山御神領千石・吉祥院常陸國水戸御神領千石・神護寺加州金澤御神領千石・利光院備前國岡山御神領千石・正壽院奥州會津御神領千石・仙岳寺奥州仙臺御神領千石云々。

新東鑑卷之二十大尾

新東鑑附錄卷之一

上杉景勝卿、仕寄を附けらるゝ事

大坂鴫野口にて、丹羽五郎左衞門長重卿、仕寄を附けられし時、上杉景勝卿も出でられ、我等も仕寄を附け申すべしとて、家來に先立ち、玆なる溝に、橋を丈夫に掛けよと申付け引込みしかば、始は皆手緩き人かなと思ふ氣色にて、然々橋を掛けざる所へ、景勝卿又出でて、何とて橋は掛けざるぞと申さるゝ故、西條治部が曰、只今にも橋は掛け申すべく候とて、即時に掛けゝれば、景勝卿、之を見て、本の仕寄場を差置き、脇に土俵を置き、鐵炮を掛け法螺を立て、次第に土俵を掛け來れと下知せられたり。大坂方も、始は用心しけるが、此體を見て、上杉は軍の術を知らぬか、墓々しき事はなしとて引入りたり。又上杉の家臣等も、下知を請けざる氣色故、景

勝卿は、敵の油斷を計り、法螺を立てければ、卽時に仕寄場へ、土俵をひた〳〵と持寄せて、仕寄を附けたり。前方、土俵を置きたるは、仕寄道になり、翌日城兵は、仕寄の防ぎに出で、之を見て、膽を消したりといへり。

畠山入庵二條へ登城并甲陽軍鑑批判の事

大坂冬陣に、二條御城中の書院へ、諸大名出仕の節、家康公は、畠山入庵を召され、謙信以來、上杉家の武者押の次第を御尋ありけるを、入庵一々申上げければ、大御所の上意に、上杉家の軍法左樣に聞けり。尤なりと深く感じ給ひぬ。入庵は小さき男なれども、罷出でて、少しも憚らず、大音にて口上爽に、立板に水を流せる如くなりし故、一座の諸大名は、皆、武勇の輩と雖も、誰も詞を出す者なかりけりといへり。入庵は後に、目盲隱居仰付けられ、京都麩屋町に閑居せし處、寛永十二年の頃、或人甲陽軍鑑を持來りて、慰に讀聞かせけるを、入庵が曰、此書大に相違せり。第一に、謙信を、梶原景時が裔とあり。謙信は、もと長尾にて、村岡將軍忠通の三男鎌倉四

郎兵衞景村が孫次郎景弘、始めて長尾を氏とし、兄弟別れしにより別流たり。又長尾義景と書きたるは、予が舅の政景の事にて、義景にあらず。又天正三年の記錄に、公方靈陽院義昭公と書き載せたり。義昭公は、秀吉公御他界の前年まで御在世にて、慶長二年八月廿八日に薨ぜられしを、二十年前、天正六年に死せし高坂彈正が謚號を書く事不審なり。又天正五年十月に切腹せし松永彈正を、天正三年六月の記の中に書きたり。松永滅亡を、三年前に知りて載せたり。又天文十六年二月十五日、晴信、甲府八幡へ詣で、山本勘介を呼びて、西國の事を尋ぬるに、勘介其座にて、大内義隆を、家臣陶尾張守晴賢が討亡したる事を語るとあり。義隆は、天文二十年九月、長州深川村大寧寺に於て生害なり。右晴信へ、勘介が談りし年月よりは、四年後の事なり。又川越夜軍を、北條氏康が、上杉と戰ふとあり。川越の夜軍は、氏康が父氏綱と、上杉五郎朝定との戰にて、天文六年七月十五日の夜なり。又兩上杉に、氏康が討勝ちたる戰は、九年後、天文十五年四月二十日の晝なり。是をも、兩度を一度に記すは誤なり。又十卷目の下に、松山の城主上杉友定とあり。松山城

主は、上杉左衛門大輔憲勝なり。憲勝は、山内の上杉民部大夫憲顯より、六代の孫なり。又友定といへる人は、上杉の一門に無之、朝定の事歟。但し朝定は、十五年以前、天文十五年四月二十日に討死なり。此書は僞書なり。其上、謙信代の事は、我れ直に見たる事なりと、いはれしとなり。

加藤家の元老より大坂へ兵糧を贈る 幷 肥後守忠廣配流の事

大坂冬陣の時に、加藤肥後守忠廣は、幼弱たるを以て、元老加藤美作外舅玉目（或は玉周に作る。忠廣の外舅なりといへり）丹波、豊臣家へ志を通じ、大船二艘に糧米を積み、密に秀頼公へ贈れり。忠廣之を知らず。又秀頼公の乳母子齋藤采女を、肥後國へ下し、加藤よりは、密に横江清四郎を、城中への使節とせり。然るに元和四戊午年八月十一日、大坂へ志を通じたる横江清四郎・橋本掃部助・同佐太夫三人、共に斷罪せられ、其外美作を始め其黨、死刑流罪せられたり。忠廣は科なきに定まり、御宥免ありし所に、成長する

に隨つて、金銀美服を好み、家人國民に辛く當り、不義不法の事のみ多くありて、終に寛永九壬申年六月朔日に、廿一箇條の御不審を蒙り、流刑せられ、越後〔出羽カ〕國莊内に赴けり。時に、

加藤忠廣配流

人間萬事定不定　身似₂明星₁西又東　三十一年如₂一夢₁
醒來莊内破廬中

と作られたり。忠廣此の如くなりしは、多く長男豐後守光政の所爲なり。其所以は、光政の外樣士に、廣瀨庄兵衞といへる虚氣者あり。然れども先祖は、代々武功を顯はすにより、家督を繼がせ置かれたりしに、平生渠が虚氣を慰にせし處、或時廣瀨を呼寄せ、内々一大事を思立ち、近日旗を擧ぐる筈なり。因つて汝を一方の大將と定め、預くべき人數も決定せり。其支度致せよと申されければ、廣瀨大に迷惑し赤面して、こは難儀なる事を仰付けられ候。此段偏に御免を蒙らんと、慄々申捨てゝ、其儘逃行きたれば、光政大に興じて、其後江府の繪圖を調へ、廣瀨に彼圖を見せ、其上にて、此間も申せし通り、近日一大事を思立つなり。然れば汝は、何れの口よ

り攻入るべきや。思案せよと申されければ、私儀を、一方の大將に仰付けられ候はば、只今逐電仕らんと、涙を流して身を縮むるにより、豐後守彌〻氣に乘じ、重ねて、此一大事、此度、俄に思立つ儀にあらず。先年大坂御城普請の手傳せしよりも思立ち、攻入る事自在なる樣に、豫て下知したる上は、近日大坂へ行き、御城を乘取りて栖籠り、世を奪はんと申されければ、廣瀨が曰、彼御城は、日本第一の要害にて、縱ひ何萬騎の勢を以て攻むとも、口々閉づれば、天魔鬼神も攻入る事叶はずと承り候間、所詮斯る仰を蒙り、御前に於て絕命して詮なし。此役儀を御免候へと、轉倒して恐怖すれば、豐後守益〻興じ、大名數十人一味連判せし謀書の廻狀を認めて見せ、又誰それの狀抔と、自筆に謀書の品々を書顯し、狀筥に入れて近臣に持たせ、廣瀨が方へ遣し、口上にも、斯樣に大名數十人一列せる間、以前より申す如く、汝一方の大將なり、覺悟せよと申送る。廣瀨彼狀を見て、膽を冷し身震ひし、堅唾を呑んで思ひけるは、所詮此事、一々御老中へ申上げ、主人の謀叛を、意見させて止めんと思詰め、土井大炊頭利勝の宅へ、彼狀を持參し、以前よりの事共を殘らず申上げ、此事意見

を御申被下候へとぞ申しける。大炊頭は大に驚き、上聞に達しけるが、庄兵衞を殿中へ召され、御老中列座にて御尋の處、豐後守の申されける事、一々に言上す。然れども此者魯鈍にして、三歲の童子の口上に同じければ、渠が臆病を見て、豐後守興ある慰にせし者ならんと、御評定あれども、自筆自判の謀叛狀、殊に御城の繪圖を出し、攻入るべき方便、其外江戶中を燒拂ひ、將軍家・大名・町人まで、途に迷はしめ候手段等は、捨置くべき事ならずとありて、此事より起り、彌〻越度に究り、流刑せられしとかや。

加藤式部少輔明成改易の事

加藤嘉明の兒扈從多賀主水は、大坂冬陣の時に、十六歲なりしが、加藤式部少輔明成に從ひ、湟際に於て敵と引組み、湟に墮ちたりしが、終に首を獲たり。嘉明其功を賞して、氏を堀と改め、祿四千石を授けらる。嘉明卒して、明成家督を繼ぎし處に、主水驕奢を以て、明成の心に忤ひ、父嘉明より、主水に遣し置きたる判物、並に

家老職をも取上げらる。依之、寛永十八巳年四月三日の日中に、會津の城下を立退き、剰へ手切の印として、領分の橋を燒拂ひければ、明成大に怒り、大勢を差向け討取らんとすれども、其在所知らざる所に、高野山に登りて、文珠院といふに忍び居る由聞えければ、明成委細を申送り、搦め出さるべき旨、使者を立てし處に、文珠院より、左樣の者當山に居申さず候。自然忍び居たればとて、此山へ馳込み候者を、搦出せし例なしと返答せしにより、式部少輔之を聞きて腹に居ゑ兼ね、頓て言上し、家人堀主水と申す者、斯樣々々の不義を働き、領分を立退き、高野山に忍び居申候に付、文珠院方へ使を立て、搦出すべき段申送候處に、虚言を吐きて固く出さず。此上は討手を遣し、彼山を搜すべし。明成儀、不義の者と思召され候はゞ、四十萬石の御恩地に替へても、渠を存分に行ひ度候と言上し、則ち討手を大勢申付けたるを、主水傳聞きて高野山を出で、和歌山の城中に蟄居せしを、加藤より、賴宣卿へ相斷り、討手を數百人差向けたり。主水之を聞きて、終に所存の訴狀を認め、江戸へ下り、主人明成の積惡を、一々訴へける中に、大坂沒落の時、天守に火の懸りたるを

見て、明成、剃髪せんと悲まれたるを、種々諫めて差止めたる段、其外數ヶ條を載せたり。御老中御披見ありて、尤に思召されけれども、主人の積惡を訴へ、且つ往來の橋を燒拂ひ、公儀を恐れず候段、不屆に思召され、明成に下されければ、明成大に喜びて、主水を縛首にし、妻子はいふに及ばず、縁者門葉まで、殘らず誅戮せり。其後に明成は、以前申したる通とありて、四十萬石召上げられたり。

越前家の臣山縣伊賀浪人の事

越前の家臣山縣伊賀といへる者は、冬御陣の時、首一級を得たりけれども、褒賞もなかりけるとかや。是は前田家の臣を以て、證人にせし故なり。山縣は、斯る事を恨みけるか、後に浪人せしといへり。

加藤家の臣川村權七歸參の事

關ヶ原合戰の時に、加藤左馬介嘉明は、家康公の供奉にて關東にあり。然るに上方

にも、石田治部少輔亂を起し、諸將の内室を人質として、城中に入れける。左馬介の城豫州松山には、舍弟内記を始め殘し置きしが、嘉明の内室へ、内記より申す旨ありて、川村權七を、大坂へ遣はせし處に、川口に番船を置きて、むざと入れざれば、權七は、尼ヶ崎に數日滯留して、浦の漁師に馴れ、大坂への通路を尋ねければ、漁父賴もしくも、己が船に權七を乘せ、大坂へ赴き、川口近くなりければ、船底に積置きたる網の下に隱し、終に番所の前を通り過ぎたれば、權七大に悅び、船底より上り、嘉明の屋鋪に入りて内室へ申すは、本國に於て、内記を始め家老中の相談には、縱ひ奉行中より如何樣に申され、御前を渡すべしとありとも、唯御屋鋪に置き參らせ、關東よりの御左右を御待可ㇾ被ㇾ下候由を述べて、重ねていへるは、數ならぬ私なれども、家老中の名代として馳上りし上は、恐れ乍ら左も右も、御身を任せ置かるべし。若し奉行中人數を出し、御屋鋪を取卷き申すとも、某斯くてあらん程は、些ともも恐れ給ふべからず。叶はぬ時は御自害を勸め奉り、某も同じく腹切つて、冥途の御供申すべしと、殘る所なくいひて表へ出で、權七が計らひとして、屋鋪の隅に井樓を揚げ、大

銃を仕掛けたり。是は表の塀下へ、敵方の人數詰寄せなば、打拂はんとの備なり。其外屋鋪のつまり〳〵に、塀をふり堀を掛け、夜廻張番怠らず、對陣の如くに守らしめたり。然れども、細川忠興の內室自害の後は、諸大名の奧方を、城中へ取入るべしともせざりける故、仔細なく居られしが、程なく天下治まり、左馬介には、豫州半國を賜はりければ、岐阜關ヶ原にて、戰功を立てたる輩に、恩賞を與へらる。川村權七は、大坂に於て忠志ありしを感じ、二百石の加增にて、都合五百石となれり。權七之を不足して、我れ大坂の川口を忍び入り馳付けて、屋鋪を固めたる忠節の程、岐阜關ヶ原の戰に、働きたる輩に勝るとも、更に劣るべからず。然るに一倍の御加增數輩あつて、某に唯二百石を加へらるゝ事、我志に相應せず。若し武士道の御穿鑿不行屆か、但某豫てより御意に入らざるかなるべし。所詮當家を去るべしといひて立退きければ、左馬介大に怒り、彼大坂屋鋪に於て、武士の志を立つるにより、相應の加增を遣す處、岐阜關ヶ原兩所にて、骨折りたる者共に倚增さらんと廣言して、領地を立去るのみならず。當家は武士道不吟味なりと、口に任せて嘲る事、言語道斷の曲

者なり。我れ聞く先年尾州長久手に於て、德川御家人平松金次郎といふ者、恩賞を不足して、頓て參河を退きしに、內府怒り給ひ、功を立てたる輩には、各賞を施されし所に、平松一人恩賞を受けず、殊に他國へ赴く事、類希なる無禮なり。彼が罪科を許し置かば、當家の仕置立つまじとて、其行末を尋ね求め、終に平松を誅せらる。是れ僻事といひ難し。此先例に從ひ、權七めが住所を聞き出し、討捨にすべしと申付けたり。權七、之を深く恐れ、ある山里に隱れ居たりける處、

或本に、平松金次郎は、性質驍勇にして、外貌温なり。或時一友、平松を惡口する事ありしが、金次郎は一言も答へざるにより、人皆柔弱なりと思へり。其後平松、朱柄の鎗を拵へたりしを、人皆聞きて大に笑へり。是は白柄の鎗を以て、敵と鋒を交へ、鎗に血付くる事、度々に及びて後ならでは、朱柄の鎗を持たせざるが、武夫の法なる所以なりとぞ。然るに長久手合戰の時、平松は衆を離れて一人進み、一番鎗を合せけるに、其後に續く者なし。是に依つて家康公、新地二百石を賜ひし處、金次郎衆人の中に出でて、男子の勇とするは、只戰場の働にあり。喧嘩

を好むは、下僕の業なり。我れ今般の合戰に、年來出さゞる勇を顯し、我後にだに繼ぐ人なかりき。人各能あり不能あり、我喧嘩には誠に拙し。敵と相合ふ時は、人より勝れぬといひけるが、答ふる者更になし。然るに羽柴秀次公、平松が不平を懷く事を聞召され、一萬石を以て招かれければ、金次郎領掌して、德川家を出奔す。家康公、坂部權右衞門を召され、平松を追うて殺すべしと命じ給ひぬ。坂部承り、直に進んで金次郎を討たんとするを、平松却つて權右衞門を殺して退きしに、服部半藏、掛川の城番に代る道にて、此由を聞付け、其儘組の鐵炮を引連れ、其籠る處の村里を固めり。金次郎免れざる事を知つて、竟に切腹せしと云々。

大坂冬陣に、嘉明を江戶に殘されしに、上方よりの御左右を待ちて、加藤が屋鋪を攻圍み、腹切らすべき御下知ありといへる沙汰ありければ、嘉明聞傳へて、討手、屋敷へ向ふならば、討死を遂げんと相催す所に、夜更けて裏門を、潛に叩く者あり。番人すはやと驚きて、如何なる者ぞと咎めければ、御氣遣なき浪人なり、青木佐左衞門殿非番ならば、卒度呼出し給はれと賴めり。青木は嘉明の近臣にて、其夜は次の間に臥

し居けるを、彼番人表へ呼びて、斯くと告げければ、佐左衞門も、如何なる者とも知らず、門外へ出でて見るに、川村權七なりける故、青木は其手を執つて、思も寄らざる對面なり。さて此時節、何の爲に尋ね來れるやと問ひければ、權七小聲にて、事新しき様なれども、凡そ臣たる者は、忠を君に容れんが爲に身命を抛つ事は、珍しからぬ所なり。然るに先年大坂へ上り、奥方を守護し申しつるは、いふにも足らぬ事なるを、をこがましく申立て、御勘氣を蒙る事、誠に後悔千萬なり。御機嫌の程も憚多く、又は手前の誤を恥ぢて、十箇年餘り世上をやめ、覆藏坊と改名して、隱れ居たる所に、此節、御家危くならせ給ひ、御難儀近きにありと承る。せめて斯様の時なりとも、御先途を見屆け申さん爲め、晝夜を分かず參りたり。願はくは貴殿の計らひを以て、御屋鋪の內に入置き給はゞ、喜、限りあるべからずといへば、青木も流石の者なる故、川村が所存を熟と聞きて、彼は勇義の武士なるを、望の儘に屋鋪へ入れ、むだむだと殺さんは、惜しき事とや思ひけん、申さるゝ處はさる事なれども、假令貴方の越度にもせよ、先年當家を出でられし後は、主從の交長く絕えて、剩へ重き御勘當

なるに、今度無用の義理立して、あたら命を棄てんより、玆にて思案を替へられよ。其上貴殿下着の由、宜しき樣に披露するとも、大方御機嫌は御直しあるまじ。又不思議に御許容ありて、屋鋪の內に置かるとも、御家の爲にもなるべからず。然れば主君の耳にも入れず、諸傍輩にも語るまじ。疾々故鄉へ歸られよと、言葉を盡していひけれども、其辭を承引せずして、靑木殿とも覺えぬ人かな。此度我等遲參するとも、何とて彼は來らざるぞと、御不審もなして給はるべき所、たま〳〵武士の意地を立て、夜晝となく下りたるに、御門の內へも入れられず、早々在所へ歸れとあるは、近頃曲もなき會釋なり。されども殿の御爲にならぬとあるを、押返して、兎や角といふも如何なれば、故鄉へ立歸り、時節を待たんと答へけるが、其體哀れに見えければ、然あらば人に尋ぬべし。暫く此所に待たれよといひて內に入り、すぐに嘉明の寢所に行きて、右の趣を演べければ、左馬介は暫の思案もなく、此方へ連れ來れとあるにより、川村を連れ來りける。時に嘉明、汝奇特に下りたりと申して、頻に落淚せられければ、權七も心惑ひ、左右の言葉も出し得ず。靑木に對ひ、再び御前へ出づる

事、今生の思出なりといひける。扨夜明けゝれば、屋鋪の中なる下々に至る迄、川村權七が來りたりと、多くの加勢もあるやうに、各勇みけるとなり。是れ權七が弱年より、勇才人に超えし故なり。夫より日々月々に立身し、竟に家老となり、八千石を領し、程なく伊豫にて死去せり。其後左馬介に御加增ありて、奥州會津へ所替の時は、領內の民人別れを歎き、嘉明、出船せられし時は、女童部まで海邊に出で、殿は我等を捨置きて、何方へ御越あるぞと泣き悲しみける。左馬介、會津にて四十萬石を領しけるが、川村權七が存在ならば、彌〻國の佐となり、當家の幸ならんものと、常に談をせられけるとかや。都て嘉明は、智勇ある上に士民を勞はり、賞罰に私なかりけるとぞ。

河路權內・內藤左兵衞討果す事

尾張義直卿の弓頭に、河路權內といふ士あり。大坂夏陣の時、一に河路、二に福尾佐五右衞門、三に內藤左兵衞、三段に備へたる所に、先手所以なきに躁動して、福尾・內

藤が手も、亂れ立ちけれども、先備河路權內は、馬を騎居ゑ、兵を整へて動轉せざるにより、城兵に後陣の亂れたるを見透かされず、尾州勢は、河路が體に勵まされて、皆靜まりぬ。然るに成瀨隼人正正成は、後に來りて之を見たる故、歸陣の後、福尾・內藤が、能き足輕を立定めたるを賞して、祿を加へられしが、河路は之に泄れたる故、權內が曰、某祿を貪るにはあらねど、其時の功、第一拙者にある事、世人の知る所なり。然れども隼人正、勇怯を見るに明ならず、賞罰を行るに、公ならざるに依つて、吾名の顯はれざるを怨むと、不平の詞を出し、遂に爭論となりぬ。正成、駿府へ赴く途中に於て、渡邊半藏に逢へり。渡邊此事を聞きて成瀨を誘ひ、尾州に歸り實を正し、河路にも同じく加增ありける所に、猶快しとせず。內藤は常々懇意なるに、彼が加祿を受くる時、眼前に見たる某が功を、一言も語らざるは不屆なりと思ひ、夫より交を疎にせり。一日半藏が方へ、河路・福尾・內藤を招きて饗應し、旣に茶も畢りて、內藤左兵衞、河路權內に、日來親み深かりしに、近年さなき事更に其意を得ず。若し心中に狹む所あらば、分別せよといひければ、河路應へて、いはるゝ迄もなし、疾く分別し

たりとて、歸路の時、河路聲かけ、其方を討果すぞと斬懸れば、內藤が若黨走り寄り、河路が頭を斬破りしに、權內左の手にて頭を抱へ乍ら、內藤を袈裟に打放して、當座に死せり。內藤は、時過ぎて死しけり。喧嘩の事なれば、雙方同じく命ぜらるべき定法なるに、河路は、武功の爭論無禮なりとて、家を立てられず、二子ありしを、兒扈從に召出され、內藤が嗣子に、本祿を賜はりける。其後福尾佐五右衞門、何とか思ひけん、河路と內藤討果す時、權內が頭を斬破りたるは某にて、內藤が若黨にあらず。二子此事を漏聞かば、某を安くは寢させじと語りけるを、河路が一家の者傳聞きて、二子に告げければ、其儘に差置くべきならずと、書牒を通じて、旣に討果さんとす。義直卿、其本を匡させられければ、福尾が口より出さずと申すにより、先づ和談になると雖も、浮說猶止まず。二子斯くては捨置かれずと、心に思ひ色に見さず。然るに鳴海の山に於て鹿狩あり。其時福尾、二子が體を竊に窺はしむるに、兄は小瘡を病み、弟は虛勞を煩ひて、久しく門を出でざるにより、福尾、さては別儀あらじと、鹿狩の供に出でたり。暮に及びて歸る時、福尾足輕を前に押立て、從者數多左右に引具

し、用心して過ぐる所を、兄は豫て竹柄の鎗を、捨鎗と彫付け置きたるを持つて、馬上の福尾に詞をかけ、投衝に突貫きぬ。突かれ乍ら下立つ所を、兄弟共に挾んで斬殺し、足輕從者を追散らし、心靜に立退き、一町計り行きしが、兄の草履を片々取落せしを、周章てたりと人にいはれんは無念なりと、立歸りて之を取來れり。母は相謀りて、甥の所に匿し置きぬ。然して兄弟二人は、飛驒路の嶮岨を經て、他國に遁れ得たりしが、弟は早く病死し、兄は森脇新右衞門と稱し、松平新太郎光政に仕へて、身を終りけるとぞ。

前田家の吉田大藏射術名譽の事

加州の家臣吉田大藏は、大坂一亂の時に、左の指を半射切られ、拇指食指のみ全けれども、弓は猶妙手を得たり。利常、或日放鷹に出でられたるに、愛翫の鷹を、大緒共に取放ち、あたりの杜に入り、木の枝に居懸りけるが、大緒に纒ひて、鷹は倒に縋りたり。利常、大藏を呼び、何とぞ鷹を害はぬやうに射取れとあれば、大藏、一應は辭

退し乍ら、令重ければ承り候とて、雁股を番ひ、鷹の眞中を射たると見えしが、其儘に飛去りけるを、跡を慕ひて居る上げぬ。利常、何とか射たる、名譽の事かなと問はれければ、木に纒ひたる大緒は、射ても解くべからず。由て玆旋子を射割りて候。斯様の時、鷲の羽を嫌ひ候。羽すり鷹に中りたる時、痛く候故に、柔なるを以て射る事、故實なりと申せしとぞ。

龜田大隅、御馬拜領の事

淺野家の臣龜田大隅守高總は、元溝口半之丞といひ、若年より、手柄高名ある大剛の兵なり。忍・岩槻の武邊、泉州樫井にて鎗を入れたる軍功、言に盡し難し。持鎗は下坂忠親が作にて、十文字なり。鞘は鴟の嘴にて、栗毛なめし革、柄は總靑貝にて、銅の金具なり。江戸御城石垣を築立てゝ後、三度迄崩れたり。秀忠公、御普請御巡見の時、龜田へ、何故に石垣度々崩るゝやと、御尋ありければ、大隅畏りて、拙者鴟の十文字を持ち候ひて備へなば、一度も崩し申すまじく奉存候へども、石は非情の物に

て、可レ仕樣無ニ御座一候と申上げけり。扨御普請終りて、鹿毛駮の御馬を賜はりければ、龜田は土井大炊頭利勝が家來早川圓右衛門に向つて、公方樣より御馬拜領仕り、難レ有奉レ存候へども、二毛の馬にて、外聞如何に候。御馬は如何樣にても苦しからず候間、御替成下され候へと訴訟せし故、早川、則ち大炊頭に相達せし處、尤至極なりとて、外の馬を下されしといへり。

福島丹波、後藤又兵衛と武を論ずる事

關ヶ原合戰の時、備前中納言秀家卿の後勢七八十程、福島左衛門大夫が先鋒福島丹波が備先を通りしに、地形下くして、丹波が手よりは見えざる所、正則が旗本より見附け、青木淸右衛門を使にて、早々之を知らせし故、丹波は若者五六十を遣し、彼秀家卿の勢を追蒐けさせしに、黑田家の臣後藤又兵衛乘り來り、退き後れたる敵七八十程、對を橫切つて通るを、能き仕物に候、追蒐けて若者共に取らせ候へといひけるを、丹波は笑つて居る所へ、先に遣したる五六十人の若者等、皆首取つて歸れり。又兵

衞は、ぬからぬ丹波かなと感じけり。後に世の取沙汰に、後藤が差圖して、組勢に高名させたり。全く又兵衞が蔭なりといへり。丹波之を聞きて、疑もなき後藤が過言なりと奇怪に思ひ、いつぞ對面せんと心懸けゝるに、又兵衞は浪人して、上方へ上るとて、宮島に潮掛りして居たるを、正則聞付け、丹波を使にて、又兵衞を抱へんと申せば、後藤は、三萬石ならば御奉公申すべしといひける故、丹波は、此旨を左衞門大夫へ申しければ、正則頭を振つて、譜代の其方・小關石見さへ二萬石なれば、中々思ひも寄らずといひけるを、丹波諫めて曰、又兵衞を、三萬石にて召出され候へば、石見も拙者も、威光が附き申候。其所以は、又兵衞さへ三萬石なれば、石見・丹波などを外へ出したらば、四萬石の侍なり。譜代故、福島家に小身にてありと可レ申候へば、拙者共迄の面目なりと諫むれども、正則諾せず。又丹波を以て、斷を申遣しけるが、暇乞して歸る時、先達つてより、世上の取沙汰の事を思出し、先年關ヶ原にて、備前勢の除後たるを、我手へ討取りたり。夫を貴殿の指圖にて、某に手柄させたりと、世上にて申さるゝ由、虛か實か、承屆けんと詰寄りたるを、後藤冷笑ひて、貴殿と我等が

武邊は互角なり。戰場に於て、其元の指圖を、某は得請けまじ。然れば此方の指圖も請け申さるまじと、返答しけるとぞ。

池田家南部越後、尼ヶ崎の城を救ふ事

冬陣に、池田越前守命を受けて、尼ヶ崎の城を救ふと雖も、兵寡くして而も大坂に近ければ、池田武藏守利隆・同左衛門督忠繼、相共に計つて、利隆には宮城筑後、忠繼には南部越後、何れも武功の士たる故、各騎士三十人・鐵炮百挺と相定め、加勢に遣せり。筑後は先達つて尼ヶ崎に到り、南部を待つとも來らざりしが、二三日過ぎて、今日參着の由を申來りし所、筑後は悅んで、中途迄出迎ひ、打連れ立ちて尼ヶ崎に抵りしに、南部、筑後に向つて、貴殿是より歸られよ、某は先づ此邊を打巡つて、跡より參らんといひ、城の構地の利を委しく見て歸り、扱いひ合むべき事あれば、町々の目代に來れと呼寄せければ、目代共四五人來りけるが、宮城、其時座敷に居て、此に來れといひけれども、南部は仔細の候とて、庭の戸口を明けさせ、白沙に呼入れさせたり。

目代共は、宮城・南部を敬せずして、立ち乍ら、我等に何の用事か候といひければ、南部眼を瞋して曰、苟くも將軍家の命を蒙り、宮城筑後・南部越後兩人、池田家の援兵として此所に來れり。身不肖なりとも、將軍家を重んぜば、我輩を敬せざらんや。若し一戰に及びて、味方利を失はゞ、汝等盡く敵の爲に斬虜せられ、貨財は盜人の有とならん。今兩人を侮るに於ては、敵迄もなし、忽ち汝等を斬斷する事、我輩にありと罵りければ、目代共大に恐れ、皆膝を屈し頭を低れて額に汗せり。其時南部、某今日此所に來つて見る所、往還の町口毎に番人なければ、急番の者を差置きて、旅人の者共、一夜も宿せしむる事なかれ。旅人あらば、番人の中一人之を見送りて、上ならば上口の番人に斷れ、下ならば下口の番人に斷り、晝夜の代り時を定め、少しも違ふ事なかれ。又番人ありとも、夫を侍とせざれ。汝等一人、代る〴〵番所に居て下知をなせ。若し怠弛あらば、卽汝等を戮せん。蚤く還つて令せよと申しければ、目代等は、一々承りぬといひて出でけるが、其中一人を、町奉行の方へ使とし、對談の上にて、萬事を申合すべきにて候、夫へ參るべきや、これへ御入來あるべきやといひ遣

しければ、町奉行頓て來りける故、南部一禮の後、今迄町口の番もなし。共に謀りて令を下す事本意なれども、少しも速きが味方の爲なれば、申付け候。若し目代に懈怠あらば、卽座に斬罪に處せん。命令嚴ならぬ時は、軍に利なき事、御存の道にて候と申しければ、町奉行も、尤なりと返答せり。夫より宮城と相議し、日夜に二三四度、倶に自ら番所に至り、怠るや否やを相窺ふ事時を定めず。然るに兩人巡見して歸る時、船場に潮滿ちたる故、宮城が曰、此所へ敵船の着くべければ、番を置きて守らすべしと申しけるを、南部聞きて、昨日某能く之を見るに、船の着く所にあらず、沖少し深けれども口淺し。船を着けなば、歸路に泥み、却て味方の獲物ならんと申せば、宮城又曰、向に大なる竹藪あり、燒拂ひて、遠く見透さば可ならんと申しければ、南部重ねて、我れ之を量るに、敵寄せ來らば大軍ならん。然れば藪を恃みて、兵を匿すべき道理なし。却て味方に伏兵を置くに便あり。若し敵大軍を以て、彼藪を恃まんとする心あらば、是れ弱敵なれば恐るゝに足るか。此藪は、極めて民の產なるべければ、故なくして燒拂ふ時は、味方に仇するに似たりといひける。南部、又宮城と

議して、小屋の前に柵を付けしに、宮城は下僕に令し、南部は自身立巡つて申付け、小屋より二三十間計り出して付けたり。柵際に藁筵を敷き、足輕に下知人の士を加へ、番人を置き、其體嚴重なり。南部は宮城が柵を見て、貴殿の柵は弱くして、駒よけの如し。柵を恃みに、敵を防ぎ止むるにあらねども、第一用心に怠らざるは、敵を威す處なり。貴殿の柵は内狹し、鎗鐵炮の振廻し自由ならじ。然らば利少なからんかといひける故、筑後も柵を附替へたり。宮城も聞ゆる武士なれども、此時は南部に及ばざる事遠し。宮城、後に人に語りけるは、南部越後が如きは、一人當千といふべし。實に國の重臣とするに恥づべからずと、大に嘆稱しけるとぞ。

久世三四郎斥候の事

久世三四郎は、祿五千石、鐵炮百挺・與力三十騎の頭なり。本は榊原式部少輔康政の從者なりしが、御旗本に召出されたりしに、大坂陣の時、榊原遠江守康勝が攻口の仕寄は、如何程付けたる。向の土手は取るべきや、見て歸れとて、御使に遣されたり。

久世馳行きて之を見るに、家臣武功の者共、三四郎が直參になりたるを心に嫉み、其所は鐵炮嚴しく候。疾く歸られよといへば、久世、舒に乘廻して、昔榊原家に城と寄手の旗先の行逢ふ程仕寄せ候。是は其間未だ遠きに、危ぶまるゝや。昨今まで貴殿抔と、肩を並べ膝を組みて親しみし時は、さもなかりしを、臆病神は、何の間に付きたるや、御旗本の者共、是程の事を、何とか思はんといひけるに、答ふる者なかりけるとぞ。

小栗又市檢使の事

冬陣、蜂須賀阿波守へ、城兵夜討の後、阿波守より、此趣を委細に書付け言上せり檢使として、小栗又市を遣されたり。然るに蜂須賀手先の柵を、又市が量らひとして、取除けさせたり。家臣等も、心得難く存じたれども、檢使の差圖に任せしに、翌十七日、大御所本町筋御巡見にて、則ち夜討の場、且柵の樣子を御覽じて、阿波守若輩たりと雖も、弓箭に賢き仕方なりと、甚だ御感ありしといへり。

安藤治右衛門心掛の事

大坂陣の時、平野村に失火ありけるが、御旗本の面々馳集まりし所、安藤治右衛門後れたり。皆其所以を問ひければ、安藤答へて、若し變あらば、御旗本は別事あるべからず。御先手ならんと思ひ馳行きしにより、往還に時移り、遲參せりといひけるとなり。

井上小左衛門の妻携二二子一出二城中一事

大坂落城の後に、井上小左衛門尉時利が妻、(赤座氏の女なり、)二子を携へて逃る。偶大坂の餘黨赦免の期に會ひ、嫡子次郎兵衛尉利中十歳、次男瀨兵衛利定九歳なり。忝くも二條の御城に召出され、始め拜謁し奉る時に、兄弟共に仕へよとの命を蒙る。母が曰、兄弟同君の臣たらば、患難も同じからん。年老いたらん後を思ひ候に、我身に甚だ便あらずと、固く請うて、嫡子を御奉公に差出し、次子は己が身に隨はしめんと願ひ

しを、御聞屆遊ばしける。而して母は、次子利定を引連れて若狹に到り、京極氏に託す。一旦加州に行き、利常に仕へんと乞ひて、果さずして去りけるにより、利常忿つて、利定、諸侯に仕ふる事を禁ず。權門貴戚の人々、惜しく思へるありて、之が爲に免されん事を、利常に請ひ給ひて、聊か宥すと雖も、幕府の臣となる事を許さずして、遂に筑前に行き、黑田氏に遇せらるゝ事客の如し。寛永十四年、島原一揆蜂起せし時、彼地に行きしが、進んで城壁に取付き登らんとして、飛石股を傷りしに愈勇み、大に働きたり。後に祿を辭し、去つて豐後に入り、臼杵の城主稻葉氏により、慶安三庚寅年六月病死せり。其子利令(としよし)も、同じく稻葉氏の臣たりとぞ。

上條又八、和田庄兵衞を討果す事

上條又八は、織田常眞公譜代の士なりしが、大坂に籠城して高名せり。後に浪人して、森右近大夫に仕へしに、其後、淺野但馬守の家來となり、朋輩和田庄兵衞といふ者と喧嘩して、雙方暇を出されし所に、江戶西福寺に於て、千部の法華經轉讀の砌、和

田を討つて其身も手を負ひ、曾我丹後守宅へ引籠れり。時に堀丹後守直寄は、近付なるにより、人を以て、和田が死骸を見するに、鎖帷子を着したり。又誰れいふともなく、上條は素肌なりといひしを、丹後守聞きて、浪人を遣し、又八へ、首尾克く本望を遂げられ、珍重に存ぜらるべし。承れば其方の敵庄兵衛は、着込を着したる由を傳聞くに、其方は素肌なりといへり。弱敵と思ひ、鎖を着せざるは其意を得ず。何とて大事の討物するに、素肌に候や。武士の軍陣にて鎧を着るも同じ。御心底が聞届けたしとあれば、又八、彼浪人に向ひ、丹州公の御目通へも、罷出でざる所に、御懇の御意、過分に奉レ存候。着込を着し不レ申候儀を御吟味にて、行當り申候。さり乍ら和田庄兵衛が如く鎖を着し、路中踏仰いて候はゞ、如何計り見事に御座あるべく候。素肌にて渡合ひ、着込したる敵を、思ふ儘に討果し存命仕り、斯様の御吟味にあひ、面目なき仕合に候と、返答せしといへり。

木村長門守の事

木村長門守重成は、常陸介重之（或は重高に作る）が息なり。父常陸介は、關白秀次公の附人なりしが、謀叛を勸めて其事顯れ、秀次公御生害以後に、攝州茨木にて切腹仰付けられ、其一族緣者迄、死罪となるにより、長門守が乳母は、重成を懷に入れ、江州馬淵（蒲生郡に屬す、武佐と鏡の間にあり）に來り、忍び居たり。又其頃、佐々木修理大夫義秀息に、六角右衛門督義鄕といふ人あつて、十八萬石を領せられしが、石田三成が讒言により、江州堅田の邊に浪人して居られけるを、密に賴み、成長して木村長門守重成と名告り、秀賴公の近習となれり。（織田家系に、木村長門守重成が妻は、織田有樂入道長益の息河内守が女なりと云々。）

江源武鑑に、元和七年七月九日、江陽の屋形義鄕入道台巖、四十五歲にて御子を儲く。御母は岐阜中納言秀信卿の御女たり。和田孫太夫が、大坂にて盜み取りたる姬君にて、江州の百姓が養ひ申したるを、義鄕迎へ取り給ふ。同九亥年七月九日、義鄕入道台巖逝去、四十七歲と云々。

觀音城は、天正三年より七年以前、永祿十一年に、信長公の爲に落城せり。城主は佐々木義賢入道承禎なり。元來義秀・義鄕といへる人はなし。委しく江源武

鑑辨義に見えたり。寛永大系圖に、右兵衞義郷、母は、平信長の女とあれども、織田家系にこれなし。彼の大系圖は、家康公御他界の後に出で、僞書なりといへり。

或記に、天和の頃、義郷の遺子なりとて、六角中務といへる浪人、洛中に居たり。然るに所司代稻葉丹後守正道の與力二人、六角氏が方に來り、貴殿、六角中務少輔といひて、常に白小袖を着せらるゝ事不審なり。いつ官位昇進せられたるやといひけるに、中務更に驚かず、我等が先祖、永補任を免され、男子出生して七夜の內、五位の諸大夫となり來れり。丹後守殿不審あるに於ては、彼補任を我等持參して、直に拜見させ申さんと答へしが、其後、左右の沙汰なかりしとかや。又伊吹物語今に關ケ原軍記大成といふ述作の砌、其記者の方へ、中務消息を以て、家康公の御書の寫又傳記を書拔きて、其旨を傳記に加へ、世に傳へ吳れよと申遣せしが、廣く記録を見る者、聊か承引せず、六角義郷といへる人、慶長の頃更になし。六角氏が申越したる事、斟酌せよといひけれども、家康公の御書を作つて、妄に人を欺くべきやうなしと

て、其需にまかせて、彼書に載せたりといへり。又渡邊推庵（或葦庵萬兵衛が事なり）三男不譲、彼記者に告ぐるは、今、世間に行はるゝ江源武鑑は、中務が述作なりと聞く。其卷々に異說あり。彼書を見るには、取捨せよといひけるとぞ。（重成を、六角義綱の養育せしといふには、附會の說なり。）

眞野佐太郎剃髮の事

關ヶ原陣の前に、淸水善九郎、（山州八幡の社人正木加賀守甥なり、）長束大藏大輔に告げて、淸水に、家康公の妾の子ありしと、正家聞きて、家人を淸水に遣せしに、竹腰小傳治（後任二山城守一正信と諱す）手習してありしを、欺き奪うて、長束が大坂の宅へ連れ來り、番に、足輕頭眞野佐太郎を附け置きしに、佐太郎、情あるものにて、殊に勞はりもてなしける。此時、小傳治に召仕はれし小童忠次郎といひし者、在所に行きて留守なりし其間に、主人は大坂へ擒となりしを聞き、樣々に歎きて免されたり。其後石田は誅に伏し、長束は自殺の後、佐太郎は浪人となれり。大坂冬陣に、眞野豐後守が與力となつて籠城す。翌年五月、落城の時、佐太郎、力戰して疵を蒙り、縛せられてありしを、竹腰山城守が見て、御邊は

眞野佐太郎にあらずやと問ひしに、面を上げて、我れさる者に侍らずと陳せしを、竹腰、警固の士に、此者仰ありとも、卒爾に殺す事勿れとて、於龜の方を以て、（山城守が母なりとぞ、）某、昔拘はれとなつて大坂にありし時、彼佐太郎の勞りとなりし。願はくは命計りを扶け下されなば、有難き御情にこそ候ひなんと申す。大御所聞召し、其身大將分ならず、然らば汝が心儘にせよと、仰下されければ、山城守大に悦び、急ぎ眞野を呼びて、昔の恩を豈忘れんや。故に、今命を請ひたり。上に達して、祿を與へたく思へども、今日登りざまなれば、一先づ何方へも逃れて、後日に必ず音信あれよとて、刀・脇差に衣服、並に金十五兩を授けて去らしむ。最も情ある仕樣かなと、人皆感ぜり。眞野は忝しと計りにて拜謝し、大小のみを押戴き、衣・服・金子、其座に捨置き立去れり。夫より播州書寫山に入りて剃髮し、肥後國に下り、隈本に、僅なる庵を結びて住し、閑に念佛してありし。朝夕の物だに微なれば、人々、何とて尾州の竹腰へ、消息せざるといへば、苟くも豐臣家の臣なり、大坂にて殉死せざるだに、口惜しく恥かしきに、爭で他に仕へ侍るべき。情ありて、惜しからぬ命を助けしは、彼が報謝のみ。我

豈欲する所ならんやとて、再び音信せざりしが、元和の末に、善導寺といふにて、身まかりけるとぞ。

稲垣攝津守御加增の事

夏陣に、大御所、種々の奇策を運らし給ひしにより、城中の將心々になりて、謀一決せず。天王寺に於て、城兵千計り、圓く備へたるが、切拔けて一筋に逃げんと思ふ體なり。窮寇なる故、其勢疾くして、東兵も之を懾れ避けんとする者なり。稲垣攝津守は、牧野右馬允・土井大炊頭・酒井左衞門尉と一所にありけるが、味方の敗形あるを見て、態と相備を離れ、一町計り引退きて陣す。案の如く、城兵直に切つて入り、乍ち突立てられて、皆散亂する所に、稲垣茲をと思ひ、僅に百五十人、横に之を衝けば、城兵耐らず敗走せり。此功に依つて、一萬三千石の加增を賜はり、大坂の城を守らせられしと。一本に、稲垣攝津守重信、慶安四卯年十月より、大坂御城代なり。今志州鳥羽城主、三萬石を領する稲垣氏の家系是なり。

伊達正宗、家臣を成敗の事

大坂夏陣に、後藤又兵衛と伊達家合戰の時、正宗、足輕大將に下知し、鐵炮をつるべさせければ、加藤太（本書に苗字を脱す）といへる足輕大將は、鐵炮三百計りを發せざる故、如何なる事やと尋ねし所、加藤太が量らひにより、道中に於て火を絶やさぬ時は、弊えて益なし。藥を預くれば、道にて捨つるといひ、藥・火繩、共に荷に作り、小荷駄にして附け、跡より來れる故、此時の手に合はざりけり。依レ之正宗大きに怒り、己が職分を失ひたり、士の見せしめにせんとて手討にせり。又足輕に命じ、刀を拔かせ木を伐らせける時、其中に一人銹びたる刀を差し、木を伐る事克くせざる者あるある故、之を糺明しければ、當時病氣の者あつて、人足を雇ひ勤めさせけるといへり。是も又成敗して、諸人に示しけるとぞ。

島津家不レ應二豐臣家之招一事

大坂冬陣の前に、豊臣家より、川北四郎左衛門一本勝左衛門を使とし、島津家を味方に附けんと頼まれしに、彼家の群臣評議を凝らし、大坂に屬せん事義に當るかといひ、或は關ヶ原陣に、當家の廢亡極まる所、大御所の寬仁に依つて禍を免る。其恩最も深ければ、何ぞ關東に背くべきやともいひ、又川北が來れる、若くは駿府より謀書を投じ、當家の志を探らせられんも量り難ければ、其實否を糺して後、返簡に及んで可ならんかといひ、一語せず。茲に義久入道龍伯が養子兵庫頭義弘入道維新は、關ヶ原の役大坂にあつて、石田三成に與せし故、彼一亂の後は、龍伯之を義絕しけるにより、洛陽に寓居しけるが、此節鹿兒島に下向しけれども、龍伯に對面せざりし處、此一件は、島津家の存亡に懸る事なれば、龍伯人を遣し、維新に告げて曰、去ぬる關ヶ原亂に、其方、豊臣家に屬せしを以て、大御所より罪せらるべき所に、恩許を得て、社稷を失はざる其報酬、今爰に遂げざらんや。然るを何の評議を凝らすべき、早く艤し、大坂へ渡海し、家久當時島津家の家督なりをして、關東へ忠義を竭さしめよと申遣しければ、一言にも及ばず承服し、群臣皆龍伯が議論に屈服し、德川家に屬せりとぞ。

上杉の先手に、杉原常陸介は、元祖より相傳の鎧一領ならではなし。是れ則ち數度の陣に、着舊したる物の具なり。大坂御陣の時に、大御所は二條、將軍は伏見にましませり。諸軍勢は、野路・篠原・石部・坂本の邊より、物具して京に入りける。杉原は奧ある者なる故、猿樂裝束の法被を、具足の上に着し、攝州へ罷立ちけるを、大御所御覽じて、上杉は古き家なる故、常陸介が武具は、華やかなる紺地の錦の直垂を着たり、皆々後學の爲に見置くべしと、上意ありける故、天下に沙汰せしといへり。

賀島主水並稻田九郎兵衞手柄の事

冬陣の時、蜂須賀阿波守が陣へ、塙團右衞門夜討せし時に、蜂須賀の家臣賀島主水といへる者、十五歳なりしが、敵一人、橋の欄干にて、鎗を突立てしに、彼者、味方を見誤りたるかといひける。又味方よりは、同士討すなと聲を掛けし儘、鎗を引きしが、

彼者城内へ駈入り駒を控へ、只今の士は、何といへる若者ぞ。我れは今夜の大將塙團右衞門なりと名乘り捨てヽ、内に入りしといへり。主水此事を、老後迄いひ出しけるとかや。又以下別記同家臣稻田九郎兵衞も、十五歲にて拔群の高名ありけるが、後大御所へ御目見えせし時、御前を退出せし上、仰に謂ひける、九郎兵衞などと大きなる名を付けずば、今度の働、愈〻人にも知らるべきを、殘念なる事なりと上意ありける。依之其頃は、年の長ずる迄も、若輩なる名を付けし者の、多かりけるとぞ。

堀丹後守横鎗を入るゝ事

五月六日の合戰に、堀丹後守直寄は、粉骨を盡し、大和口に於て、横鎗を入れて大に戰功あり。同七日は、水野日向守勝成と共に先駈し、殘る所もなく相働きければ、大御所大に御感ありて、藤堂和泉守・井伊掃部頭は、天下の先手なり、堀丹後守は、向後横鎗の備をすべしと、上意ありけるとぞ。

中井大和素生の事

匠長中井大和[始兵太夫]正清が先祖は、聖德太子以來、四人の棟梁なる、多門・中村・辻・金剛といへる其一人なり。[中村は後に山村、辻は木原氏に改め、金剛は斷絕せり。] 正清が母は、巨勢氏の寡婦なりしが、正清を連れ、多門兵介清次が後妻となこゝ、先妻に女ありしを、成長の後、正清が妻多門の名跡を繼がしめ、中井と改めしとかや。

木村惣右衞門・同藤五郎[竝]川村與三右衞門の事

城州淀住人木村惣右衞門は、大坂陣の時、淀橋に、人留の關所を居ゑ、大坂の通路を相守りける所に、柏原源左衞門といふ浪人、大勢召連れ、夜中に關所を破りて、罷通りしを追蒐け、八幡堤にて討取り、夏陣には、將軍家奈良越に、大坂へ向ひ給ふ故、木津川に橋を掛け可ㇾ申旨仰付けられ、軍勢滯なく罷通れり。然るに淀川・今切の堤は、城方より切放し、水を湛へ置きし故、御陣所の通路惡かりしにより、片桐市正へ、水留

を仰付けられけれども、止まらざるにつき、惣右衞門に仰付けられし所、過書船を數多浮め、其外竹木土俵を以て、切口を堰留め、往還自由になりたり。都て寅卯年御合戰に、御弓鐵炮此外諸國在々所々より、兵糧米諸材木を、惣右衞門が指圖にて、過書船に積み、滞なく御陣所迄運送せり。御歸陣の節、淀の古城にて、藤堂和泉守、御膳を差上候筈の所、其事はなく、木村が宅へ御腰を掛けられ、難有上意にて、御具足緋縅（同糸の籠手白檀、佩備黑塗御紋臑當白檀なり）・御冑頭成（黑塗御紋立物輪貫）・御刀（信國長二尺三寸三分棒鞘なり）を拜領せり。又木村藤五郎・川村與三右衞門も申合せ相働きける故、藤五郎は、御具足御羽織鐵炮一挺拜領し、川村は、御腰物（信國）黃金三枚を拜領せり。

或曰、木村惣右衞門は、今洛東鞘屋町に居住す。則ち淀にも屋鋪あり。又家康公より、拜領の品なる由にて、城主稻葉丹後守の屋倉に、長持を預け置き、木村の代替一度づゝ、彼屋倉に登り檢め見るといへり。又木村藤五郎といふは、故百石の御朱印を賜はりしが、何の御代にか、繼目をなさずして、今は御朱印なし。されども百石は、地方にて領すと。又川村與三右衞門は、今淀にて、地侍と稱する高持な

りといへり。淀の水車は、川村氏の者が造り始め、田地への用水たりしが、今は城の風雅に殘されしと云々。

吹田太郎左衞門の説

夏陣の時、吹田の渡には、落人彌が上に乘船せし故、既に船を覆し、足輕などは、溺死したる者もあれど、折節水深からず、助かる者も多し。然るに吹田の莊屋太郎左衞門（一本に五郎左衞門）といへるは、荒木攝津守の家臣なりしが、信長公の爲に、家斷絶せられ、此所に引籠り居たりし所、慈悲深き者故、右の者共を連れ歸り、衣類を乾し、數百人を養ひけれども、或は親類に離れ、又は金銀を川に捨てたるにつき、泣き悲しみ、丸裸にて居る者のありけるを、道行く人之を見て、吹田太郎左衞門は、落人を剝取らん爲に、呑口を拵へたる船五艘を用意し、兵船十艘計り汀に控へ、川向に究竟の者共五十餘人、楯突かせて伏置き、手向し難き落人は、何の仔細なく船に乘せ、川中に至る時、雙方より兵船を漕寄せ奪ひ取り、叶はざる時は、呑口を拔きて水に溺し、水練達者な

る者乘合せ、向の岸へ游ぎ着きなば、伏置きたる人を以て、討取らんと用意し、凡そ落人八百餘人を殺せりと、其頃風聽せしといへり。

眞田左衞門佐の事

眞田左衞門佐幸村本書信濃に作るは、紀州久戸山に住せしが、大坂御陣の始め、秀頼公より召されしにより、既に其用意せし所、和歌山の城主淺野但馬守より、橋本峠村の近邊なる百姓共へ下知し、眞田左衞門佐、大坂へ走り込む事あるべし、油斷仕るまじき旨を申渡し、高野衆徒中よりも、其旨を、九度山へ申付けたり。左衞門佐之を察し、九度山近邊・橋本峠・橋谷等の莊屋年寄小百姓迄、殘らず振舞ひ候はんといひて、宿所へ呼び、假屋を打つて數百人を饗應し、上戸下戸を論ぜず、强ひて酒を呑ませ、前後も知らず臥しける時、百姓共の乘來れる馬に、浸々と荷を付け、妻子を乘物に乘せ、上下百餘人にて、鐵炮弓箭を前後に押立て、紀の川を打渡り、橋本峠・橋谷へ掛り、木目峠を越え、河内へ入り、大坂指して赴きけり。道筋の百姓共は、殘らず九度山へ集り、

醉臥したれば、其在所には、女童或は小百姓計りなり。眞田は、鎗・長刀拔身にして、鐵炮に火繩を挾みて通りければ、誰あつて咎むる者なかりける。扨夜明けて九度山に集れる者、醉醒めける所に、眞田が宿所に人はなく、剩へ雜具迄もなかりければ、こは出し拔かれたりとて、東西を尋ぬれども、昨晩退きたる事なれば、追付くべき樣もなく、家々に歸りて問へば、留守せし者共の申すは、昨日八ッ時分に、眞田殿は、奥方子供衆を引具し、馬に荷を付け、弓鐵炮を押立て、河内の方へ通り給ふと告げければ、百姓共は、頭搔いて悔めども詮もなし。（高野山僧の曰、眞田左衞門佐は、高野山彌勒院に、連歌をなして居たりしが、何事なく勝手へ立ち、其後は見えざりしと云々。）斯くて眞田は大坂に着し、其身計り、大野修理亮が亭へ行けり。其頃左衞門佐は、傳心月叟と稱し薙髮なるが、玄關にて案内を乞ひければ、奏者番罷出で、山伏は何方よりぞと問ひしに、態と手を拱き、是は大峯邊の山伏にて候が、御祈禱の卷數差上げ、御目見を望み候と申せば、執次答へて、只今は御登城にて御留守なれば、此方へ通られ候へと、番所の脇へ呼入れ、待たせ置けば、若侍十人計り寄つて、刄物の目利する中に、一人の若者眞田に向ひ、和僧の刀脇差を見せられよといひければ、

眞田が曰、中々御目に掛け候樣なる物にては無之、只犬威しの爲め計り乍ら、御慰にと差出しけるを、彼若者するりと拔きて見れば、出來恰好は申すに及ばず、刄の匂、鐵の光、兎角いひ難し。脇差をも見んとて、拔放ち見れば、是又いはん方なきにより、さては中心を見よと、銘を改めければ、脇差は定宗、刀は正宗なり。各怪しみ驚き、唯者にあらじと評する所へ、修理亮は下城せしが、玄關にて、奏者の披露するを見れば、眞田左衞門佐なりしにより、大野手を拍つて、是は〱と計にて、幸村が前に手を束ね、定めて近日御越とは承り候へども、早速の御光來悅入候。さぞ御前にも御滿足たるべしと、書院へ請じ入れ、此旨を早々御城へ達せし所に、速水甲斐守時之を御使者として、遠路速に馳參り候條、御滿悅之に過ぎず。先旅宿不自由たるべしと、賄の料黃金二百枚並に銀三十貫目を賜はり、組勢與力の事は、追つて仰付けらるべき旨を演べければ、大野が家士は、皆々膽を潰しけりとぞ。眞田は性質爽に、末々の者に至る迄も、親しみ懷きしが、後々迄も、渠等に逢うては、刀の目利は如何候と與じけるとぞ。

眞田左衞門佐信仍（本書に世に幸村といふは誤なりと云々）は、家康公に御敵對申す始より、千子村正の大小を常に身を放たず帶しけるとなり。村正の道具は、徳川家へ祟るといふ説を眞田聞きて、調伏の心なるべし。士たる者は、平生斯樣の忠義を含み、心を盡すべし。又石田治部少輔は、惡からざる者なり。如何なる人にもせよ、各其主の爲に身命を輕んじ、義を立てゝ事を行ふ者は、敵なりとも惡むべからず。君臣共に心得べき事なりとぞ。

右、水戸黃門光圀卿の、宣ひけるといへり。

或記に、天正七年、家康公の御嫡子岡崎三郎信康君、御生害の砌、松板より御檢使として、渡邊半藏・天方山城守を、遠州二股の城に遣されける時に、三郎君、渡邊に向ひ、其方は、我等幼少の時より、馴染の儀なれば、介錯は其方へ賴むぞとある仰につき、半藏は、畏り奉り候と申し、御次へ罷立ち、自分の刀を持つて出で、腰脇に差置き候を見給ひ、御切腹あつて、半藏々々と仰あれども、御肌を脱がせらるゝを見ると大に慄ひ出し、前後の辨もなければ、山城守見兼ねて介錯せり。差添へら

れ候御目附の內、御註進として濱松へ還り、右の趣を言上す。家康公、御側衆を以て、今度山城守、二股表へ帶せる刀の銘を御尋の所に、千子村正の作なる由を申す。依之御代々村正の打物は、不吉と思召され、村正が作の打物は、悉く取捨てよと、御納戸方の役人へ、仰渡されけると云々。

別記に、御祖父世良田二郎三郎淸康君、天正四年十二月、織田信秀と合戰の時に、森山へ出張し給ひ、御家人妻部大藏大輔が嫡子彌七郎、過つて村正の刀にて、淸康君を弑し奉れり。又御父德川二郎三郎廣忠卿の御時も、譜代岩松八彌といふ大剛の者、酒狂して、廣忠卿を突き奉る。されども突損じて逃行く所を、植村新六郎之を誅す。彼彌八が脇差も、千子村正が作なり。

別記に、關ヶ原合戰の時、織田源五郞長益入道有樂・息河內守父子は、戶田武藏守といへる猛將と力戰し、河內守、戶田が兜の左より、右の方へ突貫き、其鎗少しも損せざりしとぞ。家康公聞召され、其鎗御覽あるべしと仰せける故、御前に持來れるを、御手づから鞘を迦させ給ふとて、取落し給へるが、御指少し切り血出でけれ

ば、有樂父子驚き、甚だ迷惑す。家康公御覽畢つて後に、通りたるこそ理なれ。其鍛常ならず、千子村正が作なるかと宣ひければ、有樂承り、村正が作にて、銘も有之由申上げければ、家康公聞召され、さあらんと思ひしとて、重ねて何とも仰なかりける。又御若年の時にも、駿州宮ヶ崎に於て、手を切らせられ、殊の外痛ませられしも、村正なりと云々。

篠原又左衞門の事

大坂籠城の砌、秀頼公は、篠原又左衞門といふ者を召し、汝が生國は淡路なれば、能く案内を知るべし。又親類因の者もあるべければ、夫れをも語らひ、同心の者あらば、由良城を攻め、彼島を堅め、由良・岩屋表に番船を置き、四國九州の往來、差塞ぐべしと命ぜられし故、篠原、內々之を謀りしを、大野修理亮聞きて曰く、海を隔てゝの働心得ず。始の手段を仕損じては如何なりと制し、支度の船共を燒捨てたりしにより、篠原が謀略、徒になりしとかや。

毛利安左衞門物語の事

毛利安左衞門は、長曾我部宮内少輔に屬して大坂にありしが、命を助かり、後に人に語りけるは、戰場の事なれば、今時の壯士達の、疊の上にて推量せらるゝと違ひ、輙く高名手柄の成る者にあらず。凡そ戰場にては、晝夜の境なく心を苦しめ、寒暑の防もなく、兵糧とては、黑米食おつ立汁に鹽を嘗めて、稍ゝ飢を助け、寄手は竹束の陰に、武具を枕とし、霜露に浸され夜を明し、城中は猶更、今や攻むる、今や夜討すると寢食を忘るゝに、色々の雜說ありて、何某は內通するの、誰は敵の手引して、今宵火を掛くるなどと、樣々危き事を、毎日言觸らす故、膝を雙ぶる面々にも油斷ならず、寸時も安き心なく、手柄高名を心掛くる段にもあらず、勇氣を折く事のみなり。其上喧嘩などは、互の怒より勇氣も出で、死も顧みぬ心にもなれど、合戰は、敵對して私の忿なく、唯忠と義を楯にして諍ふ事なれば、喧嘩程の勇氣も出でず。されば十人が九人迄は、此の如く日夜惱まさるゝと、高名立身望みも失せ果て、あはれ此軍が

濟みなば武士をやめ、如何なる賤き業をしてなりとも、一生を過さんものをと、思ふ者計りなり。扨敵と取結び鎗を合す段には、土煙を立て、朧月夜の様なるに、替る事なしと申せり。我等、八尾堤にて長曾我部に屬ひ、堤下に各居敷き、鎗を伏せたりしに、藤堂の備蒐り來り、押太鼓の音近付くを聞きて、大將盛親下知して、采配を擧ぐる迄は、必ず靜まり返つて控へ居よと、馬を乘廻し下知せらる。此時堤下にて、わなわな震ひ出づる。こは口惜しき事かなと、我心に恥しめて傍を見れば、外の人も皆慄ひわなゝき居たり。間近くなりて、盛親、麾を擧ぐると等しく、鎗合せ始まる。此時忽ち慄ひは止みたり。是は軍中にて、武者慄とてある事なり。曾て怯れたるにはあらずと申しける。又此戰に、藤堂の內、歷々の物主數輩討死せり。總じて戰場の討死といふは、潔く聞ゆれども、さばかりにあらず。大方は亂炮に打倒され、又落馬して目をまはし、馬に蹴られ打倒るゝを、押伏せられて首を取られ、或は長柄鎗にて突殺され、溝川へ轉び落ちて踏殺され、斯樣の死樣、百人に五十人はあるべし。畢竟怱劇の中にて、誰か委しく改むる者もなければ、此類も皆討死の部に入りて通るな

り。是れ藤堂の物主討死の事を評するにあらず、押並べて戰場の事なりといへり。

薄田左馬介の事

左大臣橘諸兄公より廿三代、從三位薄以量卿といひしは、世の亂により、濃州西鄕といふ所に居住せられ、菅原在數の男以緒を養子とせらる。以緒又藤原言繼の子を養ひ、家を繼がしむ。之を以繼と申せしが、秀吉公の時に、所以ありて切腹仰付けられしにより、薄氏は絕えたり。然るに西鄕に於て、以量卿の出生ありし息あり、之を以重といひ、其子を重信といひしが、武家となりて、氏を薄田と改め、左馬介と名乘り、池田輝政卿を賴み、播州へ引越し、客人分たりしに、大坂陣の時は、天滿口に於て軍功あり。重信が子を、信秀內膳と稱せしが、輝政卿の孫新太郎（此時備前國の城主）の時、家來になせし故、夫を憤り、彼國を立退き、京都に來り、公家たらん事を望みしかども、其事叶はず、大村素庵と改め、諸國を遊歷せり。其頃尾張亞相軍法を好ませられ、素庵を招き給へり。（今も尾州に、橘家の軍書幷に軍術を傳へし家あり。是內膳が傳ふる所なり。）素庵が子を、薄田與三兵衛以貞といひしが、

二人の女子あり、早世して家斷絶せしとかや。

塙團右衞門の事

塙團右衞門直之は、元來遠州橫須賀衆にて、須田治郞左衞門といへる浪人なりしが、上方へ登り、時雨只之助（或は左左助）と名乘り、加藤左馬介へ、小姓奉公に出で、武功度々ありし故に、千石に取立てられ、塙團右衞門と改め、竟に鐵炮大將になれり。然るに關ヶ原合戰の時、嘉明が指圖の場より先へ、足輕を張出しけるに依つて、左馬介之を怒りて、己は一代將帥の職は得勤めまじと叱りしを不足に思ひ、豫州松山より立退き、一句の詩を、書院の大床に書付けたり。

遂不留江南野水　　高飛天地一閑鷗

左馬介之を見て、彌々不興し、天下の奉公を構はれけるに、金吾中納言秀秋卿へ召出されし所、（秀秋卿へ奉公の者は、諸大名構ふ事ならずといへり。）知行千石にて鐵炮大將たり。慶長七年十月、秀秋御逝去の後、尾州薩摩守忠吉朝臣へ召出されたり。（是亦構ふ事ならずといへり。）同十二年、忠吉朝臣逝

去の後、福島左衞門大夫へ、千石にて仕へし所、左馬介、之を聞きて、福島へ相斷りて差搆ひける故、浪人せしが、道心者となり、鐵牛と名を付け、妙心寺大龍和尙の會下に居て、洛中洛外を、衣の下に刀脇差を帶し、鉢を開く。諸人之を見、且憐れみ且尊めり。或時上京の富家に、大龍和尙を始め、一堂供養の事ありしが、鐵牛は齋過ぐる迄來らざりし故、和尙之を叱り、何とて遲參せしとありければ、鐵牛座具を布き答へて曰、一鞭遲到勿肯怒君駕大龍我鐵牛といひけるとぞ。

塙團右衞門直之、加藤家を立退きし時、福島左衞門大夫之を聞き、村上彥右衞門を以て、藝州に招きけり。加藤左馬介嘉明、此事を憤り、正則方へ斷を申遣しけれども、福島、承引せざりし故、左馬介は、勇士十人を商人に仕立て、廣島へ遣し、塙團右衞門を討取りたる者には、大祿を與へんといひける。正則之を聞き、我が領內に、團右衞門を預かるべき者あらんやと、家臣吉村又右衞門といふ者に尋ねし所、則ち答へて、村上彥右衞門が知行所竹原村に、宮原與惣左衞門と申す者は、小早川浪人に候が、彼所に居申せば、渠に御預ありて然るべしと申すにより、正則直に宮原を招きて賴みけ

れば承り、藝州の內、加茂郡竹原村の內、新城村（廣島より九里餘）へ同道せんといふ。扨加藤より遣せし十人の者共、之を道にて討留めんと計りしを見て、團右衞門を取卷き、其日の中に我家に連れ歸りぬ。其後、加藤より、直之を討たんと、さま〴〵手段をなすと雖も、終にならず。塙は、宮原が家に居る事三年にして、大坂の亂起りしかば、福島に暇を乞ひて、彼國を出でけるを、與惣左衞門も、直之を城州伏見迄送れり。其別れに臨み、塙が朝鮮國にて着せし鎧、且鞍・鐵炮を差添へ、宮原へ遣して、運を開きなば、申通ずべしといへり。宮原は又、隆景卿より貰ひし鎧を、直之に贈れりといへり。（此宮原與惣左衞門は、小早川の家臣牛島市介が與力の士なり。中國に隱れなき剛の者にて、家名を射懸といへり。其子孫は、猶新城村にあつて、彼鞍鎧を所持しけると云々。）

塙團右衞門浪人の內に、賴宣卿の母儀於萬殿の申さるゝは、御子達に、寶物・太刀・刀を進ずるは常の事なり。大將の寶とするは、名ある勇士なり。團右衞門は古主に構はれ、奉公ならずとも、世中に若し何事ぞ出で來らば、一方の御用に立つべき者なり。せめて能き士を一人なりとも、愛き御子に進じたき者なりとて、直之を、常陸介殿の御家人になさるべしと、毎年大御所より、御鏡臺料として、五百兩宛拜領の金

子の內、二百兩を、圓右衞門に合力ありしといへり。

後藤又兵衞、黑田家を立退く事

後藤又兵衞基次は、本書政次に作る、黑田官兵衞孝高の家臣孫兵衞基次が子なり。黑田家を立退く時に、小倉の城主細川越中守へ使を立て、不慮の事にて、當地を立退き候間、御城下へ參りたき旨をいひし所、越中守は之を悅び、騎馬足輕に鐵炮を添へ、迎として遣し、又兵衞が妻子從類等、悉く小熊の城より呼取りけるを、長政大に怒り、旣に細川と弓矢に及ばんとせしかば、大御所の御扱により、越中守は、後藤を行衞知らずと申立て、路次船中、細川より警固せしむ。此暇乞に、忠興は茶を點じて餞別す。松井佐渡・有吉賴母相伴たり。其席にて、今般の儀につき、黑田の遺恨深からん。若し合戰に及ぶ時、勝つべき道理は、貴殿能く知るべしと尋ねし時に、又兵衞答へて、御當家は、黑田よりは御小身なれば、互に加勢もなく、互角の合戰ならば、御負の道理なり。然れども鐵炮五十挺仰付けられ、鎗先を構はず、鑓脇を打倒し給はゞ、其中に長

政を討取り給はん。筑前守は、天性剛强なる生付にて、何も先手へ罷出でられ候と申せし。是は黑田家に不足ありて、彼家を立退くと雖も、古主の武威を褒めたるいひやうなりとかや。後藤は夫より、藝州宮島に風待して居たる時、福島正則より召抱へんとありけれども、三萬石ならば仕へんと望みたり。福島家の元老さへ二萬石なる故、其事ならず。後藤は十箇年計り浪人せし内に、身上甚だ衰微しければ、妻子を縁家へ遣し、具足を苞になし、まさかの爲にとて、金子百兩を貯へ、大小を菰包となし、一飯を乞ひ乍ら、勢州へ赴きし所に、津の城主藤堂和泉守高虎が長臣藤堂仁右衞門、參宮の路次にて行逢ひ、明星の茶屋にて、暫く物語の上同道して、津の城下に來り逗留す。仁右衞門則ち和泉守へ執す。然れども藤堂家の臣は、八千石に過ぎざる故、其以下にて召抱へんとありければ、又兵衞申すは、先年高知を望みし所に、事成らず年月を經たり。當時と雖も、舊知一萬石に疵を付け難しといひて、又元の姿になりて立出でしが、其後、豐臣家の招に應じ、籠城せしといへり。

明石掃部介潛居の說

明石掃部介全盛は、大坂落城の砌、戰場より直に立去り潜居せり。大坂合戰三年の後は、籠城の者、御免の由仰出されたる故、明石も押晴れたる身とはいへど、早老衰に及び、終に病死せり。其子は明石の苗字を憚り、三方次郎右衛門或三郎左衛門といへり。物に馴れたる者なりしが、元和本書に慶長とあり年中、金山の事を仰出されたる時、此儀を願ひ、佐渡の金山を掘る儀御免ありし故、則ち彼國へ赴き、掘立てけれども、まその金に當らずして、父が貯へ置きたる金を、此事に掛けて殘らず失ひ、京都へ立歸る道にて、座頭の官に進む爲に、金を持ちて登るに行逢ひて、其金を是非とも貸候へ、若し得心なくば殺害せん。我願ひ成就せば、早速返濟して、官に進ますべしと、命を捨てゝ申すにより、座頭も否といはゞ、忽ち殺さるべき事を察し、力なく其金子を渡しければ、三方は此金を以て、佐渡へ立歸り、又掘掛けゝる所、まそに取付き、夫より分限者となりし故、最前の座頭へ早速返金し、檢校に進ませたり。此座頭も、約束の信義

を失はざる仕方を感じて入魂たりしが、金山も次第に繁昌し、治郎左衛門は、後に刀を御免ありて、鎗など持たせて往來せり。此時分は、三方但馬と稱し、豐饒にして、京住居となり、一生を經、病死して妙覺寺に葬り、今に其塔ありといへり。斯樣に佐渡にて御用に相立ちければども、御扶持方は下されず。然れども御代官同前の御あしらひなりしが、但馬が子、後年禁裏に仕へ、深尾左近將監と改め、其子も將監といひ、孫は左近將曹とて、從六位上なりしに、享保十三年病死せり。

或本に、明石氏の子某は、落城の後、田中筑後守忠政、かくまひ置きし所、上聞に達し、御僉議あらん爲め、其臣一人を、奉行所へ召されける。忠政は、長臣平野長門へ、其事を議せしが、長門曰、最大事なれば、他人を遣すべきに非ず、愚臣赴かんと申しければ、筑後守落涙して、餘人を遣さんといへども、留らず、奉行所へ出で、陳じけるに、御疑ありて栲門に及びしに、平野哂笑ひて、申上ぐべき事なし、縱ひ又あればとて、武夫たる者が、苦を厭ひ死を畏れていふべきやと動ぜず、終に責殺されし故、大守は禍を免かれ、明石も亦跡を晦せりとぞ。

井島淸六、今津に赴く事

河州若江郡高井田村井島三郎左衞門は、木村長門守より先に、若江表に於て討死を遂げたり。其弟淸六は、落城の時は、母と姨(三郎左衞門が妻)竝に下人一人を倶し、海道より一里計り北なる今津といふ所に、緣あるにより、奈良街道を西へ落行かんとするに、義直卿・賴宣卿、兩勢の雜兵に出合ひしが、彼姨美女なりしにや、奪はんとするを、淸六此時漸く十歲なりと雖も、謀を以て、己が母を姨と稱し、彼婦を母といひ、戲言をいはせぬ樣に、姨に纏はれしにより、難なかりし。其後盜賊數十人、關東方の勢の如くに見せて居たりしが、奪ふべき荷物もなかりければ、衣裳を剝取らんとせしを、淸六は、母と姨とを下人に守らせ、先へ押立て跡より行きし所、此男の子を、心懸りにや思ひけん、さのみ追はざりける。扨今津に着きて、彼主を賴みし處に、彼者が曰、各は公儀へ露顯すとも、斷は立つべきなれども、長門守へ從ひ、關東方に對し、弓を引きし三郎左衞門が一族とありては心許なし。早く故鄕へ歸られ、所の地頭へ斷を立

て、御公儀より穿鑿なき內、正直に申上げられなば、宜しからんと申すにより、とてもかくまひ置くべき志ならずと、推量しけれども、他所へ行くべき心當なければ、上下四人とも、高井田へ引返しけり。遙に日數歷て、三郎左衞門が一族の御詮議ありけれども、百姓に紛れなく、子もなければとて、各御免ありしとかや。

檜物師九郎左衞門、城中に留まる事

石田亂の時、細川越中守忠興の內室は、自害せられたり。その跡の宅地は、豐臣家の御膳三方、其外一切の木具をなす檜物師九郎左衞門といへる者住して、城中へ出入せり。然るに慶長十九甲寅年三月三日の鬪鷄あり。九郎左衞門が二男九郎二郎、于レ時十歲、鷄を抱へ城へ入りたり。（此頃は、町中より思思に持行きしと。）此鷄强かりし故に、秀賴公の御所望ありしが、稚しと雖も、惜しむ色なく獻上せしに、上を敬ふ神妙なりと、菓子一包、並に父母の土產にせよとの仰にて、小判二兩を給はりしが、翌日、父九郎左衞門、御禮に上りける。其後は常に能き囃子又は操（あやつり）などの時に、彼九郎二郎に、登城仕り候樣にと

仰せられ、毎度扇・香・墨・筆の類を賜はり愛せられし所、今度の合戰起りければ、朋友一門、殘らず大和の方へ立退きしが、九郎左衞門は、妻子計り退かせて、跡に殘りける處、遂に御和睦となりければ、扨こそと彌〻首尾よく、朋友を恥しめ、以後とても斯る時は、立退き給ふなと勇み勵ましける。夏陣の時も、城にありしが、太平の後、松平下總守より穿鑿せられし所、細川の屋鋪を預かり、之を大事と存じ候故、居殘り候と申しければ、御免ありて、元和三年病死しけるとぞ。

上林竹庵の事

上林越前守政重は、始め又市といへり。山城の產なりしが岡崎に至り、家康公に奉仕し、土呂鄕の奉行となり、遠州味方ヶ原・小田原陣に功勞あり。又尾州長久手合戰の時に、森武藏守が騎兵二人を討取り、御感狀を給はりしが、家康公、秀吉公と御和談にて、茶屋四郞二郞が宅に御座の時、越前も御側に候せし所、岡崎の町奉行に被仰付たり。後、宇治へ遣され、御茶を仕立つべし、且大坂城中西國大名の行跡日記を以

て、註進すべしとの命なり。是より竹庵と改めたり。關ヶ原合戰の時は、伏見の城にありて、粉骨を盡し討死を遂げ、首を鈴木善八郎に取らせたり。其子三人あり、嫡男は林善四郎が養子、元和元年五月七日、高木主水正が手にあつて戰死す。二男は林伊賀守といひしが、越前秀康卿に仕へし所、逝去の砌、殉死せり。三男を又市といへり。竹庵が討死の時は幼少にて、高野山にありし所、關ヶ原合戰の後召出され、板倉伊賀守に預け、百石を給へり。然るに大坂兩度の御陣に功勞ありし故、二百石を加賜せられ、一萬三千石の御代官となれり。後年所以ありて、御代官は召放たれたり。大御所の仰に、甲州の小幡又兵衞・織田家の中野又兵衞・今川家の吉原又兵衞にも、劣らざる者なりとて、又兵衞の名を給ひけるといへり。以上、或本に、上林傳記なりと見えたり。

狩野山樂、城中を遁るゝ事

畫師の狩野山樂光賴始め修理亮小名平藏と稱せり。父は木村永光、剃髮して善了と稱せり。淺井備前守長政の近士にて、狩野元信を師とし、畫を學べりは、元木村氏にて、秀吉公に仕へしが、畫に巧なりし故、狩野永德の養子分に仰付けられ、夫より

氏を狩野とせり。

或本に、狩野永德、始の名は源四郎と稱す。松榮が長子にして、元信が孫、探幽齋守信が祖父なり。天正十八庚寅年九月に卒す。時に四十八歲なりと云々。

大坂陣の時、山樂が息木村右京は、味方の鐵炮に中つて死せり。然るに大坂落城の砌、山樂は遁れ出で、八幡の瀧本坊に忍び居たりし所に、搦められ、既に誅せらるべき處に、九條殿並に本願寺東臺院殿より、畫師にして、武邊の事に拘はらざる者なりと仰せられ、助命の儀を御賴みありし所、畫師に相違なきといへる證據しあるやと御尋の所、先達つて秀吉公、洛東東福寺の法堂を營み給ひしに、天上に、僧の明兆が筆せし蟠龍破畫の殘片ありしを、狩野永德に補畫せしめられし所に、其功を遂げず卒せり。依つて其跡を、山樂が畫けり。之を申立にして、命を免れたり。今に至つて、彼畫を證據の龍といへるとかや。狩野山樂は、今の縫殿助が先祖なり。

後藤庄三郎の事

信長公、明智光秀に弑せられ給ひし時に、家康公は、泉州堺を御見物として、彼地にましましけるが、此告を聞かせられ、伊賀の山路を經、岡崎へ還らせられんとし給ふ所、一揆起り、妨をなすを、伊賀の土民共、出でて之を追拂ひ、勢州白子迄送り奉れり。今伊賀越といふ所なり。此時、參州吉田迄、大橋左馬允・後藤庄三郎光次と諱す・小笠原小太郎小太郎は、後江戸三年寄の隨一に仰付けられ、奈良屋市右衛門と改めたり三人、命に依つて供奉せり。

或說に、此時家康公は忍びて京都茶屋の宅に來り給ひ、京都の樣子を御覽あり、餘人をして、伊賀越を遣されけりと。

此庄三郎は、金座に仰付けられ、小判一歩の製作をなせり。或記に、後藤庄三郎、元は豐臣家の掛屋なり。其妻は、家康公御召仕の婦なり。此腹に出生せし子、二代目の庄三郎なりと雖も、實は庄三郎が子にあらずといへり。此說、覺束なし。

此一巻は、數〻疑しき事あれども、或は其家の說により、又は大抵世の流布する所なれば、漏し難くて玆に及ぶ。見る人、然思うて取捨すべし。

新東鑑附錄巻之一畢

新東鑑附錄卷之二

兎御吸物の事

將軍家に於て、例年正月元日に、兎の御吸物を召上らるゝ事は、御先祖世良田左京亮有親、新田に、炊助義重より九代徳川修理亮親忠の息なりは、上野國徳川を領せらる。鎌倉の公方足利左馬頭持氏の御家人なりしが、永享年中、足利義教將軍と、彼持氏と不和の事あつて、合戰ありしに、左馬頭遂に打負けて自害せられ、其後は、皆京都將軍の下知となり、管領上杉憲實、制法政務嚴重に執行はれければ、威勢日々に盛になり、鎌倉公方の殘黨を搜し求む。中にも新田の一族に於ては、根を斷ち葉を枯らすべしとの事故、有親は、徳川に安堵なり難く、同十一年或は十二年とあり三月上旬、有親竝に息親氏、潛に居所を遁れ出で、方方へ流浪せられ、忍びて相州藤澤なる時宗の清淨光寺にて髮を剃る。有親は長阿

兎の吸物の事

彌、親氏は徳阿彌後に還俗して松平太郎左衛門と稱すと名乗り、豫て懇にせられし小笠原清宗の三男林藤助光政藤助、始め小笠原氏なり。持氏在世の時、數年近習を勤めし所、讒言により、所領沒收せられ、苗字を林氏に更めしとといふ者、信州の山家に蟄居せるにより、有親父子は、同年十二月下旬、彼所を尋ねて至られしに、藤助大に悦び、何をか饗せんと思へども一物なく、同月廿九日、自ら雪を分けて狩せし所、兎一疋を得たりければ、翌十三庚申年正月元日に、彼兎を吸物にして進めたり。是より徳川家の吉例となる。遠州みくら村里人曰、此村に住する久右衛門といふ者の先祖、兎の吸物を奉りし。今も御巡見のある時は、馬に乗りて先をする。又家の目通りにはなき年貢なりと云々。然して同年六月、藤助が許を立越え、參州坂井の鄉の氏家を借り、有親は、嘉吉二戌年に死去なり。

連歌御會の事

例年正月十一日、將軍家に於て、連歌の御會のあるは、世良田大炊助親氏の息を、泰親三河守と稱せしが、歌道を好まれし所、其頃洞院大納言實熙卿といへる人、參州に謫居せられしを、幸と思ひ、彼人を師とし、常に和歌を以て會せられしが、例となり

しとかや。
或本に、天正三乙亥年正月十七日の夜、家康公の御家人天野三平景康（一說に、天野三郎兵衞とあり後に周防守と稱せりと云々）が下女、

信玄が首を今年取らうには

といへる句の夢想ありければ、彼下女、則ち主人景康へ、右の趣を申しける所、三平聞きて、彼女は物も書かず、況して斯る事をいふべき樣なし。是れ武田家の亡ぶべき瑞夢ならんと思ひ、家康公へ言上しければ、公聞召され、當に天神鬼神の感ずる所なれば、信玄が命の終らん事必定せり。當家具足の祝日、例年二十日を佳例とすれば、（或人曰、御具足の祝儀は十一日なり、）其日に此夢想を開くべしと仰せられ、勘間（かんま）の道場なる主僧を宗匠とし、其外連歌の達者を召集められ、百韻の御連歌ありしに、其年長篠合戰に、武田の老臣、數を盡して討死し、剩へ信玄も逝去必定と聞えける。是よりして、式年にして行はると云々。
或說に、慶長三戊戌年正月二日、家康公、俄に岩清水八幡宮へ御社參あり。侍中陪

臣に至る迄も、服穢を御改めありしにより、御家中の上下不審せり。末々にては、御夢想を蒙り給ふと申合へりけれど、其仔細を知る者無之。此頃米澤清右衞門清勝が妻女へ、

盛なる都の花は散り果てゝ吾妻の松ぞ代をば繼ぎける

といへる夢想あり。是よりして、連歌の御會は始まりけると云々。（此説非なりといへり。）

或記に、正月十一日、御連歌の發句は、例年里村氏なり。御脇は將軍家の御句にて、御代句を詠じ、發句並に御脇、共に替り〴〵句をなして、正月四日の早朝に、封じて月番の御老中へ持參するを、老中直に請取り登城せられ、（里村氏は、老中の退出迄相待ち、其間に料理出づるなり、）右の書付を上覽に入るゝを、思召に叶へる句に、點を掛けさせられ、又封じて下るを、退出の時、其儘里村氏に相渡さるれば、則ち請取り之を披き、例年の御連歌師共へ通じ、毎年淺草日輪寺に於て、連衆の面々相集り、九十一二句ほど詠じ、十一日に各登城して、御連歌の間へ伺公す。御床には、道眞公御自畫の御掛物（唐僧の讃なり）神酒香花等を備へらる。扨御具足御祝儀相濟みて、一間を隔てられ（御簾垂れてあり）出御

あれば、老中出座の上、挨拶之あり。其節、御連歌二三句執筆の者、高聲に讀上げて後に入御あり。連歌師等は、同席にて、殘る句を詠じ、百韻相濟むなり。當日御城にて、四度御料理を給はると云々。

葵御紋の事

葵の紋の由來

將軍家に於て、葵の御紋を付け給ふ事は、世良田三河守泰親の息德川和泉守信光（長享二戊申年七月廿二日に卒去なり）と申せしあり。織田家の持分、參州安祥の城を攻取らんと謀り、文明十一己亥年七月十五日の夜に入り、安祥城の西の方なる野へ、十六歲以下の者に、色々の裝束させ、歌舞音曲の踊を催されける所、近邊の貴賤男女、之を見んと群集せしかば、織田の城兵等は、謀とは露知らず、皆見物に出で、城中には、老人或は病人など、僅に三十六人計殘りしが、各頓て還るべしといひて、城門をも閉ぢずして、待ち居たりけるを、信光之を見て、時分はよけれど軍兵を揃へ、酒井五郎親清（父は德川次郎三郎親氏といふ。母は坂井郷の莊官五郎左衛門が娘なり）並に嫡子小五郎氏忠（酒井左衛門尉忠次が父にて、此時親忠と諱す）・二男與四郎親重父子三人、四十

餘人の郎等を引具し、坂井郷を出で來りし所、親清、丸盆に、葵の葉三を、引渡しと名付け、熨斗蚫・擣栗・昆布を載せて、信光へ進らせたり。夫より和泉守は、親清父子三人に國侍を差添へ、合せて五十餘人閑道より進み、搦手の門へ攻入らんとす。城中には、見物に出でたる味方の者共、歸り來ると心得、油斷の所へ、大勢攻入り切伏せて、織田家の兵を廿七人討取り、希有にして城中へ乘込み、勝鬨を三度揚げければ、彼見物に出でたる城兵は、之を聞きて大に駭き、周章て騷ぎて歸る所を、信光竝に舍弟松平平太郎信廣以下百六十餘人、追手の方より討つて蒐れば、敵兵散々に討ちなされ、立足もなく敗北せしかば、遂に城を攻落し、西三河三分一は、和泉守が手に屬せり。斯る吉瑞により、三葵を以て、酒井家の紋とせられよとありける故に、親清是より、丸の中に三葵を付けたり。然るに信光の孫長親入道道閱の時、文龜元辛酉年九月、或は四月、今川氏親との合戰に、先鋒酒井左衛門尉氏忠入道淨賢、竝に舍弟與四郎親重・本多・大久保・榊原等、今川勢を切崩して、大に勝利ありけるが、其翌日、道閱、酒井を招き、昨日先鋒の働拔群なり。夫に付、其許の家なる葵の紋の旗は、我祖父より、進らせ

られし所なり。然るに御邊度々の高名にて、能く敵に見知られたり。願はくは吾等に給はり候へ。勇猛を子孫に靈休らせたしとありければ、酒井兄弟は、面目身に餘り覺えけるが、此時より德川家の御紋に、葵を付け給ふといへり。又酒井家は、葵に形の似たればとて、酸醬を紋とせしとなり。葵の御紋の事、實說なりや如何。

江城の事

江戶の御城は、以前鎌倉に兩管領とて、上杉兩家これあり。一方を山內、一方を扇ヶ谷といへり。此扇ヶ谷の長臣太田備中守資淸が息を、左衞門大夫持資入道道灌齋といひ、武州川越の城主なりしが、文武に長じ、殊に城取を能くせしに、鎌倉通用の爲め、一城を取立てんと、此彼を點檢し、始は元吉祥寺の臺を見立て、繩張を致し掛けけるに、夢想のありしとて、其地を止め、今の御城の地に、葉付の竹を切らせ、所々に立置き、鄕人を呼びて、其榜示の內なる村の名を問ふに、千代田・寶田・祝言村と答へける故、道灌之を聞きて、國は武藏郡、名は豐島、村の名も、最も吉瑞なり。此勝地に

城を築かば、末世繁昌疑なしと、速に城を取立てしとなり。依之家康公御入國の以前迄は、千代田の城といひしとかや。

江城御鎭守の事

天正年中、家康公、江府に移り給ふ時、榊原式部大輔康政を召され、當城に鎭守ありやと御尋ありければ、康政承り、御曲輪の内の北に當り、小社の相見え候と言上しければ、則ち榊原を案内として入らせられしが、小坂の上に、梅の木を數多植ゑたるを御覽じ、道灌は歌人故、天神を勸請申せしにやと被仰しに、又一社の額を見給ひ、御拜禮の後、式部を召し、偖々不思議なる事かな。當城に鎭守なくんば、坂本の山王（或曰山王は大己貴命なりといふ）を勸請すべしと思ひつるに、量らずも山王社を建置きたるぞと上意ありけるを、式部大輔承り、寔に自然の御事、偏に御永久の吉瑞と存じ奉り候と申上げければ、御機嫌斜ならざりき。而して彼社を紅葉山へ移され、新に造立し給ひけり。

或本に、天神社は、何の御沙汰もなかりし所、御普請の邪魔となりし故に、平川口

御門外今平川町といふ。又右兩社の跡に、梅木數多之ありし故に、彼所は梅林坂といふとなりへ持出せしが、彼所に藥師堂あり。其別當、天神を預り、藥師堂に移し置きたるに、此所も御用地となり、夫より麴町邊へ移せし所、幸ひ近邊に產神もなく、段々繁昌し、今は平川町天神といひて、上野御門主の御支配となり、古來の藥師堂は、社の傍にありと云々。

然るに家光公は、御嫡男ながら、御世繼に立ち給ふべしとも定まらざりし所、家康公、格別厚き上意により、遂に將軍となり給ふ故、朝暮神君の御事を仰ぎ崇ませられ、天海僧正に御示あつて、秀忠公、西丸より成らせ給ひても、御目障にならざる御本丸の御座の內に於て、東照宮の御社を御建立あつて、御拜禮し給ひけるが、秀忠公御他界の後、御忌服終り、天海僧正に議せられ、向後は東照宮を以て、當城の鎭守とすべしと仰あつて、紅葉山に鎭座なる山王の社を、上野の寺內へ移され、其跡へ、今の御宮を、新に御建立ありけるといへり。

或本に、東照宮の御神體は、元和四戊午年、淺草寺の內に御建立ありけるを、御遷座仰出されけるにより、則ち彼寺の別當觀音院といへるが守り奉つて、其式之あ

り故、今に至る迄、紅葉山の御宮は、諸事淺草より勤むると云々。
家光公御建立の、御本丸御座の內に在りし東照宮の社は、今紅葉山なる御宮の後の方にありといへり。又淺草寺の御宮跡は、觀音堂の左方に、淡路大明神是なりと云々。

增上寺竝淺草寺の事

秀吉公、北條を攻め給ふ時、家康公、小田原へ御着陣後に仰せらるゝは、武州江戶に於て、祈禱所になるべき天台寺と、菩提所になるべき淨土寺を、見立て候へと上意ありしに、江府へ御入國は、天正十八年八月上旬なれども、北條を亡し、關八州を家康公へ進らせられん事は、秀吉公既に御約束ありしと云々、淨土宗には、傳通院と增上寺と申す寺二ヶ所有之候。然れども傳通院は、寔の在鄕に御座候。增上寺と申すは、前に海、後に山を抱へ候景地にて御座候。又御祈禱所になるべき天台寺は、淺草寺觀音堂の外には無之由を言上しけるにより、則ち增上寺・淺草寺の二院の住持を、小田原の御陣所へ召され、御目見え仰付けられたり。其後、兩寺の境內にて、亂妨禁

制の御書付を下さるゝ刻、御祐筆より、右の書付を調へ差上候所に、御覽の上、淺草寺の方は、卯月日と認めさせよと仰ありし故、御祐筆方より、重ねて總て斯樣の儀に、月の異名は書き申さゞる書法の由言上しければ、仰に、增上寺は菩提所なれば、さもあるべし。淺草寺は、祈禱所の事なれば、異名にて認め候樣にと、上意ありしとなり。此淺草寺は、古來より、寺中に坊數卅六ヶ所あり。然れども殊の外破壞し、其內十坊計りは、淸僧なれども、殘りは山伏の類にて、妻帶の坊主もありける故、御祈禱所には、不都合なる由、沙汰せしかども、御構もなく、正五九月には、定まつて御城に於て、大般若經轉讀之あり。其砌は勿論、其外の御祈禱にも、淸僧計りへ仰付けられし故、妻帶の者は、自然と寺內の徘徊も致し難く、或は子或は弟子を淸僧とし、又は寺を讓りなどし、其身は退院せしにより、程なく淸僧計りになりしとなり。

御城內家作幷町方普請の事

家康公、江府へ御入國の節、城中の家作は申すに及ばず、二三の丸外郭にありし家迄

も、先城主遠山氏の時なる家屋、其儘に殘れる故、當分は悉く御用ひなり。然れども御城内に、木削葺の家一ヶ所もなく、皆日光そぎ甲州そぎなどにて、取葺に致し、御臺所は萱葺にて、手廣くはあれども、殊の外古く、御玄關の上の段には、船板の幅廣を二段に重ねたる計にて、板敷もなかりけるにより、本多佐渡守之を見て、餘りに見苦しく、他國より參り候使者への外聞も、如何に御座候へば、御玄關廻りは、造作仰付けられ然るべき旨言上しける所、其方は入らざる立派立を申すと御笑あつて、家作の事には御厭なく、本丸と二丸に之ありし堀を、埋むべしと仰付けられ、萬事を差置き給ひ、御家中の大身小身に限らず、知行割を急がせられ、總奉行には、御老中なる榊原式部大輔、其下に靑山藤藏・伊奈熊藏、其外目附衆を加へられ、且御舊領四ヶ國に置かれたる御代官御勘定方の面々、早々御當地へ罷出で、晝夜かゝつて知行割を致すべしと仰渡さる。但知行方の仕樣は、御旗本小身の面々は、江戸近くにて渡し、知行高に應じ、道法(みちのり)遠き所を渡すべし。尤道中一夜泊より遠方にて、御旗本へ知行を渡し候儀は、無用の由仰付けられ、又大身の衆へ城地を下さるゝには、割合の外、

皆御自身の思召にて遣さる。扨知行割相濟みし後に、諸士は今度下し置かれたる知行所に於て、何れも輕く陣屋を構へ、其所へ直に妻子をも引越させ、御城御番の儀は、知行所より通ひ勤めに仕るやうにと仰出されたり。故に御家中の大身小身とも、拜領の地へ、直に妻子を引越せしにより、手廻し宜しく埒明きしとなり。中にも小身衆は、知行所の名主の家、或は寺院を借り、當分の居宅にせし輩も多し。又江府御近習勤の面々、諸番頭物頭、其外諸役人は、妻子計りを知行所へ遣し、其身と人馬は、御城近邊に小屋場を請取り、小屋掛して御奉公せり。又諸番方は、其刻、御城近邊の町屋に、御番衆の定宿多くありし故、知行所の遠近に隨ひ、其家に幾日も逗留し、自番他番の差別なく、毎日出勤して、御番帳面に印形し、一ヶ月二ヶ月分の御番を繰越し、勤め候へと仰付けられ、其内に段々江戸に於て、居屋敷を拜領し、漸々に家作等出來せり。依之其年の九十月迄には、凡そ埒明き、駿府を始め四ヶ國の御舊領、何時なりとも相渡すべき旨、大坂表へ、御使者を以て仰遣されたり。又御本丸御玄關の踏段なる船板なども、久しく其儘にて御用あり。其外御殿向も夫に應じ、殊の外御手輕

き事なりしとかや。扨御入國の後、町方の普請は、今の日本橋筋より、道三川岸通の竪の堀を始め、横の堀出來たる其揚土を、堀端に山の如く積上げてありしを、其節諸國より參り集りたる町人共の願により、町家に割つて下されしが、彼揚土を引取り、地形を築き屋鋪取をなし、表通には葭垣などにて圍ひ、追々家を造りて引移りしが、始の程は、町家願の者多くは無之處、伊勢の者、半分足らずもありける由なり。さるにより、伊勢屋といふ暖簾多く見えしとなり。然るに東の方程地形低く、殊に御城に隔り、繁昌致し兼ぬるといへる儀、上聞に達しける故、遊女町を御免あつて、葭原の場所拜領仰付けられしにより、堀を掘り地形を築きて、遊女町とせしが、物騷にして、晝の內計り賑ひしかば、葭原町より、女歌舞妓を相願ひし所、則ち御免にて、町中に舞臺を建て、棧敷を構へ、踊芝居を始めしに、其頃京大坂には無之見物の事とて、貴賤入込み、殊の外賑ひしにより、細道の左右に生ぜし葭をも切拂ひ、江戶中より店を出し、靑樓抔も多く立竝べたり。其後葭原町より、今程は泊人なども御座候て、身過も致しよく候間、芝居を相止め、其跡を町屋に仕りたき旨を願ひし所、是亦御免あり

しが、猿若彥作といへる狂言師の訟に、京大坂にも古來より有﹅之事に御座候間、芝居の儀を御免被﹅下候はゞ、葭を切開き町屋に取立て、若衆歌舞妓を仕度旨を願ひし所に、則ち御免ありしかば、今の堺町にて、前髮立の踊子を集め、芝居をなせり。然るに石谷將監町奉行の節、（或本に、慶長四卯年六月、石谷將監貞淸に、町奉行を仰付けらる。萬治二亥年二月、御役御免と云々、）何方へか招かれて行かれしに、其先にて、浪人の息なる由をいひ、酒の相手に罷出で、取持されし所、殊の外利發なる立振舞故、石谷、相客へ、あれなるは何人の息に候や、某が懇意の方に、小姓を尋ねらるゝ間、肝煎遣したしと申されければ、相客之を聞きて、密に彼者は、堺町の歌舞妓子供に候。貴殿などの口入せらるゝ者には無﹅御座﹅候と答へければ、將監聞きて興を覺し、歸宅の上に、早々與力同心に下知し、堺町の踊子を、今夜中に殘らず前髮を剃らせ申すべしとの事なりければ、與力同心、則ち彼所に行き、名主へ申付け、其夜悉く野郎頭になしける。然れども太夫分の者は、前髮を立置き申すべしとの事なりしとかや。

博奕御制禁の事

家康公は、濱松駿府に御在城の時よりも、博奕は諸惡の根元とある仰にて、御城下は勿論、四ヶ國の御領内にて、堅く禁ぜしめ給ふ所、江府へ御入國の節は、北條家仕置の跡故、物事墮弱にて、博奕專らなる由御聞に達し、板倉四郎左衞門、後に伊賀守と稱す、其外物頭衆兩人に仰付けられ、嚴しく御吟味あり、且盜人共も多かりしかども、其類は、籠舍御猶豫もありしが、博奕は少しも御宥免なく、召捕り次第、片端より御成敗仰付けられしが、其節淺草邊に於て、博奕せし者共を五人捕へ、其所に梟首せられしを、御鷹野の時に御覽じけるが、歸城の後に、右吟味懸りの面々を召され、總じて科人を仕置するは、諸人の見懲の爲なれば、何月何日何方に於て斯々と、科の次第を札に顯し、其所に限らず、何方なりとも、人立ち多き場所に梟すべしと上意ありける。依之其後は、十人一座にて捕へらるれば、十ヶ所に遣され、御仕置あつて、首を其所に梟けられしにより、唯二三年の間に、博奕は相止みしといへり。

鳶澤町の事

家康公、御入國の砌、町方に盜賊數多入込み、皆々難儀なる由、御聽に達しければ、其張本たる者を、一人召捕へ候樣に、奉行中へ仰渡されし所、其頃、關東にて、名を得たる鳶澤といへる者を捉へ、則ち言上しけるに、其者に、助命の旨を仰付けられ、彼が働を以て、他邦の盜賊入込まざる樣にと、仰渡されければ、鳶澤承り、命を御助け下さるゝ事は難レ有候へども、他國の盜人の入込まぬと申す儀は、私一人の力に難レ及候間、何方になりとも、屋鋪地を下し置かれなば、手下の者を呼集め、其所に差置き、渠等に申付け、吟味致させ可レ申候。併し手下の者共も、盜を相止め候ては、身過も無レ御座レ候間、御當地古着買の元めを御免下され、其外の者を、御停止下され候樣にと相願ひければ、此儀を御聞屆あつて、遊女町の近邊にて、一町四方の葭原を、屋鋪地に給はりければ、之を切開き、鳶澤町と名付け、町家に取立て、手下の者共を古着買になし、方々へ出して、吟味させけるに、程なく盜賊の入込む事はなく、次第に御靜謐

になり、古着買も止み、鳶澤町も、今は富澤町といへり。

辨慶堀の事

西御丸の外堀を、辨慶堀といふは、慶長五年關ヶ原合戰の後に、上方衆にては藤堂高虎、關東州にては伊達政宗、兩人頭取にて、江府に屋敷地拜領仕りたき旨を願はれし所、家康公聞召され、各大坂に屋鋪あれば、當地にて無用の事なりと仰せけれども、遮つて願はるゝにより、外櫻田邊にて、（今の大名小路の所なり）、東國西國の大名加藤清正を始め、黑田・鍋島・毛利・島津・伊達・上杉・淺野・南部・龜井・金森・仙石・相馬・水谷・秋田・土方、前田は、芳春院江戶下向の節、秀忠公より、御城大手先に於て下されたり。淺野幸長は、彈正長政へ先達つて、櫻田霞ヶ關といへる所を拜領せし故、之を上屋鋪となし、老父彈正隱居所に仕りたしと願ひけるにより、別に屋鋪を下されしといへり。其外の衆、御當家へ御奉公始めに、東西の諸侯、打込の御堀普請たるにより、西東の武藏坊といへる心にて、下々の、辨慶堀と申習はせしとなり。此時御堀は、漸く幅十

間餘りありしを、屋鋪拜領の諸侯より、願を以て、堀の土を揚げ、方々へ引取り、地形に用ひし故、當時の如く、御堀も廣くなり、底も深くなりしといへり。

東叡山寛永寺の事

東叡山は、元和九癸亥年、家光公の御治世に、思召立ち給ひ、翌寛永元甲子年に御普請始れり。開基は天海僧正、總奉行は土井大炊頭なり。是より先の御祈禱所は、淺草寺なり。依之寛永寺の坊數も、彼寺に準じ、卅六坊に仰付けられたり。然れども新なる事故、公儀より御歸依ありとも、數十坊無檀地にては、永々相續心許なしと評定ありしを、土井大炊頭が曰、當寺は、天下安全の爲の御祈禱所なれば、國郡の主たる人は、誰々も其儀なくては叶ひ難し。然れば諸侯よりも、一院づつあるべしとの事にて、御三家方竝に越前家などは、上野の寺中にて、最初に院地を割渡されしにより、早速出來、東照宮の尊影を安置せられ、天下安全且家運長久の祈願を修せらる。夫より列國の諸侯、一院宛建立して、各寺領を寄附せられたり。

或本に、秀忠御他界ましく、增上寺へ公被ㇾ爲ㇾ入し砌、寛永九亥年なり、諸侯供奉、豫參の爲とて、各增上寺に宿坊を定められしが、其後迄、東叡山の院々は、祈願所と計り稱へし所、慶安年中、家光公御他界にて、尊骸は日光山へ入らせられけれども、東叡山にも、御佛殿御建立に付、諸大名參拜せられ、御成の節、供奉豫參も始まりしにより、幸に右の祈願所を裝束所にせられ、其以後、是をも宿坊と稱し、祈願所の名はなくなれり。當時日本國の寺院にて、本末の差別なく、御代々の尊牌を立て、御代長久を祈るは、國恩を謝し奉る計なり。今、增上寺にも、諸侯の宿坊は、數十軒あれども、東照宮の神影安置の寺は無ㇾ之、上野一山卅六坊に、悉く神像のあるは、東叡山を開かれたる始より、四海安全御當家御武運長久の御祈願所に依つてなりと云々。

又不忍池に、辨財天を勸請せられしは、天海僧正と、水谷伊勢守と日頃入魂たりしが、或時、水谷、天海に對ひて、當山は、都の叡山に準せられたり。然れば不忍池を湖水に表し、中島を築き、竹生島を移し、辨財天を勸請あらば宜しからんとありける時、僧

正曰、其儀は冀ふ事に候へども、池の水殊の外深くして、諸人成就し難からんと申すにより、先づ其儘に打過ぎ候とありければ、伊勢守曰、假令水深く候とも、小島一を築く事は、容易かるべし。此節淺草川除御普請の仰を蒙り、よき次手に候。此御普請相濟みなば、直に島を築かせ可ㇾ申候。土取場等の御用意、仰付けらるべしと申されしが、御普請相濟むと其儘、淺草川より船を持入れ、十日計りの間に島を築立て、辨天堂迄も、伊勢守が建立せしといへり。

諸家留守居の事

秀忠公の御治世に、島津中納言家久卿の言上に、領國遠鄙に付、御當地の事、諸家より遲く相聞え、差掛る御奉公の間に合兼ね申候間、在國の內は、家老共を一人宛御當地に詰めさせ、御用の節は、私の名代を仰付けられ候樣に仕度旨なり。則ち公聽に達せし所、尤の儀に思召され、其趣を御許容ありしが、猶も伺はれけるは、右留守居の者御城へ差出し、御沙汰をも承らせ申度由を願はれしが、是れ亦御聞届にて、其後留

守居家老出府の刻に、御目見えは、彼家に限るとかや。尤も平日國許の土產獻上、或は御內書奉書等渡さるゝ時は、右家老登城するに及ばずとの上意により、餘の侍共、順番に出でしといへども、其中に無骨者多く、御城に於て不都合の事ありし故、斯くては如何とて、後には其人を定めて差出せり。之を御城使又は聞番といひしが、其以後諸家共に右の如くになれり。小身の家にては、其役の者を、直に留守居役ともいひ、組合の寄合等は、屋鋪の向寄と、又は主人の懇意なる方々の家來申合せ、其仲間七八人或は十人計り宛あつて、寄合の儀も、主人屋敷の內、銘々の居宅長屋へ集り、料理は一汁三菜に定め、汁と菜一つは、是非精進なり。是は主用にて寄合ふ事故に、人々大切の精進日に當ると雖も、不參致させまじき爲なりとぞ。右寄合には、常番の主人より、料理に用ふべき魚鳥酒菓子茶の類、且つ茶坊主料理人迄も遣し、廻狀なども、其組々の外へは、決して廻さず、尤も主人の心得になるべき事計り書記し、虛實も知れざる無益の沙汰は之を省く事、豫ての申合なりしが、今は少し異りしといへり。

與力同心等の事

以前は與力といひて、定まりたる名目は無之、一國の旗頭に屬する小將を指して、與力衆といへり。又同心といふは、侍大將に屬して、一隊を備ふる者なり。然れば其時代には、與力・同心、共に
碇としたる士の名目なく、今の如きは、豐臣秀吉公の頃に始まり、御當家御治世に至りて、專ら用ひられしならんと。

或本に、以前、同心といへるは、士大將に屬して、一隊を備ふる士の號なり。當時に比せば、御番頭御番衆の如し。御當家に至り、其名目替り、諸番頭諸奉行諸物頭其外にも役々の筋により、與力同心といへるを附けられたり。役柄により、同心計の組もありと。此與力とは、平士の浪人類を召抱へられ、凡そ高百石より二百石計を宛行はれ、其頭々に屬して、輕卒の駈引をする騎馬役の士なり。此輕卒を、同心と稱ふ。各頭與力に隨ふ御先手の類は勿論、其餘の組々にても、弓組・鐵炮組あつて、弓鐵炮の卒なり。是れ御當家の御風俗なりと云々。

與力・同心共に新參に抱へられしなり。然れども右組には、希に御譜代の者もありとぞ。同心の御扶持方は、凡十石三人扶持より、七石二人扶持迄の間なりと云々。

家康公御陣場數の事

家康公は、十七歲の御初陣より、大坂の御陣とも、大小の軍四十八度なり。其外御陣の支度し給ひ、御出馬の軍は、限りなしといへり。此中、大合戰といふは、江州姉川・遠州味方ヶ原・參州長篠・尾州長久手・濃州關ヶ原の五ヶ度なるべし。味方ヶ原合戰の外、四度は御勝利なりと。家康公の右手の指三本は、御老後迄、御伸屈御不自由にて、御指の節々、瘤立ちてありしといへり。是は御若年の時より、合戰の前になり、御下知に御采配を以て、鞍の前輪を敲かせらるゝ御癖あり。其時御指の節々より、血の流るゝをも覺え給はずして、御歸陣の後に、御藥を付け給ひ、癒ゆる頃には、又々御出陣にて、例の癖出づる故に、常に御疵の絕ゆる間はなかりしといへり。

家康の大度

家康公、能容レ諫不レ恥ニ下聞ニ之事、

家康公、遠州濱松に御在陣の時、或夜、本多佐渡守並に外樣の者三人、御用の事あつて御前に召出され、御用相濟み、三人は退出しけるが、中に一人御前に於て、鼻紙袋より、筆記の物一通取出し、自身に夫を差上げければ、是は何ぞよと御尋あれば、日頃私の存寄りたる事共、書付け置き申候。憚り乍ら萬に一つも、御心得にもなるべきかと存候故、御覽に入れ奉り候といひければ、夫は奇特なる心入かなと御感なされ、佐渡守は聞きても苦しからず。夫にて讀みて聞かせよと仰せける程に、數ヶ條ありしを、段々讀みけるに、一ヶ條讀み終る毎に、尤もなる事と御挨拶あつて、其筆記の物を此へと取寄せ給ひ、扨是に限らず、向後も存寄りたる事は、少しも遠慮なく申聞かせよと仰ありしかば、御聞屆被レ遊、有難く奉レ存と申し、御前を立ちけり。其跡に佐渡守殘り居りけるが、扨も彼者は、卒爾なる者なり。更に一ヶ條も御用に立ち可レ申と存ずる事は、聞え不レ申候と言上しければ、御手を振はせられ、いやいやとよ、さし

て用に立つ程の事はなけれども、其身相應の思案を盡し、內々書付け置きて、我等に見せんと思ふ志は、何よりも奇特なる事ぞかし。其いふ事用に立たねば、取らぬ迄にてこそあれ。卒爾抔といふ事にはあらず。總て上も下も、吾身の過は知らぬものなり。されども小身なる者は、心易き友達傍輩などあれば、互に身の上に惡事をいひて、吟味もする程に、心付きて更むる事多し。是は小身の益なり。大身なる者は、左樣なる儀もなく、家臣所從計りなる故に、大方の事は、尤とならではいはぬにより、我が過を知るべき樣なし。是は大身の損といふべし。古より富貴なる者の、國を失ひ家を亡ぼすは、大方は我が過を申聞かする者なく、自身の事を宜しと計り思ふ故なり。然れば我が惡をいひ聞かする者は、大切に思ふべきにあらずやと仰せられしを、本多承り居けるが、或時嫡子上野介に語り聞かせ、上の御思慮の深きにそへ、御仁厚なる事を申し、落涙に及びしを、上野介承り、其人は誰にて、申上げたる事は如何樣の儀に御座候やと尋ねければ、佐渡守叱りて、只上の思召の厚きを承るべし。其餘の事、汝聞きて何にかせんと申して、いはざりしとなり。是は、上野介若年にして、

其人を嘲る心を、佐渡守合點して、押へし心なるべしといへり。

家康公御驕慢なき事

家康公は、大御所と稱し奉りし頃にも、御驕はましまさず、武田信玄の息女賢性院へ謁し給ふに、毎も御上段を御下りありしとかや。又御鷹狩にて、尾州桶狹間、今川義元討死の場を御廻りあれば、御下馬あり。又駿府法體寺の所化、三人連れにて、御鷹野先にて參り逢ひし事ありしが、青々たる一寸の松中に、棟梁の姿あり。聖人も後世恐るべしと宣ひし後、如何なる知識にかならんと仰せられ、御下馬あり。又上杉中納言に御逢ひありし時も、御輿より下り給ひ、御禮儀厚かりしといへり。

秀忠公寬仁大度の事

秀忠公は、關ヶ原合戰の時、眞田安房守に支へられ、軍終つて後に、濃州へ出で給ひしにより、家康公御氣色あつて、御持病の寸白發らせ給ふとて、御對面なかりけれ

ば、秀忠公、扨は着陣遲はりし故、御意に背きたりと御推量あつて、迷惑に思召されけるが、幕の外へ御出の時、少しく御落涙あり。此時秀忠公に從ひ奉りし榊原康政・本多忠勝・大久保忠隣・本多正信・酒井備後守忠利を始め、御家人一人も召し給はず、下陣すべしと仰出さる。井伊兵部少輔直政、仰言述べて後に、彼輩に對ひ、中納言様遲く上らせ給ひ、大軍の合戰に御合なかりしは、各迄の不覺なりと、荒けなくいひけれども、家康公の御機嫌を憚りて、返答する者一人もなく、各退出せし所に、酒井忠利は、御前ともいはず、所存を申す者なりしが、兵部少輔が詞を聞きて思ひけるは、秀忠公の御舍弟下野守殿は、井伊が壻なる故、今度の合戰に御後見して、倶に戰功ありしと聞く。是に依りて、直政、妄に秀忠公の遲きを言立て、忠吉朝臣の御手柄を吹聽すると怨を含み、其座に居殘りて、兵部殿の先の一言心得難し。如何となれば、中納言樣遲く上らせ給ひたるは、仰分けられある事なれば、内府公いかで御機嫌惡しかるべき。然るを若き殿の御憤を憚らず、粗忽の事を申さるゝは、如何なる心中に候やといひければ、兵部少輔冷笑ひて、いうても歸らぬ事ながら、天下の人口に懸らせ

給はん事の口惜しきに申すなりといへども、備後守屈服せず、たとひ實の御誤にて、内府公の御機嫌よからずとも、格別の時節なれば、御父子御對面ある樣に、貴殿申直すべきを、其量らひなきのみならず、今更無益の批判をいふは、此上にも我等と爭ひ、中納言樣の御事を惡しく申さば、兵部少輔覺悟せよといひさま進み寄る所を、側にありつる諸士、之を止めたり。井伊が申す所、秀忠公の御身に取つては、御心よからぬ事なり。竝々の御氣質なるに於ては、御不審をも蒙るべき事なるを、露計り惡み給へる御氣色なく、却て彼が身まかりし時は、深く惜ませ給ひけるとぞ。

秀忠の寛仁

秀忠公謹嚴の事

秀忠の謹嚴

秀忠公、駿府二の丸に、一年、一月計り御座しけるに、家康公、阿茶局を召され、大樹は壯年なり、旅住居既に一月なれば、枕席定めて徒然ならん。花が容貌美なり、彼を使にして菓子を持たせ、裏道より遣し、將軍幸せらるゝ樣にして心を慰むべし。我が申せしといひなば隔あらん。汝が心得にて、能く量らへと仰せられける。阿茶局、

さぞ候らん。御心の付きたる仰やなと、花に紅粉を飾らせ、粧殊に出立たせ、下女に菓子を持たせ、初夜の頃、裏道より潛に行きけり。豫て阿茶局より、斯くと申したりければ、大樹、上下を召され、花を待ち給ふ所に、頓て妻戸を音信れければ、大樹自ら戸を明け給ひ、花を上座に置き、菓子を戴き手を突き、御返答を仰せられ、花疾く歸れよと、先に立たせられ、戸口迄送り給ひ、威儀正しく、言詞嚴なるにより、花は顔ばせを赤め立歸りて、其形勢を阿茶局に語れば、家康公之を聞き給ひ、將軍元より律儀第一の人なり、我れ梯しても、及ぶ所にあらずと仰せられけるとぞ。

家光公御治世の事

大坂御陣の後も、猶戰國の遺風多きを以て、秀忠公御治世の時は、大名參勤の註進に任せ、品川・千住口へ、老臣を上使として遣されたり。尤其家柄により、一段も輕き役人を、上使となさしめ給へり。是は格式を重んぜらるゝ、諸侯抔は、何日に着府といへる事を聞召され、御鷹野がけに、品川・千住筋へ成らせられ、直に參勤を勞ら

家光の智略

ひ給ひしが、御作法の一つの樣になりしといへり。然るに家光公、御代を繼がせ給ひし時、諸侯の面々を、悉く御城へ招かせられ、東照宮の天下御草創は、各の助力を以て平均に及び、台德公は、同じく同僚の事なれば、各を客人の如くに會釋し、參覲の刻も、品川或は千住口迄、使をも差出せり。予は申さば、生れ乍らの天下にして、今迄の格式とは替るべき事なれば、向後は各も、譜代の大名同前の趣になすべし。夫とも何れも會得なくば、如何樣とも了簡あるべし。在所へ暇の節、三年迄罷在るは苦しからず。其間に篤と考へ、思立たるゝ事あらば、勝手次第になさるべし。併し乍ら參府の節、屋敷迄は使を遣すべしと仰ありければ、各あつと平伏しけり。之を見給ひ座を御立あつて後、御一人座にありて、右諸侯の面々を、一人宛召出され、御腰物を被下けるが、頂戴する時に及び、直に夫にて身を検めらるべしと上意あり。依之何れも拜見せられける。家光公は、御丸腰にて、膝差合せられ、御座ありしとなり。或説に、將軍家御長久の事は、御三代の御智深く、御德の然らしむる所なり。東照宮・大猷院殿の御事は、諸錄に顯す。台德公の御文は、贋、感入錄に載せる所なり云々。

福島左衛門大夫正則の事

福島左衛門大夫正則は、諸將の中にて、殊の外物狂はしき人なり。獵より歸つて口を嗽がず、食物の中に砂ありといひ、料理人を誅せし事、度々なり。剰へ其首を脇差に貫き、くる〳〵と廻し、興ぜし事もありとかや。されども思ひの外なる義もあり。或日一門衆聚り酒宴の時、正則の愛せし何某とかいひし小姓、懷より菓子を三つ四つ墜したり。正則之を見て大に怒り、彼者を引寄せ、左の手に頭髪を握り、右の手に刀を拔持ちて、小姓の股を刺しければ、血夥しく流れけれども、渠少しも動かずして、始の如く給仕せり。孰れも、福島が氣質を知れる故に、終に死罪に及ばん事を惜み、片脇へ引退け、申分もあるやと尋ぬれども、一向に物をいはざるにより、侍の子たる者の、何として斯く卑劣なる事をなしゝぞ。身は死罪に及ぶとも力なし。死しても父兄弟迄の頬汚しぞといひければ、小姓之を聞きて、申すべき事も候へども、人の命を取らん事の本意ならず。其人の命を申贖ひ給はゞ、仔細を語るべし。某が

命は、免さるべきにあらず、一門の名下と仰せらるゝ事の口惜しさに、申されずといふに依つて、孰れも誓つて曰、其方の事は力に及ばじ。此儀に付いて、外の人の命は、我々が命にかけて救はんと申せば、其時小姓、彼人も殿樣の御家中なる若き者なるが、某に戀焦れ、數十通の文を賜はれども、殿樣の御座をも汚す身なれば、取上げてさへ見申さぬ所に、三ヶ年が程、日々に文を贈れる心の切なるに愛で、或時披き見て其志を感じ、不圖返事せし後、彼者愈〻堪へ兼ね、虛勞の樣に煩ふと聞けり。我れ故、人の命を失はん事の笑止さに、如何にもして、一度逢ひ見んと思へども、出づれば殿の御傍にあり、歸れば寄合部屋にて、仲間の目も忍び難く、下部屋にてなりとも逢ふべしと存じ、彼男を番葛籠へ入れさせ、一日以前に取寄せ候。然れども折惡しく、三日三夜の御酒宴にて、致方なき上に、彼者の飢ゑん事の痛はしさに、此菓子なりとも遣さんと懷中せし所、運盡き、御前に於て取落せり。願はくは彼葛籠を、何故なく下して給はり候へ。某が命を惜むべき樣なしといひける。一門の輩、之を聞きて正則に對ひ、彼小姓の命を乞ふとも、福島承引せざるは必定せり。彼が菓

子を盗みし事は、卑劣なる所爲ならねば、せめて死後の恥辱を救ひ取らせんと、事の始末を語りければ、正則機嫌直り、我が側に召仕ふ者程あつて、卑劣の業はなさゞりき。戀ふる男に逢はんとせしは、我目を盲すに似たれども、少人を立つる身の、わりなくいはれ、さ思ひつるも、深く咎むべきにあらず。其上今日の樣子、流石に某が目鏡も違はざるやうに覺えたれば、渠が死罪を免すなり。又渠に心を懸けたる奴も、某が氣質は知りたらんに、是非に逢はんといふも、用に立つべき者なれば、彼世悴を戀ひたる男に遣すべしとて、大方ならぬ機嫌なりけるとぞ。

加藤肥後守淸正の事

加藤肥後守淸正は、武勇のみにもあらず、能く人を使はれけるにや、其家來に、飯田覺兵衞といへる武功の者あり。

或本に、飯田覺兵衞は、始め角兵衞と書きけるが、朝鮮征伐の時、手柄ありしにより、秀吉公の命により、覺の字になしける。（是は文祿二年の事なるべし。）

別記に、秀吉公より、加藤清正へ遣されたる感狀に、

今度牧使が居城晉州、總軍勢を以て責崩す刻、其方事名譽の龜甲を仕出し、石垣はね崩し、一番乘仕段、粉骨之至也。其上家來森儀太夫・飯田角兵衞、無比類働、不可勝計候。卽爲褒美正宗之刀被遣候。總而清正事、今度高麗おらんかい表おく高麗傳奏館かせん等方々之働、無油斷入精候。歸朝之上、可被加御恩地候。儀太夫義字、角兵衞覺字、可爲右之文字。能々可抽忠候。猶淺野長束可申候也。

七月三日　　秀吉

加藤主計頭どの

加藤氏滅亡の後、京へ引込みて、再び奉公もせず居たりける時の物語に、我が一生は、清正にだまされたり。最初、武邊を仕りたる時、其場を立去つて見たれば、我と同じき傍輩、皆々鐵炮に中り、或は矢に中りて死したり。扨々危き事かな、最早、是限りにして、武士の奉公を止むべしと思ひ、歸ると否や、其儘、扨も今日の働は、神妙いは

ん方なしとて、腰の物を給はる。斯の如く思ふ事毎度なるに、時節を遁さず、陣羽織或は加増感狀を與へられし故、諸傍輩も羨みて、讃歎するにより、夫に引かれて引込む事もならず、侍大將といはるゝ程になりたり。一生清正にだまされて、我が本意を失ひたりと、申せしとなり。

淺野紀伊守幸長の事

石川五右衞門といへる盜賊は、大小名庶士群參の日、大坂竝に聚樂の營中に紛れ入り、諸席に置ける重代の寶刀、或は銳利の良刀を、己が鉛刀に代へて帶し、退き出づる故、心ならず墮弱の汚名を被り、牙を嚙んで憤る輩數多なりしを、淺野幸長考へ量り、御玄關にて、刀を從者に遣し、短刀計りにて營中へ登れり。衆人其才智を嘆美し、是に倣ひ、皆家從に持たせしにより、石川が一計絕えて、其後營中に紛れ入る事なく、是よりして、士風となりしとぞ。

或說に、石川は、盜賊の張本にて、暴惡の事多かりける。爰に京師松原通新町の

西に、筆師何某は、五右衛門が茶の友なりしに、命あつて召捕ふべき旨仰付けられける故、彼者計りて茶會に託し、我家へ賺し寄せ生捕れり。依之世に釜煮の刑に行はれしといひ傳へたり。彼筆師の家は、近來迄ありしが、刑罪人、茶水等を乞ふ時は、出せる例なりとぞ。

別記に、七條釜が淵といへるを、石川が刑に遭へる地とするは、妄説なり。是は融大臣の川原院潮釜の事により、此名ありと云々。

或本に、石川は、文祿元壬辰年、秀吉公の命により、其子竝に伴類十一人、極刑に處せられしと云々。

細川越中守忠興の事

秀忠公の御所望にて、細川越中守忠興より、御召の御冑一頭を獻せられたり。角頭巾にて、屹と立ちたる形なり。其冑を、土井大炊頭利勝、披露せり。秀忠公の御意に入り御感斜ならざりき。則ち越中守を御前に召され、種々御褒美あり。時に御冑に、

練くりの打緒を、忍の緒に付けたるにより、土井利勝申すは、忍の緒には、麻布の組紐が宜しきと聞召し及ばれたり。此打緒が能く候やと申しければ、其時越中守、懐中より桐の箱を取出し、其中に麻布の忍の緒を入れたるを取出し、大炊頭に向つて、打緒を付け候は、御祝儀迄に御座候。是は御肌に付け候物故、別に仕り置き、只今御前にて附直し申候といひければ、秀忠公御機嫌なりしといへり。（此冑は、大坂御陣にも召れしとぞ。）

細川越中守忠興は、軍用の利を考へて、下帯を割り、下帯と名付けて、中を竪に割りて並べ合せ、前にて結ぶ様にせられし。如此。是は具足を着たる時、常の下帯は後にて結び、不勝手なる故なり。世に越中犢鼻褌といへる是なり。

細川越中守忠興、後に松向庵三齋といへり。茶道を好まれしが、茶器を多く貯へられしや、寛永年中、幕下の寵臣堀田加賀守正盛之を聞き、細川の宅に詣り、名器を見ん事を思ひ、人を以て告げけるを、三齋諾せられし故、正盛則ち細川の宅へ行かれし所、家藏の武器十種計りを出し、堀田に見せられける。正盛案に相違して、之を見乍ら、心に悦ばずして歸り、其後、或人、三齋に向ひ、加州は茶道を好まるゝ事、翁の

知る所なり。然るを何ぞ茶器を見せられざるやと尋ねければ、則ち答へて、武將、武將に會し、器物を見んと請ふ。豈他の器を見する事あらんやといはれけるとぞ。

加藤左馬助嘉明の事

加藤左馬助の家には、老若とも、帶を後に結ぶ事は法度にて、前の方の脇にて結びけるとぞ。是は急事の折柄、帶の解くる事あり。後にては結び難し。横にて結ぶ時は、走り乍らも結ばるゝ故なり。又家中の士、具足冑を着すれば、戰場に於て、見知り難き物なりとて、一家中の具足冑前立物迄、屛風の畫に書かせ、絨毛以下少しも違はざる樣に、極彩色に致させ、其姓名を記し、會津の城中の廣間の番所より書院迄、屛風何雙ゝ立置き、諸士互に之を見知るやうにせられたり。若し誰にても具足を絨し直すか、何にても品の替る事あらば、役人迄之を屆くる時は、畫師彼士の許へ行き、委く見屆けて、最前の畫を書直せしといへり。

加藤左馬助の曰、氣先の勇なる者は、目を驚かす程の働をなすと雖も、詰めたる武

功は、律儀なる者にあり。敵地の中に、援なき孤城を守りて、屈撓の心なく、主人の威名衰へて、皆二心を懐くとも、一人節を正して遷らざる、此等は律儀なる者ならでは難しと覺ゆ。又諛者は、一旦拔群の勇ありとも、恃むべからず。諛つて寵を偸み、祿を得て後指を指されんとは、己れも能く之を知りて自ら欺くは、恥を省みぬ者なり。恥を省みぬ者は、主人を殺しても、自ら利する事をなすべし。僞と貪とは品變れども、心の落着は同類なるべし。近來武名を賣るの渡り者、根本の忠義は少しと見えたり。爰に高知を與へて、家の飾とするの說ありと雖も、良將は却て其家を薄く思ふべし。如何となれば、虛の實に勝る故なりといはれしとかや。

秀吉公の師、朝鮮を撃つ時に、唐島に番船を置きて之を守れり。藤堂和泉守（此時は佐渡守と稱せり）高虎、密に夜に紛れ、敵の小船二三艘を乘取りたり。其明日大に戰ふ。加藤左馬助は、前夜藤堂に越されたるを憤り、家來塙團右衞門に手段をいひ含め、斥候船を遣せり。團右衞門頻に進んで歸らざる所に、嘉明は怒れる體にて、何とて軍法を破るぞ。あれ制せよと聲々に呼懸け、扇を揚げて招くと雖も、豫ての謀なれば、團右

衞門は後をも省みざる故、左馬助自身、早船に取乘つて、止れ〳〵と追つて行く。加藤の兵は一同に押出し、大船多く乘取り、其日の高名、諸將に勝りたり。奉行横目、此合戰の次第を、秀吉公へ註進に及ぶ時、高虎が曰、船軍の先登は我なり。誰か共に爭ふべきや。只、某、群を放れたりと書記されよと申しければ、左馬助、押鎭めて、我れ今日の戰は、衆人の見る所に候。深夜敵の熟睡したる隙を窺ひて、少しく利を得られたれども、寢首を掻きたるに同じ。夜と晝とは異なり、小と大と豈同じからんや。御邊の働、今日に於ては、梯しても我には及ばれまじきものをと、冷笑ひて居られければ、高虎大に怒り、佩刀を拔いて切らんとす。其座に在合ふ人々、藤堂を押止めたり。此時加藤は片膝を立て、柱に倚つて、色をも變せず、貌をも動かさず、大薙刀の及の外れたるが如く、見苦しき仕方かな。人そばへして取亂せるが丈夫の業かと、最も躁がぬ體なり。之を見る者、其器量似も似ずと、嘉明を感稱せり。

別記に、抑左馬助が祖父は、加氣中務と稱し、參州加氣の鄉主たり。其子加藤三之丞廣明といへるは、家康公に奉仕せしが、永祿六年、一向宗の徒蜂起の時、彼三

之丞も一揆に與し、家康公へ敵對せり。同七年、賊徒、家康公に挫かれし時に、此三之丞も、遊客の身となり、或は武者修行に出でしといへり、夫より將軍義昭公に屬して、戰功を勵まれ、其後、信長公・秀吉公に仕へたりといへり。

黑田筑前守長政の事

黑田筑前守長政、常々人に語られしは、我れ十四歲、松千代といひし頃より、手を下したる手柄、度々に及べども、父如水に高名ありし故、人之を稱美せず。淺野幸長は、天下の上下、勇者と譽むる、是は父彈正、分別才覺は勝れたれども、さばかり武邊のなき故と申されしとなり。又小濱甫庵が太閤記を作れる時、諸家より書付を遣して、其家々の武名を書入るべしとあるにより、黑田家の老臣等之を聞傳へ、御祖父以來の御武功、當時天下に隱れなしと雖も、後に至つては、埋もる事も計り難し。幸に此節甫庵に託して、義昭公・信長公・秀吉公より賜はりし數多の御感狀、其外異國本朝にて、隱れなき御武功を、書物に著し給ひ候へかしと申しけれども、長政更

に承引なく、凡そ將士の武功を立つるは、君の爲にして、私の名を求むる計にあらず。殊更太平の代となりては、武を隱すが本意なりと聞けり。今此設は無用なりとて、遂に甫庵に書付を渡されざる故、彼太閤記に、黑田家の武功は、多く漏らしたりといへり。

或本に、長政の父如水は、慶長九甲辰年三月廿四日(二十日イ)、六(五イ)十九歳にして、伏見に於て卒去なり。(法名龍光院如水圓淸大居士といふ。大德寺塔頭龍光院に葬るといへり。)其以前に、息長政へ、世上に、親より勝りたる子はなしと雖も、其方は、我れに生れ勝れる所五つあり。第一、我は信長公・秀吉公の御意に違ひ、二度迄髮を剃りて逼塞せり。其方は秀吉公と、將軍御父子の御意に入りて、御前を宜しく仕成したり。第二、我は一生十二萬石なり、其方は五十萬石迄取上げたり。第三に、我は手にかけたる働なし。其方は自身の働あつて、直の高名七八度あり。我は漸く兩度せり。第四、我は分別なし。其方は分別者なり。第五に、我は其方一人の子を持ちたり。其方は右衞門佐(忠之と諱す)・甲斐守(長興と諱す)・千之助三人迄男子あり。是等は皆我に勝れる所なり。然れども我れ又其方に

生れ勝れる事二つあり。我死なば、十二萬石の勢は申すに及ばず、其方の家中も、如水存生ならば、何の幸か是に勝らんといひて歎くべし。其方死して、我れ後れたらば、逆乍ら如水の居らるれば、苦しからずと力を落す者あるまじ。人の思付く所は、我に及ばず。是れ其人の遣ひ樣惡しき故なれば嗜むべし。又我は、博奕が上手なり。其仔細は、關ヶ原合戰の時、前將軍と治部と、百日手間取らば筑紫より切つて上り、勝相撲に入りて天下を取るべし。其時は、祕藏寵愛の一子なれども捨殺し、一博奕せんと思ひしなり。天下を望む者は、親や子を顧みはならず。斯る博奕は、中々我に及ぶまじと申されければ、聞く者舌を振ひしとかや。又秀忠公も、始は如水を、今の世の張良なりと宣ひ、其智計を取り用ひ給ひしが、後は夫を忘れ給ひ、其上大國をも賜はらざる故に、如水は、其機を見て、早く隱居の身となり剃髮せしは、家を保つ道を知れりとなすべしと云々。

或本に、黑田如水、死する三四日計り以前に、諸臣を罵り辱しむる事甚し。皆驚きて、病氣重く、殊に亂心の體なり。外に諫むべき人なしとて、息筑前守父に近づ

き、密に諸臣恐れ憂ふ。ゆるやかにし給へと申せば、如水、筑前守が耳に口を寄せ小聲になつて、是れ汝が爲なり、亂心にあらず。諸士に飽かれて、早く其方を代りになれかしと、思はせん謀なりと申せしと云々。是れ實說なりや。

伊達陸奥守政宗の事

秀吉公、小田原進發の時に、伊達陸奥守（此時は左京大夫と稱す）政宗、參陣なかりけるにより、秀吉公、甚だ怒り給ひけるを、政宗聞きて、小田原陣に至り、中村一氏に付いて、某は、關白殿の御門下に、必ず馬を繫ぐべき筋目なし。依之頃日、日和を見て居候所に、北條亡びて後に、奥州へ御發向あるべき風聞承る。然るに於ては、必定防戰危からんと存候により、日に繼ぎて馳せ參りたり。昔賴朝卿、廣常の遲參を咎め給ひしやうに御氣色あるは、迷惑なりといはれければ、秀吉公御笑ひあつて、政宗は、ありの儘なる者なりとて、其罪を免されたり。然るに其年の冬、奥州九戸に一揆起り、政宗も、其方人（かたうど）たる聞えあるにより、秀吉公、政宗を惡ませられ、急ぎ上洛すべしと仰あり。

政宗承り、某程の者が、礫にかゝる時、茲々にては口惜しとて、金銀にてだみたる礫柱を、眞先に持たせて上京せり。其頃秀吉公は、伏見の城地を見て御座しけるが、政宗の上洛を聞召され、是へ來るべしと仰ありしにより、伏見へ參向せられければ、御側へ招き給ひ、其日使ひ給へる御杖或は扇子にて、政宗が首を押へ、其方上洛せざるに於ては、斯樣に申付くべしと思ひし所、速に馳上りたる上は、免すべしと仰せられければ、政宗畏りて、御前を退出せしといへり。

伊達政宗は、奥州に住める人なれば、萬事無骨なるべきに、少しく文學を好み、和歌にも心を寄せられたり。故に後西院帝の撰ませ給ひし歌仙の中、關路雪といへる題にて、

さゝずとて誰かは越えん逢坂の雪に隣の近き山里

と詠まれたり。又政宗、一年、將軍家光公の供奉にて、上洛ありける時、東福寺大雄庵の住持入院せり。政宗は、彼寺の檀那なる故、辻固めを出せしを、建仁寺の熊長老細川幽齋の甥なりと聞かれて、

今日をはれと檀那伊達して政宗が辻片目をや光らかすらん

と戯歌を詠まれける。是は政宗が片眼なるに依つてなり。政宗此歌を聞傳へられしが、

ともすれば吾名におひの固めをも光らかす身のかゝる迷惑

と詠まれし。又本願寺の東臺院殿、政宗を招請し、飯後に囃子の興行あり。政宗、彼番組を見て、杜若の太鼓は、我等打つべしといはるゝにより、人皆覺束なく思ひ、眉を顰めけるに、彼太鼓に導かれ、序破急節に協ひければ、東臺院殿驚きて、陸奥守は、太鼓功者なりとありければ、政宗曰、杜若の白囃子、其外、獅子姨捨の祕曲なりとも、打ち申すべき覺悟に候。猿樂師は、某が片撥にも足らず。さり乍ら細川幽齋は、太鼓に限らず多藝なりしが、一生自慢せざりし人なり。然るに我等が今の放言は、人柄も太鼓も、幽齋に劣れる故なりと、いはれしとなり。

伊達政宗、江戸の御城に於て、天下の元老酒井讃岐守忠勝に立向ひ、讃岐殿、角力を一番參らうといひければ、忠勝、輿がる事と思はれけるが、公用あつて退出せり。重

ねての事と辭せられしを、政宗無手と組付かれければ、讃岐守も、是非なく角力の戯をなせり。諸大名列座の前にて、兩將の勝負を競ふ事なれば、殊更晴なる見物なり。時に井伊掃部頭直孝進み出で、若しや讃岐守殿負けられては、御譜代の名折れなれば、我等、鬪角力に出でて、中納言殿を投げん事、手間取らずといはれけるが、忠勝は、强力の人なるに依つて、政宗を大腰にかけて投げられければ、政宗むく〳〵と起返り、肩衣の皺になりしを直し、御邊は、思の外角力の上手かなと、褒美せられしとなり。伊達政宗、或時鷹狩に出でられ、芝の上に晝寐して居られし所、俄に雨降りける故、近臣政宗を起しければ、傍に置かれたる刀を拔いて、追蒐けられければ、近臣立歸り、手を突いて、君臣の禮是迄なり。去來御手に掛けらるべしといひければ、汝を斬らんとの爲にあらず、此刀を遣さん爲に、追蒐けたりといはれしとぞ。政宗、終に寛永十三年五月に逝去なり。一本時に七十五歲とあり。辭世に、

開二一眼一向二閻王一　曰我是奥州守

と作られたり。奥州松島山瑞巖寺に葬り、瑞巖寺貞山利公と謚せしとなり。

淺野但馬守長晟の事

江城石垣普請を、淺野但馬守長晟へ仰付けられたる所、町場深泥なるにより、大木を底に敷きたれども、普請半に石垣崩れたり。淺野家の身上危かるべしと、人口聒し。依之舍弟采女正長重、兄長晟に對し、普請奉行に腹切らせ、公儀へ陳謝し給へと諫めけれども、但馬守之を諾せず。長重、屢諫めて曰、御爲を存ずれども、用ひられずといひて、恨むる色あり。長晟、徐に之を諭して曰、我れ淺野左衞門佐に命して名代とす。普請奉行は、左衞門佐が下知を受くれば、石垣の崩れたる事、其罪普請奉行一人にあらず。罪あらば先づ我に歸し、其次は左衞門佐なり。身の難を免れんとて、罪なきを戮する事は不義なり。我れ之を見るに忍びず。其方斯の如きの心なるが故に、庶を以て、嫡を簒はん事を畏る。義は、上下共に、武士の守る所なり。義を捨て利を取るは、商賈の風なり。今試みに武士を指して、商賈の風ありといはゞ、必ず怒りて惡聲を復し、猶止まらざる時は、相刃殺せん。其名を外に恥ち

て、其實を、内に省みざらんやと申せば、長重、應ふるに詞なかりけるとかや。

藤堂和泉守高虎の事

藤堂和泉守（本書に佐渡守）高虎、或時一つの箱を造つて書院に置き、領國伊賀・伊勢兩國の士に、殉死せんと欲する者は、姓名を記して此箱に入れよとありければ、簡を入れたる者四十餘人あり。其後駿府に於ても、亦斯の如くせしに、三十餘人あり。高虎此簡を持つて登城し、臣が家人、皆斯樣に候。然れば拙者子孫の代迄も、御先を承らん時、御用立申す者共に候。願はくは上意を以て、差止め申度候といひて、家康公へ御覽に入れ、宿所に歸りて申すは、斯く思ひ入りたる上は、殉死も同じ事なり。不公の嚴命背き難し。必ず思止まれと堅く制せし所に、一人右の腕に手を負ひて、不具なる者あり。拙者は斯る身に候間、別儀を以て、御免を蒙るべしといへり。家康公、此事を聞召され、高虎は世々の先手なり。然るを下知に忤きて、强ひて殉死せんといへば、御先手を取上げらるべしとの上意により、彼者此上はとて、止まる心

になりしとぞ。藤堂家の先手は、此に於て定まれりとかや。又或時和泉守、家康公の御座所、障子を隔て、土井大炊頭利勝に對し、臣既に年老いたり。悴大學頭不肖なり、御大切の地に御座候間、我等死後は、速に國替を仰付けられて、然るべう候と語りける。利勝、此趣を言上せしに、家康公高虎を召され、其所以を御尋ありし所に、高虎言上に、伊賀は上國にて、而も國人勇氣あり。船に乘りて大和川を下り候時は、夜中に人知れず大坂に到り候。又勢州は、近江・山城に隣り、大坂へ師を出すに便ある地に候。斯る國を、不肖の子に傳ふる事は、心元なく存奉り候間、上意を承つて死せば、安堵仕るべしと申し、國の繪圖を獻じけるを、家康公具に御覽じ、是れ他人を封ずべき國にあらず。彼の殉死せんといひし、二心なき者共に守らせなば、何ぞ思を勞する事あらん。代々、伊賀を易ふべからずと、仰せられけるとぞ。

大久保相模守忠隣の事

家康公、御嗣を立てられんと思召す頃、井伊兵部少輔直政・本多中務少輔忠勝・榊原

式部大輔康政・本多佐渡守正信・大久保相模守忠隣・平岩主計頭親吉の六人を召され、御公達數多まします中に、何れをか御家を繼がせ給ふべきや、御器量を相量り、言上すべしと仰出されける。大切の御內意なるを以て、御前を退き評議をなし、重ねて御請仕るべしと願ひければ、家康公、御許容ありしにより、各次の座へ出でて相談せしが、正信は、結城秀康卿を、御世繼になして然るべしと、其御威光の雙なき事を語る。忠隣は、秀忠公の御器量を稱し、彼君ならではと、强ひて爭ふ。直政・忠勝・親吉は、忠吉朝臣の武勇を譽め、詮議區々なるにより、此上は、御前の思召に任すべしと、各所存を言上せり。時に大久保諫め奉るは、秀康公は、故太閤の仰に依り、結城を繼がせ給へる上は、秀忠公、御家を繼がせ給はん事勿論なり。殊更、彼君は、寬仁大度の御氣象あり。忠吉君は、武勇の御譽はさる事乍ら、亂世に在つては宜しきと雖も、世靜まり順に守りて、國家を平治するには、必ず文武兼備の德に歸すべし。然るを御寵愛に惑はされ給ひ、文武の德を兼備へられし君を廢し給はゞ、外樣の大名より、御家人に至る迄、秀忠公を慕ひ奉り、御家の行末も危からん。此大事に詑言

けて、若し御贔屓を申上ぐるに於ては、忽ち神罰を蒙るべしとて、荒けなき誓言を加へ、憚る所なく申しければ、榊原も此時は、大久保と同意になり、相模守が申す所、道理(ことわり)にやと言上しけれども、家康公は、忠吉朝臣に譲らんとや思召されけん、御氣色あつて、御座を立たせ給へり。而して一兩日過ぎ、又六人の輩を召され、相模が申す所、御許容あるべしと仰出されけるとぞ。

成瀨隼人正正成の事

尾州長久手の戰に、成瀨隼人正(此時は小吉)は、十七歳なりしが、敵軍に乘込み冑首を取り、家康公の御覽に入れければ、汝は勇士なり、旗本の兵寡し。先づ此を守れと仰せられける故、御馬の先にあつて、息をつぐ所に、先手の辟易するを見て、駈出さんとするを、馬取轡を執らへて曰、既に功名を遂げ給へり。然るを敵の中に入り命を亡し、何の益の候ぞやといひければ、正成大に怒り罵ると雖も、手を放たぬ故、刀を拔きてむね打し、小利を貪り大義を失ふは、武士の道か。今日の戰は、敵破れ陣陷り、

逃ぐるを追詰めて後に止むべし。名も知れぬ首一つに身を顧みんやと、鞭打てどもあふれども、猶放たず。此時家康公は、三十間計りを隔てられ、御覽ありけるが、味方足をため兼ねたり。壯士の死戰すべき所は爰ぞ。只其志に任せよと仰せられければ、馬取、此時轡を放てば、成瀨は眞一文字に乘入れ、又胄首を獲て、東西を馳せ廻り、味方を恥かしめ、君間近く、進退剛怯を御覽ぜらるゝに、黑くも逃走り、何面目あつて後人に見えんやと、正成に勵まされ、引色なる者も踏止り、進む者は愈勇めり。然るに其年の暮、根來衆五十人を預け給ひぬ。成瀨が長久手の働は、軍功の士にも愧づべからずと感じ仰せらる。德川家に於て、十七歲にして將となりたるは、正成一人計りなりとぞ。

安藤帶刀直次の事

家康公、召使はれたる人へ、一萬石宛賜はりたる中に、安藤帶刀直次のみ、横須賀五千石を、一萬石かと思召して遣されしが、十年計も過ぎて、成瀨・安藤等御前に伺公

せし時、汝等一萬石の仕置は、如何するぞと御尋ありければ、隼人正が曰、臣等は皆一萬石を賜はる。帶刀は只五千石を下し置かるゝと申上げければ、家康公驚き給ひ、予、横須賀を以て、實に一萬石と思へり。兩人共に扈從勤仕して武功を累ね、與ふる所の祿なれば、何ぞ多少を分たんや。然るを安藤、色にも顯はさず、詞にも出さずして今日に至る。篤厚の至極、忠義の誠と謂ふべしとて、五千石の米穀を積みて、一度に下されける故に、直次が家豐饒しけるとぞ。

家康公、安藤帶刀を、賴宣卿に傅たらしめんと仰付けられし時に、安藤、命に應ぜざりき。公、土井大炊頭利勝を召され、帶刀は、切腹の罪を、兩度迄免し置きたり。其恩を思ひなば、否とはいふまじ。早くも忘れたる者かな。汝斯くいへと上意ありける。利勝不審乍ら、爾々の上意あり、如何思ひ當る事ありやと申達しければ、直次一言にも及ばず、御請申せしとなり。是は帶刀壯歲の時、家康公の愛童井伊萬千代後に兵部少輔直政といふに、忍びて情を通ずる事二度あり。一度は、寢道具の葛籠に入れて還せり。一度は、心靜に語り居ける時、家康公來り給へり。萬千代、戶口に出向ひ、今宵は障

る事候間、不ㇾ奉ㇾ入といひ、戸を閉ぢければ、公、其體を見給ひ、何ぞ顏色の厲しきやと宣ひて、歸り給ひけるとぞ。

安藤帶刀直次を、賴宣卿へ傅たらしめらるゝ時、二心あるべからざる旨を載せて、誓紙を書かせられんとす。直次色を變じて曰、誓紙を書くべき道理なし。萬一若君御謀叛の御心あらば、誓紙なくとも、臣强ひて諫め申すべし。尤も身の利害をも顧みるべからず。諫めて若し聽き給はずば、誓紙ありとも主命に從ひ、白首に冑を載せ、臣先鋒たらん。何の爲に誓紙を用ひんやといひて、終に書かざりけるとぞ。

本多佐渡守正信の事

慶長五庚子年九月、奧平美作守信昌へ、京都の所司代を仰付けられたり。是れ德川家より立てられし始なり。彼代りの者を、本多佐渡守正信へ御相談ありしに、板倉四郎右衞門後伊賀守と稱すを推擧せり。板倉其頃は、漸く五百石一本に千五百石とありを領し、江府の奉行たり。公の仰に、如何程加增して然るべからんと上意あり。時に正信、二萬石に

なされて宜しかるべしと、言上しければ、公聞召し、夫は餘り過分たるべしと仰ありければ、本多重ねて、左樣なくては、京都は壓へ難く御座候はんと、頻に執成し申上ぐるにより、其議に隨ひ給ひけるとぞ。

本多正信の機智

小金〔一本十金〕は、御鷹場にして置かれけるが、冬枯の野鳥、大に田畑を荒し、麥苗を食みける由、靑山大藏・內藤修理亮聞付けて、此方の御鷹場にあらねども、御父子の間なれば、苦しかるまじと、餌指共へ下知して、御臺所入用の鳥を取らせけるを、百姓共立腹し、家康公、駿府より來らせ給ふ時、餌指共の仕方の、御目に止まるやうに構へて荒せり。家康公御覽じて、怒らせ給ひ、誰が所爲なるぞと、御尋ありければ、靑山大藏・內藤修理亮が、申付けたる由を言上しけり。公、殊の外御氣色あつて、愈〻渠等が仕業なるか、但將軍の申付かと、甚だ御不興の樣子を、秀忠公聞かせられ、御難儀に思召し、阿茶局を以て、御機嫌を伺はれけれども、御前にも召されざりし故に、先づ靑山・內藤が職を召放ち追籠められ、扨本多佐渡守へ談じ給ひければ、正信承り、某に御任せあるべしと申し、本多は夫より、小金の御狩場へ參りける。正信、御機嫌

伺に罷越したる儀、御聞に達せし故、則ち召出され、寒氣の時分大儀なり。何事にて來りしやと御尋ありければ、正信其時、數年御膝元にて、御奉公申せし身の、何の科にか將軍樣へ附けられ、始終は切腹も仰付けらるべきか。願はくは老後の思出に、駿府へ歸參仕りたし。此段を歎き奉らん爲に參り候と、申上げければ、家康公聞召され、何とて左樣に申すぞと尋ね給ひければ、佐渡守、其時、將軍樣には、御前を恐れさせ給ふ事、いふ計りなし。今度も、御鷹野の御機嫌宜しき樣にと思召さるるを、知らぬ百姓共が惡樣に申成し、御不審の段を、將軍樣聞召され、大に畏れ給ひ、科もなき用人共を追籠め置かれ、御機嫌の樣子により、急度仰付けらるべしとの儀を、某等に御相談なされ候。御父子樣の間、させる事にても候はず、又渠等が私の用事にても無之、況して此事を、違つて申付けし事にても候はず。斯る聊の事にさへ、以の外に恐れ給ふ。毎事諫め奉る某等は、串刺にや仰付けられんかと、恐しく奉存由申しければ、家康公は御心忽に解けて、大樹には、左程に思ひ給ふか。よしよし其者共を召出すべし。江戸の事は、愈〻汝を賴むぞと仰を蒙り、正信は歸れり。

之に依つて青山大藏・內藤修理亮が閉門も御免ありけり。然れども此時よりして、右の兩人をば、營中へは召し給はざりけりといへり。

板倉伊賀守勝重の事

板倉伊賀守、多年所司代を相勤め、齡傾きて、頻に職を辭しけれども、將軍家より、今暫く相勤むべし、汝に替りて、此職を勤むべき人なしと仰せられて、更に御免なし。勝重、尙も辭する事止まざるにより、さらば汝に代るべき人を選んで進めよ。未だ其人を得ずと仰下さる。勝重答へて、京都に罷在りて、多くの御家人の事を、爭で存じ候べき。是程の人の中に、などかなかるべき。よく人々に御尋あるべきにて候。さり乍ら尙も薦め申せと侍らんには、悴周防守は、密男の首などを切るべき者には候はず。若し彼を以て、跡役に遣さるべく候やと申せば、將軍家大に悅ばせ給ひ、勝重御免を蒙りて、周防守重宗を召され、所司代に補せられけり。時に重宗辭し申しければ、子を知る事、父に如かずといふ事あり。汝が父の薦めなれば、辭する事

板倉勝重の誠忠

勿れと仰下さるゝにより、力及ばず、承りて、歎き〳〵父に向ひ、某、爭で此職に堪へ候べき、情なくも御推擧に預かり候ものかなと、恨みかこてり。勝重笑ひて、おことは世話を知り給はぬよな。爆火を子に拂ふとは、父が事にて候と申せしとぞ。

板倉伊賀守、或時家光公へ、藁履一足を作りて獻れり。是は東照君の軍陣には、斯の如きが宜しと上意ありし藁履に候。習ひ得て、自身作りて獻上仕候。若し御用に御座候はゞ、如何程も調進仕るべしと申せり。是は家康公も、御小身の時は、斯る鄙事をも御存あつて、業を肇め、天下の主とならせ給へば、篤恭して天下を治め給ふ。君も下々の事迄、能く知召さでは叶はぬ儀ぞといはずして、諫め奉る心なるべしとぞ。右二條を一説、周防守の事とするは誤なるべし。

板倉周防守重宗の事

牛込忠左衞門、後に時樂軒、御目附役仰付けられし時に、板倉周防守重宗へ、風聽に行きし所、折節在宿にて對面せられたり。時に忠左衞門、不調法なる拙者へ、御目附役仰

付けられ、難有奉存候。之に依つて参り候由を述べければ、重宗聞きて、一段目出度事に候。御自分の不調法を、必ず御隱あるまじく候。若し不調法を飾られ候へば、下に立つ役人に、迷惑する者多きものに候。自分の不調法を不調法に立てゝ、勤められなば、御上には、人多く之ある故、御役御免なされ、其器に當りたる人へ、仰付けられ候。必ず其心得あるべき由申されければ、忠左衞門が曰、忝き御意見に御座候。只今の御言葉を、吾等心にかけ、相勤め申すべしといひければ、周防守重ねて、是は某が言にあらず、亡父伊賀守が申したるに候。序乍ら語りて聞かせ申すべし。以前上樣御上洛の節、京都に於て、亡父へ御上意に、其方は年寄りたれば、代りの役人を遣したけれども、思當れる者もなし。汝が代りになるべき者を、見立て申すべしと仰あり。其時、伊賀守申上ぐるは、忰周防守などは、相勤め申すべき者と奉存候旨を言上しければ、尤に思召候。内々左樣の御意なる由、仰せられたりとぞ。某は其頃未だ御小姓にて、御側に相勤めし所に、翌年不圖仰出さるゝは、其方儀、父伊賀守が代りに遣さるゝ間、上京して見習ひ申すべしとの上意に付、畏り奉る由、御請申上げて登り

し所に、京着の日、伊賀守座敷を改め、左右に役人を置き、帳目録を並べ立て、對座に某を招き、御上の御機嫌を伺ひ、扨帳目録を引渡し、今日より所司を相勤むべき由申すに付、某は興さめて、私儀只今迄御側勤故、世間を存ぜず、諸事不案内に候。且御上意にも、先づ上京して、一兩年も見習ひ候様にとの御事に候間、其通りに仕りたしと申しければ、伊賀守が申すは、御目黒き殿様の、勤むべき者と思召せばこそ遣されたれ。假令ば親子にて、目顔違ふと雖も、見違へらるゝ人もなし。心も是と同前なり。然れば我等に隨ひ居れば、其間は、某が如くなるべけれども、離ると、其方の了簡より外はなし。某に隨身しては、何迄も詮なし。此故に引渡す間、隨分其方の不調法を顯して相勤むべし。夫を隱す心あらば、畿内は申すに及ばず、西國迄の難儀になれば、少しも飾るべからず。不調法は、上にも御存にて、大勢の中より、其器に當れるを、御見替あるべければ、不調法は少しも恥ならず。是非今日より相勤むべしと、申されしにより、此上は畏り候と請合ひし所に、豫て市中に家を求め置き、伊賀守は、即日に彼所へ引移り、其町の役人へ、關東より所司代登られ候に

付、御役儀を引渡し、御町へ引移り候。今日より御仕置の事は不ㇾ存候間、萬事御指圖を受くべしと申して廻り、其後は、京都の名ある町人を集め、碁を打つて餘年を樂まれけるが、常に其者共へ、今度の所司代は嚴しければ、我等を會釋候樣に心得なば、大に迷惑すべしと示され、町に二三年計り隱居せられし故、下々にて、某が批判を申さゞる由なり。其間に役儀を覺えしと、語られしとなり。

本多内記政勝は、長劒を好まれけるが、親しき人々は、意見せばやと思ふ所に、重宗、本多に對談の時、某が家來引肌を、勝れて上手にする者の候。御望みならば、贈進すべしといはれければ、政勝聞きて、夫は忝く存候。然らば申受くべしとありける故、翌日二尺五寸と一尺八寸の長なる、大小の引肌二つを遣して、是より短きは、手前に使ひ置きたるが多く候。御用ならば承るべしと、申贈られたり。本多は、彼引肌に合ひたる大小を帶して、周防守に見せられければ、重宗一覽して、是にて大小の寸、ひとくらゐ短く見え、得ありと申されければ、政勝も、板倉が意を察せりとぞ。

板倉周防守、江府へ下向せられし時、松平伊豆守信綱の曰、上樣にも、段々御政務に

御心を盡させられ候。上方の事をも、委細に聞召され度思召に候間、向後は、仲間へ遣さるゝ書狀を、今少し御念を入れられ、上方の事、上聞するやうになさるべしとあり。重宗は、何れも上の御機嫌を伺ひ、扨堂上方に別事なき儀計りを書されしとなり。　時に周防守が曰、百廿里隔てたる事に候間、上樣、何程御發明に御座候とも、御及びごしに、御存無レ之儀に御座候。其爲に、拙者を差置かるゝ事に候へば、申上ぐるに及ばざる事と奉レ存候と、申されければ、家光公聞召され、周防守は、身を蹈込んで勤むる者なりとて、御感悅淺からざりしといへり。

知恩院と黑谷源空寺とに、平重衡朝臣の所持せられし松陰の硯とて、等しく相傳せる什物あり。其石、自然と潤あつて、希代の名物なりとて、相誇るに付、遂に兩寺眞僞を諍ひ出して、廳所に訴へければ、周防守、判斷して曰く、兩寺の僧衆は、逌に世事に疎し。假令ば我等如きの者さへ、硯は幾面も嗜めり。況して平相國の公達なれば、松陰の硯二面もあるべし。何れも其寺の重寶なりと、裁許せられたりとぞ。

板倉周防守所司の時、其弟內膳正重昌は、備前國島原耶蘇宗門一揆の討手に向ひ、

彼地に於て戰死せり。此告の書、京都に至る時、周防守は、奉行所にあつて、書を見られけれども、敢て喪を發せず、事終つて後に退き、家臣を呼集め從容として謂之曰、汝等に慶ばす事ありとて、彼書を讀ましめられければ、其座に在合ふ臣等、皆淚を埀れけるを、周防守が曰、何ぞ是れ傷まん。我家あつてより以來、昆弟上に事へ、身を致さゞるなし。然れども忠死する者なきを憾めり。今、弟斯くの如し。慶ぶべき事なりといひ終り、淚を流されけるとぞ。此說、不審なり。追つて考ふべし。

酒井雅樂頭忠世の事

何の頃にか、家康公、神谷與七郎といへる者を、始めて召置かれけるが、彼者途中にて、酒井雅樂頭忠世に行逢ひける。神谷は、脇へ寄り禮をなしけるに、忠世は、心中に思惟する事やありけん、其儘に打過ぎけるが、其後與七郎は、雅樂頭に逢ひて、度度無禮あり。家康公聞召され、案の外なる擧動かな。與七に暇を遣すべし。さり乍ら奉公振宜しきに、暇を遣しなば、諸人の疑はん事如何なり。又雅樂が支へたる抔

と思はゞ、篤實なる雅樂に惡名を付くべし。然れども其儘に差置きなば、家老の威も薄くなるべし。所詮、約束の知行千石を減少して、折紙を遣しなば、與七恢へぬ者なれば、定めて暇を願ふべしとて、八百石に認められ、一兩日に遣されんとの事なりしを、忠世承り、神谷與七郎に、御知行被下べき由、彼者は、殊の外よき御奉公振にて、御用に立つべき者に御座候。豫て千石の御約束に候へども、過分に給はつて然るべしと申上げければ、公、爾々の旨を御物語ありければ、雅樂頭承り、夫は以の外なる事に候。彼者など、左樣の御取計らひに於ては、重ねて御家を望む者はあるまじく候。私儀は御厚恩を以て、代々人がましく召仕はれ候故、御家中の輩、拙者に對し慮外なる者は、一人も御座なく候。夫に新參として、心強く無禮をなすは、却つて賞翫に存候。尤内々にて承り合せし所、人柄何角も、隨分揃ひたる者に御座候と、執し申すにより、家康公聞かせられ、然らば知行を、如何程遣して宜しからんと御尋ありければ、二千石給はるべしと言上しけり。公の仰に、夫は餘り過分なるべしとの事にて、御評定の上、千五百石に極り、則ち與七郎を召出され、上の思召と、

忠世が所存を、委しく仰せ聞けられければ、神谷は感涙を流して、折紙を頂戴し、直に雅樂頭が宅に至り、涙を流して謝しける。實にも忠世が眼力に違はず、能く相勤めける故、追つて足輕を預け給ひけるとぞ。

或時、御祝日に、呉服所の茶屋長意といへる者、脇差を結構に拵へて、登城したりけるを、酒井雅樂頭之を見て、長意を呼び、其方の脇差を見せよとて、彼脇差を手に取り、熟と詠め、道具といひ拵といひ、侍にも、斯程の脇差を帶するは稀なりと譽められ、拔身を長意に渡され、鞘には恰好に見所ありといひさま、奥の方へ持行かれける。營中の群りたる中にて、長意は拔身の脇差に持あつかひ、十德の下へ押隱せども、きら〳〵と目に立ち、難儀しける所に、御目附の通られし故、手を束ね、爾々の旨にて、鞘を御留めなされ、迷惑仕る由を申し歎けども、雅樂殿の左樣に致されたるを、此方より兎角の事は申し難し。暫く待合すべしといひて行かれたり。扨此日の御禮も果て、各退出あれども、長意は歸る事もならず、已に未刻に到り、酒井は歸られけれども、鞘を出されぬにより、此彼を賴み、漸と聞出し、手を摺り詫言して請

取り、はふ〳〵退出しけり。長意は町人といひ、殊に法體の身にて、無益なる事と思はれ、斯くは量られしかと、己れを省み、其後は木にて作付の脇差に、柄鞘の形は、常の如くに拵へ、差しけるとぞ。

新東鑑附錄卷之二畢

新東鑑附錄卷之三

土井大炊頭利勝の事

家康公、或時何某へ、御役儀を仰付けられんとて、土井大炊頭利勝へ、人柄を御尋ありければ、利勝が答に、彼者は、拙者方へ立入不申候故、腚と不存由申上げければ、公、御氣色ありて、汝は、左樣の者とは思ざりし。予が口眞似もする者が、渠等を知るまじき樣なし。親疎に拘はらず、常々心掛くべき事なり。其方が宅へ立入らぬ者を疎んじ、出入する者計りを、引立つると沙汰せば、欲心邪智の者は、皆緣を求めて、立入る樣にすべし。結句、武を磨く志の者は、立入せぬ者も多かるべし。其詮議なき時は、家風衰ふと知るべし。大賀彌四郎めも、當家の運盛なる故に、渠が滅亡に及びたるぞ。

或本に、大賀彌四郎は、德川家の臣なりしが、天正年中、武田勝頼に頼まれ、朋輩小谷甚左衛門・山田八藏を語らひ、家康公を害せんとせしが、八藏心を飜し、此儀を訴へしにより、大賀・小谷兩人、並に妻子家僕に至る迄、磔罪せられ、山田は返忠の御褒美として、加恩の地を給ひけると云々。

武士は、武道が家職なれば、治亂に拘はらず、怠らぬ樣に勵むが、家老の役なれば、物每さあらぬ樣に取量らひ、其役々の者、心詞を殘さぬ如くに、仕置きぬべし。下より物のいはれぬ樣に成行きては、人の意地は知れぬぞ。亂世より六ケしきは、治國の仕置なるぞと仰せられければ、利勝大に赤面し、我が誤を恥ぢ、上の思召を感心し、頓に落涙に及びけるが、後年に至り、執事職大老の中にても、拔群に名を取りたる人なり。右の上意などにて、發明せられしか、或時の仰に、大炊に續く家老、數多あるべしと思はずと御稱美あり。又幕府を、秀忠公へ讓らせ給ふ時に、利勝をば、七つの寶の內に入れられたりといへり。

御本丸にて、御隱密の相談所は、大方、御數寄屋なりしに、土井大炊頭が存寄にて、千

疊敷の眞中へ出御なさしめ、四方の襖を取拂ひ、少しも隱るゝ所なき樣にせり。硯は御旗本支配の役にて、持參するといへり。

大炊頭の居間に、一尺計なる片糸の切のありしを、利勝拾ひ取り、誰かあると呼ばれければ、次の間より、大野仁兵衛といへる近習罷出でけるを、是は汝に預くるぞと申付けられける故、大野畏り候とて、其糸を請取りしが、次の間に出でて、此糸屑が、何にかなるべしと笑ひけり。扨二三年も過ぎて、大炊頭、大野を呼び、先年汝に預けたる糸切れはと尋ねられし時に、是に候といひて、早速巾着より出しければ、利勝請取りて、脇差の下緒の先の解けたるを結び、其上に、家老寺田與左衞門を呼び、之を見候へ、三年以前糸の切を拾ひて、大野仁兵衛に預け置きし所、彼れ大切に致して預かり、巾着より取出したり。主人の言付を麁末にせざるは、奇特なる者なりといひ、知行三百石を遣しけるとぞ。

秀忠公の御治世、諸國にて煙草を作るまじき由を仰付けられ、勿論、呑む事は堅く禁せられける時分、御城の湯飲場へ、御番衆寄合ひ、煙草を呑み居けるに、土井大炊頭

御老中なり不圖、通り合されければ、各仰天して、銘々に煙草の道具を取隱せしを、利勝見られ、御番衆へ對ひ、其御襖を立てられよと、挨拶あつて着座し、今各の給べられし物を、所望致し度旨申されければ、皆迷惑し出し兼ぬるを、再三乞はれける故に、止む事を得ず出しければ、大炊頭取りて、自分も一服呑み、存寄らざる珍味を給はり、忝しといひ座を立たれけるが、立歸り、今日の事は、手前も各も同前の事なり。重ねては必ず御無用と申されければ、列席の輩大に汗顔して、其後は湯飲所にて煙草呑む事は、必至と相止みけるとぞ。

秀忠公御治世の頃、御勘定方に於て、御勝手方御益の儀を考へ、衆議決せしにより、一通の伺書に認め、式日の朝、御勘定頭伊丹順齋、之を土井大炊頭へ差出せし所、利勝の曰、書付は披見を遂ぐべく候へども、先づ其大意は、如何なる儀なりやとありければ、順齋が曰、是迄御旗本の諸士、大身小身に限らず、御藏米を以て物成を下され、其外、御扶持餘慶拜領の面々迄も、悉く御藏より相渡され候に付、諸國の御領より、廻米多く運送の御失墜もかゝり、且又御藏の俵數、夥しく御座候故、蒸腐り、缺米鼠喰

等の御費も多く有レ之候。向後五百石以上の面々は、知行所の取捌も出來可レ申候間、各地方知行に御直しなされ、御扶持餘慶頂戴の面々も、知行に御直しなされ、地方にて下されなば、無益の御費も、減じ申すべく候、只今の趣にては、御藏詰多く御座候に付、三四ヶ年の越米之あり。左様の俵に當りたる小身者は、僅なる高の内にて蟲喰多く、迷惑仕る由に候間、向後は廻米を減ぜられなば、御藏の棟數、右に應じて少く相成、御益の品、數々に御座候に付、何れも評議仕り、書付を整へ申候。御同役御列座の時に、差上申すべくと奉レ存候へども、先づ御内見下さるべしといひければ、利勝之を聞きて、其儀に於ては、書付を見るに不レ及事に候。只今演説の趣は、先年、權現公御在世の節、御沙汰ありし事にて、其砌の御勘定方より、左様の伺を差上げし所、御上意に、當地を居城とする故、東西南北の諸大名を始め、萬民爰に集まるにより、廿日卅日も入船なくんば、諸色の直段も高直になり、諸人迷惑に及ぶ由なり。況んや何ぞ變事あつて、運送不自由になりたる時、江戸中の者を、誰か育まんや。損米の多くあるは、知れた事なれども、藏米を潤澤に畜ひ置くは、天下の知る者の

役と思ふ故なり。然るを差當る損益を考へ、變の心付なきは、下勘定の者共は、さもあるべし。勘定頭をも勤むる者が、其心付なく、斯樣の伺をする事、沙汰の限なりと、大に御氣色あり。其節、老中の面々へ仰せられしは、總じて大名の道中をするに、雨具持の、悅ぶ樣なる仕置はせぬものぞと、御上意ありしにより、各打寄り、種種考へられし所、彼伺書の箇條の内に、末々御奉公人共の、蟲喰米に取當りては難儀なる旨、專要の樣に書載せたる故、斯く仰せられしやと察せしなりと、咄終りて利勝は、順齋が出せる書付を返されければ、伊丹之を聞き、不調法なる書付を差上げ恐入候。さり乍ら右の御物語に就て、以後の心得に相成、忝き仕合に御座候と申して、退去せしとなり。

家光公御治世の時に、朝鮮人來聘の前、御矢倉の白土落ちし所ありしを、增上寺へ御成の節上覽し給ひ、早々白土を付けさせ申すべき旨を、松平伊豆守信綱に仰付けられければ、信綱承りて、外にある御矢倉の戸を外し、立替へさせんとせしを、土井大炊頭之を聞き、夫は豆州の善からぬ作意に候。御大人は、ならぬ事はならぬと知

召すやうに致すが宜しく候。速に足代を申付けられて然るべし。御自分は才智足れる故、何時にても斯様の頓智は出づべく候へども、重ねて外の者へ、此類の事を仰付けられたる節は、誰も左様の働は、及ばず候により、其人の不調法に相成候。然れば餘人は、難儀致すべしと申されければ、信綱信服せられしといへり。

加藤肥後守忠廣の身上果せし後、彼地へ誰を遣さるべきやと批判せり。或時、御老中方退出の後に、急の御召により、各早乘物にて登城せられぬ。或曰、御老中の、平生道を急がせらるゝは、變ある時に目立たざる爲なりといへり。然れば是より後に定められしか。家光公御氣色あつて、宜しく予は天下の仕置はなすぞ。此段を申聞かさん爲に、汝等を呼寄せたりとの上意により、何れも平伏してありけるに、土井大炊頭、頭を上げて、夫は如何なる思召に御座候やと、申上げられければ、其時の仰に、今日評定決せし肥後の國主の事は、近き内に申渡すべき儀なるを、最早世上に洩れたり。斯る事にて、仕置がならうかと上意ありける故、利勝承り、恐悅至極に奉存候由演べられければ、愈ゝ御氣色あつて、大炊頭が前へ詰寄せ給ひける。井伊掃部頭を始め、何れも胸を冷せし所に、利勝の曰、是迄急なる御觸之ある節は、

詰番の諸役人・諸番頭へ申渡し、隨分と急ぎ候ても、其日中などに、末々に相屆く儀はなり兼ね申候。肥後の國主の事は、下々の者共、聞耳を立て罷在候　私共は、毎も の八つ御太鼓さへ鳴り候へば、退出仕候所、今日は、彼此御用も繁く、七つ頃迄相勤め候に付、扨は肥後の國主相極りしと、諸人推量仕り、細川越中守より外になしと、江戸中の取沙汰に及ぶ儀と奉㆑存候。然れば上一人の思召が、下萬人と一同仕り、此上もなき目出度御事に御座候。私儀は、毎日兩人づつ、江戸中へ物聞を差出し置き候が、歸宅も仕らぬ内に、右兩人罷歸り、一人は芝の札辻、一人は牛込邊に於て、此沙汰を承り、用人共迄、書付を差出し置き候とて、右兩通の書付を獻りければ、則ち上覽あつて、御機嫌も直されけり。掃部頭も、其時、私共も、大炊頭同意に御座候と申されしとなり。抑肥後國を、細川へ可㆑被㆑下と、諸人の推量せるは、越中守は、豐前國小倉の城主たりしが、或年、領内大旱損にて、百姓共は、當分の食物にも難儀せり。況して來作の心宛は、少しもなかりけるを、越中守殊の外心勞せられ、容易に救ひ難きにより、父幽齋より以來相傳する名物の茶入を質物にするとも、事足るまじけれ

ば、賣拂ひ候へと申付けられ、家臣兩人に持たせ、京都へ登されたりしが、望む者は數多ありし所、名高き道具故に、後難をや畏れけん、彼れ調へんと思ふ者、所司代へ伺ひければ、板倉周防守が曰、當持主より賣拂はるゝ上は、買求むる事、勝手次第たるべし。但し右の茶入の名は、聞及びたれども、遂に見ざる間、相對濟みなば一覽すべしとて、取寄せて見られけり。斯くて細川の兩士は、金子を請取り、大坂に於て、米大豆其外農人の糧になるべき品を、金子限りに買調へ、舟に積みて小倉へ廻し、領分の者へ割與へられければ、國民之を力とし、農業に取付きけるを、世に廣く沙汰し、國郡の主たる人の手本なりといひて賞せり。依之肥後國の拜領は、細川より外なしと申合へりけるとぞ。

土井大炊頭は、家康公の御胤なりと、彼家にてもいふ事ぞと。此說如何。或時古老の面々、髭は、さながら神君に見紛ひ奉る。げにもよく似させ給へりと申しけるを聞きて、其翌日の出仕に、髭を剃落して登城せられける。其頃迄は、男(ハ)頰髭を、第一に立てけるに、家光公御髭を置かれざる故に、利勝が心あつて剃捨てしを、世上には知

らず、上様の眞似を致すやうに申せしとぞ。其後は多く揉立とて、少しづつ髭を殘しけるに、夫さへ延寶の始より、悉く剃落しける。其始は大炊頭なりしとかや。

井伊掃部頭直孝の事

秀忠公、或時諸大名を召され、土井大炊頭利勝を以て仰出されけるは、來年西御丸様（家光公なり）へ御世御讓り可被遊間、其旨相心得候へと申渡しければ、各恐悅申上げて退出せられしに、井伊掃部頭直孝一人は、御請の體見えざりし故、土井大炊頭、之を見て、直孝を、御白書院の方に招き、只今御上意の趣に就て、何か思召も有之やと尋ねければ、掃部頭答へて、御察の通りに候。先刻の御上意は、天下の亂の端と奉存候により、得御請け申上げずといひけるを、利勝聞きて、其意如何なる事に候やと尋ねければ、大坂御陣後未だ間もなく、御城の總石垣御普請、並に駿府の御城御普請、其外諸方の御手傳等にて、天下の大名、困窮大方ならざる所に、又候、來年御隱居遊ばさるゝに於ては、右御祝儀として、將軍宣下の御能など有之、愈困窮仕り、下を

削ぎ民の苦に相成るべしと存ぜられ候。　さすれば亂の端となり、歎かはしく候と申す故、利勝點頭き、直に直孝を誘ひ、御次迄同道し、大炊頭、御前に出で、直孝が存寄を、委しく言上しければ、掃部を是へ呼べとの上意により、直孝卽ち御前に出でける所、只今、大炊頭へ申せし事、尤に思召し候へども、最早、此儀は何れへも申聞かせし上なれば、今更變じ難し。　以來存寄の儀あるに於ては、遠慮なく直に申せよと仰あり。　時に利勝は、掃部頭へ、御請の儀を勸むれども、直孝諾せずして、重ねて土井に對ひ、拙者が存寄の趣、最早仰出されたる事に付、御取上被ㇾ遊難き段、恐れ乍ら上意とも不ㇾ覺候。　總じて上の仰出されに於ては、如何樣の事にても、諸大名御請を申上げられ候。　況して御尤なる儀を、誰か否と申上ぐべき。　然れば拙者が言上の趣、思召に相叶ひ候はゞ、仰せ直され候とも、何れも悅び申すべしといひければ、秀忠公も、聊御當惑の氣色に見え給ひけるに、利勝が曰、拙者などは、年罷寄り、御用にも難ㇾ立候所に、若人の斯樣なる直言を申上げらるゝ事は、御代長久の基、目出度御事に御座候。　只今掃部頭が申上ぐる條、尤至極に御座候と申しければ、秀忠も、御得心あ

りければ、直孝謹んで、愚意御取用ひ下さる段、有難き旨を述べ、落涙し乍ら退出せり。扨翌日秀忠公は、諸大名を召され、井伊掃部頭御諫言を申上げたる故、明年の御隱居は、暫く御延引あるべき由を、仰出されしとなり。

家光公の御治世に、萬事御政道は、東照宮の通に被成べき由、仰出されたる所に、伊達陸奥守正宗は、家康公より、百萬石を給はらんとの御書付のありし故に、正宗より只今迄は、御代も易り候に付、反古と存じ罷在候へども、今度の仰出されに就いて、御證文の寫を御覽に入れ候とて、彼御書付を獻じける。此儀上聞に達し、土井大炊頭利勝を召され、陸奥守へ百萬石を被下しは、あるまじき事ならねども、是は其節の御謀なるべきに、御取上なさるゝに於ては、他家よりも亦、此類の事を願ふべし。如何せんと御尋ありけり。利勝御請に、此儀は、井伊掃部頭へ御相談あつて然るべう候と、言上しけるにより、則ち掃部頭を召出され、爾々の旨を仰聞かされければ、直孝承りて、伊達家へ參り、正宗に對面して申すは、[illegible]今風説を承るに、今度の仰出されに付、御先祖より下されたる御證文の寫を、差出されたる由に[illegible]。實說

に御座候や、不審に存じ、罷越し候と申しければ、陸奥守答へて、如何にも其通りに候。御代も替りし故、右の御書付を、反古と存居候所に、今度の仰出されにより、御覽に入れ候とありければ、掃部頭が曰、其御證文は、御自筆に御座候やと申す。正宗曰、何程御先祖の御筆に候と申されければ、直孝其時、苦しからず候はゞ、卒度拜見仕り度候と申すにより、正宗家臣を呼出し、御證文の入りし筥を取寄せ、井伊が前に差置きければ、直孝御證文を出して押戴き、得と拜見し、正宗に對ひ、斯樣の事は御謀にて、貴前にも御存知の御事に御座候。誠に反古に候といひ樣、二つ三つに引裂きける。正宗其體を見られ、興覺めて、成程さ樣に候、是は生子に敎へられ、川を渡ると申す者に候とて、笑ひになり、種々饗應あつて後に、直孝は伊達家を出で、夫より直に登城して、右の趣を言上しければ、家光公は、御機嫌斜ならず、利勝も大に感心せしとかや。

酒井讃岐守忠勝の事

安藤對馬守重信、病中に、酒井讃岐守忠勝が方へ、使を以て、病中に候へども、御目に掛けたき事の候間、御入來賴み候由を申遣せり。此時忠勝は十五六歳にて、格別入魂といふにもあらねば、彼家にては、何事やらん、若し間違にてはなきかといへども、さもなければ、忠勝不思議に思ひ乍ら招に應じ、安藤の宅へ行かれし所に、重信は居間へ招きて、酒井に對面し、某事、病にかゝり、餘命久しかるまじければ、歿後には、愚息が事を、偏に賴み申度候。此御約束を仕らんが爲に、申入候所、早速の御入來、忝く存じ候。別の儀にても無之候。末々迄、忰と御入魂の儀を賴み候とて、腰物などを贈りける。忠勝は若年といひ、殊にたど〳〵しき生付にて、聢と返答もなかりけり。重信の病氣見舞に集れる一族衆は、對州病惱に侵されけるよと呟きけり。又家中の面々も不審しけるが、安藤が眼力に違はず、果して名臣といはれけるとぞ。

家光公御不例の事ありし故に、踊を上覽に備へけるが、御意に入りて、其後每度催され、上樣踊とて、其唱歌は、公家又は御門跡方の作など多くして、若き男共は、金銀にて飾りし木刀を差し、風流を盡せり。さるに依つて諸侯の面々、小扈從に美麗に

いでたちさせて獻れり。故に天下一統に、之を翫ぶ事甚しかりけるに、酒井讃岐守も、同踊を獻り、而して後御機嫌を見合せ、御諫言申上げければ、頓て踊を止め給へりとかや。

家光公御上洛の時に、江州大津の御代官小野某、酒井讃岐守へ申すは、勢田橋は、古來より名橋に候所、殊の外古び見苦しく相成候。二三年の内に、掛替へ仰付けらるべきや。豫て御伺ひ申上候由をいへり。時に忠勝が曰、橋損じて、怪我過などあらんに於ては、二三年を待たず、掛替へて然るべし。修復にて相濟む事を、掛替ふる事は無用なり。橋は如何程も久しく傳はりたるが、天下靜謐の印なり。見苦しとて改め造るは、然るべからずと申されけるとぞ。

酒井讃岐守、家督を息修理大夫忠直に讓る時に、家老林野宗左衞門・惠見太兵衞兩人の事を、忠直へ密に申さるゝは、林野宇左衞門は氣儘者なれば、如何にも頭を押へて召仕はるべし。惠見太兵衞は、內氣者なれば、引立てゝ仕はるべしといひて、扨林野を呼出し、修理大夫は若年なれば、我れに申したる樣に、いひ度き儘にせば、堪

忍すまじきぞ、其覺悟して仕へよと申渡し、夫より惠見を呼びて、其方は心一杯に奉公し、必ず遠慮立ては無用なりと、言付けられたりとぞ。

家光公御他界の時に、松平伊豆守信綱と、酒井讃岐守兩人が殉死せざる事を、兎や角と世上にて風聞せしを、忠勝聞きて、忠臣二君に仕へずといふは、他姓の君の事なり。若し心得違へて、前代の御恩深く、御取立の者なりとて、悉く御供せば、幼君を誰か守護せん。察するに我々が死せし跡を窺ふ奴等の中より、申出せるならん。爭でか物の數とや思ふべきと、冷笑ひしとなり。（殉死は、松平伊豆守信綱執政の時より、禁ぜられしといへり。）忠勤の程は、世にも知り傳はる通りにて、明暦年中、忠勝が牛込の屋鋪へ、家綱公（嚴有院殿と諡し奉る君なり）成らせ給ひし時、直に彼宅に於て、隱居の御免を蒙り、頓て日光へ參り、神前へ御禮申上げ、山にて落髮し、空印英際と稱せしとなり。

森美作守（此間脱字アルカ）にて、郡奉行を勤めし江見太兵衞といへる者あり。如何なる故にか浪人せしが、酒井讃岐守に緣ありしにより、二百石にて仕へ、玄關の取次役をせしに、或時忠勝、御城より下宿の節、江見太兵衞、急度讃岐守を見上げて、其後拜禮

しければ、忠勝之を見て奥に通り、玄關に小紋の羽織を着て居たるは、何者ぞと尋ねられければ、近習の者答へて、新參に召出されたる江見太兵衞にて御座候と申しける。讃岐守が曰、太兵衞が頰構眼指、常體の者ならず。明日より用人家老共の末座に呼出し置き、萬端相談相手に致して見候へと申付けられける故、其旨に任せ、何角の評定に加へし所、夫々に埒を明けゝれば、讃岐守は、我が眼鏡に違はずと喜び、其年の暮に百石加增せられ、家老職の列となれり。後は七百石に取立てられし所、忠勝卒去せられ、忠勝は、酒井雅樂助正親の二男備後守忠利の息なり。寛文二壬寅年七十七歲にて卒す。息修理大夫若州入部の時、三百石加增ありしが、終に三千石に至り、國家老に申付けられたり。太兵衞は、八旬に餘る迄忠勤を勵まれ、才智仁愛あつて、政道を專らにし、民を撫育せし者なりとぞ。

阿部豐後守忠秋の事

阿部豐後守忠秋は、御城より退出しては、家中の小童三四歲より、十四五歲計りなるを集めて、渠等をありたき儘に遊戲させ、慰にせられたり。人は幼少より、其器

の見ゆる者故、之を知らんが爲なるべしと申しけるとぞ。

阿部豐後守は鶉を愛し、多く畜ばれしが、或時麴町によき鶉のありしを聞きて、求めたく思はれしが、價貴きにより打捨て置かれしを、或人豫て豐後守が望まるゝを聞及び、彼鶉を買ひ得て贈りける。其後、御旗本衆大勢、對客の席にて、先に鶉を貰ひし事を言出し、多く飼置きける鶉を、悉く取寄せ放たれける。斯る人故、賄賂を送る人もなかりけるといへり。

阿部豐後守忠秋は、始め正秋といへり。是れ秀忠公より、御諱の一字を拜領せしに依つてなり。斯樣の事は重き儀にて、穩便にはせざる所に、其節表立ったる御禮も申されず、勿論弘めとても無之故、阿部一家を始め、家來と雖も、悅を申せし者もなく、又公儀の日記にも、自分の家譜にもなかりけるが、書狀等の判物に、忠秋とせられたり。夫より廿日計りを過ぎて、一門中を招かれし所に、料理の次第、每もと異なりし故、若しは御諱字拜領の祝儀の心なるかと、家來も推量せしといへり。

寬永年中、吉利支丹宗門一揆の討手を、板倉內膳正重昌に仰付けられたり。息主水

正重矩も、父と一所に、西國へ下らざる事を、本意なしとや思はれけん、其夜松平伊豆守信綱の宅へ自身行きて、罷下り度由を願はれしに、信綱の曰、御願の筋、尤に候へども、御夜詰退け候て、奥へ入らせられ候間、上意相量らひ難き旨被申し故に重矩夫より阿部豐後守宅に行きて、右の趣、是非とも願ひ奉る由を賴まれければ、忠秋聞きて、若き人の忠孝感じ入候。暫く御待あれといひて、直に登城し、奥方御座鋪へ參り、御留守居衆を以て、板倉内膳正忰主水正儀、父と一所に、西國へ罷下り度旨奉願候に付、其段御聞屆なさるべき由、拙者より申付候。御序に言上せらるべしと、上﨟衆迄被申候へと申置きて、忠秋は宿所に歸り、主水に對して、御斷り申上候間、早々御親父と共に、西國に御下りあるべしと申されければ、重矩喜悅して、忝き仕合、一生の御懇志之に過ぎず候と申して、歸宅せしとなり。（或本に、忠秋は、延寶三年五月三日に卒す。今武州忍の城主、十萬石を領する阿部氏の家系なり。）

松平伊豆守信綱の事

松平伊豆守信綱、或本に、寛文二年三月十六日、六十七歳にて卒すと云々。今上州高崎城主、七萬二千石を領する松平氏の祖なり、童名は長四郎と稱せり、或時若君、大猷院殿、將軍御寢殿の軒端に、雀の巣くひて、子產みたりしを、此方より御覽あつて、欲しがらせ給ひ、長四郎に取つて參らせよと仰あり。長四郎、十一歲の時なれば、如何にも叶ふまじき由を申して辭しけり。晝は音して、飛去る事もありなん、巢の所、よく〳〵見置きて、日暮れて、此方の屋の軒に登り、彼方に忍び行きて取るべし。おとなは身重く、足音もしなんまゝ、汝取りて參らせよと、侍ふ人々の敎へしかば、力なく、日暮れぬれば、此方の屋より傳ひて行き、旣に御寢殿の軒に至りて取らんとせしに、蹈損じて、御坪の內へどうと落つ。秀忠公御刀を取らせられ、障子をあけ給へば、御臺所は、燈火取つて出でさせ給ひ、御覽ずるに、長四郎なり。將軍家不思議に思召されて、汝何しに爰に來りけるぞと御尋ありしに、今日の晝、御殿の屋の軒に、雀の子產みたるを遙に見候て、餘りに欲しさに、取りに參りて候と申す。秀忠公、否々、己れが心にはあらじ。誰か敎へけるぞと、色々御推問あれども、幾度も初め申せし詞に變らず。己れ事の由を、有の儘に申さぬこそ、年頃にも似ぬ不

敵なれと仰せられて、大なる袋に押入れ、口を御手づから封じ給ひ、柱にかけさせ給ひ、事の由ありの儘に申さゞらん程は、いつ迄も斯くて置くべしと仰せけれども、倘申さぬ事初の如し。夜已に明けて、常の御座に出でさせ給ふ。御臺所は、早く心得させられ、渠が幼心にて、身の悲しさを顧みず、若君の仰なりと申さぬ事を、深く感じ給ひ、女房達に仰せて、朝餉のして、是れ喰へよと給はり、又手づから、元の如くにして置かせ給ふ。晝の程、秀忠公入らせられ、又推問ありしが、さらば向後の事を戒むべき由の仰にて、御免ありけり。將軍家、御臺所に向はせ給ひて、渠が今の心にて、生立ちたらんには、竹千代殿の爲には、雙なき忠臣にて候はん者なりと、殊の外に悅ばせ給ひしとなり。

或本に、伊豆守信綱は、大河內金兵衛秀綱といへる御代官の子にて、小字を三十郎と稱せり。一本に、大河內金兵衛秀綱入道休心が孫金兵衛久綱が嫡男なり云々。松平右衞門大夫正綱が甥なり。幼少の時、常に正綱が方へ遊に來りけるが、八歲の時に、右衞門大夫が獨座せし前に出でて、願ありと申すにより、何事なりやと尋ねければ、私は御代官の子にて口惜

しく候間、御苗字を給はり、子になして下さるべしと申すにより、正綱打笑ひ、何とて左様に申すぞとありければ、私の苗字にては、上様の御側へ參り難く候と申すにより、正綱も奇特に思ひ、然らば父母へ、其願を申すべしといはれければ、其事は、私が合點させ可ㇾ申候。愈〻御苗字を下されなば、今日より此方に留まり候はんとて、我宅に歸らず。此事台聽に達して召出され、御小姓の列となれり。總じて御小姓の勤め方は、御用とて召さるゝ時は、上座より承つて、次第に末座に至り、又繰上つて召に應ずる御作法なり。然れども若輩の集りなれば、我儘にして、御次へ拔出で、休息する者勝なるに、三十郎は、詰所を退く事なく、毎度詰越して、御用を承りければ、豫て御目に留まりけるとぞ云々。

松平信綱の頓才

松平伊豆守、未だ御旗本支配にてありし頃、二丸の御坪の內なる大石を、二つ三つ取除けらるゝに、數百人にても動かし難き石どもなり。殊に人足の働自由ならざる由、役人より申しければ、信綱下知にて、其石の邊を掘り穿ちて、彼穴へ石を轉ばし埋めよと申付けゝるにより、則ち下知の如くにしければ、さしもの大石も容易く

取片付けゝり。此仕樣に習ひて、相州箱根樫木坂の往來に妨なる大石を掘り埋め、或は石の頭を切らせなどしけるといへり。

武府大火の時、餘烟已に御城内に蔽ひ懸りける故、數多の女中途に迷ひ、出づべき方を知らざりし所に、松平伊豆守は奥に蒐入り、疊を裏返して敷き、之を知邊に出でられよと、敎へられければ、一人も過たず逃げ出しけるとぞ。

大樹御灸治の事仰ありし時、醫師玄治、灸點を奉りしに、藥を乞ひしかども、兎角に刻移りしかば、信綱御前を立ちて、御次の疊を裏返して切破り、拔出し奉れりとかや。

寺社奉行安藤右京進重長と諱せしならんより、松平出雲守勝隆が方へ、手紙を以て、御登城前に、私宅に於て談じたき事之あり候間、御立寄下され候樣にと、申遣せし所に、後刻參を以て申すべき旨の返答なり。暫くして松平伊豆守入來あり。御老中の事なれば、家中大に周章て、右京進にも何事やらんと、上下を着けも敢ず、早速出向ひ、仔細を問はれしに、信綱が曰、少々時刻を取違へ、早く出で候故、是にて待合はせ可レ申

存じ、立寄り候との事なるにより、菓子茶などにて饗せらるゝ内に、伊豆守小姓を呼びて、此許の家老中に、一人逢ひ申したしと言はるゝに付、加茂下内記といふ者罷出でし所、信綱の曰、我等が參りたるは別儀にあらず、其方達へ賴みたき仔細あり。先刻右京殿より御手紙に預かり、登城の節立寄り吳れとの御紙面なり。勿論上書に、某が名はあれども、察する所御同役出雲殿へ、遣さるゝ御手紙の間違と存ずれども、相心得候と御返答申せり。追付右京殿御登城あつて、出雲殿へ出合ひ給はゞ、其段申すべし。然れば彼申次を致したる者、執筆の者の、叱られん事は必定なり。出雲と伊豆とは、間違あるべき事なり。此儀に付、右京殿御叱なき樣に、其方達を賴みたり。此上に御叱ありと承らば、我等の申分ありと、急度被申ければ、內記謹んで、御意の趣畏り奉り候。右の者共承り候はゞ、如何計り悅び申すべく候といひければ、右京進も、厚く一禮せられたり。伊豆守は、夫より登城せられしといへり。

保科肥後守正之朝臣の事

保科肥後守正之朝臣の母儀常光院と申すは、北條家の近臣神尾某の息女なり。是は小田原歿落後、北條家の士、數多德川家へ召出され、神尾氏も御奉公を願ひ、御帳面には記されけれども、何の御沙汰もなく、浪人して居たり。又息女は、井上主計頭が母に預け置けり。彼母といふは、秀忠公の御乳人にて、公儀よりも、厚く御取扱ひ故、世の用もあり、常に御城へ上り居けるにより、神尾が女も御側へ罷出で、遂に懷姙せしが、秀忠公の御臺は、大方ならぬ御嫉妬深きにより、一向に御沙汰もなく、密に彼女は親許へ下り、慶長十六年五月に、御男子を平產せり。猶も御臺の御聞を憚りて、神尾一家は申合せ、隨分隱密に養育し奉りぬ。彼若三歲計りにて、近所へ遊に出で給ひけるを、神田白銀町の邊にては、天下の若君の事なれば、冥加の爲に、抱き奉らんと、色々御馳走申す故、世間の流布を厭ひ、同十八丑年三月二日、御乳母の局鄉下の折柄を幸に、神尾一家之を告げければ、御乳母卽ち井上と調議し、主計頭

登城して、世間廣からぬ御養育の致方を、老中へ内分にて伺はれけるが、命あつて、土井大炊頭同道にて、田安比丘尼屋鋪に住居ある見性院（是は穴山梅雪の後室にて、武田信玄の息女なり。家康公御姻みあつて、武州大眞木といへる所にて、食祿六百石を給ふと云々）の許へ、右兩人御內意の趣なる由を述べられ。翌三日井上の方より、直に若君は田安へ御移あり。當分は見性院の養子分にて、武田幸松殿と申せり。（其年端午の幟に、上に葵の御紋、下に武田菱を付けられたり。是れ見性院の差圖によつてなりと云々。）然るに其頃、將軍家へ召出されたる甲州衆の內、保科肥後守正光は、別して見性院の安否を問はれけるに、或時見性院、正光へ、右の趣を語られ、貴賤とも、七歳より上の男子の育て樣は、大切の事なるを、女計りの中に置き參らせては、心許なし。其方へ預け申したき間、武の道をも指南ある樣にと賴まれければ、肥後守が答に、仰はさる御事に候へども、御大切の若君なるを、御上よりの仰もなくして、御介抱申し難しといふにより、見性院より、土井・井上に談ぜられし所に、兩人も、自分の了簡にては相濟まざる故、折を以て伺ひ申すべしといはれしが、御前向も相濟みしや、其後土井大炊頭が宅へ、肥後守を招き、主計頭列座にて申さるゝは、幸松殿の御事、其許へ御預なされ候間、領國に於て、長

り給ふ樣にと、上意の趣を述べければ、正光謹んで承り、高遠へ倡ひ、三丸に御部屋を營み移されたり。是れ幸松殿七歲の時なり。母儀も倶に引越されける。肥後守も、常々御見舞に參り、五度に一度は、母儀に對面ありしといへり。

或本に、將軍家大猷院殿御鷹狩に、目黑の邊に成らせ給ひ、御供四五人召具せられ、成就院といへる寺に入らせ給ひしに、住持の僧は、頭巾を被きて居たりけり。將軍家、暫く休み候はんと仰せられしに、住持の僧、人々は、何國より來り給ひしと問へば、我等は將軍家の供奉の者なりと仰せらる。僧の曰、勞れ給ふらん、心靜に御休みあれと請じ入れ奉りて、內に入らんとせしを、御僧茲に在座して、御物語あれと仰せければ、打向ひ、蹲踞りて居る。客殿のあたり、悉く菊を彩りて畫けるに、描き工のせしとも見えず。將軍家、斯る片田舍の御寺には、珍らしき結構かな。如何なる檀那の渡り候と尋ねさせ給へば、宣ふ樣に、茲は江戶遠き境なれば、然るべき檀那とてもなし。保科肥後守殿と申す人の御母儀が、常には祈禱の事など御賴あれど、夫も家貧しければ、布施の物豐ならずといへば、夫は先づ宜

しき御事の候。其外にも何やかや候はんと仰せらる。いや其外には、皆數にもあらぬ人々なり。是に渡り候人々も、將軍の御家人と承れば、申すも恐なれども、あの肥後守殿と申すは、今の將軍家の、正しき御弟と承るに、僅の地を領し給ふこそ、痛はしく覺え候。さらぬ賤しき者も、兄弟の親み深きは、世の習なるに、如何なれば、よき人は情なき者に候といひしに、上樣にも、早還御ならせ給ふべき程なりと、御供の人々を急度御覽じて、御顏の色少しも損じさせ給はず、漸うに御出あれば、人々は、御僧の情故、足を休め候ひぬ。又參らんとて立出でたり。暫くして供奉の人々群り來りて、上樣は、何國へ成らせられしぞと問へば、住持の僧は、我等は、上樣の事は知らず、御供の人々こそ、今迄是に御休みありしをといふ。夫こそ上樣にてあれといはれて驚き、あな悲し、如何なる罪にや遭はんと、一月計りが程は、門のほとり、足音高く人の過ぐるにも、魂を消す計りなり。程なく正之朝臣、多くの地付けて、山形の城を參らせられたり。又目黑の寺にも、其事となく地を寄附せさせ給ひしとぞ。都て此御代には、御鷹狩に事寄せて、賤

しき者の憂き歎きの事共知召され、惠み施されしも多くありけりと云々。

以上、白石先生曰、其時御供に侍りし人の子息に、聞かれし所なりとぞ。一本に、從四位下肥後守正之朝臣は、寛永十一戌年侍從に任じ、同十三子年七月廿一日、羽州山形の城を給はり、廿萬石となり、正保元申年正月十一日、奥州會津に移り、廿三萬石になり、同二酉年、左少將に任ぜられしと云々。

寛永年中島原一揆の剋、板倉内膳正重昌彼地に向ひし後。世上の風聞に、公儀御名代として、御連枝方か、扨は御老中を遣さる抔と申しけるが、保科肥後守の事も、専ら申せし故、江戸屋鋪は勿論、在所最上に殘り居たる家中も一統に、内々仕度して相待ちけるに、或日奉書を以て申されしにより、是れ島原の御用なるべしと、家士各勇みし所に、以の外在國すべしと上意ありけり。肥後守も心外にあるべしと、家中一同に察せしに、案に相違し機嫌よく、早々支度を調へ、歸國せられたり。是は家康公御在世の時、秀忠公へ仰に、奥州に事あらば、上方筋の心遣ひ專要なり。西國に變あらば、奥筋の手當が大事なりと、上意ありしにより、其趣を以て、御懇意の仰

にて、奥州壓の爲なりとぞ。正之は面目を施し、領國最上へ歸られけり。其後家臣に語られしは、今度島原一揆の事も、始の內に埒を明けなば、事故なく鎭まるべきを、手延にして長引きたるは、畢竟九州に、御譜代大名のなきに依つてなり。事の微なる內に制し、若し卒爾の取計とありて、御咎を蒙るをも顧みず、公儀の御爲を專にする者なくては危しと申されたり。果して此時羽州白石一本に白岩の御代官領に於て、百姓徒黨せしを、正之朝臣公儀へ伺はず、卅六人磔罪せられたり。世上にては、家柄とは申し乍ら、我意を奮はれし樣に申しけるが、其後肥後守參府の節も、例に替らず上使を下され、尙又內田信濃守を上使とし、向後とも御政務筋に於ても、存寄あらば、遠慮なく申上ぐべき旨を、仰出されしといへり。

家光公御他界の節、堀田加賀守正盛を以て、保科肥後守を召され、御寢所に於て、正之朝臣の手を取らせられ、大納言の事を賴むぞと上意あり。肥後守は、紅淚を抑へて、私斯くて罷在候上は、御心易く思召さるべしと、御請を申上げられければ、其時手を御放しありしが、肥後守、猶も御側を立ち兼ねられしを、加賀守後より手を振

つて、其座を立たせたり。御表にて、何れも正之朝臣の顏色を見て、扨は御大切に及び給ひしにやと、各潛み居る所に、程なく加賀守罷出で、只今御他界ありしと披露せり。肥後守は、夫より西丸へ出仕して、晝夜三日が間歸宅なかりし所、大納言樣仰の由にて、松平和泉守を以て、頃日の勤勞を慰ませられ、休息の儀を仰出されたり。夫より數十年が間、天下の政事に心身を抛ちて、奉仕せられたり。

土屋相模守數直の事

土屋相模守數直、或本に、數直は、延寶七年四月二日卒す。今常州土浦城主、九萬五千石を領す。土屋氏の家系なり大和守と稱せし頃、如何なる越度にか、閉門仰付けられ籠居せり。其節御上洛の令あつて、各支度する由を聞きて、某も忍の供奉すべし、用意せよと、家老へ申渡されける故、各膽を消して諫むれども、思ふ仔細ありと、旅裝專なれば、家臣等も心ならず、如何樣にして御登なさるべきやと尋ねければ、御出門の翌日、密に出足すべしといはれけるが、申せし如くにして京着しける所、天下の大名、數を盡して宿せし故、洛中洛外、共に錐を立つ

る地もなし。漸く西坂本邊の民屋に、閉門して居られしにより、誰れ知る者もなかりけるが、家光公は、知召されけるか、土屋大和を召せと仰出されたり。依之、御扈從より、仰の趣を、旗本支配へ、土屋大和守閉門と承れども、上意なる故、申達する由をいひければ、老中之を聞かれ、其大和守は、閉門にて江戸に殘れり。若し思召違にやあらんと、其趣を言上しける所、いやいや京近くに居るべしと仰せられしに付、洛中洛外隈なく探し求め、遂に彼宅に尋當りける故、早々出仕あるべしとの事なりければ、頓て御前に出でければ、暫く白眼ませ給ひけるが、今度來らずば能き事はあるまじきに、免すとの仰を蒙り、面目を施しける。是は御前に於て、如何樣なる事御座候とも、何國迄も供奉仕るべしと申上げたること、もありしやと、沙汰せりとぞ。

久世大和守廣之の事

久世大和守廣之、（或本に、廣之は、延寶七年六月廿七日に卒す。時に七十二歳なりと云々。）御側勤めの節、家光公、御膳を召上られ

し時、御汁椀の中に、菜の虫のありしを、御箸にて挾み給ひ、之々とて、彼虫を御出しありければ、廣之兩手に請け、謹んで押戴き、口へ入れられたり。家光公之を見給ひ、其心を察せられしか、役人の不調法にもならざりしとなり。此儀を聞ける御膳番竝に御料理人等は、後々迄も、大和守を、神佛の樣に思ひけるとぞ。

家光公、或時久世大和守へ、今朝大名共より、進物を貰ひしやと御尋ありし故、廣之謹んで、上意の如くに御座候と申しければ、重ねて仰に、夫は何々を贈りたるぞと仰により、委しく言上しけるに、猶あるべしと上意あり。其時廣之、懷中より書付を出し、何某より何色の物を贈り候と申上げければ、夫で合ひたりと仰せられけるとぞ。

堀田筑前守正俊の事

貞享元甲子年八月廿五日、殿中に於て、若年寄稻葉石見守正休（濃州青墓の領主、一萬二千石なり。堀田氏の一族といへり）、堀田筑前守正俊（同父は、正盛加賀守と稱す。慶安四年四月廿日殉死す。時に四十四歳なり。今下總國佐倉の城主、十一萬石を領する堀田氏の家系なり）へ、少々御

心得度事の候とて、呼出しければ、正俊は、如何なる御用にやと、何心なく出でられたる所を、石見守は立ち乍ら、兼房が打つたる新身の脇差を拔きて、右の脇下より、左の肩先迄突通し抉られたり。大久保加賀守忠朝、早くも見付け、狼藉人よといひて蒐來り、稻葉を切られたり。之を見て戸田山城守忠昌・阿部豐後守正武兩人馳出で、二三の太刀を以てす。依之、兩人共に死したり。石見守が書置に、

私親伊勢守、先年於駿府不慮之横死仕候所、家督無相違被仰付、御厚恩奉頂、且又御當代罷成、猶御加恩拜領仕、生々世々此御厚恩難報候故、筑前守相果候。

石見守は、豫て覺悟せられたりと沙汰せり。

阿部豐後守正武の事

阿部豐後守正武、祕藏の小柄目貫等を入置かれたる箱を開きて見られしに、祕藏の品々多く紛失せり。怪しく思ひ乍ら、さあらぬ體にて、日頃立入する道具屋を呼ばれ、何々の模樣の小柄目貫などあらば持參すべし、調へんと申されし故、道具屋方

方を穿鑿し、二三ヶ月の中に、彼小道具二色三色持參せり。正武之を見られしに、則ち紛失の品なりければ、夫より段々吟味を遂げられし所、近習の內より、盜出せし事露顯せり。故に其者の父は閉門、本人へは番を付けて、嚴しく守らせけり。斯くて廿日餘になれども、罪科の沙汰もなきにより、家老之を伺ひけるに、追つて思案すべしと計にて、兎角の事もなし。程經て、又家老中より尋ねしに、きやつは科人なれども、渠が父多年の奉公は、目貫小柄に替へ難し。篤と思案せんと計にて、打過ぎし故、嫡子出羽守、樣子を伺はれければ、正武の曰、先達つて家老共、度々其儀を尋ねしが、未だ罪を定めず。尤渠は、犯科の者なれども、父が多年の舊好、空しく廢れん事を惜む間、之を考へて、よき樣に計はれよと申されける。依之、出羽守と相談の上、其父が心任にせよとて、彼近習を遣られければ、父は感淚を流して請取り、速に我許にて、切腹させけるとぞ。

戶田山城守忠昌の事

戸田山城守忠昌（今肥前國島原城主、七萬七千八百石を領す。戸田氏の家系なり）は、公私共に、仁愛を以てせられし故に、諸人心服せり。秋元但馬守喬朝の女を養ひ、酒井左衛門尉忠直（忠直といへる不審なり）へ、嫁娶の約あり。左衛門尉、其頃は幼少にて小五郎といふ。家中の仕置は、松平因幡守信興（今參州吉田城主、七萬石を領す。松平氏の家系なり）を頼み、重き事は戸田山城守に相談して決せり。貞享年中、小五郎が幼少より附添ひたる、千石を領する何某とかやの、其子はあり乍ら魯鈍なり。其甥に、利發なる者あるにより、往々は彼甥を取立て、後見をもさせるか、又家督をも讓らんといへる内に、何某は病死せり。家の古者といひ、小五郎襁褓より介抱したる者なれば、家督の事、何れにも品宜く取計ふべしと、家老とも内議しけるが、實子と甥の兩儀決し難く、千石を分つて、五百石づゝ遣すべしと極め、信興に伺ひける。因幡守之を聞き、尤の事なり。さり乍ら家督は重き事なれば、戸田へ達して然るべしとの指圖により、家老二人、忠昌の許に行き、しかじかといふを、山城守聞きて、斯樣の事は、内證の仕置なり。家格もあるべければ、脇より評判はなり難し。公儀へ掛けたる事は、何事にても、了簡を加ふべしとの返答にて、再應尋ぬれども批

判せられず。家老は立歸りて、因州へ斯くと告げければ、夫は各の了簡と山城守と、存寄違ひし故なるべし、某行きて尋ぬべし。其方達も、今一度來るべしといひて、信興は戶田の許に向ひ、山城守に對し、之を談ぜし所、忠昌が曰、彼議は先達つて酒井の家老共、某に申聞かせ候へども、愚意に及ばざるにより、差圖を仕らず候所、貴邊御尋の上は申すべし。其子不器量なればとて、甥へ本知を分たん事、先づ以て其意得難し。左樣なる子に、本知を遣してこそ、亡父が功も立つべけれ。縱ひ父は一筋に忠義の爲め、一子を捨て甥を立てんといへども、主人よりは、其子を勞はるが本理に叶ふべし。某が存念ならば、悴に千石相違なく取らせ、甥は、格別に小知にて召出し然らんと、存ずる由を語られければ、因幡守も心服せしとぞ。

戶田山城守が息は、寺社奉行を勤められ、能登守後に山城守忠眞といへり。父忠昌常に曰、御役筋の事に於て、決して某へ、相談は無用なり。是れ父子の愼なりといはれしにより、一事も忠昌へ尋ねられざりしとなり。或本に、從四位下侍從山城守は、元祿十二卯年に卒すと云々。

牧野佐渡守親成の事

家光公の御治世、御成先にて、御直參の衆御目見の御停止仰出されし刻、上野へ御成の時、神田橋御門外なる町屋の邊に、御直參の内一人下座して居けるを、此時御側衆本書に、若年寄とあるは、誤なるべければ、今改之牧野佐渡守親成、今丹後國田邊城主、二萬千石を領する牧野氏の家系なり御輿の左に候ひしが、偖々當年は、鴨が早參り候と申上げられければ、御堀を御覽あつて、眞鴨にあらずと仰せられければ、親成が曰、いや眞鴨と相見え候と申せば、汝は眞鴨を得見分けざるかと、笑ひ給ひければ、佐渡守が申すは、眞によく〳〵見申候へば、黑鴨に御座候を、無調法を申上げ奉り候と、何角とする内に、御輿も過ぎさせ給ひぬ。扨上野御本坊へ入らせられて後、御右方に供奉せし御側衆、佐渡守へ、先刻神田橋の御門外にて、御目見を致せし人あり、御徒衆も見咎めたる樣子に御座候。定めて名も相知り申すべしといはれければ、親成答へて、某も橋の上より見受け、氣の毒に存せしに、御堀の鴨の事に、彼此御上意ありし内に、御輿も過ぎさせ給ひ、御目障にも

なり不レ申候。御物參の御道筋の事にも候へば、其儘に候といはれけるとぞ。

執事職の事

御老中の侍從に任ずるは、酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝に始まる。一國の主にもなり、少將に任ずるは、酒井讚岐守忠勝に始まれり。君臣の間睦くして和せしは、本多佐渡守正信に如くはなし。權柄上下に振ひ、大事小事とも一人に決するは、土井利勝に如くはなし。智謀も亦深かりけるとぞ。貴重禮に過ぐるは、酒井忠勝に如くはなし。誠に大智にして、小智にあらずとなり。松平伊豆守信綱は、無類の才辨たり。阿部豐後守忠秋は、才より德勝れ、篤實至極せり。大老には、井伊掃部頭直孝・保科肥後守正之、所司代には、板倉周防守重宗、是等は傑出の者なり。家綱公の御代稻葉美濃守正則・土屋但馬守本書に相模守とあり數直、兩人共に天然備はりたる器量たり。若年寄堀田筑前守正俊は、器量才智兼備せり。然れども綱吉公の時、御大老に仰付けられ、大に時の風になれり。其節阿部豐後守正武・戸田山城守忠昌、何れも才智あ

る者なり。豐後守は時の風あり。此後の事は、次第に人の知る所なり。

所司代の事

家康公御他界の後は、酒井雅樂頭忠世・本多上野介正純・土井大炊頭利勝・安藤對馬守重信以上四人御老中なり連判す。將軍御在洛の時は、所司板倉伊賀守勝重加つて、雅樂頭が次、上野助の上に列せり。家光公の思召には、老中は、御側に於て召仕はるゝ故、如何樣にも進退する事心易し。所司代は、急變の時、江戸へ伺はず差圖するにより、器量を御選あつて、何までも相勤むる樣にと、上意ありしとかや。されば板倉周防守重宗一代は、適江戸へ參り、老中の席へ出づるに、松平伊豆守信綱より上座たり。然るに跡役牧野佐渡守親成、仕方宜しからず、江戸へ來りても同席せざりし故、其樣子輕くなりしとかや。

右執事職・所司代の評二ヶ條は、林春齋の選ぶる所を、拾交へて載せたり。且此卷には、冬夏兩度の御陣に預からざる人をあれども、此評文あるに依て、始に其名

を出す。其人の行跡金言等を、顯さんが爲なり。

跋

なべて人の憂は、おのれがすくべき田を捨てゝ、人の田を芸る由、古のいみじきことばなり。其唐土の國のふみ、賢き愚なる人々の傳説をあきらめ、多き鳥獸の辨わかてれども、我國の神の代、人の代の、つぎ〳〵をも知らで、ひさかたの天の下しろしめし給へる御名を、物事に犯し用ふるなど、いかに愚なるや。其次は、遠く立のぼるやまとの國にあれます神達の昔、あらがねの土の車の輪ひきあらはして、いまやうならぬことの限り、なにくらからねど、まのあたり東照神君の光いちじるく、照さぬ隈なき其始め、風に櫛けづり雨に髮洗ひ、やすき暇あらざりしあらましを語りあふに、何ひとついらふべきことの葉もなきは、かの梟といふ鳥の、ぬば玉の夜は蚊を見れども、茜さす日に向ひては、山嶽をも見ざるに等しかるべし。予年頃東

照神君の御いさほしの至れるを、高く空に仰ぎ戴く。津の國の難波の戰に預る事は尋ね出でて、あしたに讀み、暮に誦するに、物の名のかはるが如く、濱荻のいせ事多きを、かこちわぶる事久し。今茲に新東鑑と呼ぶ物二十五卷あるを、たま〳〵人の許に得て披き見るに、其心を用ふるの切なる、誠に予が願ふ所に叶へり。いかなれば、斯く年月の勞を空しくして、みづからの名をも顯はさゞる、いよ〳〵心にくし。又何某の書に出でたりと、一つ〳〵擧げ記さゞるは、悉くこれかれ見るが中に、うたがはしきを捨て、誠しきをとるのみにて、もとより私の作りなせる所にあらざればなるべし。見る人ゆきかふ街の群れ集まる中に、相知る人に逢ひては、物いひかはすが如く、引用ひたるもろ〳〵の書を思出で給はんも、又一つのもてあそび草ならんかも。

安永二癸巳年五月　　　　北山隱士好々翁

新東鑑追加卷之一

大坂夏陣御先手勤方覺

出陣日次

元和元乙卯年三月下旬、江戸・駿河に於て御評定有レ之、再び大坂御征伐可レ被レ遊の旨、御譜代衆竝諸大名へ仰出さる。　右に就きて藤堂和泉守高虎・井伊掃部頭直孝、將軍家御先手として、用意次第伏見迄出陣、兩御所御上洛を相待つべき旨、奉書を以て、兩家の國許へ命令あり。　之に依つて四月早々出陣せしむべきの旨、諸士へ相觸れ候事。

前年城攻の節、大坂勢手剛く相聞え、諸侯の勢に量り難き故にや、大御所の御先手藤堂、新將軍家の御先手井伊と相定めらる。　八日、和泉守は、大和勢を總督し、立

田越に南河内へ討入り、住吉表に出張し、井伊家は北河内より討入る。今度は總堀無之、籠城計り難く敵味方共思ふにや、追手搦手といふにもなく、一手に取りかゝる御軍慮にて、新將軍御先手と定められたり。藤堂第一、井伊第二との命令なり。

和泉守於勢州安濃津城備立申渡事

左先手　藤堂仁右衞門高刑　騎馬卅騎 家臣十騎

加はり　桑名彌次兵衞一孝　騎馬廿二騎　渡邊掃部口宗　騎馬十二騎

右先手　藤堂新七郎良勝　士組五十騎 家臣十騎

加はり　藤堂玄蕃良重　家臣十騎　矢倉與五郎秀政

中備　藤堂宮内少輔高吉　家臣卅騎

加はり　渡邊長兵衞口守　家臣卅騎

旗本先手　藤堂勘解由氏勝　馬上弓廿三騎 歩行弓卅人

其外鐵炮頭旗本士組頭、委しき事は末に記す。

津の城留守居の者、今井治齋其外老士を相殘す。

四月二日、伊賀上野城へ罷越し、中一日逗留して、國中の仕置申付け、藤堂與右衞門高清高虎弟後出雲といふ・同國名張の守護同舍弟内匠助正高を、上野の留守居と相定む。

四月四日上野出馬し、城州玉水に着陣す。總勢凡そ騎馬四百五十騎・弓鐵炮竝小指物足輕等六百餘、又は馬取迄凡そ五千、小荷駄郷夫其外雜人は、記すに暇あらず。

同五日淀に着陣し、士豪木村與右衞門が屋敷は、元來古城の跡にて、要害よき所なれば、和泉守本陣として、所々堀切柵を構へ、要害を構へたる此節、上方筋種々雜說多し。大坂より忍を入れ、京都を焚立つべきなど言觸らし、以ての外騷動す。藤堂新七郎へ申付け、宇治川竝桂川舟手の押へとして、組士竝足輕引廻し、晝夜油斷なく打廻り、猶亦淀の大橋小橋に番所を据ゑ、往來の旅人を檢め、帝都を守護し、京都程なく靜謐す。井伊掃部頭は、伏見へ在城、越前家は、向日明神に在陣せらる。

同十八日、大御所、京都二條へ着御に付、和泉守も、手廻少々にて上京して拜謁し、大坂の樣子言上し、猶軍慮を委しく拜聞し、翌九日淀へ歸る。

同廿一日、新將軍伏見へ着御、同じく待受け拜謁し、諸事台命を蒙り、先達つて道中迄、兩度使者差立て、京・大坂の事を言上し、密事書を差上げ、毎度御自筆の御書を頂戴す。今に家に所持すと雖も、密事故爰に顯さず。

同廿二日、將軍家京都へ被レ爲レ成。和泉守も供奉し、猶二條御城に於て、兩御所御對顏の御席へ相詰め、御合戰御評定、御內々被二仰合一。和泉守が存念も御尋に付き申上げ、假令大坂勢何程ありとも、外に一味の國持大名もなし。一城に引籠る儀、御勝利は申上ぐるにも及ばず。只御急ぎなく思召せ、急がば却て手違も出來すべし。只閑然と、京都伏見に御逗留遊ばされ候はゞ、敵必ず方々打出で無益の小迫合をし、一勝の利に乘つて、大軍を以て押詰め候はゞ、只一戰に御揉潰と申上候へば、兩御所甚だ稱嘆少なからずといへり。

同廿五日、御軍令に依つて、高虎淀を立ちて、豫て河州沙村迄陣押と觸流し、鐵炮頭梅原勝右衞門武政、案內者として先へ押すべしと申付くる所、武政が曰く、是より河州へ出づるには、八幡の洞ヶ峠越近道に候へども、古來より八幡の旗先を踏むと

申して、軍中の禁忌と仕候。牧方へ廻り候へば三里に遠し。いかゞ仕るべくやと之を申す。何程も廻り候へと申付くるに付きて、楠葉を經、牧方の北より天ノ川の水上へ五十町上り、星田に着陣す。是より何方にても、上下とも野陣仕るべし、宿陣無用と堅く申付くる。廿五日は大雨故、星田に一日逗留す。此日井伊掃部頭、伏見を立つ。

同廿七日、和泉守は、沙へ先鋒の職なれば、先づ將軍の御陣所用意すべきとて、所々見立て候所、沙の西手に、忍の岡とて小高き所、則ち是に堀切搔上げし御本陣の御要害を構へ、岡の上には井樓を上げ、大坂城内を一目に見下し、物頭・足輕等、其外人夫粉骨を盡して成就し、岡の下には、士豪高橋孫兵衞といふ者あり。此宅を御臺所と定め、御膳は、孫兵衞が座敷にて相調ふ。

當時は、沙・岡山二村たり。古は沙の岡山とて、一村の境內たりといひ傳へたり。和泉守、物頭共に申付け、大坂方德庵諸福の方見廻らせ、和州騷動の樣子相聞え、渡邊長兵衞をして、昧嶺迄打廻り申付くる。

同廿八日、梅原勝右衛門・中村源左衛門、其外藤堂新七郎組の士共申合せ、鴫野口さんた村の番小屋を夜討し、郷士の首廿二三、斬捨にして歸る。

右の節、新七郎も相添ひ參り、郷人原の首なれば、持參も如何と、堤に並べ置き歸り、其旨和泉守へ申聞え候へば、物前左樣の手早き働は、下人の首とても、勳功に相成る事を、殘念なる儀、取りに遣すべしとあるに付、小人組の者共差遣はし候所、最早見えずとて歸りけり。其時勝右衛門子賴母申すは、左樣の儀も之あるべきやと、我等取り候首には、柳の葉を、口に含ませ置きたりといふ。武邊に拔目なき事、若侍の仕方、人々感じ、流石に勝右衛門が子なりと、譽めざる者はなし。元來勝右衛門は、古地伊豫守臣なり。幼年の時、岩夜叉と呼ばれ、十四五歳より、度々武功無雙の勇士にて、伊豫守、織田信長の先手として、宇治川の先陣の時は、步行立にて供致し、大方ならず覺えの者故、此邊の土地よく知りたる故、星田への案内者も申付けたる由。

同廿九日、紀州淺野但馬守、泉州樫江表に於て、大坂勢と合戰之あるの旨、同夕方に

至り、沙汰も沙汰す。右に付、去年の冬の役に、和泉守、御先手命令を蒙り、諸勢に構はず、一手の勢を以て、天王寺迄出張に付大坂城中にても夜討仕るべしと、度々評議すと雖も、衆議一決せずして、日數立つ内に、諸手一同に取圍み、終に空しく打過す。何れも欝憤せしといふ事なり。御治世になり、大坂浪人召抱へ候者共、物語せしとなり。當春再び御和睦せられ候砌、今度こそ藤堂が不意を討つて、舊年の意恨を散ぜんと擬しけるにより、淀近邊に忍びを入れて、和泉守が動靜を窺ふ所に、四月廿四日の夕、明日、河内沙汰陣替すべきと、軍中へ觸るゝに付、右の大坂忍びの者共、歸り告ぐるに連れて、大野主馬治房、究竟の兵を勝り、夜中に沙汰忍び出で、兵を伏せて相待つ所に、翌廿五日、和泉守は星田迄參り、思ふ仔細これある間、今晩は爰にて一宿すべしとて、星田にて野陣す。大野主馬は斯くとは知らず、終日待暮らし、大に退屈し、手前の謀を曉られて、是非なしとや思ひけん、夫より直に生駒山を越え、和州へ赴き、豫て地下人・野武士など談らひ置き謀じ合せ、郡山の城燒討にし、倘南都迄相働くべき手立之ある所に、其手違ひ、龜瀨越を河內國分にかゝり泉

州へ出で、塙團右衛門・岡部大學と會合し、樫江に於て紀州勢と合戰し、是又利を失ひ、大坂城中へ引入りたり。高虎は、故老の大將、豫て相察し、沙に伏勢置くべき事もやと、斯の如くに相計り候やと、家中の者共、内々沙汰したりける。

五月朔日、秀頼公、大坂城中外見分の沙汰、忍の者申出づるに付、京伏見へ言上す。

同三日、和泉守は、同國高安郡千塚へ陣替す。

是は千塚陣營の場所見立故、先手鐵炮の者など追々差遣し、自身は尚ほ沙に罷在、兩御所御着陣を相待ち、千塚へ參るは路遠く、往來不便利故、此の如く五日に千塚へ引移る。

同日、將軍家伏見を御進發、沙に着御。和泉守、途中迄御迎として罷出づ。則ち忍の岡御本陣へ成らせらる。

同四日、將軍沙近邊御打廻の序、和泉守陣屋へ被レ爲レ成、暫時御密談、御機嫌麗しく還御。

右御密談の樣子は、如何やうの御儀といふ事、後々迄口外せざる故、傍近き家來

迄、一向相知れず。

同五日、大御所星田へ御着陣。是又御迎として罷出づ。覇門御茶屋へ被ㇾ爲ㇾ入。將軍家にも、沙より此所へ被ㇾ爲ㇾ成、御對面にて、御軍慮仰談せられ、功者の人々召出され、衆議一決の上、明六日、道明寺表へ出張し、敵出でば、一戰仕るべき旨、高虎・直孝先鋒へ命あり。

是は板倉伊賀守、大坂城中へ忍を入置き聞屆け候所、城中にも評議區々にて、後藤又兵衞等、是非に明六日、道明寺筋へ出で、有無の一戰仕るべくと用意候旨、同意の者共多く、出陣の企仕候由、追々註進之ある。且又大坂東の方松原口・立石口、何れも川縁を廻り、左右深田多く、人馬の駈引自由ならず。之に依つて、敵も道明寺表出張と、何れも申上ぐるに付、右の通り御手配相定めらるゝと相聞ゆ。

又按、星田村莊屋平井三郎右衞門宅の裏に、新宮山とて、小さき山あり。若し大坂手間取り、此所に數日御逗留にても、御本陣に能き場所に候間、山上の竹木伐拂ひ候へとの諚意にて、六日早朝、茶三服程の間に、伐拂ひ候の所に、思召の外、御先

手御勝利手早く相聞え候に付、星田を即日御立ち遊ばされ候由。　攝戰實錄に、大坂方法爲役場の名前を載せ、五日の夕、板倉伊賀守より差上げたる由に之あれども、此儀心得難きは、右書付に、久寶寺口の固め長曾我部、鴫野口木村長門と申す儀相見ゆる。　五日披露之あれば、敵出づる所々、大概御手當之あるべきに、一向思懸けなきの儀とは申されず。　然れば此書付御上へ上りしは、六日の儀なるべきやと考ふ。

同夕、和泉守は、千塚陣所へ引越し、御軍令の趣、物頭共へ申渡し、國分表物見として、須知九右衞門・馬廻清水新助を差遣し、右の先手藤堂新七郎も、組士三騎に家來相添へ、皆夜前より差遣し、左の先手藤堂仁右衞門も、翌朝未明に、組士竝家臣を差遣す。

右千塚は、立石峠の麓、山の半腹より下手に之あり。　山田村・大窪村と相續きし山里なり。　今に右村前通山を切立てゝ、初夏の頃は、一面に麥畠と相見え、南北六七町の所は、西の方へ段々下りに、八九段程も有之、飯盛街道迄相續く。　其間坂

路凡そ十町足らず之あり。上の方に池二つあつて、大雲村と千塚の間、本陣と相見ゆる場所なり。河内一國を目下に引請け、大坂の城平野天王寺迄、近々と相見え、究竟の陣所なり。

夜に入り、廻番の者、胡亂なる者三人生捕り來る。拷問の上、大坂忍びの者にて、則ち二人鼻を剔ぎ、一人は召籠め置く。

千塚軍配覺

私にいふ、是より當家專要の所、能々心を潛め相考ふ。家々の古記錄等考合せ、高文其地を探り、古書出の文體に合せ、是非を記し考ふ。世にいふ矢尾・久寶寺合戰の事を、僞作したるといひたる事、多く考へ知るべしと云々。

六日鷄明より、諸勢用意して、先手より段々繰下り、飯盛街道を南へ向け、人數を立つる。

飯盛街道といふは、永祿年中に、三好長慶、飯盛山に城を築き、暫く居城し、近邊の

人、飯盛街道といひ習はし、慶長の頃迄、猶いひ傳へたり。其時節の文書にて、何れも飯盛道と記し之あり。今は知る人も希なり。大和・河内より北方へ行く者は、京街道といひ、京より來る人は、高野街道といふ。四條村より、北條・野崎の邊迄は、四條繩手ともいふなり。思知村の前にては、思知繩手ともいふ。北は城州八幡・楠葉より、南は紀峠迄、差續きたる街道にて、尤千塚より、國分・道明寺の筋へは、古今とも此路に限りたり。

高虎、小屋の前に旗を立てさせ、牀几にかゝり、昨夜召捕りたる大坂忍の者を引出し、血祭の爲め首を刎ねさせたり。其時道明寺の方に當り、鐵炮の音頻に相聞ゆ。昨夜遣す物見の兵は未だ歸らずやと相尋ね候所、渡邊勘兵衛罷出で、御手立如何と相尋ぬる內、母衣の者共、先手より乘歸り、先刻より西の方、八尾・若江の間と覺しく、馬物具の音聞え、次第に近附き候へども、殊の外露深く、未だあいろも見えず候と註進す。其時和泉守申すは、八尾の方は、母衣の者共、猶追々見屆け來るべし。道明寺へは、勘兵衛家來を遣し、敵味方人數多少、利不利の樣子、見切り來るべしと申

すに付、勘兵衞家來騎馬の士濱次右衞門・同五兵衞を差遣す。然る所又母衣の者乘歸り、八尾の敵愈〻近附き候樣子に、相聞え候により、先手騷ぎ、何方へ參るべきなどと、思ひ〳〵に御座候。御軍慮如何と申來るに付、高虎屹と思案して、母衣の者共を以て、昨日の御軍令、道明寺へと出張せしむべき旨、仰出され候へども、目先の敵に候間、一應相伺はずして手立を易ふる儀は、將軍家へ恐れ少なからず。之に依つて我は只今急に沙へ馳行き、御下知の上、如何樣とも申聞けべく間、夫迄は左右先手中備は、初の如く道明寺口へ向ひ、鐵炮頭・弓の者共は、八尾の手先へ乘向つて、我等相圖を相待つべし。若違狂あるに於ては、軍法に處すべき旨、堅く申付け、猶又母衣頭坂井與右衞門を差招き、九右衞門・新助に、今に沙汰なし。勘兵衞より遣す者も、未だ歸らず。何分樣子相知れず。其方隨分急ぎ、何れへ取懸り然るべきやの段見切り來るべしと申付け、自分は馬に跨り、南北乘別れ、和泉守四五町行くと、霧も次第に晴れ、道すがら見渡せば、平野より久寶寺へ出來る敵引きも切らず。久寶寺・八尾より若江の方、萱振・西郡・若江迄引續き、蟻の如くに並び、旗指物數も限らず、

夥しく相見ゆる。高虎も、今は早上意を伺ふ迄もなし、馬を飛ばし、牀几の場に立歸る。藤堂新七郎も、先手より乘戻し、右の樣子御覽候や、御軍慮如何と相尋ぬ。高虎の曰く、昨日の御軍令は重しと雖も、今日より國分は、押行く間には、勝負相濟まんも計り難し。さなくとも二つの見え軍しては、御先手の詮もなしといへば、新七郎大きに悅び、我々もさこそ存候。今目前へ來る敵、而も目に餘る大軍なれば、是に向うて一戰を決せん事、理の當然と奉存候と申せば、其段は勿論なり、其上敵の人數、八尾より直に此方へは來らずして、若江へ向つて繰出すは、兩御所沙・星田に御在陣を存じて、出でたるやうにも相見え、旁大切の場所、打捨て難しといへば、然らば早々先手へ御下知遊ばさるべくやと申せば、和泉守申すは、其段は決し候へども、其方も案内の通り、土地備を立つべき足場なし。是のみ未だ心に答へざるはと申候へば、新七郎申すは、御人數立て申す程の足場、早見立て申候。其上一騎押に繰出す敵にて候間、御人數立も、さまで入り申すまじう候。鐵炮の足輕を喰付かせ、馬武者を入れて、絲を切る如く、二つに乘割り申すべし。扨兩方へ懸つて、働き申

すべくと申候へば、高虎、能く見屆け候やと申せば、聞きも敢ず、私に御任せ候へと申捨て、一散に乘出す。小姓頭澤隼人を使として、御先手藤堂仁右衞門高刑が方へ、右の段申遣す。今日の合戰は、勝負にも拘はらず、敵に取付き次第、戰を始め候へ。大和口の寄手は、皆國分・古市の間に相集り、此口には、名ある大名も見えず、一里四方の內には、待つべき味方なし。必ず後詰の勢などを、心に語る事之あるべからず。井伊辨之助、昨夜暗峠のこをたち迄、着陣の由沙汰す。是とても、面々手前に取紛るゝ時節なれば、必ず左樣の儀、賴みに致さず、一手切と存じ、相働くべき旨申遣し、沙・星田の御本陣へは、家老分福永彌五左衞門を以て、右の段具に言上す。

按ずるに、若江へ向うて押すは、本文の如く、兩御所御陣營を目懸け、御人數も少少、不意を討たんとの計らひ、最大切の合戰、夏陣の大合戰後、井伊・藤堂兩家、重く御賞美し給ふも、此意味專ら重んじ、高虎卒爾に軍配致さるゝには、意味深長なりと申傳へたり。

小姓母衣澤田平太夫・伊東吉左衞門・馬廻野崎內藏助を始として、先手鐵炮頭母衣の

者共急ぎ取かゝり、中にて立切り、馬を入れて駈散らせと下知す。藤堂宮内少輔・同勘解由方へは、小姓母衣山岡兵部・津田數馬・中小路傳七・馬廻梅原賴母を差遣し、仁右衞門橫鎗をすべしと下知ある。

謹んで按ずるに、右手若江の方は、井伊家の旗先掃部頭、後詰勿論なり。其外御譜代の大名、今朝迄には、松原街道迄、出陣の勢もあるべし。八尾表は、外に後詰の心當りも之なくに付、斯の如く重々念入れたるは、尤の事共なり。

藤堂采女を使として、井伊家へ右の段を申遣す。

謹んで按ずるに、井伊家陣取、高安とも又花岡ともいふ。松原ともいふ說あり。元來千塚・花岡・松原、共に高安郡の內にて、高安といふ村名はなし。今其地を見るに、高安明神の馬場先並木左右にても之あるべきや。然れば千塚と相並び、兩先手の陣營、左右の眼の如くなる地勢に相見ゆる。花岡は、神立村の內にて、少し上り過ぎて、先手の陣營には如何になりしや。是又陣取の場には、不得體樣に相見ゆるなり。

又按ずるに、千塚より沙へは、二里近き道堤なれば、是迄參り、御下知相伺ふべしと、和泉守申さるゝ意味は、今思へば、不審なる樣なれども、實は左樣ならず。急なる間に令すべき道理なし。全く昨日の御軍令を重んじ、輕々しく致さず、表立は、沙の御陣へ伺ひ申立て、實は明神の馬場先へ參る。井伊家若輩と雖も、御譜代の高家格別の手柄敵對談致し、不意の敵討つべしといふ後日の證人に、相立つべしとの覺悟にて、乘出し候へども、途中にて策を決し又乘戻す。是れ本來の積りにても之あるべし。さるに依つて、甚だ大切の使故に、藤堂釆女に申付け候かと、故老の者共語り傳へたり。誠に數度場數に馴れたる老將、さもあるべしと思はる。

又按ずるに、大坂勢、八尾・若江へ打出でたる趣意は、明々の説相聞えず。攝戰實錄に、板倉伊賀守差上げたる城中役場手配の書付を載せたる中に、後藤又兵衞は道明寺、長曾我部は八尾、木村は鴫野口より若江邊の警固と、豫て定めたる事顯然相見え、何の論説も入らず。藤堂・井伊を始めとし、道明寺へ向ふ御軍令、大坂

より出し置きたる忍びの者走り歸り、申開け候に付、元來此筋の手當なれば、木村・長曾我部兩所より兵を出し、横合より突懸り、運よくば、兩御所の御旗本へ喰付かんとの存念勿論なり。扨長曾我部、先手を萱振へ廻せしは、立石街道一筋道にて、大軍押す事叶ひ難かるべしと相計り、二手に分れて、飯盛道へ横合に押付け、前後より攻むべき調議と思はる。扨其時手に合ひし者共の覺書に、八尾にて戰ふ者は、何れも黑柄蔓の指物差したる武士を、討取る旨書出す。是れ長曾我部が番指物なり。若江にて戰ひたる者共は、白黑段々の四半を差したるを、多く鎗付けたる旨を書出す。是れ木村が番指物なり。萱振にて、黑柄蔓の武者と戰ひしとあるは、是は長曾我部が內なり。又白吹貫差したるは、增田が組の番指物武者廿七八騎、踏止めたりなどとも書出す。爰を以て場廣き合戰、地理方角を見て考ふべし。

萱振・錦郡へ相働覺

中備鐵炮頭母衣の者共、先達つて下知之あり、大和川の堤を乘出し、相圖今やと待ち候所に、此手の使番澤田平太夫元次・伊藤吉左衞門等馳來り、下知の趣申傳ふるに付、藤堂式部家信前年迄は金七といふ・中村源左衞門重久・白井九兵衞長胤・澤田但馬忠次、組の足輕引連れ、萱振村の敵を目がけ、ひた〱と押詰むる。之を見て蟻の如く引續きたる敵共、爰や彼處に行止り、卅四十程づつ、むら〱と固まり居る所に、四組の鐵炮二百挺計り、田の中溝の端ともいはず、矢頃につるべ打たせたり。敵は鐵炮も跡先になる故、手に合はず、色めき立ちて相見ゆる所に、一番に式部進み出で、馬より下り立つを見て、藤堂三郎兵衞竝に家來杉谷猪兵衞・澤田平太夫・落合半兵衞、眞先に進み鎗を合せ、何れも首を得たり。

右五人の働、何れも同時にて、前後の論、今に分明ならざるなり。中にも杉谷猪兵衞一番鎗付け、右の方を見れば、主人三郎兵衞も、敵一人鎗付くる所に、外の敵馳來り、三郎兵衞を突倒す。猪兵衞は手前を捨置き、主人を突伏せし敵を突上げ首を取る。跡を見候へば、自分鎗付け候は、早や逃延びたり。三郎兵衞最初に突

伏せ候敵を助けて首を取るに、主人の手負を引退かせ、彼此手間取る内に、首持參延引す。式部が取る首は、長曾我部内横山將監と名乘りしが、仔細あつて、其首人より遣し、是れ落合半兵衛は母衣役たり。淀在陣中、和泉守氣を損じ、母衣取上げられ、殊の外迷惑して、何とぞ拔群の高名して、面目を洒がんと相働き、隨分心掛け、但馬一所に敵中へ乘込み、四五騎程立切つて馬より下り、黑柄蔓の武者一番に突伏せ、首を取つて下人に持たせ、本陣へ遣す所に、途取まどひ、玉串の方へ行き、夫より和泉守旗本へ廻りし故、延引して、三番の首に相成りしが、證人懺に之ありしとぞいひ傳へたり。平太夫は、自分に首持參せし故、殊に能き馬にて馳せたる故、一段と早く和泉守賞美、兩御所御旗本へ實檢に入れ奉るべき旨申すに付、又直に北を指して乘行く所に、兩御所、早豐浦に御押し遊ばされ候途中にて差上候所、天下の一番首と御賞美。面目此上もなく、是よりして平太夫、朱柄の鎗を御免許、代々持鎗として、今に之を持たすとかや。兩御所は、豐浦御在陣、諸家の首共御實檢と申傳へたり。

右の五人に相續いて、鎗を合する者共には、母衣組小川五郎兵衞・栗屋傳右衞門・苗村石見・杉山左門・伊東吉左衞門、我先にと馬を入れ、馳惱しては突伏せ、郎等に首を取らせ、本陣へ持たせ歸るもあり。心懸の強き者は、下人に持たせ遣し、猶二の鎗をと心懸くるも多かりけり。澤田但馬・中村源左衞門・白井九兵衞、組家來引廻し、首數取らせ、自身馬上より切伏せ突伏せ高名す。堀伊織・坂井與右衞門・須知九右衞門、方々へ、使を勤めたれども、功者なれば手前後れなく、此場へ馳付け高名す。

藤堂與右衞門高清後出雲といふ・同内匠正高は、高虎の舍弟なり。前年冬陣には供し、城攻仕寄場に於て、組家來相應の働も致されたり。此度は留守を申付けたり。甚だ迷惑し、段々訴訟致候處、和泉守申さるゝは、若き者共、申す所一通り尤なり。當年の留守は、甚だ大切なる儀故、兩人へ申付くるなり。且外に存ずる仔細も之あり、必々違背致すまじき旨、達つて申さるゝ故、是非なく領承す。與右衞門は名張に殘り、廿日餘りは愼み候へども、今は堪へ難しとて、千塚の陣所へ罷越し、名張の儀は、與力の長頭高橋甚内へ附屬し、猶又家老萩野鹿之助其外組家來を殘し、手廻計りにて出陣

し、何とぞ先手へ加はり相働き度由、度々訴訟致し候へども、高虎の曰、先達つては、此度は思ふ仔細之あるに付き〔此間脱字アルカ〕たるに、國を明け申し參る儀、不屆と叱り候へば、上野の城に、內匠差置かれ候へば、氣遣之あるまじきと、詞も未だ終らざる所へ、內匠正高も、忍びて罷越し、先手働の儀、取次を以て相願ひ候に付、留守を明け參る儀叱り候へば、高清名張に置かれ候へば、御氣遣ひ之あるまじと答ふ。和泉守大に立腹し、兩人共、願の筋聞屆けざる上は、此所に差置く事相叶はずとて、小屋の外へ追出し候へば、元來覺悟の事故、野中にて夜を明し、母衣の者共同時に乘出し、與右衛門與力赤林庄藏、一番に鎗を合せ首を取り、與右衛門も自身高名し、家來玉置平左衛門も、甲首討取る。遠藤勘右衛門と申す者は、江州小谷の舊臣遠藤喜右衛門孫にて、南部藤兵衛と由緣之あるに付、今度供致し、勝れたる勇士にて、毛付の高名したりと申傳ふ。其外加納六兵衛・山岡兵四郎も走廻り、與力藤堂太郎兵衛・藤堂大藏・森八次、甲首取るといひ傳へたれども、場所分明ならざるなり。內匠家來工藤八右衛門も、甲首取ると之あり。其餘働の儀、記錄に見えず。

長織部連房は、和泉守子息大學頭高次、外戚の伯父にて、大學頭並に內室守護致し候へとて、江戶に殘し置き候所に、出陣の供に漏れたるを殘念に存じ、潛に此地へ參り、先手に進み、甲首二つ取る。是は加州にて名高き長九郞左衛門同家の者にて、古へ源平の時、高倉の宮に仕へたる長谷部信達が末孫にて、小枝の笛、今に所持す。今藤堂監物と呼ぶ。

右の通り、先手の者共乘崩し、敵は大方萱振の西へ引退くを、鐵炮頭母衣の者、透間もなく追掛け、中にて藤堂式部眞先に進み、踏端に大きなる石佛の間より、山の如くなる大の男つゝと出で、腰に黑き采幣をさし、手には八角に削りたる三間柄の鎗を提げ、長曾我部が先手の大將吉田內匠と名乘り、鎗を振上げ、向うざまに打つて懸る所を、鍵鎗にて受止め、其儘突倒す。吉田剛の者故、伏し乍ら刀を拔き裾を薙ぐ。切先式部が膝に當り、血流るれども事ともせず、刀を打落し終に首を取つたりけり。吉田が差領國次が作二尺三寸の刀、首と共に實檢に入れければ、高虎其儘式部に遣し、今に所持すとかや。右疵口餘程深手故、家來共介抱し候て、小屋へ引取

り候へと勸むれども承引せず、其場を少し引退き、大和川より五六町西の方に、敷革を鋪かせ休息す。中村源右衞門其外鐵炮頭母衣の者共も、一戰濟んで中入す。皆此所に集まりたりといひ傳ふ。式部が家來磯崎角右衞門・富永兵庫・奥村佐兵衞・横山忠兵衞甲付・柳本五郎助・奥村・吉田・鐵炮小頭清岡二助・足輕木津忠三郎・秋葉吉兵衞・某姓吉兵衞・馬取喜三郎・富永が家來庄右衞門、各首一つ宛討取りたり。
右吉田内匠が子、後に當家に仕へ、二百石を與ふ。式部と共に書合せ候咄ども之あり。扨式部疵痛む事を、大御所聞召させられ、御手づから御膏藥御出し遊ばされ、和泉守を以て拜領す。其殘り今に子孫へ傳へ所持す。未だ油潤ひ拔けず、其後も度度御尋も之ありて、有馬へ入湯の時、御醫師なども、御附け下されたる事、古く家に記錄す。鎗場一番二番共に高名す。和泉守稱美して、則ち一二の文字を、自今紋所に附くべしと申付けたり。本姓磯崎、蒲生家の定紋五三の桐を改め、一二の文字を二つにして、今に至る迄家の定紋とするなり。
野崎内藏助は、鐵炮頭新平が長男、和泉守馬廻りに相從ひ、伊東吉左衞門等と一所

に騎出し、途中にて少し故障之あり、萱振迄参る内、早敵散りたり。西の方に屯するに付、急ぎ馳行き、是又石佛の近所にて、能き敵に出合ひ、鎗を合せ首を取る。織部・落合半藏など見及び、證人たり。夫より錦郡村口迄、敵を附行き、黄母衣の敵と相戰ひ、首を取る。尤組打なり。餘儀なき人に望まれ候て、是は餘人に遣す。小川五郎兵衞見候て、挨拶すと書記したり。

右石佛の事、知りたるもの稀なり。只今八尾・東郷より、立石街道へ出づる路、左の方に大なる石地藏あり、土人之を高地藏といひ習はす。

文明三年十一月廿日、八尾西方寺福舍院住（脱字アルカ）金剛佛子高範と銘有之、甚だ古き物なり。

此所立石街道、且又古戰場見分の者も、多くは八尾・若江本道迄打廻り、式部・内藏助が鎗場は、多く八尾・若江・高地藏と覺ゆるに付、地理殊の外相違せり。今は錦郡村（世俗西郡村といふ）領の内、萱振村より二町西畠道の側、高さ四尺巾三尺程の座像の石地藏之あり。正安三年二月八日、大施主其外文字不分明、右の通りの古戰場の古物

なり。萱振西の方の同村の地略と相見ゆる、尤今は本路にて之なきに付、知る人もなし。前には錦郡への往還、馬の通りたる道にもあるべきや。舊記を以て考ふれば、右兩人のみならず、五郎兵衞・半兵衞なども、追々來りしと相見ゆる。
母衣組小川五郎兵衞も、萱振村の南へ乘出し、澤田但馬に逢ひ、同道して萱振西の方に、敵固まり居るを目懸け、五郎兵衞眞先に乘込み、則ち首を取る。黑柄蔓の着物、骨はなきなり。須知九右衞門・柏原新兵衞、南の方より横合に參り詞を合せ、其後若江道筋へ參る時、苗村石見に詞を合せ、其所にて具足の上に、黑羽織着たる武者、之も甲は着ざるを討取り、其首共に兩度本陣へ持たせ遣す。是又石佛の路筋と見えたり。九右衞門・新兵衞・石見三人、共に此筋にての働なり。
中村源左衞門は、式部と間廿四五間隔て、鐵炮立並べたる所に、式部手前鐵炮色めくと則ち仕かけ、式部より十二三間程右手を懸り、其場踏破り、二町五間計り、先に小川ありて馬道なし。細道を一筋抱へ、先達つて五六騎にて踏止まる所を、鐵炮二つ打たせ、其儘乘込み、敵源左衞門を突く、鎗先下り股かすり、馬の大腹へ突込む。

馬狂ふに付、直に飛下り、其者を討取りたり。澤田但馬と同所とぞ。其口も踏破り、五六町追かけ、則ち郎等組の者と共に、首十一討取りたり。內、甲首五つ、三度に本陣へ持たせ遣すと、舊記に書載せたり。則ち家來善助・理助・彌左衞門・權十郎甲付、左兵衞・矢之助・九助・覺兵衞・久左衞門、首註文之あり。各苗字相知れず。暫く中入する內、井伊家より取懸りたる故、元の戰場へ引取りたり。則ち式部が手を見廻ると、委しく書載せたり。澤田但馬も乘込み、右の方にては、式部鎗を合す。左にては家の子の平太夫突合ふを見て、但馬も馬上にて、敵一人鎗付け首を取り、其外首數、組家來共都合八つ討取りたり。家來竹田喜右衞門・田中長九郎・外山三藏各甲付、入江三四郎・菅角助・小頭加藤喜藏甲付、足輕鴨田久內・岡布氣谷右衞門甲付と、首註文に相見ゆる。白井九兵衞は、式部と一所に中筋へ出づる所に、四五十間程遲れたる內に、早式部鎗を入れけると其儘、馬より下り立ち、式部右の方より進み、左の方より澤田但馬乘出すに付、高場にて詞をつがひ、夫より三町程先にて、首三つ取らせ、本陣へ持たせ遣はす內、中首一つは、九兵衞門追掛け突伏せ、郎等足輕二人追付き、則

首を取らせたり。鐵炮の者、一人も外へ散らし申さず、九兵衛手前に引付置く故に、首多くは取らざるなり。栗屋傳右衛門は、中島源左衛門馬を突殺させたる所へ參り着くと、早敵は逃散りたる故、源左衛門に詞を交し、若江に敵百計り固まり、其所へ行けば、右の方に臼井九兵衛罷越し、鐵炮四つ五つ打かけ、敵色めき合ふ。傳右衛門馬を乘入れ、歩(かち)の者を突倒し、郎等伊藤八右衛門に首を取らせ、自身は馬歩敵五六騎の中へ駈入れば、敵は左より鎗を突出す。右へ下立ち、鎗を合せ首を取る、甲付なり。其外若江へ直に往き働く者は、末の段右手戰場の條々詳なり。土地續く所故紛らはしく、是に依つて別段に書記す。外に母衣組松原十郎右衛門・宮部源兵衛も、甲首取之といひ傳へたれども、場所聢と知れず。仍つて具さならず。

按ずるに、大和川の事、寶永年中に、河村瑞軒といふ者、河州志貴郡柏原村に大堤を築き、北へ流るゝ水を堰留め、直に西の方堺へ流して海へ入る、是れ新大和川といふ。石川筋達八尾・若江古戰場の模樣、今にて一向知れざる樣に沙汰すれども、僻事なり。其土地を按ずるに、さまでの事もなし。元來此川の源、和州龍田川

より出で、龜瀬峠の下を流れ、河州の東境へ出で、川中を境ひ、南は安宿部郡、北は大懸郡にて、其南は石川郡の川々も、國分に至りては皆此川へ流れ落つ。誠に大なる河なり。其上河内國は、西北へ寄る程地界にて、古大和川筋、末にては淀川・寢屋川等と一所に落合ひ、長雨續き出水の時は、早速海へは落ちず、淀川の水に押され、水川上へ逆上り、田畑水損多し。是に依つて一段高く見ゆるは、古大和川なり。右故當村川違之ありしといふ、其地を見るに、古大和川跡高き故、鴫野邊より柏原迄六里程の間、南北へ續いて、明らかに見ゆるなり。其川中百間といひ傳ふ。只今に高き所、其間數に相見ゆる。山本新田の前後、別して分明に相見ゆる。扨其中通りに細き水流、是は柏原の築留より、懸樋を以て、國中田地入用程、水を引くなり。是は古大和川の川心なるよしいひ傳ふ。又西の方にては、八尾の井路川、是又昔の弓削の下名江郡にては、長瀬川といふ。餘程の川にて、川原も廣く、北の方高く、井田一向長き堤あり。土俗嫁侻堤といふ由。八尾より東にも、細き流之あり。是は赤川といつて、近郷の惡水を漉く川なり。其源は、

何れも大和川、末は皆淀川と合流す。然れども今は此等の川も、皆細き井水通筋にははけ計土成し、玉串川といふも、別の水筋にはあらず。大和川の末にて、若江村に、玉串の莊との間、玉串川といふなり。末にて津の國へ落込む所にては、大和川といふ。其節の戰場記錄等に、大和川橋舟の沙汰も之なし。水の淺深の沙汰もなし、不審なる事なり。其地にて相考ふるに、右の通り川中廣く、大雨の時は、急に水漲り、數日晴天續けば、兩川へ別るゝ川故、甚だ水少く、雨の度每に上より土砂流れ出で、川床高くなる。平日は水あるかなきかの如く、勿論川床低くては、津國へ流れ落つる事、なり難き地理なり。右の如く、川床高き故に、兩方堤、格別高く築上ぐる川とかや。當時川跡、別段に高し。今右川の左右に、山本新田或は何某新田など、新田村多し。是れ則其川中の內の地の由、所の者案內す。合戰の節は、折節雨も稀にて、此川々、至つて淺かりしと考ふ。

八尾・川原一番合戰覺

左の方へは、藤堂勘解由騎馬弓歩行の者共、竝に鐵炮頭野崎新平、其外母衣の面々、先達つて大和川堤迄出懸け、相圖を待つ所に、山岡兵部・中小路傳七・梅原賴母等馳來り、軍令申傳ふるに付、何れも早乘出す。中にも賴母・兵部・弓役小森少右衛門・玉置太郎助・松宮大藏・同弟五郎右衛門、八尾より一町餘り北方を相組み、何れも一所に懸りける積りにて、川堤敵間近くなる故、道筋見るべしとて、勘解由より先へ乘りたる所に、此所堤へ直に往く道と、八尾と堤との間へ行く道と、二筋あるなり。少右衛門等は堤へ直に乘懸り、敵間無下に近くぞ相成る、七八間なり。跡へ戻る事は相成らず、尤勘解由も、此方へ參るべく思ふ所に、案の外場所違へたり。此時、長曾我部盛親、已に久寶寺町迄押來る。先手を八尾・萱振へ繰出す砌にて、上にいふ如く、敵の押す前切れ〳〵に相成り、此所彼所に固まりて、大將の來るを待つ樣子に、許の北の方堤に、敵六十計り固め居る所へ、賴母・少右衛門其外の三人、會釋もなく乘懸けたり。敵堤を下り、川原へ引取りたり。其内敵三人踏止まり、中一人は、鐵炮を構へ居る所へ、少右衛門・賴母を先に立て行く所を、六七間の中にて打か

けたり。少右衞門が乘りたる馬の鞍居木先を打ちたるが、則ち馬の胴骨に中る。其儘下立ち、兩人鎗を持ち突懸れば、敵は鎗をも合さず崩れたり。夫より少右衞門、久寶寺の堤際にて、步兵一人突伏せ、首を郞等に取らせたり。賴母も敵中の敵と組合ひ、組敷かれたるを、其儘刎返し首を取る。其外の者共、何れも追打に高名す。

按ずるに、浪花軍記に、盛親謀を設け、久寶寺の森と、植松の天神へ伏兵を置き、有井四郞右衞門を足輕に作り、渡邊勘兵衞をおびき出し、右の隱勢を八尾へ廻したる由、樣々異說ありけれども、藤堂家實錄に、一向似寄りたる事もなし。

渡邊長兵衞守（脫字アルカ）は、中備にて宮內組合なり。先の樣子なり。組頭新七郞に隨ひ、玉串川の堤迄押出す所、母衣の面々、段々先へ馳行くを見て、八左衞門、新七郞に向ひ、母衣の者共、先手を乘越え、乘出す事如何や。私參り留め候へども、承引致さずといふに付、新七郞曰、其筈なり、留むるとも止まるまじ。其方先へ乘拔け、敵に取付き次第、一人討取り參り候へと申聞かするを、其日風强き故に、其筈にてはなき者を、其方參りて留めよ、止まらずば、其方も先へ參り、鎗を合せ候へといふ樣に聞

違へ、小川同道にて一散に駈行き、留め候へども、止まるべきやう之なく候へば、兩人共馬に鞭打ち、兩かくを合せて此筋へ馳せ來り、長兵衞高名の場へ參り、馬より下立ち、我等が高名仕るを、御覽下さるべく候と廣言を吐き、先へ進み鎗を合せ、果して能き首を討取り、馬を乘放し、敵の馬を取り、是に打乘り、北の方川下の堤に乘上げ、千塚指して乘行く所に、和泉守大和川の東堤迄押出し、旗本の馬印を仕立てさせ、緩々として牀几に居られ候前へ出で、首數彼此十四有之内、甲付四つ、八左衞門持參、新七郎手の一番首にて候、御實檢願ひ奉る旨、高聲に名乘り、又若江の南口へ乘行く所に、早新七郎討死の跡になり、是非なく其場を引取る。山岡兵部重成は、長兵衞跡より乘行き向ひ、堤際にて、能き敵に渡合ひ、稍久しく突合ひ候へども、勝負付かぬ所へ、梅原賴母詞を懸け、兵部殿見るべしとて、父勘兵衞とは相隔り、騎馬弓なり。面々諸共に、前の堤へ出でたる所に、母衣弓役の面々、先を駈行くを見て、若武者なれば怺へ兼ね、宮内へも申聞かさず、山岡兵部と跡先に乘行き、賴母、少右衞門等の行く筋へ敵を付け行先を仕切るべしと、久實守と八尾の敵の間へ、橫合に

乘付くる。敵間七八間の場にて、皆馬より下立つ。長兵衛は馬上故、暫時跡續き兼ねたり。勿論久寶寺前にも敵多く、八尾にも立ちて、其間の道筋、必至と敵並居たり。敵四人下立ち、鎗を振り進み來る間、一人右の手先へ來るを、相突と思ひしが、難なく突倒し、殘敵はつと退く其内に、又後よりも敵入合ひ、二三間先にて、馬上の敵を突落し、首を郎等に取らせたり。其内に、山岡兵部・小川三郎右衛門・渡邊八左衛門・玉置太郎助・松宮大藏など一所になり、長兵衛家來の騎馬三人郎等十人計り相續く故、長兵衛も馬より下立ち、近寄る敵を突倒す。左右敵と入交に突き、敵うろたへ、味方討するなと呼ばはる者之ありし由。長兵衛手にて首七つ取る內、四つは甲付自身に取りたりけり。內、速水理右衛門が取りし首は、銀の五倫の前立物裏に、野本左京と姓名を記したり。其內家來騎兵野澤次兵衛を使として、本陣へ持たせ遣したり。

渡邊八左衛門重（脱字アルカ）高之助子なり・小川三郎右衛門は、新七郎組助け申すぞといひさま、敵を堤の岸へ突伏せ、兵部に首を取らせけり。兵部悅び、早々本陣へ實検に入れべし

とて、家來に持たせける所に、途中にて、牧野齋宮と申す者に出逢ひ、奪ひ取られ、家來歸りて、殊の外殘念なり、今一つ取り申すべしと、長兵衞跡先騎廻しける由。野崎新平、先達つて大和川の西迄騎出し、組足輕引廻し、勘解由に先達つて八尾に進み來り、堤を越え、川原表に鐵炮立並べ、横合に打かけさせ、自身に鎗を入れ、朱具足に金の鍬形打つたる兜を着たる敵を突伏せ、首を取り立上る所に、又一人急に突かけたり。新平鎗を取上ぐる間もなく、刀を以て拂ひ、手元近く相成るまゝ、組打に首を取る。梅原頼母見て、證人に立ちにけり。夫より久寶寺口にて、黒き馬に乘りたる敵と鎗を合せける所に、郎等吉増久七、飛懸つて組伏せ首を取る。新平は夫を捨てゝ又先へ行く。敵二人、道を遮つて突懸る。郎等久七と、一人づつ突伏せ首を取る。組小頭安井才治・河村平助・小姓原井彌兵衞・同庄兵衞・林伊助・濱田喜兵衞、何れも首一つ宛討取り、新平手へ、以上十二討取りたり。

按ずるに、新平何れも同刻なれども、長兵衞など、參り候筋にも相見えず。穴太と八尾との間の樣に相見ゆる。

内海左衛門は、八尾の北の方西へ乘出し、堤際にて歩番一人鎗付け、小姓に首討たせ、夫より川向へ乘出し、跡より長屋若狹・赤井惡右衛門・古田内藏助・飯田權之丞・磯野平太、續いて押來る。其内に敵五六間計り、跡の堤へ、入廻り申すに付、此者共働相成らず、何れも南の方へ乘向ひ、一所に固まり居たりけり。夫より五六十間東へ引取る。此時長屋若狹、敵間二十間計りの所にて、鐵炮にて馬を討たせ、退き兼ねたれども、何れも一時に、東へ六七間引取り、暮迄其所に堅めたり。

此者共は、賴母・長兵衛とは、餘程遲き樣に聞えたり。夫故に敵嵩み、思ふ樣に働なり難く、暫く無事に引取るを、專一としたりと聞えたり。

弓役吉積五右衛門・同悴長助・西川太兵衛・鈴木權七・種村五兵衛・勘解由家來田中東兵衛、是も同道筋へ進み行く中にも、五右衛門、内海左衛門より先へ堤を乘越え、川原面を久寶寺の方へ働き、向ひの堤腹にて首を取り、小森少右衛門に見せ候て、下人も居らず、是非なく首を提げて立歸らんとする所に、川原にて敵しかけ、鈴木權七持ちたる首を捨て、刀を拔き打合ふ内に、權七に言をかけ、助けたるにより、敵は

逃る。又其首を持歸る。弟長助も、父に續き相働き、首一つ取り、味方に奪はれ、其外は少し遲れて、場けはしく高名相成らず。內海左衞門・飯田權之丞、其外前後に固まり、西川多兵衞・種村五兵衞・鈴木權七など、度々射かけしのきこ致し、首尾よく引取りたり。勘解由が家來田中藤兵衞は、堤の上より鐵炮にて、馬上の敵二騎打落す。兵母衣組友田左近右衞門・米村兵太夫・弓役加藤權右衞門も、堤の此方にて高名す。兵太夫は、母衣組一同に乘出し、長曾我部の、八尾より先の堤に立ちたる其前に、六七人進み出でたる敵に突懸り、黑柄蔓に天もくさいを附けたる武者と鎗を合せ、突倒し討取り、まして首を本陣へ持たせ遣す。本陣にて、七つ八つ目の首なり。右高名の間、野崎新平、少し左の方を通合せ、慥に見及びたりといふ。新平は、夫より堤を乘越え駈向ふ。

加藤權右衞門は、八尾の田の北へ乘出し、堤と田との間へ、敵二百計り、堤の上下に見ゆる所へ向へば、其中より敵三人進み出で、黑甲に朱具足着け、指物はなし、腰に白き綵を差したる者眞先に懸り、二人は、黑骨に黑柄蔓を差したる先へ懸りたる兵

を、矢頃近く引寄せ、射倒したる所に、弓弦切れ、殘る二人透間もなく切つて懸る。權右衞門刀を拔き、散々に戰ふ內、額口左の腕右の肩先兩の手の內指六ヶ所手を負ひ、刀を取落したれども、大脇差を拔合せ、難なく一人切留むれば、一人は退きたり。則ち首を取り、疲れたる所へ、勘解由組弓足輕仁助といふ者參り合せ、引懸けて、八尾の地藏堂前迄退くを、其所へ郎等來る。首を先達つて持たせ遣し、跡より自分も本陣へ行き、和泉守へ目見えす。

右の者共働くを、八尾川原一番合戰といひ傳へたり。米村兵太夫・加藤權右衞門・友田左近右衞門三人は、堤を越さずと雖も、時刻早きに付、此部に書入る。

附錄

世上記錄に、此節八尾道筋左右深田にして、足場宜しからず。さるに依つて渡邊勘兵衞、大和川の横堤にて人數を留め、敵を引付け、前なる川原にて合戰然るべしと申すと雖も、和泉守先手の者共、其詞を用ひず、一騎駈にばら〱と、備も立てず駈入りし故、一戰に先手敗軍したりなどと論じたり。兵家の法言に候へど

も、此時の形勢を、知らざる者の言なり。第一、先手一戰に敗軍といふは、大勢相違なり。右に記しこしある通り、急卒の場故に、鐵炮頭母衣の者共を一番に差出し、敵の押陣乘割り候て、首數多く取り候儀、大坂方こそ敗軍なれ。此一番合戰は、大きなる勝利、疑もなき事なり。但仁右衞門・新七郎其外討死は、二番合戰なり。此砌長曾我部・木村旗本押詰め、二萬餘の大軍なり。人數の多少甚相違あり。且又外に意味も之あり、必死の合戰にて、足場の咎にはあらず。元來將軍家より仰渡され候趣、藤堂第一、井伊第二との儀にて、此事和泉守家に重き儀、兩家知行高も同位にて、先づは御譜代格別の儀第一とあるべき所、今度藤堂第一と仰を蒙り候儀、深き思召あらせられ候儀と、家來共迄、忝く存じ奉り候。然る所此時八尾へ出で候敵、千塚へ來らずして北へそびれ、萱振・錦郡へ押行く模樣、其志す所、和泉守にはあらざるやうに相見ゆ。藤堂の人數、勘兵衞の申す、大和川堤にて押止め備を立て候へば、外見は見事にあるべけれども、若し大坂勢此方へは來らずして、愈〻北へ廻り、欲する儘に、玉串川迄押行かば、是非に井伊家よりも、一番合戰

始むべし。其時は和泉守、假令、備を變化し、沼田を渡り合戰し、敵多く討取るとも、二番合戰と相成るべし。然れば元來台命を蒙りたる趣意相立たず。其上家臣討死等もなき時は、却て世人の疑も受け、藤堂、目の前へ來る敵を見乍ら、合戰の期延ばし候事、心底如何などと評せられては、無念の至なり。此節左樣の見合もせずして、一騎駈に乘崩し、一番合戰の手口も拔かず、天下の一番首を差上ぐる者も、井伊家同樣の御恩賞成下され、和泉守歿後に至る迄、無類の御懇意寵遇を蒙りし事、此一戰に二心なき旨、御見屆之ありしといふ事なり。兵家の論に、敵未だ備を立てざる內に、手前よりばら〳〵懸りても、さまでの損德も之なきは、古語に、巧遲は拙速に如かずともあれば、斯樣の儀とも、年來沙汰したり。

古戰場供致し候祐筆西島八兵衞之友といふ者の覺書の內に、去年城攻の時は、鐵炮頭廿五人なり。當年は十一組につゞめ、殘十四人を、黑母衣に申付け、下地母衣役十一組と、合せて廿五組、何れも古新參覺の者なり。又小姓其外譜代なり。此日手內にて勇氣勝れたる若者共廿五人、赤母衣に申付け、旗本に召されたり。此日手

違ひ候時分、先手所々使申付け、夫より直に敵へ乘かけ、何れも馬上の達者にて、小勢にて大軍を追敗りたるは、母衣組並に騎馬弓の武功少なからずと記錄し、今に殘りたり。且亦其節存寄らず八尾へ敵出で、先手備組は、御軍令を守り、道明寺街道にて押留まり、鐵炮頭は、皆々八尾口へ出かけ、何れへなりとも、早速取合ひ候へとの下知、變に應じ、行屆きたる軍慮なりと、其時人々感じたる由、書殘したり。

八尾二番合戰覺

左先手の隊將藤堂仁右衞門高刑・桑名彌次兵兵衞一孝・渡邊掃部（脫字アルカ）宗は、人數押一番の定なれば、分けて元より用意相調ひ、物見として、仁右衞門組玉置野右衞門・玉置藤八・玉置兵左衞門・家來騎士平佐牛之助・小姓森久兵衞に足輕差添へ、半時計り先へ遣し、其身は胴勢引連れ、未明に京街道を道明寺の方へ、五町計り押出す所に、八尾へ敵出づる樣子故、先勢押留め、和泉守方へ使を以て、軍令相談に遣し候者、道にて行迷ひ、本陣より津隼人竝小姓組柳田金十郎差添へ、軍令申達に付、人數押戾し、

立石街道迄廻り候へば道遠し。細道傳ひに、西へ〳〵と押行き、大和川の堤に上り遠見する所に、北の方は、母衣組竝弓の者共元へ、相働く者も之あり候へども、敵は却て備まばらに相見え、八尾地藏通の道筋より、向の方昇立ちたる所は、敵の旗本と相見え、人數多し。此口へ取懸り然るべしと、彌次兵衞・掃部申談じ、常光寺の欄干橋の前を、八尾の西口へ乘立ち打向ふ。

其時は、寺の前に、餘程の池あり。反橋懸り、是を八尾の反橋とも、欄干橋とも言ひしなり。

仁右衞門は、和泉守姉の子にて、幼年より勇氣勝れ、十五歳にて朝鮮征伐に相從ひ、高名仕り、關ヶ原合戰の節、湯淺五助を討取る。（五助は、大谷民部少輔の臣、北國にて名高き剛の者、則ち大谷が欄中に乘込み討取りたり。）東照宮の御稱美に與りたり。湯淺曾子孫、代々所持すとかや。前年城攻に、右先手相勸め、今年又右先手申付けたるに、達つて左を願ひ候に付、望に任せ、一の先手に相なし、主人和泉守軍令を、後詰の望を斷ち、一手切の勝負とあれば、必死の一戰に存じ極め、馬を早めて、八尾西の麥畠へ、人數を立てたり。渡邊掃部組は、其右手に

相連り、桑名組は、仁右衞門備なり。左に立ちたる敵は、先達つて堤の上へ引上げ、立堅めたり。此方より場を詰め、間一町程になる時、彌次兵衞、仁右衞門手へ參りいふやうは、最早場詰まりたり。鐵炮を打かけ、敵の色目見て、然るべく存ずる所に、此手の鐵炮頭共、何としてか未だ一人も見えず。貴公御自分の鐵炮、御打たせ然るべしと申せば、仁右衞門答へて、我等足輕共も、皆國分へ遣し、手遲に候間、家來騎馬本山七右衞門を、呼びに遣し候へども、間に合ひ申さず候。是に我等所持の鐵炮あり。是にても打たせ申すべく候とて、家來菊池角兵衞に相渡す。彌次兵衞組にては、杉立九郎右衞門、鐵炮持たせ來りしを、只兩人進み出で、こみかへ〳〵打ち候へども、敵多勢故、物の數ともせず。

按ずるに、野崎新平は、堤を越し候故、此口よりは相見えず。其外の鐵炮頭は、遲參の譯は、後の段に詳なり。

又按ずるに、或俗書に、仁右衞門等、大旗を數多人數の先に押立て、前の如くして八尾に向ふ故に、敵の方へは、不覺を取りたるやうにいふ事、大なる僞作なり。

後に二條の獄屋にて、長曾我部盛親物語に、和泉守軍功者にて、先手の者共、旗手も立てず急に乘り來り、我等手前の備も、立つべき隙もなく、鐵炮を取合ひ兼ねたり。備立をしての上ならば、斯樣にむざ〳〵と負けまじきに、無念なる由申したりける由、西島之友が覺書に、書載せたり。仁右衞門殊の外急ぎ、騎馬の士さへ續き兼ね、手に合はざる者多し。旗差など、決して跡になりたること實明らかなり。且又長曾我部も、先づ合戰之あると見て、急ぎ候故、鐵炮の者、續き兼ねたりと相見えたり。仁右衞門・與右衞門兩人には、與力六七人づつ、平日預かりたり。仁右衞門與力稻葉伊之助は五百石、與右衞門與力高橋甚內五百石、並藤堂太郎右衞門三百石、其外藤堂大藏・疋田勘左衞門、何れも家筋歷々の者なり。近代與力同心の制度之なきなり。扨仁右衞門に先手申付け、津付先手組、當座に預けたる騎馬卅餘騎なり。右兩家の外、與力預かりたるは之なし。依つて格別の規模としたると聞えたり。三塚三郎次郎へ、父戰死の跡目申付候時、和泉守直判にて、知行目錄等遣し之あり。勿論直參の給知組付の士と、格式高下之ありしとは相聞えず。但

仁右衞門は、若年より戰場に事馴れたれども、此敵不意の取合せ、討洩らしては甚だ大事と、急に取懸りし事といひ傳ふ。若し場を過し、星田の御陣營危き事之ありては、臍を噬むとも何の詮もなし。八尾合戰は、重々考之あり候事の由。

仁右衞門自身に鎗を入るゝ覺悟故、家來白井九右衞門を呼びて、持ちたる綵幣を預け、菊地覺兵衞、鐵炮三つ打ちたらば懸るべき間、其節之を振り候へと申付くる。組與力家來ども、段々場を詰むる。鐵炮三つ目に、敵間五十間計りに相見え、白井九右衞門差圖に任せ、綵を振り候へば、與力稻葉伊之助、刀を拔いて走り出でしを、程早きと、桑名彌次兵衞押留め、仁右衞門も押留めたり。猶々場を詰め、菊池玉七つ打ちたる時、間廿間程に相成る。仁右衞門馬に鞭打ち、又敵十二三間、敵に騎向ひ、間七八間になる所にて、藤堂和泉守先手に藤堂仁右衞門と、名乘りも敢ず、馬より下立ち、堤を上へ驅上れば、立固めたる敵、左右へ開きたり。相續く者共には、家來加山小左衞門・與力矢島半左衞門・稻葉伊之助・三塚治兵衞・組士堀縫殿助・津野茂左衞門・悴又左衞門（此時は家來の內なり）・赤尾嘉兵衞・田屋十藏、左右に相並びて鎗を合せ、山岡三九

郎・今井右衛門佐・白井九右衛門、又主人を離れず走り廻り、敵もあしらひ兼ねて相見えたり。長曾我部之を見て、引くな〳〵と大音に罵り、馬廻にて勝れたる者共を選み、仁右衛門に打つて懸る。仁右衛門元來望む所なれば、先に進む二人を、手にも付けず突殺し、三人目の敵と相突し、其手にて討死す。菊池角兵衛駈付け、當の敵を切伏せければども、手前忙しく首取る事相成らず。其節家來高山嘉兵衛・中西九右衛門・與力稻葉伊之助・三塚次兵衛・同苗權左衛門・林五郎右衛門・組士靑山四郎兵衛・內藤傳左衛門、一足も去らず、仁右衛門左右にて討死す。其餘も、皆々重手を負ひ引取りたり。

桑名彌次兵衛は、仁右衛門左の少し手前なる敵に遭ひ、是又自身鎗を下げ先に進み、嫡子桑名將監一久、其外土佐組の面々、杉立九郞左衛門・市田十右衛門・鷄原善右衛門・入交助右衛門、群る敵を突立て〳〵、先手追崩し、長曾我部旗本迄切入りたり。長曾我部譜代なれば、皆々互に見知りたり。桑名にてはなきか、夫れ遁すな、彌次兵衛討取れと、我も〳〵と討つて蒐る所、彌次兵衛鎗突折り、刀を拔合せしが、刀も

打落し、短刀を握り乍ら、近藤が鎗に貫かれ討死す。姪桑名源兵衞一友始め、組士西内九郎右衞門・淺木三郎右衞門・弟勘助・依岡吉兵衞・山田八右衞門・橋本平兵衞、同所に討死す。

渡邊掃部、八尾の北口より、西へ四十間程出でて鎗を合せ、組の士思ひ〳〵に相働く。中にも、島川專助、敵三人と突合ふ。其外小野正兵衞・松浦忠兵衞・百々三太郎烈しく相戰ひ、何れも手負ひ引取る。掃部鎗場は、仁右衞門・澤隼人・伊之助・正兵衞・仁右衞門小姓一人・掃部小姓二人なり。仁右衞門其外段々討死し、掃部も手負ひ候故正兵衞一所に、六七間程退きける。又返して鎗を合せ、郎等五六人駈合せ、三人突伏せたれども、敵多勢、首取る事相叶はず。又七八間程跡に、彌次兵衞居たり。夫迄退きたれども、彌次兵衞・源兵衞も終に討死し、彌〻敵募り、其處にて又返し、二人突伏せ、夫より八尾の堀端より、村中へ引入るゝ。則ち長曾我部旗本より、十間廿間程の場にての戰なり。

澤隼人滿廉・小姓組柳田金十郎、使として此手へ來り、則ち仁右衞門右の方にて相働

き、兩人共に討死す。總て此口は、長曾我部旗本故、一大事の場所故、敵の働き格別烈しく、依レ之此手の味方、敵を突伏せたる者も多しと雖も、掃部を始として、首を取り得ずと聞えたり。

但し掃部、兄を金六といひ、和泉守小臣の時より相從ひ、志津ヶ嶽にて高名し、其外所々戰功多し。朝鮮の軍に討死して、子なき故、弟掃部、家相續し、去年の冬陣城攻の時も、殊の外骨折りし者なり。

藤堂勘解由は、軍令に任せ、左手へ相加はり申へたれ、組士引連れ乘出し、先達つて出したる弓の者共、堤の彼方へ越し候者も、之あり候へども、主人より、仁右衞門橫鎗仕るべしとの指圖に付、川原へ乘越す事もなり難く、依つて八尾村へも懸らず、本道より一町程北へ乘廻し、堤と村との間へ、橫合に差向ふ。其時堤の下より畠中へ向ひ、敵大勢出で居る所へ、弓の者多く參りたるを見て、叶はじとや思ひけん、堤の上へ引取り、勘解由追續き乘かけ、敵間十四五間にて馬より下り、鎗を取つて突き懸る。玉置七左衞門・村田丞・左衞門・長津庄右衞門・岡部義太夫・岸本太郎兵衞左右

に相並び、弓を以て鎗脇を相詰むる。七左衞門・平左衞門首を取る。吉田六左衞門元直是れ雪荷の事なり・同苗權平元次は、八尾の地藏通を、西院の際に、敵廿人計り固まり居たる所へ行懸り、矢數三五本づつ射かけ、服部孫之丞・三田村傳左衞門も、此場へ參り、面々矢を射、傳左衞門より敵射倒し、駈込み首を取る所へ、大勢打合ひ、傳左衞門を切伏せたり。孫之丞駈付け射拂ひ、面々敵に取らせず。又傳左衞門取りたる首を、自分の小者に持たせ、本陣へ披露したり。勘解由悴小太夫氏照・弓役稻葉小左衞門・栗屋次左衞門・伊治部右衞門一所に、勘解由鎗場の少し左手を廻り相働き、森佐兵衞と服部市左衞門は、勘解由より右手へ出で矢を射、敵堤の上へ引取るを、續いて參り、矢を四筋射かけける。敵は堤の西はらへかゝみける故、引取りたり。中小路傳七は、五郎右衞門子にて、小姓組なりしが、淀にて落合半兵衞母衣取上げられたる時、傳七跡役に申付け、甚だ面目人に越えたる働し、主人の目鏡に相叶ひ申すべしと、相働く折柄、此手の使申付けしに依つて、勘解由よりは、少し先へ參りたるや、八尾の村と堤との間へ乘込みたり。敵六七人の内より、具足計りにて冑を

着たる武者、鎗にて懸り來るを、鎌鎗にて入込めば、刀を拔き、冑の上を切る所を、其刀に取付き引組み、其時右の脇少し切らせたり。敵刀を放して、脇差を拔くを、則ち取りたる刀にて突伏せ、首を掻り切り、殊の外疲れたる所へ、長澤庄右衞門參り、相討と詞をかけたり。傳七怒りて、斯樣に組んで取つたる首を、あたりにも居ず、何方より參りしやといへば、此長澤、五月二日より疫病に惱みたれども、押して出陣し、勘解由左にて敵を目がけ二矢射かけ、二本目の矢頰先へ當るを、中小路組伏せたる故、左樣言葉をかけ捨て、則ち堤の敵へ懸り、矢種を惜まず射かけ、敵を堤へかゞませ、しつぱらひして退きたり。中小路切込之ある冑、今に傳來す。

細井主殿正綱は、古久助が子にて、段々立身、千五百石迄取立てられて、懇に召仕へ、去年陣中不調法之ありて、和泉守勘氣を蒙り、此度忍びて出陣し、勘解由手に加はり、則ち相並んで鎗を合せ、一人突倒し、首を取らんと刀を拔き、跡より走り出づれば、彼敵に打跨がり、首を掻く者あり。こは狼藉、何者ぞといへば、我等先達つて矢を射かけたり、相討ぞといふは、藺邊儀太夫なり。互に面を見合せ、其首捨て、其館

儀太夫鎗付け候所にて、一矢射たるを、敵突込みたり、鎗脇引の板突走らかし、脇の下へ少し突込みたるを、怯まず二の矢を、左の脇に射付けたり。

勘解由・村田平左衞門、相並びて進み行き、敵間五六間の場にて、平左衞門一矢射かけ、勘解由走り出で突いて懸る。敵三人を引請け突合ひしが、平左衞門又走り付け、勘解由と立並び、左の方の敵矢先故、則ち夫を分射に出し、其次に、中の敵を討たんとする内に、平左衞門左の方二三間が間に、敵二人居申候故、内一人長刀を持ち、勘解由前へ懸りたり。時に勘解由手を負ひたり。右四人の内一人、平左衞門射倒し、鎗下にて討取る。殘り三人、猶透間なく突懸けたり。勘解由も終に戰ひ疲れ、左の脇壺を突かせ倒れたり。首を取らんとて、敵共走り來る所を、薗邊儀太夫・長澤庄左衞門・岸本多郎兵衞、差詰め引詰め散々に射立つるに付、鎗を捨てゝ逃退き、二人の敵も、少しためらひ居たる所を、悴小太夫は、父討死と聞付け、飛ぶが如く駈け來り、三人並ぶ敵中へ駈込み、突伏せ首を取る。其節歩弓者又兵衞・小姓新五郎二人、小太夫に付きて跡を詰むる。小太夫其時十六歲（後父の名に改む）にて、勝れたる高名に付、家中にて十

六勘解由と稱美したりけり。歩弓吉右衞門・長助・彥兵衞・鎗持市右衞門といふ者共、主人を引起し、突込みたる鎗を引拔き肩にかけ、二三間退きしが、終に息絕えたり。面を敵に取られじと、殘る弓の者共も、追々馳付き、防矢を射たり。

右小太夫討取る敵は、長曾我部主水にて、後に相分りたり。則ち主水が後も、藤堂家に仕官す。

岸本太郞兵衞も、其節鐵炮に中り、引き兼ねたる所を、歩弓彌吉といふ者、駈付け引退けたり。扨堤際には、猶敵二三十も立ちて、引かば慕ひ來るべき勢なり。薗邊儀太夫・玉置七左衞門・三上與兵衞三人同所、長澤吉左衞門・吉田六左衞門・稻葉小左衞門等、味方を離れ進み出で、敵間十間計りにて矢を射かけ、何れも精兵の射手、敵も向ひ難く、堤の陰にしこりたり。味方恙なく引取る中にも、儀太夫・與兵衞など、別けて武者振、見事に相見えたりといひ傳ふ。細井主殿も、始は勘解由同前の所、敵を見かけ突懸け、少し場所隔り、鎗を合せ首を取る。此餘の事は、此末に記す。

歸陣後、則ち元和元年八月十五日十六日、諸士の働吟味有之、銘々證人を立て、働者

口上書差出す。諸書今に之あり。六日七日働の樣子、彼此見合す時は、委しくよく分りたり。此書に記したる事知らざる人は、其時の働、今百六十餘年に至り、知るべき樣之なしと思ふ族は、何事も知らざる人の言なり。色々記錄を集むる時は、斯くの如く本書明細に判る事なり。予が家にも、右口上書等、元和戰功錄と題號して、一冊之あるなり。後世知らざる人の爲に、種竹此事を爰に述ぶる。

歸陣後、諸將働吟味の節、仁右衞門・新七郎・彌次兵衞組は、組頭の首、敵に取られたる儀、越度と之あり、高名の者も、一向恩賞の沙汰之なし。勘解由組は、組頭の首、敵に渡さゞるに付、夫々褒美も之あり。然るに難波戰記に、長曾我部、勘解由が甲を、所持致したる樣に書きたるは、全く僞なり。難波戰記には、僞作有之か、疑はしき事多し。

右此者の敵も、長曾我部旗本近く、されども仁右衞門手先には、全體手薄く相聞ゆ。夫故長追もせず、相引に引きたり。

渡邊勘兵衞、早朝に主人和泉守前へ參り、軍立の儀など、存寄申談じ乘出し、悴長兵

衞を尋ね候へば、早先へ參り候由申すに付、其筋へ行向ひ、仁右衞門より少し別にて之あるべしと相見え、いかゞの存念に候や、八尾へ寄らず、二町程北の方、穴太村の細道より、向堤へ乘上る。印を堤の上に立て、人數を川原へ打下し、一手切に戰ひ、首十五討取り、本陣へ持たせ遣す。

勘兵衞事は、其節の差出しも無之、長兵衞方にも、勘兵衞方記錄も殘らず。委しき儀相知れず。餘人の家譜差出等の中に、書加へたるを取集め、并に其節家來共の中、速見理右衞門・西澤治兵衞・豆竹少右衞門・山本傳左衞門等、後に直參に呼出し、右の者共家譜にても、少く考へ、勿論右川原といふも、八尾川の下にて、敵は大軍、南北一面に廣がり、川原表にむら〳〵と、百二百づつ立居たりと相聞ゆ。

初に堤を乘越えたる弓役松宮大藏、川向の堤久寶寺の道筋迄相働き、能き首二つ取り、弟五郎右衞門も首一つ取る。五郎右衞門は、小姓組なれども、弓能く射たるに付、兄に附添ひ參りたき願の趣、和泉守聞届け遣し候由。夫故右の首、早速本陣へ持參り、八尾口にて、一二三番の早き首なり。兄大藏儀、昨夜より腹痛氣にて、押して

相働き、殊の外疲れたる所へ、玉置太郎助も首一つ取り、最早引取り參るべく候へといふ。大藏病氣歩行叶はず、馬は乘放し候間、あれに敵の馬多く相見え候間、取つてくれ候へと賴むに付、太郎助心得、久寶寺町口に、鞍置馬十疋計り牽並べたり。其馬牽き來り候へと申せば、是は大野樣の馬にて候へば、敵方へは得こそ牽き申すまじくといふ。太郎助聞きも敢ず、然らば目に物見せんと、矢をつがへたるを見て、早々牽き參るに付、大藏是に打乘り、東へ向ふ所へ、梅原賴母も、長兵衞と行烈、最早引取るべしと、此筋へ參りしが、此體を見て大藏に向ひ、弓の衆は、斯樣の節、退口相働き候樣にと、豫て軍令に候へば、大藏馬上は無用と、馬の口を取り押戾し候へども、何分病氣、是非に及ばずと返答する内に、敵四人鎗三筋弓一張にて附き來る。大藏先へ參るを、射倒したるにより、賴母・太郎助兩人申合せ仕退す。兩人とも下人付かず、取りたる首を、鎗弓に取揃へ持ちて退き、敵進み來るに付、兩人共、首を下に置き、太郎助一矢射放せば、鎗持ちたる敵の膝頭に中り、太郎助矢をつがふ内は、賴母鎗にて詰合ひたれば、心安く射させたり。二の矢敵の腰に中り、はたと倒れ、

少ししらみ、此方の堤際迄引取る所に、又廿計り慕ひ來る。初の如く踏止まり働く所へ、小森少右衞門乘戻り、太郎助・賴母しだるし、引取り候へと呼ばはり候へば、何と存じ候や、敵もしらみたり。夫より八尾へ引取る。之を手柄の退口なりと申傳へたり。

渡邊長兵衞・山岡兵部と諸共に、川原にて相働く所、後勢續かず。今は早引取るべく思へども、敵五六百、跡の堤へ入廻りて、殊の外むづかし。然る所八尾堤の北の方に、父勘兵衞馬印の見えたるを見付け、あれへ一所に相成り然るべしとて、兵部と馬を竝べて馳出でしが、家來速水理右衞門、若年より父勘兵衞に從ひ、場數功者の者にて、長兵衞が馬の口に取付き、北の川原は敵多く、中々通し申すまじく候。南へ行かれ候はゞ、堤の上に、人數少々見えたる計りなり。此方へ御越し候へと引廻し候へば、其節兵部は、是非能き首一つ取りたく思ひ、又殿して跡に殘り討死す。齡廿一歳なり。

右兵部は、赤母衣なり。然るに左後彌次兵衞・勘解由に加へ、追善等香奠にも、別

段に沙汰ありしは如何、大將分六人と申傳へ、其仔細相知れず。子もなく跡絶えたり。

長兵衛は、夫より南へ向ひ、敵薄き所にて堤へ乘上げ、北の方を見れば、父勘兵衛が馬印も、早堤の下へ引下し、堤の腹に添うて、八尾の方へ來るに付、長兵衛も彼方此方と廻り、父が手へ加はりたり。

右引取り候時節は、仁右衛門・勘解由討死前後と相見え、道筋明らかに書記さずと雖も、考ふるに、先づ八尾の村中へ引取り、夫より渡邊掃部など同道にて、勘兵衛方へ參着候事と相見えたり。

右是迄を、八尾口二番合戰といふ。然れども北の方は、相引にて事濟み、南の方は、退口むづかしく、此所は宮内少輔手にて盛返し、此間切りなく、三番合戰へ引續きなり。

若江口一番二番合戰覺

右備右先手梅原勝右衞門武政は、玉串の方へ出懸け之ある所へ、本陣より相圖有レ之に付、足輕引連れ、若江の方へ乘出す。井伊家の旗は、十四五町跡より來る。彥根の物見松山忠兵衞乘來り、敵かと問ふ。藤堂和泉守先手梅尾勝右衞門と答へたり。

大坂方木村長門守重成、其外相備の者共、若江出張諸說樣々なり。上に記したる通り、豫ての手當故、玉造口より押出し、本莊・深江より、若江へ出でたるに疑なし。尤長曾我部、申合せたる事に無レ之と雖も、井伊・藤堂、高安に在陣を知りて、兩御所御旗本を心がけたるは同意たるべし。長曾我部・增田が勢、南より押し來る節、計らず木村が勢、錦郡より罷出で、南北に引續き相見えたり。藤堂家實錄にも、大坂勢、八尾より若江へ、人數繰入れたりなどと書記したり。此事當時相分り難しと雖も、攝戰實錄を引合せ、あらましを記す。

木村が先手二百計り、此邊人あるべしとも思へず。若江村中より東へ取りて、十三街道へ、一騎打に押出す所に、梅原勝右衞門、足輕をひた〳〵と折敷かせ、敵へばらばらと、六十挺の鐵炮を、朝霧の間より一度に切つて放し候へば、敵も崩れ立つ所

を、勝右衛門一番に鎗を入れ、二男萬之助・甥深尾兵太、其外家來足輕に至る迄、精力を盡し相戰ふ。勝右衛門自身に甲首二つ、深尾兵太・河合三平・碇平右衛門・堀七助・馬取甚九郎・孫助、首一つ宛、三浦作右衛門は二つ、田村十兵衛は四つ、勝右衛門手へ、首數十四討取る。總て組の足輕には、小屋番として、二三人宛殘し置く故、何れも定の通り六十挺は相揃はず。勝右衛門は、自分の鐵炮七八挺持たせ、何れも合せたり。斯の如く心掛よく、右一手にて、大なる高名したりといひ傳ふ。

按ずるに、木村も共々、平野より出でたらば、此節長門守旗本も、早萱根或は錦郡・若江近所迄、押出す筈。然らば是非一方にては、長門守自身働もすべき筈の所、兩所とも、斯樣に、むざ〳〵と破られたるは、全く長門未だ此地へ出でざると見えたり。深江の此方、小坂村の邊迄押付くる時分の儀にて、旗本は手に合はざるやうに相見えたり。

母衣組大津傳十郎・青木忠兵衛・勝右衛門、少し跡より參り、足輕押行く内に、大方乘付け、勝右衛門鎗を入るゝ時分、横鎗に懸りたれば、敵四五十騎進み出でたり。忠

兵衞・傳十郎鎗を合せ、忠兵衞甲首一つ、傳十郎は二つ迄討取りたり。就中一つは、馬物の具の樣子、大將分と相見えたり。持參して其段申候へば、和泉守、首冑の體實檢し、其分たるべき旨賞美しけり。其上早首にて、若江一番合戰に相加へたる內、此兩人より外に沙汰之なし。扨兎角する內に、井伊掃部頭先手、段々に押し來るに付、勝右衞門も人數を引上げ、首ども本陣へ持たせ遣し中入す。

木村長門守は、先手鐵炮の音夥しく聞き、若しや敵に喰付けられたるかと道を早め、若江東口へ押付くる。先手散々に打散らされ、早や勝右衞門引取り、向の方には、井伊家は旗押立て、段々に繰出す。南の方は、藤堂の人數、左の方へは松原街道より、人數百二百づつ、ばら〳〵に押し來る樣子を見て、人數を三つに分け、木村主計を左備として、七八町北の方、岩田村に備として、錦郡村(一說に西郡)に差向け、自分は中軍を領し、若江東口に旗押立て、先手を十三街道に押出し、路の左右麥畑にて、足場よき所なれば、敵味方互に備を立て詰合ひたり。

錦郡の備頭、世間の記錄姓名、種々書記すと雖も、藤堂家實錄には、委しく相知れ

ず。但増田が人數乘割られたる者共、參るべき所之なく、寄合ひたりと相聞えたり。是迄を一番合戰として、之より二番合戰なり。

若江二番合戰覺

右の先手士隊將藤堂新七郎良勝、先達つて渡邊八左衞門・小川三郎右衞門を差遣し、其身は組中騎馬歩武者胴勢に至る迄、列を亂さず玉串川を渡り、藤堂玄蕃諸共、萱振村を目がけ押來る所に、澤田平太夫、西より乘歸るに行合ひ、新七郎詞をかけ、先先樣子如何ぞと尋ぬる所に、さん候、式部並に同名但馬我等など、只一戰に駈破り、首取り候と差上げたり。敵は早や敗軍仕候、各樣遲く相成、御殘念といひて行過る。新七郎は老將、物に馴れたる者なれば、左樣の事何とも存せず、空嘯いて居たるに、玄蕃は若武者、甚だせき立て、馬に鞭打ち、一散に駈出づるを、やれ待てよ玄蕃と、呼べども耳にも入れず、家來殘らず駈行けども、追付き兼ねたり。新七郎矢竹に思へども、玄蕃共に駈行き、歩武者續いては鐵炮も打たれまじと、齒嚙をなせども、是

非に及ばず、歩立打續き、急ぎ押行きたり。

藤堂玄蕃良重は、古關白秀次公に仕へたる玄蕃良政が次男なり。關白逝去後、父良政流浪したるを、和泉守、伊豫へ引移る節召抱へ、其後關ヶ原にて討死、嫡子良連、十二歲の幼童たれども、遺跡として、五千石遣し候所に、程なく病死、玄蕃良重十九歲の時、遺跡本の如くに遣し、親族故、憐愍を加へ置きし所に、良重成長するに隨ひ、器量骨柄人に勝れ、心樣忠厚なり。去年城攻の時、晝夜相働き、家來松井甚五討死し、自身も度々竹把の外へ出で、家來共下知の樣子、親に劣らぬ勇士と、人々稱したり。當年出陣前、勢州津に於て、玄蕃に附屬して、我等壯年の時より此冑を着し、度々の合戰に、終に後れを取りたる事なし。之を讓るべき若者、其方ならで外に一人もなしと、さまゞゝ懇に申聞け候へば、玄蕃面目身に餘り、如何にもして勝れたる高名を顯はし、主人の恩を報じ申すべしと、今年廿三歲、勝れたる大兵剛强にて、三反幅の大幟を指物にしたりけれども、馬堪へざるが殘念なりなどいひて、血氣盛の勇士といひ傳へたり。右唐冠の冑といふは、脇立物の筓左右へ開き、五尺あつて朝日にき

らめき、駈け來る有樣、凡人ならず見えけるにや、萱振西の方に、少々立居たる敵、皆錦郡の村中へ引入りたり。玄蕃續いて駈入り、村口にて四五人踏止まりし馬武者へ、會釋もなく乘入り、馬上より一人突伏せ、首取らんとすれども、家來續かず、下立ち首を取らんとする所へ、又二三十むら〳〵と寄せ來る。鎗取直し突掛け候へば、其儘逃散り、武家の裏小路々々へ隱れたり。跡へ乘歸れば走り出で、後より切懸くる。打向へば逃げたり。又彼方此方より走り出で、弓にて射立て惱す內、左の脇腹・右の太股へ射させける所へ、中白のしなひの指物負ひたる武者一人出向ふ。則鎗を合せ、暫時戰ふ內、玄蕃が射向へ突込むを、其儘左の手にて取る。突立てたる敵も、近寄る事叶はず、此所を大事と引合ふ所へ、玄蕃が小姓押川權左衞門走り來り、彼の敵を切倒し首を取る。其外家來四五人駈付け、主人を肩にかけ退く所を、敵慕ひ來るに付、度々踏止まり相戰ふ。山岸喜太郞・堀七右衞門・水谷喜平次其場に討死す。山岸が僕、主人の當の敵を討取る。小姓福岡喜太夫、敵の乘捨てたる馬を取來り、玄蕃を搔載せ、玉串川迄引取りたり。押川漸く敵を追退け、途中にて走

り付き、主人氣力如何と尋ね候へば、まだ實性にて、我等脇差の小柄之なし。戰場にて落ちたるか、無念なりといふを聞き、押川又取つて返し、尋ぬれども相見えず。又主人の方へ急ぎしが、後歸り見れば、小柄は小屋に殘りありけり。右の樣子故、玄蕃家來共、首數も不分明にて、相知れざるなり。

藤堂新七郎良勝・矢倉兵五郎秀政、直に錦郡へ押付け、木村が手配の右備、此口迄殘らず張出したり。凡そ同村と相聞えたり。新七郎足輕を下知し、鐵炮をつるべかけ、畑の中より突いて蒐り候へと場を詰めたり。敵も待設けたる事なれば、互に鐵炮を打合ひ、敵味方足輕手負數多あり。元來此新七郎は、和泉守外戚の從弟にて、十四歲より出陣の供し、神崎川の水中にて組打し、所々出陣毎にても先登し、生涯數十三度、別けて朝鮮國閑山島に於て、番船乘取り高名し、異國本朝に、名を知られたる老武者なり。性得冑を着する事嫌ひにて、髮結ふ事も厭ひぬる時は、髮鬚立上り、夜叉の如くに見えたりといひ傳ふ。右の通のそげ者故、具足も華美を好まず、其日の裝束は、皮包の具足の上に、紙子の羽織を着し、白布の鉢卷して、組中の先に立ち、

詰めよ蒐れと下知したる聲雷の如く、場合近くなると、騎馬頭田中藏之丞、足輕を押割り、烟の紛れより眞先に進み、嫡子田中源三郎、續いて進み出で、一番に首を取る。渡邊族萩森又兵衞・入交太郎左衞門・大木平三郎、其外新七郎家來鯰江久左衞門・小田二左衞門・小島傳助・濱市右衞門・山本勘七・八太名左衞門・矢倉兵五郎・家來林義左衞門等、我も〳〵と突いて出で、首一つ宛討取る。其場四五十間突崩し、首數十四級、本陣へ持たせ遣したり。然れども敵多勢故、跡勢强く踏怺へ、爰を破られじと相戰ふ。田中藏之丞並に家來二人、箕浦少內・平尾勘七・井江半左衞門等、矢面にて討死す。新七郎齒嚙をなし、眞先に乘出し、白柄の大長刀を打振り、前なる敵十騎計り、矢庭に薙倒したる所に、組の士草野大藏、其外郎等駈合ひ首を取る。其勢を以て、手先突崩し、若江の町中へ追込めたり。町中の橫道より、敵勢三百計り、こゝかしこの小路より押し來り、鎗を入れて、新七郎並組家來、樣々働けども、大軍にて追取卷き、入替へ〳〵攻戰ふ。終に新七郎、五十一歲にて討死す。家來小島傳助・濱市右衞門・組士七里勘七・梅原龜之助・中尾小十郎・松尾甚兵衞・中西紋兵衞・西川九郎

兵衞・田邊五兵衞・矢守太郎助・竹村兵吉・矢倉兵五郎・家來佐藤嘉右衞門等、一足も去らず、同所にて討死す。其外手負數を知らず。組頭討死、退口甚だ大事と相見えたる所に、木村方も手負死人夥しく、且又東口にて、長門守旗本へ、早井伊家合戰取詰め、手前忙しき故か、慕ひ來る敵もなく、相引に引取りたり。難波戰記に、平塚五郎兵衞隊將として、佐久間藏人・靑木七右衞門・杉森市兵衞・長屋平太夫・古田二郎左衞門・黑川源兵衞・牟禮彥三郎等、西郡へ差向ひたる由記したり。正說と相見えたり。委右の手にて、餘程首數上り候由、申傳へたれども、新七郎組の差出し紛失して、委しき事粗知れざるなり。

玄蕃を、本陣迄無事に引取り、家來共馬より抱き下し、冑を着乍ら、小屋へ搔込まんとするに、何やらん手を揚げ、苦しき聲にて、はねが〳〵といふ。是は主人より拜領の冑にて、唐冠の脇立物、狹き小屋につかへ、損じ申すべきやと、今はの際迄君恩を重んじたる心遣、人々感じ入りたる由、和泉守聞くと等しく、自ら小屋へ見舞申されたれども、最早舌こはり言語通せず。和泉守も胸迫り、玄蕃か〳〵と計

りにて、外に詞も出でず、大に落涙せしなり。扨午の刻に絕命すとかや。此時新七郞・仁右衞門・彌次兵衞・勘解由討死の事、追々註進これあり。委しき儀記錄之なく、卽日伊賀・伊勢へ使差立て、右の者共討死の段申遣す。八日に、兩國留守役人共迄、仁右衞門・新七郞・玄蕃跡の儀、自筆にて申付け遣したる由。押川權左衞門儀は、此節の働聞屆け、直參に申付け、知行四百石遣し、鎗奉行申付け、子孫今に內分の久居附に之あり。

藤堂釆女元則は、井伊家へ使として、神立の陣所へ參る所に、早玉串迄出馬に付、跡を慕ひて參りたり。

按ずるに、古、玉串・花岡の二村を詰め、當時は市場村といふなり。

井伊殿の前へ參り、和泉守申すは、今日は道明寺表へ罷向ふべき旨、御互に、豫ての御軍令蒙り候所、御覽の如く、八尾より出で候敵、旗先に相見え候間、打捨て置き難く候間、是非に及ばず、人數差向け候。兩御所御旗本迄、程遠く候に付、心外御下知相伺はず、恐入奉り候。貴所に於ても、定めて御軍慮御座あるまじく候。右の段御

案内申入候旨相伸べ候所、井伊殿御聞き、御尤の仰に候。我等に於ても、同じ事に候と御返答あり。且亦采女へ申され候は、迚もの事に、暫く夫にて相待ち、我等者共、敵を追崩し候を、見物あるまじきやと仰に付、一段望む所に候と、暫時見合す内に、先手詰めたり。采女乘出す時、組士何れも附參るべしといへども、御使の儀に候へば、我等計り參り候。各には、御旗本守護致されよ。先手へ參る事、堅く無用と差止め、玉置角之助直秀、朝鮮陣以來、場數に馴れたる勇者故、此者一人同道す。然れども同組湯川甚五郎・藪久左衞門・原田傳左衞門・中川三太郎等、有無を言はず、跡より附添へ參る。馬廻の內よりも、追々馳付くる者之あり、角之助と申談じ、此所より懸り候はゞ、井伊家の人數と混雜致し、如何と相考へ、少々左へ乘廻り、福萬寺村と玉串堤との間に、繁りたる小藪の陰に伏し居、兩方打合す鐵炮の音まばらに相成る時分、水田を横合に乘懸け、采女・角之助一番に下立ち、鎗を合せ、一人づつ突伏せ首を取る。又能き武者一人鎗を合せ、采女手負ひ轉び候へども、難なく討留め首を取る。家來馬場治左衞門・入江六右衞門・飯田喜兵衞、鎗を詰め首を取る。玉置小

平次討死し其外原田傳右衞門・中川三太郎・藪久左衞門・馬廻組眞野半左衞門・熊谷左兵衞等、同所に高名す。此時井伊家の先手も、段々に鎗を入れ突立て候時、木村が先手追崩され、村中へ引取〻に付、采女も組中其外人數引揚げ、和泉守本陣へ歸りける。右采女働の樣子、掃部頭見及ばれ候て、甚だ感稱して、馬廻に持たせたる數鎗の內一本、采女へ賜はりける。只今に至り彼家にあり。但當時の采女迄、常に持鎗にしたる杉形摘毛責貝柄の鎗なりといふ。

小姓組の面々、采女手へ參りたるを聞付け、氣早なる者共は、拔々に參る中にも、杉野丞太郎・山路庄兵衞手前にて、金の冑に、天鵝絨の羽織着たる武者を突伏せ、手負ひ候へども首を取る。杉野丞太郎、段々の指物差したる武者に打合ひ首を取る。井伊家の內河合吉兵衞・靑山何某といふ者も、一二三間跡にて相働き、慥に詞を合せたる由、書取に證あり。

其外小姓組服部內藏・淸水佐右衞門・葛原半四郞・竹中重太夫・周防勘右衞門・須知主水組佐久間勘右衞門・川島六左衞門・坂崎左助・田屋九郞右衞門・來島組萩山市助・藤

堂主膳組柳生九左衞門・草山惣左衞門・北莊三四郎・佐伯權之助・家來長田三郎兵衞・衞藤傳左衞門・同弟惣左衞門等、追々馳付けたれども、釆女に尋ね逢はざる故、井伊家手先にて、皆々鎗を合せて、首一つ宛討取りて、釆女途中にて打會ひ、首披露相賴み、實檢に入れたり。三四郎首三つ討取り、内一つは、馬上の敵突落す。其節井伊家服部何某といふ士に詞を合せたる由、口書に載せたり。

右是迄を、若江東口二番合戰とす。新七郎とは場所違ひ、前後相分り難し。然れども八尾二番合戰果口三ヶ所、大抵同時と相聞えたり。

其後木村長門守、旗本を以て盛返し、烈しく相戰ふにつき、井伊家の胴勢も、少々進み兼ね討死も多き由、山口伊豆守討死も、此節の儀と見えたり。其後敵方敗軍、長門始め物頭共も、井伊家へ討取りたり。

按ずるに、若江村東の出口、十三街道へ懸りたる所、村口より二町程行き、左の方に山口氏石碑あり。又は林道春、篆額は石川丈山筆にて、甚だ見事なる碑なり。其所より廿間程南の方に、木村長門守石碑あり。法名なども刻み、俗物乍ら並河

五市郎立てたる由、所の者いふ。是より東は地高にて、二三町も麥畠なり。是古の若江堤の形、玉串川の跡にて、今も細き流を通じ、川上殘りたり。右碑を立つる所は、卽ち長門守が討死の場と見えたり。其仔細は、若江東口より右石碑の場迄、繩手の左右沼田にて、足場宜しからず、南の方へ少しづつあけ、畑ふんある先は、足入多し。木村旗本を以て、此繩手盛返し、東の廣場迄追返し候所にて、伊豆守討死と相見えたり。長門も、今日を限りと、覺悟したりといひ傳へたれば、其場を去らず討死したる模樣、場所相應に相見ゆる。右は他家の働場に候へども、采女鎗場見分して相攻めたり。此所に相考へ、書載せたれども、當時の考故、相違之あるべきや、其段は計り難し。

采女組の內、川口善九郎・長野喜太郎竝旗本組の若者共坂崎彥太夫・山田三右衞門・荒川治右衞門・熊谷七郎兵衞・山川源助・榊原八右衞門、其外十人計り、追々馳來りしが、若江事濟む故、殊の外殘念に存じ、井伊家勢に相交り、玉造口の方へ追打し、中太村萱明迄行きたる者も之あり。川口善九郎・長野喜太郎・青木仁助・口野牛平・森甚之丞・

山田作十郎六人は、首を取り歸る。場所相違の働、賞美すべき事にあらざれども、木村兵引口の道筋、考に相成る事故、實錄の趣書載せたり。

榊原遠江守・小笠原兵部大輔、昨五日、早田迄着陣の所、今朝此筋合戰之ある樣子相聞え、松原街道を、西の方へ押出され、木村主計、岩田村に人數立てたるを、懸り申すべきの旨用意の所に、御目附藤田能登守の曰、前に水田之あり候。駈引なるまじく候間、北へ御廻り、御懸り候へと、達つて申さるゝに付、小笠原も道を廻りたる內、榊原人數水田を渡り直に懸り、主計が備を破りたり。此等の事は、別けて他の儀無用の事たれども、別けて若江表全體の落着、相分らん爲めに、書加ふるものなり。

附　錄

右之通、八尾・若江に於て、藤堂家大身の者共、數多討死に付、世間の記錄に、樣々異說多し。藤堂家の實錄に於ては、左樣の筋合、似たる事も相見えず。別けて尤も仁右衞門・新七郎、他事なき忠義の厚き趣、先達つて和泉守へ申聞けたる儀、子孫へ言傳へたる實錄之あり。其家々に大切にする事故、是迄外へ出づべきやうなし。

依つて實錄世上に知るべきやう勿論之なし。依之書傳のまゝ、左に附錄す。
今年出陣、淀に在陣中、仁右衞門・新七郎兩人、和泉守前へ出申候は、當年も、又々御先手仰を蒙られ、私共相替らず先備仰付けられ候事、武門の面目之に過ぎず、忝く存候。夫に付相考へ候所、大坂方只一城に楯籠りたる敵に候へば、必死に相戰ひ候はゞ、存の外むづかしく之あるべくと存候。近々御押詰めなされ候はゞ、合戰勝負を顧みず、一番に組入り、討死仕るべき旨、兩人申合せ候。左樣なく候ては、此度重き御先手、仰蒙られ候詮もなく、去年以來、色々雜說、取返しもなるまじき間、新七郎總領宗德へ、仁右衞門娘緣組仕度、內々申談置候間、此儀も御聞置下さるべく候。何角の儀、細々申談じたる事、實錄書殘したるを、殊に兩人親屬厚き間柄の者なるを、樣々世間へ洩るべきやうもなし。依之仁右衞門・新七郎始め、述懷の討死などと、見たるやうに書傳ふるは、大きなる虛說なり。既に前年冬陣の時、住吉表在陣中、新宮左馬助を、渡邊勘兵衞功者先手に罷在り打洩らし、和泉守腹立の事、能く兩人は知りたれば、述懷等の事は、毛頭之なき事、實錄に書きたる

にて相知れたり。

桑名彌次兵衛一孝は、元土佐士にて、長曾我部譜代の臣たり。長曾我部身上歿落の後、和泉守方へ參る。士組共七千石の采地を、申付け置きたり。長曾我部元親子盛親、大坂籠城の砌、故主へ參り候樣、申越すと雖も、彌次兵衛、存念之あると申して從はず。五月六日、不思議に、八尾にて長曾我部旗本に向ひ、討死したる事、新主の奉公も闕けず、舊主への志も相立ちたりと、人々感じ申す儀、難波戰記其外へも書載せ候通りと相聞え候。長曾我部も哀れと存ぜられ候や、夜に入り、彌次兵衛が首を、悴將監方へ贈られたる事、相違なき事と申傳へたり。此度地黃に黑餅の旗を見ると其儘、討死を決し候由、古、長曾我部旗よく知りたる故、斯くの如しと云々。

玄蕃事、上に記す通り、幼年より不便を加へ、恩遇身に餘り人に越え候。高名せんと存ずる所に、澤田が廣言を無念に存じ、血氣の勇に任せ、多勢の中へ駈入り討死し、述懷毛頭之なき儀勿論なり。勘解由は、若年より取立の者は、冬陣已

後千石加增遣し、合せて三千石、騎馬弓頭が中備の先手たり。是又述懷の存念、一向無之儀、但其時に、勘解由着用の兜、張抜にしたる故、覺悟の討死といふ說あり。さにあらず、性得兜を好まざる由、殊に勘解由は、至て勇者故、堅甲を賴まず。斯くの如き物好にて、前々より着用も計り難し。此兜を以て、必死の討死と、極めたりともいひ難し。敵大勢の中へ向ひ、四人迄相手に仕り鎗合せ候へば、如何なる剛の者も、討死すまじきとは申されず。旣に新七郞などは、一生兜嫌ひしなり。右の通りなれば、五人の者共討死の趣、委しく分りたるなり。中々他書に載せたる如きにはあらずと知るべし。小身にても、田中藏之丞などは、覺悟の討死なり。元來薩摩の堺目の城に罷在候豐後の大友と、取合せ候時分、度々武功之ありし者なり。後浪人して、高麗陣の砌、案內者として、太閤より御附けなされたり。高麗表に於て働も之あり。直に和泉守家來に仕り、五百石遣し、伊豫に於て、船手郡方等の役儀申付けたり。大佛造營の節、材本の事に付、少々越度之あり、知行召放され勘氣を請く。然れども他國へも行かず、時節を待ち居たり。大坂出

陣の沙汰之あるに付　藏之丞訴狀を認め、出陣の供を願ひ、討死し、御恩を報じ申すべしと、誓詞を相認め、津の城へ持參す。されども取上之なきに付、忰源次郎が申候は、是迄他國へも御越なされず、忠節御守りなされ候へども、此度願御聞屆之なきは、役に立たざる者と思召す故と存候間、最早何方へも御越なされ、主取なさるべしと申候へば、いやとよ、吾等若年の時、薩摩を離れ候さへ、今に於て殘念なり。境外に及び候て、奉公致すべき存念、曾て之なし。其方儀は、若年にも候間、再三願筋相立て、見申すべく候と申すに付、源次郎伊賀に於て、則ち石田淸兵衞を以て、訴訟差出し候へば、和泉守聞屆け、出陣の砌供に召連れ、天王寺在陣の內、父藏之丞も、跡より參り目見えし、其節より、新七郎手に附き、城攻日夜骨折り、歸陣の節本知に召直し、源次郞に別に三百石遣し、屋鋪も相渡し、當夏陣に、新七郎組五十騎の騎馬頭に申付く。果して若江表に於て討死し、誓詞の筈を違へず。其外友田左近右衞門儀、右に記し候通りの儀、罪を申開きたき迄の存念か、又父諫林、一萬石の高知に候所、段々不都合にて小身になり、其上存じがけなき仕

落にて、母衣迄も召放され候へば、述懷も之あり候や、其段計り難し。其外にもあるべきや、小身なる者は、申傳へも之なし。右討死の面々、あらまし斯の如くなる儀と、承り傳へたり。

新東鑑追加卷之一畢

新東鑑追加卷之二

八尾三番合戰覺

藤堂宮内少輔高吉は、元來丹羽五郎左衛門長秀の次男、幼年の時、大和大納言秀長卿の養子となり、後に和泉守子分に致し候樣にとの事にて、一所に罷在る。朝鮮並に關ヶ原表へも出陣、武功多し。其以後豫州今治の城を預かり、高二萬石を領し、去年今年も今治より出陣し、今朝軍令に依つて、一千の人數田の中細道を傳ひ、仁右衛門後詰として、八尾西口迄押詰めたる所に、仁右衛門・彌次兵衛早討死し、殘兵疵を被りて引取る。長曾我部手の者は、勝に乘つて進み蒐るを、宮内少輔之を見て、家老兵右衛門等に向ひ、存の外に手早き儀、我等一人手遲れ候樣に相成る事、無念千萬なり。汝等手を碎き一戰を遂げ、此場を盛返し申さでは、君父に對し、申譯も之

なしとあせれども、歩武者續かず、暫時猶豫す。然る所へ今曉、國分へ遣したる仁右衞門組玉置藤八・玉置野右衞門・仁右衞門家來平佐午之助、並に呼返しに行きたる本山七左衞門等、馬を飛ばして馳付け、地藏堂の前にて、樣子相尋ねしが、早仁右衞門討死と聞き、齒嚙をなし、同組赤尾嘉兵衞・玉置東藏・小森傳右衞門申合せ、仁右衞門弔軍、仕るべしと、直に先手に罷出で、宮內人數の中を押分け、敵の備へ突懸る。平佐・本山、命を惜まず眞先に鎗を入れ、玉置野右衞門强く戰ひ手負ひ、同東藏、此場にて討死す。之を見て宮內が者共、渠等に先はせられじと、一族丹羽彌五右衞門以下、我も〳〵と突いて出づる中にも、矢倉淸左衞門・弓前平右衞門、强く戰ひ疵を蒙る。矢倉兵右衞門、一足も去らず討死す。淵本太兵衞・弟權左衞門等は、仁右衞門家來平佐午之助等と、同所にて働き、權左衞門深入りして、終に討死す。

按ずるに、其節宮內少輔供したる家來横田甚太郎といひし者、さしたる働も之なく、其後出奔し、宮內方より、奉公構ひ置く所、十年計り立ち、種々訴訟致すに依つて、他國の奉公差許し、其節は堀部佐左衞門と名乘りて、紀州樣へ奉公取持有

レ之。以前よりの武功御吟味の所、大坂戰場の供したる儀を、一廉高名したる樣に文飾致し、役人中へ差出し、右書付古主武功竝に傍輩八人高名の儀共、事々しく書立て、豫て宮內家中の者共へ見せ候て、連判の證文を取置き、證據に仕候に付、何方にても誠らしく存じたるは餘儀なし。和歌山御家中村上彥右衞門と申す人より、當家中吉村將監方へ、書中にて聞合之あるに付、將監輕からざる事に存じ、澤田平太夫・岡本五郎右衞門等に相談し、委細吟味の上返書相認め、佐左衞門書面不審の儀共、逐一申遣しぬ。右に付和歌山表不首尾にて、相違致したる由、往返の書面書集めたる書一冊有レ之。宮內家中の働の次第、世上の記錄に、右、佐左衞門が差出を以て記したる儀も有レ之樣に相見ゆるに付、此段附錄す。

母衣組澤田但馬、宮內手は使に來り、此口へ向ひ、宮內の者共と一所に相働き、終に討死す。

友田左近右衞門は、淀にて落合半兵衞越度有レ之、則連座の咎にて同母衣の取上、口惜き事に存じ、今早朝に堤迄參り、甲首二つ取り候へども、本陣へも歸らず、首は家來

に持たせ遣し、地藏堂前にて、少し中入仕り、此樣子を聞き、今一戰して名ある大將を討取り、主人の勘氣を詫び申すべしと、横合に突いて懸る所、大勢に取籠められ、遂に討死す。

按ずるに、友田が家譜戰功略といふ書に、五月六日八尾に於て、木村・長曾我部兩勢出張、和泉守先手人數是に相蒐り、大きに戰ふ節、左近右衞門、首を擊取ると雖、若黨に投出し、本陣へ持たせ遣し、又敵と戰ひ、藤堂新七郎・渡邊作左衞門など一所に討死と云々。後に伊賀上野西蓮寺にて、追善法事の刻、寺詣の歸路、新七郎宅へ、何れも打寄り夜話の上、此度大坂に於て、討死の衆中、懸り口競合(せりあひ)の手段、其外敵方詞遣ひなど、取々勝劣を評議したる時、梅原賴母が曰、當手の討死、誰々も愚はあるまじ。中にも華やかなるは、友田左近右衞門・渡邊作左衞門などにて有之べしと、諸人の中にも語りたる由記す。賴母は、一番に八尾堤を越え、久寶寺口迄働きたる者にて、初より若江に至らざる事明白なり。面々當り見たる事なれば、斯くの如く衆中にて賞嘆しても、然るべからざる事もなし。且澤田親聽錄に、

渡邊勘兵衛甥渡邊作左衛門、討死したるといひたるを見れば、作左衛門場所は八尾に相違なし。作左衛門同所にてといふが實錄なるべし。新七郎手へ、母衣組懸りたる事、外に例なし。今按ずるに、追善の節、津附の侍は、西來寺（勢津伊豫町）法事有レ之、總位牌廿一名、仁右衛門を首めとして、寺にて法事有レ之、伊賀附の士は、西蓮寺（伊賀小田村）にて五十名、新七郎を始とす。依つて後世誤りて、新七郎手にて討死と、思違へたるなるべし。

左先手鐵炮頭村井宗兵衛・赤澤留右衛門・宿見甚右衛門は、仁右衛門が先へ押出し、未明に早國分近所迄も行く所に、片山道明寺の方、鐵炮の音別けて近く聞え、八尾へ敵出づべしとは思ひ寄らず、何れも先を急ぎ行く。和泉守下知の使武者も、手遠く候故、通達も延引す。又元の道へは、九町も繰出し、旁〻隙入れたり。鐵炮頭たれば、自分計り馬早くても、足輕共續かでは、合戰ならざるに付、人數を揃へ、彌〻遲く相成り、仁右衛門・彌次兵衛討死の跡へ參り着き、宗兵衛は、其儘八尾の北の方より、堤と村との間〻横駈に行き、八尾の南方に居たる敵へ、横合に鐵炮を打懸け、其場へ仁右

衞門小姓彌藏・三九郎兩人來り、程なく赤澤留右衞門も參り、西の道を取敷き、寺側に、足輕は、鐵炮をつるべ打懸けたり。敵𢡟へ難く、堤を上へ引取り、相備宿見甚右衞門は、元來土佐組にて之ある所、去年より鐵炮頭申付け、此時一所に參るべき筈の所、家譜・差出共に紛失し、寔と樣子相知れず。

是迄の所、八尾西へ取合なり。渡邊掃部退口も、同所同刻にて、右の通り味方烈しく働き盛返し、敵も早戰ひ疲れ、相引に仕り、堤の上へ引上げ、味方は八尾の村中へ引入りたり。畢竟第一戰の引續きにて候へども、久寶寺乘込迄の間を見るべき爲め、別段に書分けたり。

先達つて穴太川原へ乘出したる渡邊勘兵衞、此節に至り、人數引上げ堤を下りたれば、大坂勢跡を慕ひ附きたるに付、堤際にて踏𢡟へたり。細井主殿も、此所へ來りたり。

勘兵衞働の樣子は、差出等之なし。悴長兵衞が家譜、父子兩所に相戰ひ、討取る首數覺、竝に勘兵衞馬印、堤の上に見候といふ。又後に勘兵衞馬印、堤を下るといふ

に付、依つて右の通り本文に相記したり。勘兵衛儀は、世上の記錄に、樣々異說多く候へども、此方家中實錄に符合したる事は、甚だ稀に相見えたり。同家中或は家が祕記に、細井主殿・園部彌太夫、行別れ、好き武者に、取々鎗を合せたるが、則ち首を取り立上る時は、勘解由早討死の後なりしや、敵味方相引に引取り、其邊敵も見えず。北の方を見れば、穴太堤を越え、敗北する人數あり。樣子見屆くべしと、筋違に北へ行けば、堤の陰に、勘兵衛主從、只七騎にて踏怺へ居たり。是は何となされたるやといへば、されば候、川原へ罷出で、一旦は追崩し候へども、段々人數嵩みたる故、堤の此方にて防ぎ申すべしと、是迄引取り候へども、郎等共存の外散り、殊の外無勢になり、斯樣の體無念至極に候。是にて討死と覺悟極め候間、一寸も引き申すまじくといふ。主殿も、尤さもあるべし。我等も參り懸り候間、共に怺へ申すべき旨申候へば、勘兵衛悅び、主殿へ挨拶致し、雞毛の大半月指上げたる由。是は小田原征伐に、勘兵衛山中の城一番乘したる節、人々見及び、世上に名高き指物なり。然る所關ヶ原御陣、和泉守方へ相勤め、去年冬陣の節、左先

手申付け、住吉在陣の中、大坂へ相加はりたる新宮の兵士百餘、勘兵衞陣屋の前を通り過ぐる所を、敵に謀あらんかと見合す内に、悉く城中へ引入りたり。和泉守始め家老共、殘念に思へども、是非に及ばず。諸家にても色々批判有レ之由。是に依つて止む事を得ず、左先手取上げ、新七郎へ跡役申付け、其後知行格式差違なく召仕ひ候へども、何となく疎遠に相成りたる由。今年出陣前、先手中備申付けたれども、此度は悴長兵衞に差添へ、合戰の儀は見合せに仕るべしと、申達を辭退す。是は元の左先手に無レ之事を不足に存じ、すねたる樣に見えたれども、去冬陣の仕損じもあれば、和泉守氣の毒に存じたる樣子相察し、新七郎密に勘兵衞宅へ見舞ひ、何とぞ御請け申上げられ候へと、段々申聞け候へども、納得致さず。新七郎宿所へ歸り、心易き者へ噂には、此度勘兵衞相勤めずしては、廢り申すべし。是非なき次第と申したる由。御歸陣以後、果して諸事不都合の儀ども、新七郎未然を申したるを、後に至る迄、人々感じ申傳へたり。勘兵衞右の憤に候や、此度に限り、鷄毛の指物張り申すまじくと高言を放ち、手島莚を二つに切り、墨にて餅を

畫き、今朝より持たせ罷出でたる由、又は指物したるとも申傳へたり。然る所、存の外難儀の場に至り、斯の如くしたるや。勘兵衛・主殿馬を立居たる向の堤迄、敵附きたれども、右の指物見覺えたる者多くてや、勘兵衛の武邊聞をして、急に撃つて懸るべきとも相見えざる中、二人そろ〳〵と堤を越し來る者あり。勘兵衛・主殿馬より下り、鎗を構へたれば、又堤の上へ引取り白眼合ひ罷在りたる由。又按ずるに、悴長兵衛は、和泉守妹に娶せ、男子出生に付、後に至り苗字を遣し、代々藤堂長兵衛と名乘り、勘兵衛着したるかますの冑、紺皮包の具足、半月の大指物、手島の四半共、只今に所持す。右半月の指物、鐵にて打延べに仕り、左右七尺づつ之あり。黒き雞の毛を、袋に植ゑ差しなる樣に拵へたる物なり。まさかの用にとて、其段は不ㇾ詳。長兵衛家譜に、川原より勘兵衛幟を見付け候と記したるは、手島の指物と相聞ゆ。總じて侍隊將故老の者共は、壯年の時分、用ひたる指物を馬脇に持たせ、指物とも申し、又は馬印とも申習はし候。但し中興名を知られたる者は、大指物を差すを手柄にしたる事、中頃の風俗なり。

其折柄、藤堂與右衞門高清、萱振より此所へ來り、渡邊長兵衞・同掃部も路を廻り、勘兵衞家中共、追々馳せ集り、何れも一手になり、長曾我部を喰止む。大坂勢も、悉く長曾我部旗本に集まり、堤の上に足輕を並べ、鐵炮をつるべかけ打つ。與右衞門・掃部玉に中り、血流れたれども、少しも怯まず、矢面に出でて士卒を下知し、程なく中村源左衞門・白井九郎兵衞、是又萱振より來り、村井宗兵衞一手になり、鐵炮を打合ひ、敵味方手負數多之あり。然る所和泉守本陣より、歩兵侍田中仁左衞門・城井九兵衞差越え、若し敵強く候はゞ、申すに及ばず、無二の合戰を遂げ、切崩し然るべし。さもなくば引色に見え候間、民家少々放火し、輕く引上げ然るべき旨申越すに付、畏り奉り候段、勘兵衞返答す。仁左衞門は東へ歸り、又暫時ありて、野依淸右衞門を、以前の如く申越す。成程畏り奉り候へども、只今にては、敵思ひの外手剛く、此方人數引取らんと仕候はゞ、追掛けて一當あて、夫をしほに引退くべき支度と相察し候大事の所に御座候間、今暫く見合せ申したき段返答す。其間に、今朝より所々にて相働く母衣組の面々、過半此口へ駈集まり、中にも橫濱內記・花崎左京・杉山左門・

渡邊作左・竹中次郎兵衞、敵近く乘出し、敵の中よりも十人廿人、堤を下り懸る者あれば、馳寄つては追返し〳〵、相働くに付、母衣亂れ、皆鐵炮に口せ、作左衞門・次郎兵衞其場にて討死す。中にも作左衞門は、友田左近右衞門に劣らざる手柄の討死遂げたりと申傳ふ。仁右衞門家來平佐午之助、預かりの足輕引廻し來り、勘兵衞へ挨拶致し、其手へ加はり、鐵炮かせぎたり。

仁右衞門・勘兵衞、場所變りたれども、時刻は遲速之なき樣に相聞ゆ。夫故前篇に記す。只勘兵衞堤を下り、八尾口に踏止めたる儀は、殘りし此篇にて始末を記し、時刻の前後を合せたり。

久寶寺追入覺

須知主水事、旗本組の組頭にて、騎馬士五十騎餘預かり、先手喰止め、退口むづかしく相聞え候に付、和泉守差圖として、組中引連れ押し來るに付、味方愈〻力を得、敵は次第に疲れたる由。是は元來丹羽國須知の城主にて、中頃毛利家へ仕へ、須知出羽

と申す武功の者なり。關ヶ原已前より、和泉守へ仕へ、主水と改め、其子九右衞門も母衣組にて、一所に出陣候て、以後出羽と稱ふ。

藤堂主膳吉親、是も旗本組の組頭にて、今朝より組中引連れ、本陣の旗場に相詰めしが、主人の小屋へ、組士岡本五郎右衞門を以て申越すは、主膳儀御旗本組とて、いつ迄斯様に手を束ね居申事、迷惑仕候。何卒先手へ御加へ下さるべく候。組の衆にも、相應の働高名仕らせたく存じ奉り候段申候へば、和泉守承り、好き時分に申付くべき間、差圖を相待つべき旨申すに付、重ねて五郎右衞門差越し、程なく敗軍仕るべし。何とぞ先手へ遣はされ下され候様に、願ひ奉る段申候へば、忰の小癪なる事を叱り返し申候。又參り申候は、今朝より旗本は、先へ出で申すまじき旨、堅く御軍令に依つて、是非なく罷在候。采女は同旗本組にて御座候。何とて若江表へ遣はされ候やと申すに付、是は使に遣はし候と申す。主膳差置き、采女を遣はされ候段、其上組迄も遣はされ候儀、恐れ乍ら不足に存じ奉り候由申候へば、誰ともなく幕の外より、采女組、何れも是に罷在候と申すに付、和泉守、あれ聞き候へ、うろたへた

る事をいふものかなと叱り申す所へ、釆女組玉置角之助を始め十騎計り、首を提げ乗連れて歸りたり。五郎右衞門指さし仕り、あれ御覽遊ばされ候へ、私虛言は不申上候といひさま馬を乘出し、殿樣の御免なるぞ、主膳組勝手次第に先手へ參り、働き申すべしとの事なりと呼ばはり〳〵馳行くに付、主膳も、追々八尾表へ馳行きたりけり。勘兵衞方へ、使を以て案内致すは、主膳組御免を蒙り、是迄罷出づべく候、今朝より何の働も不仕、新手にて候間、何とぞ先を仰付けらるべく候。一合戰致したき段申入る。勘兵衞承り、若き人々御尤に候。さり乍ら今暫く御待ちなさるべく候。好き時分、指圖致すべしと返答す。與右衞門にも右の通り、使を以て申遣し候へば、兎角勘兵衞次第と挨拶したる由、申傳へたり。

和泉守は、大和川の東堤に旗本を居ゑ、先手を下知する所に、早朝には三所追崩し、討取る首數、段々持參するに付、殊の外悅び罷在候所、二番合戰は、敵旗本押出し、手も揃ふに付、此方先手の者共、左右とも數多討死、追々註進之あるに付、殊の外心を痛む。さり乍ら甚だ大切の場所故、八方に心を配り氣を屈せず、猶以て先手の樣

子物見等念入れ、右に付、重ねて先手へ使を以て、勘兵衛以下の者共へ申聞けるには、早朝は一戰、我等手立の通り、敵の押備を早速に乘割り、八尾・若江の間を取切りの上、首共數多討取り、左の手の敵、八尾堤へも屈ませたる事、其方共手柄、大方ならず滿足にて、敵は引足と相見えたり。此上は何れも引取り人馬を休め、明日の合戰の心懸、然るべきやう、勝軍の印に、民家少々放火し、烟を揚げて引取るべき段、申遣すと雖も、何れも畏ると請け、暫く見合せ、引取り申すべしと返答致し、歸る者一人もなし。

和泉守小姓組に、藤田左内といふ者あり。若者なれども、見計らひ好く、其上律儀なる者にて、平生心に叶ひ候故、此者を酒に召され、先手の樣子、委しく見屆け歸り候へと申付け遣す。左内歸りて、見及び候趣、具に主人へ申聞ける。須知主水方よりも、組の士橫田勘左衞門を以て、先手の樣子同樣に申越す。母衣組の內、本陣に詰合ひたる堀伊織信家・坂井與右衞門直義・野依淸右衞門等三人選み出し、先手物見として差遣し、罷歸り申す樣は、只今八尾の堤表にしこり申す武者、久寶寺町口に居

申す武者、兩方六七百騎計り相見え候。御先手の者共、引取らざる事尤と存ずる旨、三人共口を揃へ申候。和泉守聞きて、何と見屆け候て、左程に物申すぞと相尋ぬる所、八尾の堤より、御旗立置かれ候所、御本陣より四五町も跡の堤に、御立置きなされ候間、八尾より手遠に相見え候。胴勢續き申さず候はゞ、先手を引拂ひ候はん間、其時仕懸け、少々討取り、其足にて久寶寺堤内へ引取り候はんと、堤の上に見合せ候と相見え候。思召の外、敵は小勢にて御座候。御旗を御出しなされ候はゞ、早速敗軍仕るべくの旨申すに付、和泉守暫く思案して旗を出し、則ち母衣組其外手負の者共、三四町前に居候間、其處迄出し候へと申付け、旗奉行磯野右近・角田卜祐並與右衞門・伊織差添へ、旗本をくろめ候へと申付け遣し、馬廻小姓組の者共、勝手次第先手へ加はり、高名可レ仕旨差許し候に付、何れも大きに勇み、我先にと乘出し候なり。

按ずるに、世上に流布の記錄に、和泉守早く旗本を詰め候はゞ、先手勢を得、八尾表追崩し候事、斯樣に手間は入るまじきになどと、難じたる論多し。和泉守は、幼年より、度々戰場遍歷し、大軍・小競合、共に、能く鍛錬したる者なれば、是しき

の見計らひ、ぬかりこれある儀にてはなし。但し大坂の御合戰、御寄手は大軍、城方小勢といふは、一通りの儀にて、八尾・若江表は、城方大軍にて、城方（寄手カ）小勢なり。然るに井伊も木村と、大軍を相手組みたる合戰取繕ひ、勝負未だ相分らず。井伊、家柄と雖も、未だ若年の大將に候へば、此手の合戰、決して勝利とも請合ひ難し。萬々一、井伊家敗軍の時は、木村、京街道へ押出し、沙御陣所或は豐浦迄も、相働き候はゞ、老功たる和泉守、御先手の役儀相立たず、天下の物笑とも相成るべし。之に依つて先手勝利の樣子相見えたれども、旗本を崩し、追討も任せ難し。大和川の東に馬印を立てさせ、前は八尾、右は若江の勝敗を察し、左の方國分の進退をも相考へ、後に京街道をも心にかけ、沙並星田・豐浦の安危を含み、老將軍慮は、利を貪らず敗れざるを以て勝とする事、世俗の了簡とは相違これあるべし。扨其時刻に至り、若江表木村早敗軍、岩田表も追々追崩し候事聞届け、安心して旗を進め候事と相見えたり。或はいふ、旗本を寄せざるは意味いかゞ。八尾にて互に白眼み合ひたる時、人數引取らんとせば、敵必ず追討つべし。若し大

敗軍とならば、今朝こそ諸將士卒の骨折、水になるべし。然るに再三引取れとの下知、心得難しといふ。答曰、是れ兵を知らざる者の論なり。竊に按ずるに、和泉守心底、勘兵衞等軍功者なれば、大事の退口と存じ、人數を三手に分け、繰引に引く時は、疲れたる大坂勢、追付く事叶ふべからざる事、又其儀不口舞にて、味方追崩され候はゞ、敵備を亂して追ひ來るべし。今朝より戰ひ疲れたる大坂勢、八尾より大和川迄廿四五町の所、追ひ來るに於ては、旗本の荒手を以て、横合に突立て、大將盛親を始め、悉く討取るべしと、必勝の利、掌を指すが如く存ずる故、斯の如く呼返したる儀かと察せられたり。又曰、此說甚だ理あり。さり乍ら若し敵追討たざる時は、其計策ゝ中らず。全く大坂方、芝居を踏みたると誇るべくんば如何。答曰、是亦小丈夫の見なり。縱ひ芝居を踏みたらばとて、夜に入らば、決めて城中に引入るべし。其時和泉守、人數を率ゐて、八尾に陣取りても同じ事なり。是れ古の、戰はずして、人の兵を屈するものに近し。和泉守本意は、早朝の一戰、敵の大軍を三口立切り、大和川迄寄せ付けざるを以て勝軍とす。是れ實の勝

負なり。芝居を踏ませぬ、或夫勇を爭ふなり。常論にして、良將の大略は格別の沙汰なり。

又按ずるに、其節和泉守舍弟與右衞門高清・勘兵衞、同所にて敵を喰止め、矢面に罷在り、諸士を下知すと、和泉守承り、與右衞門事は、名張の城を差置き、此表へ罷越し候儀、軍法遁れ難く存ず。若しや討死の覺悟にてもあらんか。先刻より同姓の歷々、仁右衞門・新七郎・玄蕃、相竝んで討死す。此上與右衞門などなくなりては、安からず存じ、度々使を遣し、先手引取り候やうに申遣し候儀と、心知りたる者は相察し候。世間にて斯樣の儀存ぜざる者、只勘兵衞呼びに遣し候儀とのみ相心得、又勘兵衞歸らざるといふに付、さま〲推量の說を設け、君臣問答の詞を作り、互に惡口に及びたるやうに書なし候儀は、甚だ推量りたる事共なり。

昨夜新七郎・物見として差遣したる組の士淺井理右衞門・島忠兵衞・安並久左衞門・大島右衞門作・吉川茂兵衞幷家來中尾淸右衞門、國分にて相待ち候所、四つ時過迄、和泉守旗本見えず、如何と存ずる內、八尾・若江にて合戰之ある由相聞え、五騎相竝ん

で馳せて、若江へ來り、早や新七郎討死の跡にて、敵も敗軍の様子故、誰を相手に無念を散らすべき様なく、直に八尾へ來り、長曾我部と睨み合ひ、互に引きも懸りも相成らざるを、八尾の百姓の家に入り、息を休め候内、家來を屋根の上へ登せ、遠見致させ候由。其所へ相組入交惣右衛門・竹田五郎助・土佐組の内安波三郎右衛門も來り、後刻久寶寺へも、同時に乘込みたり。

梅原勝右衛門も、若江より參り、此體を見て、元より功者故、北の方へ廻り、敵居申さぬ堤より乘越え、川原へ出で、鐵炮を竝べ、後の方より打かけたり。敵も下地疲れ武者に候へば、殊の外難儀して、次第に堤の裏へ引下し、後には旗指物計り、此方より見え候て、一人も見え申さず候由。其時主膳方より、岡本五郎左衛門差越し、先刻より相待ち候へども、御差圖御座なく候故、最早敵は敗軍と相見え候。御差圖下され候やうと申候へば、勘兵衛冷笑ひ、最早敗軍とは、其方目利かと申すに付、五郎左衛門、さん候、先刻より見申す内に、敵指物は、久寶寺の方へ多く相成、此方の堤裏は、次第に少く相成候やうに見え申候と、言捨てゝ馳歸りしが、夫より主膳も乘

出したり。右同時、澤田但馬も、萱振より足輕引連れ參り懸り、樣子相尋ね候へば、勘兵衞申候は、敵、堤の裏迄引取り候へども、長曾我部事にて候へば、如何なる謀あらんも知れず。先刻より竹中次郎兵衞・甥渡邊作左衞門、大銃自慢にて、鐵炮打ち申候が、遠方計り見申候故か、足下より伏勢起りて、二人共討死致し、御覽の如く旗指物も多く見え候故、今暫く見合せ申すべしと答へ候に付、但馬申すは、尤の御遠慮にて候。併伏兵も多少に依る事に候。我等家來竹田喜右衞門を、見せに遣し候間、追付け相知るべしと物語の內へ、喜右衞門、向の堤の北の方にて、陣笠を打振り、主人へ相圖仕候を見て、勘兵衞殿おさらばといひ捨てゝ乘出す。

須知主水組同苗金右衞門・橫田勘左衞門・岡半左衞門・山田次郎太夫・八橋十右衞門・太田太兵衞・米村加平次・櫻木源太夫等、先刻より矢田に乘出し居たる所に、右澤田、同時に山田次郎太夫一人、堤へ乘上る。敵の樣子見屆け、相組を麾きたり。

淺井理右衞門の僕、屋根へ上り見候所、敵は旗指物を、悉く堤の陰へ差込み置き、段段に久寶寺の內へ引取る由聞屆け、安並久右衞門等一番に乘出し、右の通諸方同時

にて、但馬・次郎太夫・久左衞門など、何れも一番乘なり。中村源左衞門・白井九兵衞・村井宗兵衞・内海左門・伊藤吉右衞門など押續きたり。梅原勝右衞門は、敵、久寶寺へ引入るを見て、北の方より足輕を下知し、火を懸けさせ、西の口へ廻り、嫡子賴母・次男萬助・安波三郎右衞門一所なり。

本道通り先駈申候者共、久寶寺町口迄乘付けたり。元來此の所、太平記の末、畠山の旗下澁川何某が城地にて、村の周に七八尺の堀今に之あり。四方出口門を構へ、左右に高き築地あり。此時大坂勢取籠り候て、内より門をしめ候故、騎馬の面々乘止み申候。然る所主膳組越知多左衞門が一子忠次郎、步立にて走り來りしが、其儘築地を飛越し、内より門を開くに付、但馬源左衞門等、一時に乘入りたり。石田才助・苗村石見・杉山左衞門・小森少右衞門も、前後に乘入り、敵方、弓鐵炮にて、町中にて暫く相支へ候へ共、渡邊勘兵衞・藤堂與右衞門以下、跡勢段々と相詰め、我れ先にと鎗を入れ、難なく突崩し、此所にて首を取るあり。澤田但馬・村井宗兵衞・内海左門・石田才助・梅原賴母・苗村石見・伊藤與左衞門・同吉助・越智多左衞門・同忠次郎・安並久左

衞門・小森少右衞門等、能き首を取る。右の外多くはなし。渡邊勘兵衞・同長兵衞が家來共、烈しく相働き、敵を追崩したり。右家來の内東野甚兵衞・渡邊忠左衞門・辻又右衞門等討死す。敵も次第に戰ひ疲れたる上、北の方に火の手揚りたるに付、何分此所持怺へ難く、人數引上げ、平野の方へ落行きたり。其時母衣組横濱内記正幸・伊藤少十郎一之・花崎左京・淺井喜之助、西の野外れ迄追續け、鎗を入れ高名す。采女組杉山四郎右衞門、馬上の敵に渡り合ひ、突落し首を取る。其武者振、一廉の大將と相見えたり。姓名相知れず、殘念なりと、後々迄いひ傳ふ。

杉山左衞門は、四郎右衞門弟にて、幼年より近習に召使ひ、四百石遣し置く。此度出陣前、母衣組相勤めたき旨、達つて相願ひ候故、赤母衣の列に加へられ、今朝萱振へ乘込み、三度迄高名し、此口にて大勢と突合ひ、深手を負ひ、味方馳付け敵を追ひ拂ひ、引退きたれども、翌日相果てたり。

平野追討覺

久寶寺追落すと雖も、敵未だ大崩せず、物頭代る〳〵跡へ下り、纒ぬ退きたり。然る所に頭盔の甲に、赤地の錦の陣羽織を着たる武者、月毛の馬に打乘り、總勢に乘後れ、馳散る人數を引纒ひ〳〵、所々にて馬を上げ、近付く者あらば打散らさんと、乘構へたる武者あり、適れ大將と見えたり。母衣の者磯野平三郎行尙、今朝より仕合惡しく、未だ首を得ざるに付、眞先に進み馬を乘懸け、駈違ひさまに一鎗合せ、乘返し候所にて、互に下立ち鎗を組み、勝負未だ果て申さず、兩方とも刀を拔き、暫時打合ひしが、平三郎三所迄手を負ひ、刀も打落されて、組懸りたれば、强く組付き、堤の原迄轉びて、池の端へ落ちたり。平三郎組敷かれ、旣に危く見えたる時、澤田但馬が家來外山三藏といふ者馳付けて、難なく首を取り、其後段々味方打合ひ、よくよく見る程、羽織其外腰刀に至る迄、竝々ならぬ大將の出立と、何れも申す故、右の首・羽織・指物・差領取揃へ、和泉守實檢に入れ候へども、其時は姓名相知れず。後に二年程經て、增田兵部にて候へる由相知れ、初めて比類なき高名と、人々取囃したり。常座に沙汰なき儀故、世間にて知る者稀なり。家々の記錄にも洩れたる事、今に殘

念なり。依つて後年憖に知れたる事を、後の段に記錄す。

按ずるに、難波戰記には、增田兵部も、道明寺の後詰として出張し、譽田表にて討死の樣に記したるは僞作なり。又一說に、兵部、沙の御陣營へ忍び入り、討死と載せたり。是もなき事なり。兵部も心はさの通りに候へば、少しは形ある說に似たりともいふべし。

是より敵の人數大きに敗軍し、主は郞等に離れ、物頭は、組を捨てゝ散々になり、天王寺の方河堀口又は舍利寺・岡山邊、所々に逃散りて、長曾我部只一騎に討ちなされ、大坂へ逃込みしと申傳へたり。是は增田兵部討死故にや。此節平野前後岡山道河堀口に於て、追打の旗取りたる面々は、小姓組谷善兵衞・神田與三右衞門・服部內藏、能き首共之を取る。主膳組岡本八太夫・神田半三郞・石田小右衞門・藤堂孫八郞等も、能き首を取る。土佐組桑名又左衞門・杉立太郞左衞門・安波三郞左衞門、此等も甲首取る。孫八郞家來に町井權左衞門といふ者あり、親孫八郞思重以來、譜代覺の者なり。當孫八郞、今年十六歲にて初陣の所、權左衞門鳥飼にて、度々高名致し候故、依之

歸陣後、直參に召出し、三百石遣し、鎗奉行に申付けたり、當時久居附町井政右衛門と稱へし小姓頭用人役相勤む。藤堂宮内少輔家來鎗取り候者共、中島源左衛門・岡理右衛門・岡本瀨兵衛右三人、渡邊掃部竝組大津傳右衛門・坂元兵太夫・山田善兵衛、母衣組菊川源太郎・福永九左衛門・馬廻高木左平次・井上重右衛門・坂崎彥太夫・馬淵半右衛門、主水組には須知金右衛門・橫田勘左衛門・岡半左衛門・八橋十右衛門・石田太兵衛・米村嘉平次・櫻木源太夫、釆女組富屋三郎右衛門・大野木角右衛門、主膳組山田權左衛門・松本宅藏・長尾兵吉・鯰江九左衛門・高木佐右衛門・松尾權內・榊原八右衛門・岡本三郎左衛門・弓役吉田六左衛門・同權平・玉置七左衛門・國部儀太夫・森佐兵衛・服部孫之丞・間市右衛門・鈴木權七・稻葉小左衛門、仁右衛門組猿山金三郎・柴田九郎兵衛、新七郎組服部少助・桑名彌次兵衛悴竝に土佐組市田十右衛門・鶴原谷左衛門等は、何れも鎗を取り、勘兵衛父子、久寶寺・平野の間に於て、討取る首數卅三と記したり。

鐵炮頭の內梅原勝右衛門、自身に甲首一つ。吉田茂左衛門、甲首一つ。川合三平・高仙彌九郎・田村十兵衛・三浦作左衛門・苗字知れず六郎、首數合せて八つ。悴賴母も、天

王寺にて甲首一つ取る。澤田但馬組家來、首以上五つ取るなり。住友名前相知れず。村井宗兵衛家來三太郎竝に組小頭兵左衛門、甲首一つ宛之を取る。足輕左助・治兵衛、素首一つ宛之を取る。自身の高名、久寶寺の條下に見えたり。

馬廻馬淵半左衛門、敵五六人、步行にて大坂の方へ退きしを、平野の北の方より見付け、横合に駈付け、散々に切合ひ手負ひたる所、主水組周參見新四郎駈付け、助けて首を取らす。

主膳組石田小右衛門、平野口より敵五六十騎退くを附行き、天王寺古屋敷築地の所にて、敵返したるを、馬上にて鎗を合せ、突落し首を取る。內海左門其外、生捕したるも多しとぞ。

梅原勝右衛門等、天王寺近く迄行く所、つら〳〵味方少なきを見て、敵四五騎取て返し、先なる一人、勝右衛門に突いて懸るを、只一鎗に突落し、郞等來らば首を取らせんと見廻す所、又步兵一人行過ぎ候を見かけ、鎗取直し乘懸け候へば、彼の者手を合せ、御助け下されと呼ぶ故、誰が家來ぞと尋ぬれば、大野道犬の者と答へたり。然

らば其首を打ち、某が馬に附けよと申したれば、首繩之なきやといふ。其方被りたる手拭にて、附け候へといへば、白き木綿の手拭を二つに引裂き、首を包み、馬の四方手に附けたり。三町程行きて、右の首抜け落ちし故、乘止めたるに、又一人歩行の者、行抜け候に付、鎗を構へ候へば、土に平伏し御助け下されといふに付、然らば此首、馬に付け候へといふ故に、右の木綿手拭をば繩に致し、首の切口へ通し、四方手へ附けたる故、助け遣はし候由。敗軍の節、斯樣の事も多く之ありしと、古き家々に申傳へたる事も多し。

和泉守より、野依清右衞門を以て、先手へ申遣すは、今朝三度の合戰に、八尾・久寶寺迄崩し、芝居を踏まへたる上は、長追無用の事に候間、追留の場に煙を揚げ、最早人數引上げ候樣にと申遣し候に付、勘兵衞・勝右衞門・源左衞門等申談じ、平野町屋放火して、何れも引上げたり。

世上口記錄は、此時渡邊勘兵衞使を以て、旗本へ、人數詰め候へ。平野・道明寺敗軍、一人も城中へ入れ申すまじき旨、再三申入るゝと雖も、和泉守承引致さゞるに付、

公儀目附衆へも、右の旨主人へ仰聞けられ下され候樣にと申したるとの儀、誠しやかに書載せ、勘兵衛自記言書にも、同樣に見えたり。是れ甚しき僞説なり。其仔細は、道明寺の敗軍を、平野にて支へ候とも、安倍野街道・天王寺、或は今宮街道へ懸り、いかにも城中へ入取る道多し。地理存じたる勘兵衛、左樣の儀申すべき樣之なし。又勘兵衛自記に、平野へ乘込む人數の差圖致したるを、井伊直孝の目に留り、其振廻感賞に預かりたりと書載せたり。是又□□ある説なり。其仔細は、平野を取固め、武功になる事ならば、井伊家老功の物頭等、ぬかりはあるまじく、然るに其沙汰なかりしは、實に平野取固めらるゝ勢にてはなかりしは、實に元より井伊家、是迄出馬ありといふは、何とも心得難し。然れば此説、是非一方は虚説に違なき事明かなり。

又按ずるに、其夕眞田左衛門佐幸村、道明寺敗軍引揚の爲め、天王寺出馬備立、藤井寺邊より追ひ來り、關東勢合戰利あらずして引取る事、後に相聞え、和泉守老功、人々感じたりと、後々迄いひ傳ふ。

其日の未刻には、早久寶寺追落し、和泉守も、八尾迄押詰め、常光寺に陣を据ゑ、淀を立ちてより、何方にても野陣なり。右の寺は南禪寺傳長老の由緒ある寺にて、長老は俗名一色氏にて、和泉守內緣これある故を以て、今晚此寺に宿陣す。先手其外足輕共、寺の內外に差置き、凡そ朝夕三度の合戰に、討取る首數七百八十八の內、甲首四百四十八なり。八尾・若江・久寶寺迄に討取る首は、使を以て追つて獻上し、平野追討の印は、夕方に及ぶに付、明朝獻上仕るべしとて、能き首共は、客殿の椽曲に並べ置く。

右椽側板間、百六十年に及び候へども、血附き候所消し申さず候所、近年摺磨き申候由、瓜の切口程づつ剝げ候て、數も知れざる跡之あり。

今日井伊家は、若江に陣取召され候由、承り傳へ候。八尾迄は、見分之あり候や、和泉守も面談したる樣子に相聞ゆ。

今日先手士隊將、其外數多討死仕候に付、手負多く御座候。明日の先手は、外へ仰付けられまじくやの旨、使者を以て言上し、倘御目附衆へも演說に及び、井伊家へ

も申談じ、同樣に伺ひ候由。

大御所樣、今日巳刻過、豐浦に御陣替遊ばされ候。元來星田にて、暫く御在陣、御合戰の駈引、御下知を加へらるべき思召にて、新宮山樹木なども御切らせ遊ばされ候所、今朝の樣子、思召の外早く片付き申すべき樣に相聞え候に付、早々此所迄、御越遊ばされ候やう承り傳ふ。將軍樣には、千塚へ御着陣遊ばされ候由、承り傳ふ。

和泉守相伺ひ候趣、早速御聞屆の上、明日の大先手は、加賀家と仰付けられ候。藤堂・井伊は御旗本前備たるべき旨、之に依つて和泉守、家老共呼出し、明日の手配等申付くる。

按ずるに、俗本に、七日の御先手、加賀・越前へ仰付けられ候樣記したり。正說に非ず。古き難波戰記に載せたるといへり。相違なき事の樣子に相聞ゆ。

今日討死の士隊將、母衣の者死骸、面々家來共取集め、卽ち常光寺の住持へ申談じ、大身の面々は、寺內へ葬り、其外輕き士共迄、追々に取置申付け、さて手負ひたる者共、打廻り相働き、高名仕りたる士隊將物頭、竝に母衣の者共、何れも呼出し、今日の

働を稱美し、和泉守自ら銚子を携へ、酒を給べさせたる由申傳ふ。暮に及び、御使番衆參られ、御申渡しは、明日天王寺表へ出張して陣取る事、一萬石に付、前通り一間たるべき旨、相觸れられ候事。

附錄

野依淸右衞門は、鐵炮頭共堤へ遣し候時、跡に附き、足立見申候て、參り候へと申付けたるに依つて、罷越し川を乘渡し、堤を北へ乘廻し、若江道筋迄出で、夫より和泉守前へ出で、樣子申聞け候へば、又差遣し、以上三度遣し候。八尾の渡邊勘兵衞居たる所へ、三度遣し、其後坂井與右衞門・堀伊織・淸右衞門三人罷越し、旗本の幟、今少し出し申すまじくやと申すに付、淸右衞門、井伊家へ使に遣し、淸右衞門は、馬を乘倒し候故、和泉守乘替の馬を借り、井伊家へ參り、口上申述べ、返答致し候內、八尾に居申候敵の幟、崩れ候と見えたる故、最早何事も入らずと、井伊家申され罷歸り、其儘申聞け候へば、又平野へ差遣し候。其時は和泉守乘下の馬を借遣し候。其使の時は、平野追討に致し、戾り候時分、參着したり。是はさしたる儀に

も無之候へども、自分の高名を貪らず、終日右の如くに馳廻り候奇才、又和泉守、能き人を使ひ候儀をも、相顯し候へば、井伊家へ始終申合せ、職分を重んじたる趣も、自然と相見え候故追加す。

增田兵部を、當家へ討取り候儀、其節は不分明、後日に相知れ候。仔細長き事故、本文略し爰に出す。　磯野平三郎父は、右近行信と申し、江州佐和山の城主磯野丹波守末葉にて、上に記し候通り、平三郎、平野にて能き首取つて、色々穿鑿致したれども、兎角知る人無之、是非なく其分にて打過ぎ、二年程過ぎて、或日一人の老女、平三郎が屋鋪に來り、逢ひたき旨願ふに付、呼出し候へば、老女云、先年大坂表にて、錦の陣羽織着たる大將を、御討ちなされ候其節。差領銘の物三腰迄添へて、御取りなされ候由、誠にて候やと尋ぬるに付、成程其通りにて、其太刀は澤田但馬家來に遣し、助けてくれたるを謝したり。　其餘の二腰と錦の羽織、手前に所持致す段、申聞け候へば、何卒一目御見せ下さるべしと望み候故、其方女の身として、武具を見て何と仕候やと、なじり候へば、彼老女淚を流し、何を隱し申さん、其大

將は、增田兵部殿にて候。我等は則ち乳母にて御座候。其時兵部殿、大坂へ御味方致され候へば、秀賴公殊の外御悅なされ、御手づから錦の陣羽織・二腰の御太刀を下され、組の士足輕其外三千人の大將仰付けられ候時は、我等女の事に候へば、何の辨へもなく、元の大名に立歸られ候やうに存じ、悅び申す所に、五月六日夜の中に出陣ありしが、再び音信も御座なく候に付、隨從の者共逃歸り候故、尋ね候へば、平野迄は御供致し候へども、其後は知らずと申す。又は平野にて討死ありしを見たる者ありとも聞き、口惜く悲しく存じ、せめて亡骸を見出し、葬りたく候へども、女の身として尋ねにも出でられず。其日を命日と存じ、水を手向けて回向致し候へども、目當に仕るべき墓所もなく、いとゞ心苦しき月日を送り候所、此頃人の噂にて、藤堂樣御家中磯野平三郎と申す人、錦の羽織着たる大將を討取り、其姓名知れずと申す由を承り、偖こそと存じ、兵部殿身の上の事承り屆けたく、是迄參りて候と申聞け候に付、平三郎申候は、左程計にては不分明なり。其錦の羽織は、如何なる紋から、色は何色と尋ぬるに、能く覺え居る。三腰の刀を尋ね候

へば、太刀は備前兼光、差添は石船切と銘御座候。一尺八寸長、手差は九寸計りと、申す所少しも違はず。今は疑ふ事之なしと、羽織·打物取出し見せ候て、則ち老人心底推察し、不便に候間、此内一品、何にても望に任せ遣すべき段申候へば、此九寸五分は、兵部殿出生の時、父右衛門殿より遣され、身をば離さず持たれたる物に候間、之を我等に給はり候はゞ、佛壇に差置き、朝夕の回向をも仕度由申すに付、則ち吉光の短刀取らせ遣したり。是に依つて平三郎高名、始めて相顯はれ候由申傳へたり。或人之を論じ言ふ。甲の者申すは、增田程の勇士に候へば、討死は覺悟の前と相見え候。其武器或は甲の浮け裏、羽織の裏にても、姓名を記さず。若年故心付かずと申すに付、乙の者申すは、盛次が心底を察するに、此時父右衛門尉尙存生にて、武州岩附に、囚の體にて有之候へば、我れ大坂に一味して、討死を遂げたりと、兩御所聞召され候はゞ、必定父長盛一命を絕たるべしと、氣遣に存じ、眞實に、大坂へ忠節は盡し候へども、手前の名出し候事を、深く包みたる事と相見えたり。甲のいふは、其說の如くにて、兵部孝心殊勝なる儀乍ら、武德

編年に、其歳五月廿五日、岩附の城主高力攝津守に仰せて、右衞門尉長盛を自殺せしむ。倅盛次、若江に於て戰死の事、上聞に達する故なりといふ事を載せ候へども、此説も如何あらんといふ。乙申すは、磯野平三郎、盛次を討取つてさへ、之を知らず。況んや其餘の人、兵部討死の儀、知るべき樣なし。此等は庸人臆度の說にてあるべし。右衞門尉自殺の事は、別に來由ある事の樣に聞えたり。總て關ヶ原合戰の時、石田一味の者共は、合戰相濟み候以後、何れも御宥免にて、罪重きは所領沒收せられ、命を御絕ちなされ候は之なく、正しく台德院殿尊公に敵對し奉りし眞田父子さへ、助命せられ、高野山へ蟄居仰付けられ候事、是關ヶ原御合戰は事濟みに似て、未だ濟切り申さず候處之あり。天下の大小名志を改め、御味方に奉レ屬候樣にとの御賢慮と、乍レ恐奉レ察候。大坂御陣は、關ヶ原の本濟口にて、今般の御合戰に、日本の大小名、大坂へ同意候者は一人も之なく、御當家御武德堅く候儀、御見屆なされ候上は、此處に於て、以前に引替へ、其餘類御穿鑿なされ、追々召捕り、首を刎ねられ候。秀賴公孺子國松丸・長曾我部・大野道犬を始め、水

原石見父子等、擧げて數へ難く候。増田右衛門尉は、實に石田が腹心の黨、御當代深き御敵に候へば、生かし置きて何の益なき者に候。彼の兵部も、一旦御旗本に召加へられ候ても、心腹の儀之なく、上に記し候通りの儀に候へば、兵部討死の有無に拘はらず、右衛門尉一命は、是非今般は遁れ難き所と相聞ゆ。盛次若き故に、此所心付かずや、又心付きても、ならざる迄も、父への寸志にもあらんや、誠に哀れなる志と、感じ入り申す儀なり。

天王寺口合戰覺書

押陣の次第

七日未明、和泉守人數相調へ、八尾より出陣、此節手配の事、左先手は藤堂宮內少輔に佐伯權之助・藤堂采女・渡邊掃部、其外鐵炮頭相加はり、右先手は渡邊長兵衛に須知主水・藤堂主膳、其外鐵炮頭相加はり、和泉守旗本を以て中備とし、藤堂仁右衛門・藤堂勘解由、浮組は旗本に相從ひ、藤堂新七郎・桑名彌次兵衛、浮組は梅原勝右衛門

に、當分支配申付け、先手に差添へたり。

昨夕、平野邊に於て討取る首共、今朝御首途の血祭祝ひ奉り、使者伊東吉左衞門を以て、將軍樣御途中迄獻上仕り、其節將軍樣千塚御陣營中より御出馬、御道筋若江・八尾御通り遊ばされ、昨日の戰場の樣子、御見及び遊ばされ候由、右に付吉左衞門、早天より玉串堤へ御出迎申上げ、扈從衆に謁し、右の首共御披露に預かり、一段の御機嫌にて、上意も之ありし由。

謹んで按ずるに、此節大御所樣、豐浦より御出馬、國府街道より片山道明寺、昨日の戰場の樣子、御見及び遊ばされ候由、吉左衞門首披露の土地不分明なり。

和泉守、平野迄出馬の所、物見の者乘歸り、加賀の人數早岡山道迄張出し、越前の人數も、天王寺の南へ繰出し、本多出雲守・小笠原兵部少輔其外諸大名、出張致され候衆も相見えたり。大坂よりも、段々大數押出し、岡山より茶臼山邊迄、所々旗指物相見え候旨註進す。和泉守、地理の樣子相考へ、先手を進め、桑津の西迄押出し、此所にて暫く押留まり、兩御所の御下知を相待ち、細川越中守馬廻迄にて、此方人數

の右の方に控へられ、彦根の人數は、又其右に致され、出張互に使を以て、何角の儀申談じたる由、水野日向守、大御所の御先手にして、阿部野より越前勢の左の方へ廻り、伊勢・大和其外の諸大名、加賀・越前の左右へ相詰めたりと、委しき事は記錄せず。

按ずるに、岡山は、古名猪飼の岡といひ、茶臼山は、荒陵と之あり。則ち荒陵山天王寺と號す。後世其形によりて、茶臼山と稱ふ。大坂御平均の後、二山共御勝山と稱ふると聞えたり。

又按ずるに、大坂は無雙の要害にて、西北の方は、淀川の水筋を受け、東の方は、平野川・河內川・巨麻川の水、一つに落合ひ、志貴の口にて、又淀川・大和川一つに落合ひ、三方は天成の堅固にて、只南一方少しの坂計りにて、さしたる要害なし。之に依つて乾堀を掘り土居を築き、高津より玉造迄、外郭の要害を構へ、之を總堀と名付けたり。去年御和睦の砌、總堀を埋められたるに、種々俗說あり、信用し難し。今按ずるに、東横堀九之助橋より、上本町札の辻迄、町屋の裏通り、一筋

通りたる堤の如くなる道あり。道の北一段低き所、畑に相成り之あり。是舊時總堀の埋跡といひ傳ふ。夫より東の方、眞田山と木綿町との間を拔け、玉造に至る此間所々折廻り、明かに見え難し。高低の樣子内外の分は、相知れこれあり。何分總堀埋み候ては、南表全く要害之なきに付、大坂勢、悉く岡山・天王寺の筋へ出張し、三方の要害は、橋を引き舟を燒き、用に立たざる者共を、番兵に置くなり。將軍家も、深き御軍慮を以て、東西は御攻なさらず、北の方も、京橋口へは、御人數も向けられず、只石川・南京極を、天滿の方へ、仰付けられたる迄と相聞えたり。俗間の書に、伊達氏舟場へ向ふといふ、眞僞不分明なり。

日少し昇りたる頃、御使番衆參られ、將軍程なく御着陣、御下知を加へらるべき間、先づ諸勢、兵糧相調ふべきの旨、相觸れらる。辰の刻過、相印相詞念入るべく相觸れらる。其後暫あつて、陣場御巡見の由沙汰之あり。追付將軍家御供騎馬十四五騎、一樣の唐人裝束にて、和泉守人數立て候所へ、成らせられ、御傍近く召させられ、御密事に仰聞けられ、又御馬に召し、外々の陣場へ御越遊ばされ、其以後岡山の方

へ御出張、加賀勢の跡を御詰め遊ばされたりと、書載せ之あり。

按ずるに、和泉守、平生は物に拘はらず、何事にても打明し物語したりしが、御上へ申上候儀は、殊の外愼み、年來種々仰を蒙り、又御爲を申上候儀、一生口へ出し不ㇾ申、此節度々御密談の儀も、如何なる御樣子に御座候や、申傳へもなく、相知れ難きのみなり。

大御所より上意として、御使番衆參られ、只今平野迄御押遊ばされ候。程なく天王寺表へ、御出張有ㇾ之、尾張・遠江の二君へ、軍の御取計遊ばさるべき由に候間、暫く合戰始め申すまじく、猶將軍家より、御下知あるべくの間、其分相守るべくの條、仰下され候事。

按ずるに、右平野川へ落合ふ一筋の川、古とは模樣變り候由、內巨麻川は、依羅池より流るゝにより、大なる相違もあるまじきか。其節河內川と稱へ候は、河州丹北郡より、攝州住吉郡喜連の西へ流れ、此所に息長川と名付くる古跡あり。夫より桑津を歷て、巨麻川に落合ひ、東成郡舍利寺村に至りて、平野川へ入る。新大和

川を掘開かれ候節、舊河內川の源を立切り、住吉道西爪破の間より、樋を以て新大和川の水を引き、田地用水を取り、猶西・喜連兩村の惡水落合ひ、中野村の東口を北へ流れ、平野・桑津の間より、村寺へ流れ、平野川へ落合ふ、之を今川と稱ふ、細き川なり。元和時分とは、川筋甚だ違ひし由。然れども古の川筋相知れず。此邊の地理、今の巨麻川・今川を以て記錄す。依羅の池は、甚だ大なる池にて、新大和川は、池の中を西へ通し、兩方堤にて堰切る、池水は高く、川は低し。右池川の北にて、古の半分程になり落つる、只今巨麻川と申すは、至つて細き流なり。

先手合戰之次第

巳時過、兩陣段々相進む。兎角合戰見合せ申すべき旨、度々御下知之あり。弓・鐵炮も未だ打たざる所、毛利豐前は、先備より鯨波を上げ、鐵炮を打かけたり。和泉守がいふ、關ヶ原の御合戰の節も、敵より鯨波を擧げたり。先例よく候間、今日も決して御勝利目出たしといふを聞き、手の者共、愈勇みたりといひ傳ふ。

天王寺表は、越前家先備より合戰始まり、秋田城之助など早手合ふ。本多出雲守・小

笠原兵部大輔、諸勢に抽んで相戰ひ討死せり。右に付大坂勢勝に乘りて、殘兵を追來る。時に藤堂・井伊・細川三家の人數も、一同に押出し、進み來る敵を追戻し、先手藤堂宮內少輔高吉・佐伯權之助雄定・藤堂采女元則・渡邊掃部〔脫字アルカ〕宗・鐵炮頭・母衣の面々、桑津の邊より田の中を、押出し、沼を三つ渡りて敵に取附き、母衣組落合半兵衞・馬廻横井四郎右衞門・森甚之丞・仁右衞門浮組赤尾嘉兵衞・佐伯家來寺島正兵衞・采女組玉置角之助・同甥佐右衞門・渡邊掃部組小野正兵衞、思ひ〳〵に鎗を合せ高名す。寺島正兵衞、東衆敗軍の刻、權之助傍を離れず、此方へ其後先へ出で、敵一人見掛けし所、牛の舌の指物武者、二人の敵に揉合ひ居たり。正兵衞詞をかけ候へば、兩人を捨て、正兵衞に突懸りけるを、押詰め一刀切り、其儘組み、池の中へ落重なり、取つて押へ、首を取らんとすれども、先達つて疵を蒙り、手叶はぬ故、采女家來長田理助を賴み首を討たせ、采女へ見せ候へば、働の段能く見たり。早々差上候樣にと申すに付、本陣へ持參候所、其日の一番首なり。見知る人有之、大坂御譜代佐久間家助と申す士の由、和泉守殊の外賞美して、能く仕たりと、二度迄詞を懸けたり。

此池、地名を載せず。按ずるに、其時和泉守旗本、未だ天王寺迄押さゞるに付、先手計り是迄來るは、大方毘沙門池にて有之べき樣に相見えたり。

森甚之丞は、先崩れ候へども踏怺へ、左の方にて、采女高聲に名乘るを聞付け、夫へ參り、采女内記に詞をかけ、夫より廿間計り先にて引取り、敵を附け行き突倒し申し首取つて、是又早き首なり。

落合半兵衞は、澤田但馬手を駈抜け、谷々を三つ越え、三つ目谷にて、好き敵を突伏せ、甲と共に首を持たせ、本陣へ持越す。今日三つ目の首なり。

横井四郎右衞門・清水新助、旗本より先手へ使に行き、鎗を合せ、兩人とも首を取る。

前に記し候通り、和泉守朝の間は、暫く人數押留め、越前勢合戰始まるに付、先手より繰出し候樣下知し、其時諸家人數込合ひたり。本道を行きては、遲くなるに付、沼田を越し敵に取附きたりと、指〔本ノマヽ〕にも記之あり。

此口へは、毛利豐前勝永手にて、右の通り取合ひたる所へ、井伊・細川の人數、竝に和泉守先手右備渡邊長兵衞・須知主水・藤堂主膳、其外鐵炮頭、段々に押詰め、突立つる

に付、大坂勢戰ひ疲れ引足になる。此節大坂勢物頭より内引取る道筋、堤の脊にて藥筥を並べ、火繩を挾置き、少し退くと火の發するを相圖に、取つて返し候へば、關東勢何れも崩れたり。

右梅原勝右衞門・安波久左衞門兩人の家譜に、書傳へたり。其地名詳ならず。武德編年に、岡山邊にて、埋火はねたる時、御旗本騷動したる事書載せたり。此事甚だ似たり。和泉守が先手は、天王寺より押し、岡山とは土地遙に隔たり、斯樣の事兩所に之あり候や。但し書誤りて、岡山と記せしや心得難し。右實錄に合はず。

其節踏止まり候者共は、佐伯權之助、竝家來衞藤傳左衞門・同宗左衞門・泥谷仁左衞門・高畑多兵衞・佐伯兵左衞門・同久左衞門・高畑五左衞門・長田三郎兵衞・須知主水、竝組富谷太郎八・横田喜左衞門・悴藤十郎・横濱清右衞門・坂崎佐助・山田治郎太夫・横田勘左衞門等、藤堂采女竝組湯川甚太郎・富屋三郎右衞門・川口善九郎・藤堂主膳　竝組長尾兵吉・櫻木五左衞門・鯨江九右衞門・土佐組杉立九郎右衞門等、所々にて踏止ま

り、鎗を合せ高名す。
宮内少輔家來小澤卯右衛門・堀口平兵衛・主膳組藤堂孫八郎・北庄三四郎・主水組佐久間勘右衛門・山川源助・新七郎浮組淺井理右衛門・杉立十左衛門・安波久左衛門・土佐組入交助左衛門等、烈しく相戰ひ首を取る。
内堀口平兵衛、甲首一つ素首二つ取る。淺井・佐久間・入交・北庄は、甲首一つ宛、其外は素首なり。
淺邊長兵衛父子、竝家來共踏留まり高名す。豆竹少右衛門以下、首數七つ取り候由。委しき儀相知れず。組兩日の首數、凡六十二と相記す。藤堂與右衛門高淸・竝與力組家來働の樣子、委しく相知れず。兩日の首數五十一と、家記に之あり。玉置平左衛門家譜、七日味方崩立ち候節、與右衛門に附從ひ、所々にて踏留まり、其後伊川八右衛門・遠藤勘右衛門等、一所に掛り、鎗を合せたる由記錄す。其外主水組山田治郎太夫・山川源助書出しにも、先手に於て働の樣子、與右衛門を證人に引き、相認めたり。
梅原勝右衛門竝子萬之助、甲首一つ取る。但足輕寒の一藏・森喜右衛門・田村十兵衛

も首一つ、合せて五つ之を取る。澤田但馬家來小寺淸兵衞・丹羽太兵衞・若林久左衞門・足輕山川佐平・竹田逸藏首一つ、合せて五つ之を取る。中村源左衞門家來平四郞、首一つ之を取る。村井宗兵衞は、自身一つ取之。中村源左衞門、昨六日強く戰ひ手負ひ、今日働不自由に付きても、猶組引廻し、敵近く追行く所、切所にて、敵大勢取つて返し突懸る。家來並組の者共、強く相戰ひ、手負數多出來、源左衞門も退き兼ねたる所に、鎗持矢之助といふ者强力にて、主人の鑓にて、敵大勢を叩き廻り、源左衞門を引退けたり。此樣子、加賀勢の內より見及び、其場にて貰ひかけられ、大家へ奉公に有付きたる由。近年迄も、源左衞門方へは、年始に書通も有之、同人よりも、書狀遣し申したる由申傳へたり。加賀にては、中林矢之助と名乘らせ、姓は則源左衞門、其節遣し候由。

右の外に、主水組伴角兵衞・田屋十藏・八橋十右衞門・栗田彌八・吉田庄八・吉積長助・釆女組安孫子九左衞門・山岡市兵衞・淵本長助・原田傳右衞門・大野木角左衞門・新七郞浮組小川三郞右衞門等、脇へ少し乘退け、敗軍に取雜せず、踏怺へたりと書出せり。

宮內少輔內中村新右衞門・疋田勘左衞門・大須賀七兵衞・渡邊長兵衞・野島治兵衞・土佐組安波三郎右衞門・權之助家來高畑キ稅、此口にて討死。安波は元來土佐組にて、元は長曾我部落去の節より、和泉守憐愍を加へ、其父刑部左衞門・兄久左衞門・弟傳左衞門、皆扶助を蒙り、恩分淺からず存候や、亥年城攻の砌、傳左衞門、竹束面へ出でて働き、鐵炮に當り手負ひ、當春に至り、養生叶はず死したり。三郎左衞門儀は、當春出陣前、藤堂采女へ申候は、此度は天下分目の御合戰、大切の儀に御座候。私は勝負に拘はらず、討死仕候て、御厚恩を報じ申すべく候。其段御聞置下さるべく候と、誓紙を以て申置きしが、今日井伊・細川の人數、立並びたる中にて、晴なる討死仕り、誓紙の筈を合せたり。此時分は輕き士迄も、斯樣に存念を相立て候者、珍らしからずと相聞えたり。

旗本合戰の次第

和泉守、桑津の西より沼田を渡り、天王寺の東へ押付け、太子堂の側に旗を立て、人數動かし申さぬ事。

按ずるに、此邊土地、今に於て深田多し。其節和泉守馬上にて一沼を渡り、二の沼は步行にて渡り、步兵川原三太夫・城井九兵衞、左右の手を引供したりと書載せたり。和泉守旗本を据ゑたる場所、坂井與右衞門が記錄に出でたり。

今按ずるに、太子堂は、天王寺東北の方に有之、此堂に登りて見渡せば、大坂方玉造・小橋の間一目に相見え、究竟の陣所。場數功者故、大きに心持有之、此所に陣を据ゑたりと思ふ。尤早朝には、此邊迄、大坂人數出でたれども、一戰に及びしほど引取りたり。細川家、毘沙門池の邊へ屯の由、實錄に相記す。何分大坂足溜はせざりしやと考ふ。

御所組大御所なり。御旗本、此時分桑津迄西に御押し、天王寺南越前勢の跡を御詰めなされ候由に相見ゆる。和泉守先手の者共、高名仕り、討取る首追々に持參し、早勝軍の樣子に相見えたる旨に申開け候所、何れも働きの段、賞美したる迄にて、倘以て人數を動かし申さず。尤大きに心持ありし事と申傳へたり。

按ずるに、和泉守、今日は先手御斷申上候は、昨六日とは趣意格別に相聞え、加賀・

越前の大軍を以て、御先手進められ、御勝負に於ては、危き事も無之候へども、今日は、諸手打込の合戰にて、關東方十五萬程の人數、思ひ〳〵に相働き候へば、御下知も屆き兼ね、諸勢何となく浮立ち候由、多くの大小名の中にて、如何なる野心の者あらんかと、互に心置かれ、少しの事にても、見崩れ開崩れしたり。折節大坂方の必死の勇士共虚に乘つて、兩御所御旗本へ切入り候はゞ、如何なる珍事の出來も、計り難き勢なり。股肱と御賴みなされ候井伊・藤堂、漫りに手廻りの軍卒動かし申さゞる儀、後には家中の者共存當り、其上今朝、御直に諚意を承り、祕策いか計りの儀や、是亦計り難く候へば、右見合せ出陣せざる事、意味あつての事と相見えたり。

紀州淺野但馬守、今宮の方より人數を出す。越前家備の跡を押通りたるを見て、何者ともなく、紀州殿裏切致さるゝと申出し罵りて、關東勢大に騷動す。和泉守下知にて、歩弓の者共に、矢の根を拔き、柄計り射立てさせ候へば、右の人數悉く散失せて、旗本を持固めたり。

按ずるに、淺野但馬守、前月廿九日、樫江の一戰に相勝ちて、後本國紀州一揆退治をして歸國、再び泉州路より、此筋へ出張と相聞ゆ。右誑言の事、和泉守步兵河原田三太夫といふ者の覺書にあり。難波戰記に、同樣の儀有ㇾ之、列相成談も之を取用ふ。難波戰記に、立花左近將監が備より、四百挺の鐵炮一度に打ちたるより、味方崩の事と記す。鐵炮繁く打つ事は、軍中の常、たとひ何百挺の鐵炮打ちても、左樣に驚く事は有ㇾ之まじく、又一說に、御旗本備の後陣の騷動するを見て、敵は跡にあるぞと心得、鐵炮の銃先振廻し、打つ玉御旗本へ飛落ち、別けて騷動したる由。斯樣の儀、家々に咄し傳へ有ㇾ之べき儀、右一二にても、其節思ひ遣られたり。

右の騷動に乘じて、眞田左衞門幸村、馬廻の勢を以て、大御所御備近く打つて懸る所に、越前家の旗本にて請留め、手痛く合戰し、支へ難く相見えたる所に、御譜代御旗本衆、追々馳合せ、所々にて踏止まり相働き申され、討死も多かりし由。

按ずるに、眞田左衞門合戰の樣子、奇密の說多く、此日、初めは茶臼山へ出で、夫より平野口にて伏勢を引廻し、又岡山に出でて戰ひ、後に天王寺表にて討死す。

其往來拔道の跡、只今に相殘り、誠しやかに書記す。今按ずるに、去年城攻の時、寄衆諸大名、元小屋を天王寺・國分寺の邊に構へ、人數番替々々に城際へ相詰め、竹束を附けて、右往來の道、人形々々の法を以て、地を掘り土を揚げ、城内より見えざる樣に、仕寄道と稱したるを、數十年の後に、相殘りたる跡を見て、合點行かざるもの、拔有などと取合せ、兵家常の事を知らず、誤を傳へたりと考ふ。

此日は、諸家とも堀乘を心懸け、前通道さへ明け候へば、敵を跡に置きても、北へ北へと押行きたる人多し。夫故茶臼山近邊、味方存の外薄くなりたる由。大御所にも、御備未だ定まらぬ故、別けて御人數定め難し。御旗本衆、強く働き申され候へども、やゝもすれば大坂勢、ひ烈しく相見えたり。和泉守豫て期したる事なれば、馬廻の兵を口口眞田が左の方より、横鎗に突懸り、必死を究めたる兵故、中々容易に敗り難く、手前の人數も度々突立てられ、母衣組の内海左門・横濱内記・右田才助・赤井惡右衛門・多羅尾佐兵衛・松原十右衛門・苗村石見・大津傳十郎・青木忠兵衛・柏木新兵衛・山上木工・小川五郎兵衛・須知九右衛門・菊川源太郎・米村兵太夫・奥田五郎左衛門・山田

甚右衛門・野依淸右衛門・長屋若狹・伊東兵庫等、馬廻梅原賴母・野崎內藏助・淸水佐右衛門・坂崎彥太夫・靑木二助・高木佐平次・谷吉兵衞・村瀨九右衛門・山路正兵衞・櫻木加右衞門・福永小四郞・熊谷佐兵衞・仁右衞門浮組津野又左衞門・平佐午之助等、粉骨を盡し、互に義を勵まし、鎗を取つて突返し、或は走廻り、こぼれたる味方を乘纒ひ、芝居を踏まへたる旨、何れも面々差出に書留有之中にも、母衣組今井二之助竝に梅原賴母・葛木半四郞、鎗下にて甲首取之。半四郞手負ひ、仁右衞門浮組八十島四郞兵衞・家來白井九右衞門、甲首一つ宛取之。同組櫻木彌十郞、素首一つ取之。四郞兵衞、父は八十島道除と申して、名高き能書にて、前方石田治部少輔に仕へ、歿落の後、和泉守召抱へ譜代とす。此四郞兵衞覺書に、舟場にて甲首取之。之は眞田討死、殘兵舟場の方へ落行くを追かけ、討取ると相見えたり。是又考の一項にもと書添へ置き候事。

母衣組古田內藏助、所々にて鎗を合せ高名し、疲れたる所へ、敵急に仕かけ組伏せたり。組荒川次左衞門之を見て、走り懸りて、上なる敵を一太刀切り候へば、內藏

助起上り退く所を、敵四人來り、一人は荒川に突懸り、殘り三人、內藏助を取籠め遂に突倒したり。荒川は敵と相突きに候へども、敵・荒川共に薄手故、逃げて首は取らず。然る所へ主水組原田安左衞門之を聞き來かゝり、古田をかこひ候へば、誰ともなく、相討なるぞと呼ばはりたり。原田對へて、相討にもせよ、母衣衆突伏せらるるを見て、其分に置くべきやと、彼の相手を二鎗に突けば、皆退く。若し相討にもあるべきやと首は取らず。古田は其所にて相果てたりし由、原田安左衞門差出に書出せり。

小姓組清水新助・仁右衞門浮組赤尾嘉兵衞弓役栗谷治左衞門、味方を離れ、深入して討死す。

清水新助は、小姓組にても、勝れたる勇士にて、昨六日朝、須知九右衞門同道にて、國分へ物見に出で、譽田口にて、大坂物見の武士に出合ひ、鎗を合せ、首を取り歸りたり。今日又先手使に行きて、鎗を合せ、かせぎたる樣子、諸人目を驚かせ、夫より旗本へ歸り、又此口へ相働き、眞田が旗本へ切入り討死する由、子孫の記錄に有之。

赤尾嘉兵衞は、仁右衞門討死の時、殿して、夕方久寶寺にて組打し、首を本陣へ持參の所、本多三彌、和泉守陣所へ參り合され、此樣子を見申され、殊の外稱美にて、高名の次第委く尋ねられ、矢立を取出し、書留め歸られたる由。今七日、和泉守使として先手へ參り、鎗を合せ、好き首一つ取之。家來小助と申す者も、首一つ取り參り候。和泉守も賞美す。猶以て身を惜む心もなく、手痛く戰ひ、討死したる旨、是れ亦子孫覺書に記す。

栗屋源左衞門合戰の樣子、記錄も之なきが、母衣組栗屋傳右衞門が差出に、七日に母衣衆同樣に、先手へ進み候所、悴源左衞門、後陣にて討死仕りたる樣子、知らせ申すに付、其事に家來を遣し、彼此仕候內に乘遲れ、手に合ひ申さぬ由を記錄す。是はさせる事も無之樣子なれども、先手旗本兩所にて合戰したる儀、明白なる事故記錄す。

此節は、關東方度々敗軍したる事、幾度とも無之由。何れの手といふ事もなく、不覺悟なる者は崩れ、甲斐ある者は、踏怺へたりと相見えたり。大身分藤堂三郎兵衞・

福永彌五右衞門・細井主殿、何れも踏止まり盛返したり。勘解由悴小太夫は、亡父組の士同道にて、旗本にありしが、吉田六左衞門・薗部儀太夫・玉置七左衞門・同太郎助・吉積五右衞門・三上與兵衞、並に小太夫が家來田中藤兵衞等、突立て射立て、敵を追崩し、松宮大藏鼻一つ取ㇾ之。委しく家の差出に記ㇾ之。

藤堂式部、昨六日、深手を負ひ候へども、今日は大切の合戰と疵を巻き、押して出陣し、旗本に相詰め、組家來を下知し、此口にて強く働き、鐵炮小頭榊原半左衞門・竹本喜右衞門・足輕五兵衞、首。一つ宛取りて、兎角する内、眞田左衞門が赤旗も、いつか倒れ、前通りに滿々たる敵勢、暫時が間に、敵共て茶臼山の左右に陣列正し、岡山諸共、兩御所御旗本も、立固めたる樣子に相見え、眞田を越前の手へ討取る由承り、右に付和泉守も、安氣したる故にや、式部並に小太夫・六左衞門など、其外弓鐵炮の者召され、先手へ加ふべき旨、申付け遣はしたり。此時式部、途中にて疵口より血走り出で、働相成らざる由、之を記錄す。

築山際鎗合の次第

和泉守先手宮内少輔・主水等を始め、物頭母衣の面々、竝に井伊・細川兩家にて名ある者共、今朝より入れ替へ〳〵攻戰ふ。毛利が備も遂に敗軍仕り、野中觀音あたりより、小橋野を北へ引取るを、東勢追かけ行く所に、越前築山の前にて、鐵炮をつるべかけ、好き武者七八十取つて返したれども、先挪し候所、和泉守母衣の者坂井與右衞門・中小路傳七・堀伊織、竝に岩本五郎左衞門四人にて追崩したり。千場の樣子、敵間十七八間の場にて、坂井與右衞門直義乘怺へ、岡本五郎右衞門參り、何とて下立たざるかといふに付、堀・中小路等馬より下り、坂井は十間計り乘向ひ、下立つ所へ、伊織も來り、互に詞を交す所に、敵の中より五六人、先に進み來る中へ、兩人鎗を入ると、鎗を引き退きたり。追懸け詞かけ、後を見返る所を突倒し、甲付にて討取之。中小路傳七、道筋にては押立てられてはと、道より東の方、廣場に馬を乘退け居る所に、白き四半に、黑き打入菱を付けたる指物にて、先へ四五人鎗を下げて行くを見て、馬より下りて道筋へ差向ひたれば、坂井與右衞門にも詞をかけ、返せ〳〵と申捨て、道筋半分程も行く所に、誰も居ざる故、左の脇より、細川家の佐藤傳右衞門と

申す者と詞を交し、又右の脇に、大島右衞門作來り詞を交し、堀伊織・岡本五郎左衞門も、右の脇へ參り、近くなる中に、敵より名乘れと申すに付、中小路と計り名乘り、早鎗を合せ、飛入りて突倒し、首を取るべしとする內、又一人懸り來り、是も突倒したり。首取るべくする所へ、細川家中藪三左衞門首所望に付、前に突きたる者の首を遣したり。後の首は旗本へ持參す。三左衞門は、內匠が子にて、右中小路が內緣もある由、差出に有之。岡本五郎右衞門安貞は、先駈□□たると見て、道より東へ乘上げて、佐伯權之助に斷り、一人先へ進む。敵歸り來り候所、小川五郎兵衞詞を交し、夫より道筋へ出で、馬より下り、坂井與右衞門に詞をかけたれども、有無の返答無之。又十間計り先にて、秦ノ半平見かけ、五郎右衞門に詞をかけ、是にて鎗仕るべしと申すに付、見事に候と申し捨て、先に中小路傳七居たる所へ、堀伊織と兩人走付、傳七右の方にて鎗を合せ、一人突倒し候へども、首を奪はれ、此時に腕を突かせたりと書出す。

堀伊織、其節の差出、紛失して相見えず。是又一人鎗付け候へども、他家中の者大勢

有レ之、首奪はれたりと、子孫迄いひ傳ふ。右の場所にて、敵大勢なれども、右の四人にて突崩し、他家にても稱美し、藤堂家の四本鎗と申す由、申傳へたり。

右の節、大島右衞門作竝に細川粂兩人、跡を詰め見屆けたる由。以上六七人の者共、逃る敵を追かけ行く所に、右細川家の内一人、老武者にて先に立ち、鎗を橫たへ長追せざるものと、何れもを制したり。

新七郞浮組渡邊八左衞門・主水組秦ノ半平・熊谷七兵衞・主膳組石田小右衞門、又同時に踏留め鎗を合せ、何れも甲首取レ之。組坂井・堀などに、少し場所違に付、高名薄き樣子あれども、只今にては、其模樣詳ならず。八左衞門鎗を合せたるは、坂井・岡本より少し早く候はんや。甲首二つまで取レ之所、何れの手や紫母衣付けたる武者來り、内一つ奪はれたり。秦ノ半平は、中小路が左の方にて戰ひ、鎗にて突く、敵、谷へ落ちて、首取る事叶はず。又先にて鎗を合せ、甲首取レ之。熊谷七兵衞は、右衞門作と同所にて、堀・坂井等鎗を合すを見て、先へ行く敵をつけ谷へ下り、鎗を合せ首を取る。敵の馬奪ひ取り、乘りて先へ行き、釆女見る所にて、又鎗を合せたり。首は

取らず。

按ずるに、右築山と申して、去年城攻の節、諸手仕寄場に、何れも築山一つ宛築き、城内を見下し、石火矢など打たせ、中にも越前家は、眞田が出丸、東南に攻寄せられたるにや。此口甚だ固くして、攻め難きを以て、別けて高く築かれたるにや、數多の中にも、之のみ相殘り、只今に、大坂御役人御巡見場に相なりし、其地板行の大坂圖にも載せたるが、藤坂の東山手に、心眼寺といふ寺あり、元和已前より有之古き寺の由。其南の方に、慶傳寺と申す寺内、實に築山跡なり。御巡見には、夫より南の方を案内す。

大坂勢大敗軍となり、是より別れて二筋の道へ落行く。一筋は築山の東より、清水町の出口へ行き、一筋は築山の西より、藤坂へかゝり、黑門口へ落合ふ。此節岡山の敵も、同じく敗軍、小橋野へ出で、築山の東を通り、黑門口へ入るもあり。又北へ越えて、大和橋口へ引取るもあり。兩所の敗軍故、甚だ込合ひ、加賀勢、其外岡山表關東勢も、之を附きたり。家々の旗引きも切らず、玉造の方へ押行く。和泉守旗本の幟、

未だ見えざる故、藤堂式部殊の外いらち、細川主殿を以て、右の様子本陣へ申越し、早々旗取遣し、然るべき旨申遣す。主膳も組車山惣左衞門を以て、同樣申遣すに付、和泉守尤と承引して、旗奉行九鬼四郎兵衞・藤掛勘十郞に命じ、旗共を先々へ押させ、自身も馬に打乘り、かゝれ〳〵と下知す。馬廻步武者も、列を亂さず、小橋の方へ押したり。

按ずるに、昨日の一戰は、和泉守、何とぞ人に勝れて、御奉公仕り、去年以來の申譯も相立てたく存候てさへ、沙・星田の邊を心許なく存じ、輕々しく旗本を動かさず。況や今日の儀は、全く自分の功名に志さず、兩御所御安危、旗本を詰め、先手の高名相顯す儀、未だ心付かず。式部・主膳など申越すに付、始めて旗を進め、玉造迄押詰め候事と、後世には料り知りたり。式部・主膳は、家臣の身として、諸家に後れてはと存候事、主人への忠志甲すに及ばず。此儀一通りにては、和泉守の手後れの樣に相聞え候へども、御當代へ對し奉り、深忠の志相顯れ候儀、之に過ぎぬ樣に、今以て思はる。

大坂勢柵を締め、踏止まり候へば、追ひ來る關東勢、一人も柵の內へ入る者なし。外より呼ばはる計りなり。然る所へ藤堂主膳組北庄三四郞、跡より來り此體を見て、少しも臆せず柵中へ駈入り、加賀の士神尾主水と名乘り、是又續いて駈入り、敵も進み出でて鎗を合す。三四郞、鎗下にて一人突倒し、首を取らんとする所に、又一人眞野豐後組と名乘り、三四郞に突懸る故、是と仕合に又突伏せ、其內に田中源二郞・本庄助作・榊原八右衞門・加藤長右衞門・小森少右衞門等、追々込入り、左右にて突立つる故に、三四郞相手の首を取り、少右衞門も、其場にて首一つ取レ之。此節に至り、大坂勢悉く敗走し、再び出でず。

先達つて引取りたる者、城內へ入りし者有レ之候へども、遲く引取り候者は、關東勢早城邊へ入廻り、城中所々火かゝり候故、行方知れず。其儘舟場・天滿・京橋の方落行くに付、此節に至り、最早つかへる者も之なし。

其內に、和泉守柵際迄乘付け、黑門前に旗押立て、先手諸軍勢も、皆旗本へ寄集り、未だ申の刻には相成らざる由。主水組八橋十右衞門・吉田庄八、少し跡より來りし

が、柵中へ乘込み、早中を二町程行き候へども、敵一人も見えざるに付、又柵際迄乘戻る。

加賀・彥根の人數は、申すに及ばず、脇坂淡路守・谷出羽守・細川越中守・本田三彌、追々押詰められ、其外諸大名御旗本の諸士、多く有之候へども、藤堂家實錄に、名前書載せ候計りを書出す。采女組長野喜太郎、昨六日馬を乘放し、借馬にて少し遲く、四五丁計りにて、采女に附く。脇坂淡路守殿、左の方を乘拔け候へば、和泉守の者かとの尋故、采女は、先へ參り候と對へたる由。其外玉置七左衞門・三上與兵衞・吉積五右衞門なども、脇坂殿の御目に懸り、御言を請けたる由、差出に有之。薗部儀太夫、玉造近所にて、谷出羽守殿に御目にかゝり言をつがひ、其側大島佐太夫と申す人有之、和泉守殿衆が、申合すべしと御名乘り候由も書記したり。松宮大藏も、小橋野にて、御旗本半彌と申す仁に、詞をつがひたる由、書出したり。是は定めて本多彌三郎殿と覺え、手かひと相見えたり。

按ずるに、諸家共に、城乘を心懸けたる者多く、或は所々に火をかけたる類有之

由。和泉守手にては、左樣なる儀は無之。長屋若狹が差出、母衣衆同然に、玉造柵際へ參り候所、所々火ども揚り候故、夫より城へは參らず候と相認む。是は他家の軍勢、早く總構の內へ入り候者共、町屋所々火をかけて、跡より來る者、路之なくと相見ゆ。前段申す如く、元來今七日の儀は、井伊・藤堂は、御旗本の守護と詮意を蒙り候へば、先手よりも、御旗本合戰の始終を見屆候儀を趣意と仕り、夫故に城乘の儀、一向存寄も無之、柵際迄押詰めたるを限として、城に火をかけ、或は落人討留め候樣の働、申付けざるの由。元來和泉守弓矢の風と、古老の者共申傳へたり。今木綿町の表に、小山二つ有之、西にあるを眞田山と申し、東にあるを宰相山と稱へたり。土人の說には、五月七日、加賀宰相・大坂勢を追詰め、此山へ旗を立てられたりと、斯の如くに覺えたり。此節、越前・加賀、共に官途少將にて、未だ宰相に轉せられざる已前の儀、此說は取るに足らず。古き難波の圖を見るに、宰相山の名あり。玉造の南、今切相違なし。然れば此二山、中古以來宰相山の名有之、慶長甲寅の役、眞田左衞門、此山を出丸と取立てゝより、眞田山の稱ある、勿

論に候。偖舊名を存し、一を宰相山と稱へ候へども、古は二山共に宰相山、後世は兩山共に眞田山にて候事。○玉造總構出口を、黒門口と申す由。今按ずるに、木綿町より少し坂を下り、清水町へ懸る所を、古黒門口跡と申傳へ候。其東大和橋町の通を、追手筋と稱へ、前方札辻有之候。場所の者申傳へ候。又按ずるに前年總堀埋められ候節、池深く大きなる儀故、埋調へ申さず、堀端の土居を崩し、或は矢倉をも埋込み、池の面、所々にて田の畔の樣に、道付きたる迄に御座候由。依之今年御和睦破れ候砌、城中より人夫を出し、彼畔道を悉く掘切り、内通りに柵を結び、生玉口谷町口等の所、皆木戸をさし候由。家中の差出、總堀際迄參り候。今認め候も有之候へば、堀の形は、其儘にて有之候儀と相考ふ。所の者云、右黒門を引き候て、一心寺の門と致し候由。尙七日押詰め候刻、門有無の事相知れず。然れども初の木戸ながら、舊名故、黒門と稱へ候や、又は門未だ引け申さず候へども、敵味方の込合ひ候故に、門改番人等も之なき儀や、何分詳ならず。酉刻頃、城中に火も靜まり候に付、井伊家百田助右衞門・鵜岡吉右衞門に　步弓廿人

相添へ、城中燒殘りたる所に、若し秀賴公御座なされ候や、尋ねに參り候へと申さるるに付、兩人城中へ馳參り、方々見廻り、秀賴公御座がましき所を見及び、註進仕候由。是は他家の儀ながら、實錄に有之に付書載する。和泉守、暮に及び、馬廻計りにて、柵際を引取り、天王寺町八丁目に陣を仕候事。尤旗は其儘玉造口に立置き、先手の者共、夜中代る〳〵休息致し、柵際に相詰め、翌日秀賴公御生害迄、此口固め居申候事。

按するに、今、谷町より直に參り、天王寺村に取付き候所を、鹽町といふ。是即ち古天王寺町八丁目にて有之。但去年自火に此一町燒殘り、今夜宿陣に仕候や、又野陣仕候や、其段分明ならざるなり。

今七日、終日討取る首數七十九、使を以て兩御所御本陣へ獻上仕る。但又討死の者共、吟味を遂げて、取置等申付け、其外手負相檢め、疵養生申付け、名前書立て追て上覽に入れ候事。

今、岡山より、卅間計り西方に廻り、二間計りの塚あり。土人之を骨塚と稱ふ。其

時諸家より獻じたる敵方の首、此所へ埋められたる由傳へたり。

今一心寺・國分寺・舍利寺三ヶ所に塚有之。是れ卽ち關東方將士討死の屍を葬り候所の由。一心寺には本多氏を始め青山家迄、十四人の牌、御旗本間宮庄七郞牌も有之、過去帳も御座候由。舍利寺には牌もなく、過去帳も無之、一向不分明なり。

附錄

寛永中二代目大學頭高次代に、林甚右衞門と申す士召抱へ候所、先年大坂に籠城仕候由聞及び、其節の儀相尋ね候所、甚右衞門差出し候書付の趣は、先年大坂冬陣鳴野合戰に、眞野豐後組に罷在候先手は、渡邊內藏助にて、私共は跡備に罷在候故、手に合ひ申さず候。然れども岡村百々之助と申す者、討死仕候由承り候。扨は先手に競合有之と存じ、先へ參り、渡邊組青木七左衞門と申す仁に、詞を合せ申候へば、心懸の時、殘る所なしと、重ねての證據には、拙者罷立つべしと申候。只今は御家中に罷在候坂井助右衞門も、則鐵炮を持參り、一所に罷在候。其夜引取り申す次第、鬮取に仕候所、當り候故、餘組は先へ引取り候へども、豐後組は後に

下り、其内子供は、先へ引取り候へと、豐後も親々共も申候へども、何れも子供は引取り候へども、私は殘り申候て、卽ち豐後と一所に引取り候事。明る三日、今福へ鐵炮三百挺持たせ、前田六左衞門と私兩人押へ罷越し候事。

夏の役、眞野豐後と一所に、天王寺口へ罷出候所、いづれも居候所より、天王寺丑寅の角、敵合近く御座候に付、彌〻先へ參り、飯尾九郎右衞門・龜井五郞兵衞兩人參り候間、言葉を合せ罷在候所へ、味方敗軍と見え候へば、暫時恷へ申候內に、總敗軍に罷成候。是非に及ばず引取り申候。不破平左衞門・鈴木藤右衞門、斯様の者共に互に詞を合せ、豐後組にては、私跡より引取り、櫻の門迄參り候へども、最早本丸へ這入申候儀罷成らず、櫻の門の西の方にて、槇ノ島庄太・仙石淸左衞門・松井藤助・大野彌三郞・不破平左衞門・坂井助右衞門、此者共と一所に罷在候所にて、鎧武者刀を拔き持ち、參り候を、私詞をかけ、太刀討仕り、一刀仕候へば、十四五間逃延び候を、追付き、切伏せ首を取り申候。一所に罷在候衆見及び、坂井助右衞門、能く覺え申候。同じ頃、近衞殿下御挨拶を以て、戶波又兵衞と申す者召抱へ候所、是

れ亦先年大坂に罷在候由聞及び、相尋ね候に付、又兵衞差出し候書付の趣、先年大坂御陣の刻、五月六日合戰、私儀組の者引廻し、八尾堤にて鐵炮打合申付く。長曾我部使として、齋藤出雲參り候て、堤を引取り候へと、兩度申候に付、堤を引取る。夫より、長曾我部の供仕り、大坂へ引取り候へと、使參らざる內は、一足も堤を退き不ㇾ申候。私仕廻り候段、村田又左衞門と申す者、慥に存候。六日の晚は、又左衞門私仕廻りの樣子共を、長曾我部へ披露仕候。又左衞門儀、今程は松平隱岐守殿に罷在候條、其隱れ御座なく候事。

同七日には、長曾我部、京口へ罷出で、片原町に人數を立て罷在候內に、大坂敗軍になり申候。其時傍に居申候へども、有無の儀一言も申す者御座なく候。私申候は、斯樣に御座候ては、何事も罷成申さず候間、前の河原、討死所に能く御座候はんと申候へば、長曾我部も同心にて、甲を乞ひ申され候。此節は、甲も御無用に御座候。面を見せ討死然るべしと、私申候へば、同心にて御座候。然る所長曾我部人數、悉く散々に罷成申し、則ち敗軍の同勢に押立てられ、是非に及ばず罷退き

申され候事。右の刻、片原町一里計り參り候時分、跡より敵共大勢附き申候所に、私取つて返し、鎗を持て先駈仕り參り候。敵も鎗を合す。即ち鎗付け申し、殘る敵共追拂ひ申すに付、中內惣右衞門申候は、敗軍の時、しだるき永追はせぬ物にて候と申すに付、首は取り申さず候。難なく長曾我部供仕り退き申し、其鎗場二三十間も過ぎ候て、長曾我部申候は、桑名彌次兵衞、豐後にての手柄も、敗軍の時にて候へば、本國にて夫程の骨折らせ候て、互に本望を達し候はんものをと申され候。

右の樣子、土方新兵衞と申す者、慥に存候。渠は今程、松平下總守樣に罷在候。

大坂にて、七日長曾我部退口にて、手に合ひ申さゝる者、私一人ならでは御座なく候事。

同七日の日、長曾我部、河內の山迄退き申され候時分、最早夜に入り、馬も乘捨て、步行に成申され候に付、長曾我部、右の手を、私左の肩にかけ、夜半過に、漸く八幡山へ着かせられ候。長曾我部は、中內長右衞門と申候者一人召連れ、家來共は是に居候へと申され候。山の上へ上り、さて夜明方になり候て、我等共居申候所

へ下りて申され候は、罷退き候程手柄に候間、之より成り次第、退き候て見候へと申され候。其時私申候は、前後御供申候者、私一人、是迄御手も引き申候に、只今立退き申す儀、覺悟にも及び申さず候儀と申候へば、大勢附添ひ居候へば、忍ぶに結句忍び難く候間、有無に拘はらず退き候へと申され候へば、御供申し、結句御忍びなされ候所の御仇となり候へば、是非に及び申さず候と申し、長曾我部手をばとらへ、涙を押へ、夫より罷退き候事。

一、御凱陣の次第

八日朝、東の矢倉に火掛り、秀頼公御生害の由。程なく大御所御駕を催され、京都へ御登り遊ばされ候。諸大名、何れも猶以て將軍家の御下知相待ち候所に、他國の軍勢の中より、和泉守先手の者小屋へ、狼藉致候に付、梅原勝右衞門組足輕を以て、打散らし申候。二男萬助、其外岩崎傳兵衞と申す者も、討死仕候。

九日、將軍家、大坂を御引拂ひ遊ばされ、伏見の御城へ入らせられ候由。和泉守、義明を國元へ廻し、手廻計りにて御供仕り罷越し、翌十日、京都へ登り、二條御城へ參

り候。勝軍御賀申上奉り候所、御懇實の上意を蒙り候由。

十四日、大坂の落人小原石見、大宮邊に忍び居候由。和泉守家來柏原新兵衞註進致候に付、早速登城仕り、御内意相伺ひ罷歸り、卽ち歩兵頭伊東吉左衞門に、歩兵十人相添へ、新兵衞を案內者として、堀川と猪熊との間、姉小路に隱れ居申候樣子故、先づ一兩人忍びて樣子見せに遣し、何れも跡より參り候所、店に三人居て、內石見弟法師になりたるを、城井九兵衞生捕り、石見甥を、田中二郞左衞門等生捕り、一人は逃延び候。石見父子奥に居申候に付、吉左衞門組田中仁左衞門・西河次兵衞踏込み候へば、石見拔合せ、二三度打合ひ候內、九兵衞も參り、石見と半時計り打合ひ、互に手負ひ候內、石見庭へ出で申候に付、二郞左衞門走來り切合ひ候所、是も深手負ひ申候。石見は表へ走り出で、向の店先にて刀を杖に突き、其儘死し申候。石見子を吉左衞門生捕り、五郞助と申す二十計なる男、表へ逃げんとするを（脫字アルカ）石の遁にて相濟み申候。引取り候節、其町に宿を取り居り申候諸將二三十人も、拔身にて固め見物仕居申候。吉左衞門其外罷歸り、前後の次第和泉守へ申聞け候所、則ち石

見首を御實檢に入れ、子弟兩人は、手前にて首刎ね、甥は片桐主膳正の者に候故、相渡し申遣し候事。

十八日、二條御城へ召させられ、御前に於て、和泉守・掃部頭兩人へ、金銀の分銅二つ宛拜領す。

是は先達つて、大坂落城の砌、寶藏の燒跡の金銀多く有之、井伊・藤堂兩家へ下され候間、勝手次第掘取り申候へとの旨仰を蒙り候所、和泉守、掃部頭へ申候は、貴殿我等、八尾・若江の戰功は、天下の人見及ぶ所に候へば、何とか相應の御恩賞も下し置かる可く候間、灰せゝりは入らざる事に候。尤と同意して御斷申上候。之に依つて後藤庄三郎へ仰付けられ、右金銀の分銅を、何つともなく鑄申候由。重さ一萬兩宛御座候由。兩家へ拜領の意味は、如何と申傳へたり。

六月上旬、將軍家より、御目附衆を攝州・河州の境へ遣はされ、道明寺・片山・八尾・若江等、諸家見分仰付けられ候に付、諸家より功者一兩輩差添へ、右場に至り、互に功を爭ひ、論辯決し難く、甚だ手間取り候所に、和泉守よりは、靑木忠兵衞・小川五郎兵

衞兩人差遣し候が、八尾・若江見分の節、和泉守殿御合戰場は如何との尋ねに付、和泉守先手、右は若江にて、木村長門守と戰ひ、左は八尾にて、長曾我部旗本と戰ひ、御中備は萱振にて、長曾我部が先手と戰ふ。紛らはしき事少しも無ㇾ之と申候へば、御目附も感賞ありしとなり。

閏六月十九日、今般戰功御恩賞として、御加增地五萬石拜領。但し知行目錄等は、追々下さるべき旨仰渡され有ㇾ之。則其冬十月に至り、東國へ下向の時、先づ駿府へ參殿、大御所へ拜謁仕り、夫より江府へ參り候所、同月十五日、大御所江戶へ成らせられ御逗留中、十二月十一日、御加增地方御判物下し置かれ、其上別段の御感狀拜領仕り、同十九日、將軍家より右同斷、二通の御判物に、高木貞宗の御刀取添へ、頂戴仕候事。此時本知併せて廿七萬石高に相成り、二年過ぎ日光御造營御成就の後、勢州田丸城內附五萬石の地、御加增下し置かれ、高卅二萬三千石餘に罷成、代々相違なく御判物頂戴、後に田丸を、紀州の御領に御附けなされ候に付、山城・大和の內にて、替地拜領之あり。知領五ヶ國となる事。

七月十九日、將軍家京都御發駕、江戶へ還御。
八月四日、大御所京都御發駕、駿府へ還御。和泉守御見立申上げ、笠置を國許へ歸國。此度高名の者共剛臆、穿鑿申付け、則ち母衣組以下、先手旗本の侍共證人相立て、一組切に書付差出す。尙又梅原勝右衛門・大島右衛門作・本庄助作、神文を以て吟味役に申付け、委しく相檢め候古案の樣、代々傳來す。則今度御尋に付、右古案相考へ書付差出候儀に有之。但差出書、八月十五日十六日認め出したりと見えたり。
同月廿八日、此度出陣仕りたる組頭・旗奉行・鐵炮頭・母衣組以下、勝れたる高名仕りたる者共百十三人、恩賞として所領加增、或は金銀夫々に遣し候事。此時賞に洩れ候者、翌年に至り、追々加增等遣し候者數多有之。
戰死の者子供へ、家督相違なく申付け、子なき者は、弟甥にても遺跡相立て、則人別に父兄忠死の段、知行證文に書加へ、死後の感狀遣し候事。
伊賀・江戶留守居違背して、戰場へ罷出でたる藤堂與右衛門・同內匠・長織部、此三人知行取上げ、逼塞申付け候事。

按ずるに、當春大坂より手立を以て、城州笠置の地士を語らひ、若し再び合戰に及び候はゞ、近國の諸大名留守を窺ひ、其城を燒討に致すべき旨、卅六人連判仕りたる由。伊賀島ヶ原鄕の土民に、甚七といふ者、其外廿三人是に一味し、上野の郡奉行岸田庄右衞門方へ參り、申候は、今度殿樣御合戰勝利御祈禱の爲め、一の宮神前にて、御湯を上げ度、近江の百姓共申談じ候。其節何とぞ御見分旁〻御出座下され候樣願ふに付、奇特なる儀と存寄□□、則日限約束し歸り、甚七等も仕すましたりと喜び、拜殿の側に伏勢を置きて、庄右衞門を虜にして事を起すべしと、密々用意したる所へ、笠置無足人森島新右衞門といふ者、此節笠置は、未だ領分にては無之候へども、新右衞門貞實なる者故、前年冬陣の砌、國許より淀迄、兵糧武具等運送相賴み候所、甚だ都合よく相辨へたり。大御所山崎迄成らせられ、御人數橫渡しに遊ばさるべく思召し候所、和泉守、新右衞門、笠置船を以て、船橋を作り候樣にと相談す。森島いふ、さやうになされ候ては、伊賀より運送の御用、手支へ申すべく候。浮橋は淀船仰付られ、然るべしと申候。淀船調へ候はゞ、一

段の儀に候間、相働き候へと、則ち水垂村太右衞門と申す者相賴み、數多艜才覺し、浮橋の御用、滯なく辨じ申候て、和泉守大慶し、厚く謝禮を致し遣し候由。其後笠置、和泉守領地と相成候。笠置船に、藤堂家の舟印打ち候へば、木津・淀を越え大坂川口迄も、往來御免許を蒙り候事、全く右御用相勤め候規模と申傳へたり。扨當年夏陣にも、新右衞門、木津邊迄往來致し、兵糧以下運送世話致し候內、彼一揆聞出し、早々岸田庄右衞門方へ、密書を以て告知らせ申候に付、庄右衞門大に驚き、留守の奉行・物頭共へ申聞け、手立を以て、甚七以下廿三人の者共、磔にかけたり。右に付相考ふるに、大野主馬、郡山の城を放火し、和州西方を亂暴し、奥田・松倉など、南都を固め申され、其內に水野日向守、法隆寺に陣し、和州靜謐、四月下旬と相聞え候。然れば與右衞門・內匠等、跡より罷立ち、千塚陣所へ來りし旨、家譜にも記し候へども、右惡黨取鎮め候て、國中安堵已後、出陣とは相見え申候。然れども軍令不ニ相立一候に付、右の通嚴しく咎め、勢州三ヶ野村と申す所へ、蟄居致させ、此三人は至て身近き者、斯の如く申付候儀、私なき政道を、人々感服致し、

其餘の者共、賞罰の儀に於ても、異論申す者一人も無ㇾ之由。以後三年目に、長織部差赦され、知行元の如く、嫡子大學頭高次へ付け申候。五年目、兩人の者共差赦す。內匠儀は、本知三千石相違なく、但台德院殿尊公拜領の下總の地、此節取替申付候由。與右衞門儀は、二千石加增申付け、本知共七千石、侍組六十人・足輕百廿人支配致し、上野の城を預け、伊賀一國の仕置申付け、其上彼の砌高名したる加納六兵衞・玉置平左衞門・遠藤勘右衞門等、追々直參に召出し、高祿に取二立之一、其者共家譜に詳なり。是れ又和泉守骨肉の親類、格別戚憂共に相立て候儀と申傳へたり。

同年九月、渡邊勘兵衞儀、歸陣の砌より、暇相願ひ候へども、差留め置き候所、達つて相願ひ候に付、首尾よく暇遣し候。然る所今度國許立去り候仕方不ㇾ宜に付、追つて奉公構ひ候一件の事、元來勘兵衞儀、先年住吉表に於て、不調法の儀に付、左先手は取上げ候へども、元來心外の了簡違故、強き咎も不二申付一、則ち翌年出陣前には、中備先手申付け候へども、斷り申すに付、藤堂宮內少輔、中備隊將と仕り、渡邊長兵衞

相加へ、勘兵衞は忰長兵衞へ、差加へ罷在候趣に聞ゆ。右に准じ、何かすねたる儀共に有之候へども、八尾にて物見の軍勘兵衞鼻取り候て、長曾我部を喰止め、平野追討幷に翌日合戰にも、首數も多く候故、右の功を以て、何事も差免し、其儘召仕ひ候存念に候所に、其身心がかりの儀共多く有之故か、歸陣早々、暇の願差出候儀と相聞え候。然れども和泉守心底は、右の通り故、一應にては聞屆不申、其儘相勤め候樣にと申聞け候へども、再三相願ひ候に依つて、右の通り首尾能く暇申付け、猶何方へなりとも、勝手次第奉公致すべき旨、免許致し候。是は勘兵衞に限らず、和泉守家風にて御座候。然る所に、何と存候や、伊賀上野屋鋪引拂ひ候節、家來共手々に鎗を下げ、鐵炮に切火繩取添へ、出陣の如く長田川原より〔脱字アルカ〕此儀を和泉守聞屆け大に腹を立て、諸家へ奉公構ひ、追て申付け候。右勘兵衞心懸りと申すは、前年も間違の儀有之、其上五月六日朝の次第、勘解由同事に、仁右衞門手の横鎗致し候はゞ、其場都合、何方も宜しかるべきに、路を替へ、穴太堤を越え川原に出で相戰ひ、退口難澁に及び、細井主殿其外の援兵を以て、危き所を踏怺へ候儀、其已後、久寳寺町中へ

引入り候へども、堤のあなたに旗・指物立置きたる故に、之に欺かれ、追撃の期を延し、澤田但馬・山田次郎太夫等が、乘込みたるを見て、初めて人數を催し候故、手おくれに相成候。山中の先登にて、天下に名を得し勘兵衞事に候へば、與右衞門・掃部・主殿を始め、此場の見合、勘兵衞を賴に存居候所に、斯樣の仕合にて、人に先をせられ候事、何れも無念に存じ、兎角豫て存じたる程の者に之なしと、人々の心放れ、其後は梅原勝右衞門・藤堂式部などを、家中の者共奔走致し、勘兵衞方へ參りて、武邊の指南相賴む者、次第に少く相成候。是は別けて口惜き事に存じ、主人へ不足はなく候へども、傍輩への面伏に、達つて暇を乞ひ、扨引口に、斯樣の振舞致し候儀、是非なき次第に候。其以後御旗本へ、御奉公取持も候へども、和泉守並二代目大學頭、共に承知致さぬに付、其儀も相叶はず、生涯浪人にて、江州坂本にて相果て申候。俗間に渡邊勘兵衞覺書と申す書に有之、始に志津ヶ嶽の高名、山中の一番乘、郡山の城預り候節の一件を記し、末に大坂八尾口の儀を、自分一人高名の樣に書きなし、和泉守舊臣共軍法未練の由、甚だ惡口に及び候。浪人の後、遠懷多く、古主を恨み、斯樣の

儀共相認め候樣に申觸れ候へども、本編にも論じ候通り、右書中矛盾の說多く、其家の理に暗き申分も有之候へば、自作とは請取り難く候。坂本にて、勘兵衞門弟共、師門に私して、僞作せしものといふ跡も有之、さもあるべく相見え候。難波戰記、其外俗間に記錄有之、多くは右僞作の勘兵衞自記を、正記と致したる樣に相見え候。勘兵衞浪人中、山城國宇治田原鄕にも、漸く蟄居せし由申傳ふ。

附錄

元和六年、大坂城御再造遊ばさるべき旨、西國・四國・中國の諸大名へ、御手傳仰付けられ、和泉守、堀・石壁・虎口等の繩張相改め、一統に普請の差圖仕るべき旨上意を蒙り、度々彼地へ罷越し、家中の者共も、年々番替に相勤む。割普請場所の儀は、相勤め候家々に記錄有之。扨前後七年の間にて成就仕る。其節和泉守所持の石火矢筒廿挺、御祝儀として獻上仕り、玉造口に差置かれ候由。只今に五挺程は、其儘有之樣に承り傳ふ。其後寬永六年、重ねて大坂御城御普請の儀上意を蒙り、東の郭玉造口石壁繩張、御手傳共相勤め候事。

其節、取集め候石の餘り、今活魂・玉造・堂島等の所々に有ㇾ之、大坂留守居役の者、預りに申附くる。公儀御用の節は、大坂御役人より、留守居迄申來り、其後にて、御取らせ有ㇾ之候事。

右先づ戰功に預からざる事と雖も、只今大坂の御城を奉ㇾ祝篇末に書加へぬ。

死事繼嗣

藤堂仁右衞門子六内嗣五千石。藤堂新七郎子宗德嗣五千石。藤堂玄蕃弟九藏嗣五千石。藤堂勘解由子小太夫嗣三千石。桑名彌次兵衞子將監嗣千五百石。右五人士隊將なり。澤隼人子次郎九郎嗣千石。渡邊作左衞門子次男同千石。田中內藏丞子源次郎五百石。七里勘十郎子何某三百石。山田八左衞門弟太郎次兵衞三百石。中西文兵衞子龜之助二百石。內藤傳左衞門子小太郎二百石。竹村兵吉子金左衞門百六十石。松尾甚兵衞子九郎左衞門百五十石。矢守太郎助子市之助百五十石。三田村傳左衞門子傳十郎二百五十石。淸水新助子新藏二百石。淺木三郎左衞門子勘助二百石。淺木兵太夫子何某百五十石。桑名源兵衞子八藏三百石。依岡吉兵衞子何某百五十石。井口半

左衞門子半九郞二百石。田邊五郞兵衞子十四郞三百石。西河九郞左衞門子吉左衞門三百石。平尾勘七子猪之助百五十石。柳田金十郞子何某三百石。箕浦少內子喜藏五百石。稻葉猪之助子猪三郞五百石。三塚次兵衞子三郞次郞四百石。友田左近右衞門子助市幼少、寬永元年食邑五百石を賜ふ。赤尾加兵衞無二男子一有二一女一賜二父祿一、後甥西山何某配二其女一爲二名跡一、當時赤尾加兵衞三百石。中尾小十郞無レ子、至二寬永十四年一弟吉左衞門爲レ嗣三百石。安並三郞左衞門子忠兵衞、十五年以後食邑三百石を賜ふ。

陪臣小島傳助・濱市右衞門・山岸喜太郞・中村新右衞門・淵本權右衞門・高畑主稅

右六人跡嗣あり。

平野角左衞門・疋田勘左衞門・安並傳左衞門三人屬レ客、冬以二城開除後一皆有レ後。傳左衞門無レ子、甥六兵衞嘗仕二脇坂侯一十五年、去つて本藩に來り仕ふか、死蹟嗣食百五十石賜ふ。山岡兵部、東朝士山岡主計族なり。無レ後。津田數馬・竹中次郞兵衞・古田內藏助三人、無レ後、子弟あれども嗣錄を不レ詳、或は子弟なきか。杉山左門、藤兵衞弟なり。梅原萬助、勝右衞門二男、龜之助、勝右衞門三男なり。栗屋次左衞門、傳左衞門子

なり。岸田喜右衛門、庄右衛門子、前年間陣、青山四郎兵衛未考。林五郎右衛門、藤次郎子なり。玉置藤藏、東八族なり。西川九郎兵衛、多兵衛弟なり。橋本平兵衛、彌助族なり。右十五人皆無後。

戰死者共追善の次第

南禪寺金地院崇傳長老は、俗姓一色氏にて、和泉守嫡室の叔父なり。之に依つて前前より入魂に相交はり、同人先達つて大御所御懇意の仁にて、御内々上意を蒙り、大坂隱目附として、八尾常光寺に數日逗留有之、說法垂成等致され候に付、住持の僧甚だ尊敬いたし候由。右の由緒を以て、六日勝軍の節も、傳長老挨拶にて、和泉守本陣を常光寺に据ゑ、仁右衛門・新七郎を始め、討死の遺骸を、寺内に葬り候由なり。御凱陣以後、常光寺住持長老へ相賴み、右七十一人法號を附け、大位牌一本に連書して、裏に偈並序を彫り、當座の四句等致し候由。以後藤堂家代々の位牌を立置き申す事、當家の寄附にもあらず、全寺僧の心入を以て、仕り候事なり。扨仁右衛門を始め、小さき五輪塔を追々建て候儀は、年久しき事故、記錄も無之、小身の者

共、有無の儀不分明の事。

但牌面列名此所へ可入、略之。

牌陰文曰

牌面七十一亡者、泉州藤堂侯家士也。大坂兵革之時並軀枕戈、相共戰死于八尾。維時慶長廿年乙卯五月六日也。可謂祚金革死而不厭者也。實武門龜鑑哉。仍設牌位晨香夕誦、以充永刧供養、聊繫鄙詞于牌後、輝功勳於萬（脱字アルカ）也。銘曰、

忠貫日月、義横秋草、嗚呼忠臣、義今也卽亡。

河州若江郡八尾初日山常光寺

右は其當分に、取敢ず製したるものと相見え候。其仔細は、今年六月改元、元和に相改むる。此文尙慶長の年號を書し候へば、決めて五月中の儀と相考ふ。

右此書は、君公の文庫祕書並に西島八兵衛之友が書殘したる覺書、當家大身舊家の記錄共を、多く集めて、此に合せ彼を拾ひて、此書になりぬ。元來大祖君高山（高虎の事なり）は、

大神君無二の忠臣と思召し、御祕談其外多きによりて、何事も密にして、家中へ洩れざる事多しと聞傳ふ。此事知らざる治世に至りて、召抱へられたる家々は、犬坂の役に立たざるの輩、漸く他にて作せし杜撰虚妄の書などの片端を視て、我家の事實を說くを知らず、星霜百六十年に及んで、故實の隱れたる者も多かるべし。猶ほ童蒙の爲に之を書する事爾なり。

新東鑑追加卷之二一大尾

大正四年三月十二日印刷
大正四年三月十五日發行

國史叢書　新東鑑　三

定價金一圓

複製

編者　黒川眞道
發行者　國史研究會
右代表者　小瀧淳
東京市本郷區駒込林町二二四番地
印刷者　楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　東京市本郷區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會